

## 第2部 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査

各国の経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）においては、TRIPS 協定を基礎とした上で、TRIPS 協定を上回る規律を知財章に設けることによって複数国間で共通の知財ルールを策定し、さらなる知財保護の拡充を目指す動き（TRIPS プラスアプローチ）が見られる。TRIPS プラスの規定によって、手続面、実体面において我が国企業が安心して事業展開できるよう、交渉時に相手国へ制度整備を求めたことが窺える。

例えば、11 カ国が参加する協定として2018年12月に発効したCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）については、TRIPS プラスの内容が多く含まれており、加盟国は知財制度においてハイクラスな規律を遵守することが求められる。我が国も含め複数の加盟国はCPTPP 加盟に向けて知財制度の法改正を行ったことが確認されており、これらの改正が我が国の企業活動に与える影響について分析することは、今後のEPA/FTA 交渉戦略を検討する上で有用であるほか、既決EPA/FTA の見直し、新たなEPA 交渉を行うに際しても有益な情報となると考える。

### 第1章 CPTPP 加盟国における知財章の履行状況

#### 第1節 調査の対象

CPTPP 加盟国の法制度において、知財章の各規定がどのように担保されているか調査をおこなった。ここでは、各国の法令・運用で担保されるに至った時期（法令・運用の改正時期等）に留意して、知財関連条約の締結状況や、各規定に対応する各国の法令あるいは運用等の有無を分析した。調査対象とする国は、メキシコ、カナダ、豪州とし、知財章のうち、産業財産権（特許、意匠、商標）、及び、国境措置に関する条項に焦点を当てて調査する。

具体的には、①に記載するCPTPP 知財章の規定について、②の方法に従って履行状況をまとめた。対象となる各国の規定については、③に記載するCPTPP の交渉経緯を踏まえ、④に対象となる各国の法律を記載した。

#### 1. 対象となるCPTPP知財章の規定

- ・第18・7条 国際協定
- ・第18・9条 透明性（特許、意匠、商標）
- ・第18・14条 特許に関する協力及び作業の共有
- ・第18・18条 商標として登録することができる標識の種類
- ・第18・19条 団体標章及び証明標章
- ・第18・20条 同一又は類似の標識の使用
- ・第18・21条 例外
- ・第18・22条 広く認識されている商標

- ・第 18・23 条 審査、異議申立て及び取消しについての手続上の側面
- ・第 18・24 条 電子的な商標のシステム
- ・第 18・25 条 物品及びサービスの分類
- ・第 18・26 条 商標の保護期間
- ・第 18・27 条 使用権を記録しないこと
- ・第 18・37 条 特許を受けることができる対象事項
- ・第 18・38 条 猶予期間
- ・第 18・39 条 特許の取消し
- ・第 18・40 条 例外
- ・第 18・42 条 特許の出願
- ・第 18・43 条 補正、補充及び意見
- ・第 18・44 条 特許出願の公開
- ・第 18・45 条 公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報
- ・第 18・46 条 特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整  
(凍結条項)
- ・第 18・48 条 不合理な短縮についての特許期間の調整 (凍結条項)
- ・第 18・55 条 保護
- ・第 18・56 条 意匠の制度の改善
- ・第 18・76 条 国境措置に関する特別の要件

## 2. CPTPP 協定交渉経緯<sup>1 2 3</sup>

2010年3月、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の第1回会合が豪州で行われた。第1回会合の参加国は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8カ国であった。その後、2010年10月にマレーシアが参加し、9カ国となった。

2011年11月に、メキシコ、カナダは、それぞれ TPP 交渉に入る意思を表明した。

2012年12月に行われた TPP 第15回会合に、メキシコとカナダは、全体交渉会合として初めて参加した。

2013年3月、当時の安倍総理大臣が交渉に参加することを表明し、同年7月から日本は正式に交渉に参加した。

2015年10月、TPP 閣僚会合において、TPP 協定が大筋合意に至り、2016年2月に TPP 協定が署名された。

2017年11月、TPP 閣僚会合において、TPP11 協定が大筋合意に至り、2018年3月 TPP11 協定が署名された。

<sup>1</sup> 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉の現状 (外務省ウェブサイト)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01\\_06.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_06.pdf) (最終アクセス日: 2025年3月7日) .

<sup>2</sup> TPP 協定交渉参加に向けたカナダ及びメキシコの発表等 (外務省ウェブサイト)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp20120327\\_05.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp20120327_05.pdf) (最終アクセス日: 2025年3月7日) .

<sup>3</sup> TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定 (首相官邸ウェブサイト)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tpp2015.html> (最終アクセス日: 2025年3月7日) .

2018年12月30日、TPP11協定(CPTPP協定)が発効した。メキシコ、カナダ、豪州、日本のCPTPP発効日は、2018年12月30日である。

2024年12月15日、英国のCPTPP加盟が、10月16日までに英国を批准した加盟国（ブルネイ、チリ、日本、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム）と英国との間で発効した。その後、12月24日には、豪州との間で発効した。カナダとメキシコは、それぞれ批准してから60日後に発効する<sup>4</sup>。

### 3. 対象となる各国の法律

メキシコ、カナダ、豪州の知的財産関連法の現行法を以下に記載する。また、メキシコ、カナダについては、2011年11月のTPP交渉に加わる意思表示時点に有効であった知的財産関連法の改正経緯を、豪州については、2010年3月のTPP協定第1回会合時点に有効であった知的財産関連法の改正経緯を併せて記載する。

#### (1) メキシコ

メキシコがTPP交渉に入る意思を表明したのは2011年11月であるので、2011年11月時点で有効な改正法から現行法の直前の改正法までを、旧法（又は旧規則）と記載した。産業財産法には、特許、実用新案、意匠、商標、行政処分の手続き（税関による輸出入に関する措置を含む）等が記載されている。

- ・産業財産法<sup>5 6</sup>：2020年11月5日最終改正  
CPTPP発効日（2018年12月30日）で有効であった改正法は、旧法5である。  
（旧法1）産業財産法<sup>7</sup>：2010年6月29日改正  
（旧法2）産業財産法<sup>8</sup>：2012年4月9日改正  
（旧法3）産業財産法<sup>9</sup>：2016年6月1日改正

---

<sup>4</sup> £2 billion boost to growth as UK joins major trade group（英国政府ウェブサイト）  
<https://www.gov.uk/government/news/2-billion-boost-to-growth-as-uk-joins-major-trade-group>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>5</sup> メキシコ産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）  
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>6</sup> Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on July 1, 2020), Mexico（WIPOウェブサイト）  
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/20034>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>7</sup> Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 28, 2010), Mexico（WIPOウェブサイト）  
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11744>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>8</sup> Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on April 9, 2012), Mexico（WIPOウェブサイト）  
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11711>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>9</sup> Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 1, 2016), Mexico（WIPOウェブサイト）  
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16303>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

(旧法 4) 産業財産法<sup>10</sup> : 2018 年 3 月 13 日改正  
(旧法 5) 産業財産法<sup>11</sup> : 2018 年 5 月 18 日改正  
・産業財産規則<sup>12 13</sup> : 2016 年 12 月 16 日最終改正  
(旧規則 1) 産業財産規則<sup>14</sup> : 2011 年 6 月 10 日改正  
著作権法<sup>15 16</sup> : 1996 年 12 月 24 日公布、2020 年 7 月 1 日最終改正  
CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 6 である。

(旧法 1) 著作権法<sup>17</sup> : 2003 年 7 月 23 日改正  
(旧法 2) 著作権法<sup>18</sup> : 2012 年 1 月 27 日改正  
(旧法 3) 著作権法<sup>19</sup> : 2013 年 6 月 10 日改正  
(旧法 4) 著作権法<sup>20</sup> : 2014 年 7 月 14 日改正  
(旧法 5) 著作権法<sup>21</sup> : 2016 年 1 月 13 日改正  
(旧法 6) 著作権法<sup>22</sup> : 2018 年 6 月 15 日改正  
(旧法 7) 著作権法<sup>23</sup> : 2020 年 1 月 24 日改正

---

<sup>10</sup> Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on March 13, 2018), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/17863> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>11</sup> Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on May 18, 2018), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/18059> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>12</sup> メキシコ産業財産規則 (日本特許庁ウェブサイト)

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou_kisoku.pdf) (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>13</sup> Regulation on the Industrial Property Law (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on December 16, 2016), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16306> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>14</sup> Regulation on the Industrial Property Law (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 10, 2011), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11729> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>15</sup> メキシコ連邦著作権法 (メキシコ連邦著作権庁ウェブサイト)

<https://www.indautor.gob.mx/documentos/marco-juridico/LFDA.pdf> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>16</sup> Federal Law on Copyright (Amended up to July 1, 2020), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/20225> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>17</sup> Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on July 23, 2003), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/7903> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>18</sup> Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on January 27, 2012), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11495> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>19</sup> Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 10, 2013), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/13554> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>20</sup> Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on July 14, 2014), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/15156> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>21</sup> Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on January 13, 2016), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16108> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>22</sup> Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 15, 2018), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/18077> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>23</sup> Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on January 24, 2020), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19901> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

- ・ 関税法<sup>24</sup>：2021年11月12日最終改正  
 (旧法1)：2006年2月2日改正<sup>25</sup>  
 (旧法2)：2013年12月9日改正<sup>26</sup>  
 (旧法3)：2018年6月25日改正<sup>27</sup>

- ・ 植物品種に関する連邦法<sup>28</sup>：2021年11月12日最終改正

2018年5月18日、CPTPPと整合を取るため、産業産権法の改正により、商標の規定が改正された<sup>29</sup>。具体的には、非伝統商標を保護対象に追加(第89条：CPTPP第18.18条に対応)、異議申し立て制度のプロセスの改善(第120条の2、第120条の3：CPTPP第18.23条に対応)、証明商標を保護対象に追加(第98条、第98条の2：CPTPP第18.19条に対応)、周知商標・著名商標の保護プロセスの改善(第98条TER：CPTPP第18.22条に対応)である<sup>30</sup>。

2018年6月25日、関税法の改正が官報で告示された。その目的の1つには、税関当局の違法輸入の取り締まり権限の強化であり、特に知的財産権侵害が疑われる商品を税関で差し止める権限を、税関に与えたことである(第144条)<sup>31</sup>。ただし、現地法律事務所によれば、この留置を執行するには、行政または司法当局による決議が必要であり、知的財産権者が決議のための申請をしなければならない。CPTPP協定第18.76条第5項は「職権による国境措置の開始」に言及しているため、今回の法改正が、同規定に適合していると考えられる<sup>32</sup>。

## (2) カナダ

カナダがTPP交渉に入る意思を表明したのは2011年11月であるので、2011年11月時点で有効な改正法から現行法の直前の改正法までを、旧法(又は旧規則)と記載した。

<sup>24</sup> メキシコ関税法 Última reforma publicada DOF 12-11-2021 (メキシコ政府ウェブサイト) [https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/715623/LEY\\_ADUANERA.pdf](https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/715623/LEY_ADUANERA.pdf) (最終アクセス日：2025年3月7日)。  
<sup>25</sup> メキシコ関税法 Última reforma publicada DOF 2-02-2006 (メキシコ政府ウェブサイト) [https://www.oas.org/juridico/spanish/mesicic3\\_mex\\_anexo17.pdf](https://www.oas.org/juridico/spanish/mesicic3_mex_anexo17.pdf) (最終アクセス日：2025年3月7日)。  
<sup>26</sup> メキシコ関税法 Última reforma publicada DOF 9-12-2013 (メキシコ政府ウェブサイト) <https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/82165/Ley-Audanera.pdf> (最終アクセス日：2025年3月7日)。  
<sup>27</sup> メキシコ関税法 Última reforma publicada DOF 25-06-2018 (メキシコ政府ウェブサイト) [https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/422563/ley\\_aduanera.pdf](https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/422563/ley_aduanera.pdf) (最終アクセス日：2025年3月7日)。  
<sup>28</sup> Federal Law on Plant Varieties (Amended up to May 11, 2022), Mexico (WIPO ウェブサイト) <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22361> (最終アクセス日：2025年3月7日)。  
<sup>29</sup> 産業財産法を改正、商標権の保護強化 (メキシコ) (JETRO ウェブサイト ビジネス短信) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/05/2f069525e0f07ce2.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。  
<sup>30</sup> 産業財産法改正 (2018年5月18日付官報公布) の主な内容 (JETRO ウェブサイト ビジネス短信 添付資料) [https://www.jetro.go.jp/view\\_interface.php?blockId=26915227](https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=26915227) (最終アクセス日：2025年3月7日)。  
<sup>31</sup> 改正税関法、税関職員に知財侵害疑義商品の差し止め権限を付与 (JETRO ウェブサイト ビジネス短信) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/07/7bfbffe7f91fde27.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。  
<sup>32</sup> 改正税関法、税関職員に知財侵害疑義商品の差し止め権限を付与 (JETRO ウェブサイト ビジネス短信) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/07/7bfbffe7f91fde27.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

- 特許法<sup>33 34</sup>：2021年6月30日最終改正  
 CPTPP発効日（2018年12月30日）で有効であった改正法は、旧法8である。  
 (旧法1)：2006年9月21日改正<sup>35</sup>  
 (旧法2)：2013年6月26日改正<sup>36</sup>  
 (旧法3)：2015年2月26日改正<sup>37</sup>  
 (旧法4)：2015年6月17日改正<sup>38</sup>  
 (旧法5)：2016年6月24日改正<sup>39</sup>  
 (旧法6)：2017年9月21日改正<sup>40</sup>  
 (旧法7)：2018年11月5日改正<sup>41</sup>  
 (旧法8)：2018年12月13日改正<sup>42</sup>  
 (旧法9)：2019年10月30日改正<sup>43</sup>  
 (旧法10)：2020年3月25日改正<sup>44</sup>  
 (旧法11)：2021年6月28日改正<sup>45</sup>
- 特許規則<sup>46</sup>：2024年3月25日改正  
 CPTPP発効日（2018年12月30日）で有効であった改正規則は、旧規則7である。  
 (旧規則1)：2011年3月3日改正<sup>47</sup>  
 (旧規則2)：2013年12月29日改正<sup>48</sup>

<sup>33</sup> カナダ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-tokkyo.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>34</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/index.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>35</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20060921/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>36</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20130626/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>37</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20150226/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>38</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20150617/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>39</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20160624/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>40</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20170921/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>41</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20181105/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>42</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/p-4/20181213/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>43</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20191030/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>44</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20200325/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>45</sup> Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20210628/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>46</sup> Patent Rules (SOR/2019-251)（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>47</sup> Patent Rules SOR/96-423（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20110303/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>48</sup> Patent Rules SOR/96-423（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20131229/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

- (旧規則 3) : 2014 年 4 月 1 日改正<sup>49</sup>  
(旧規則 4) : 2014 年 5 月 1 日改正<sup>50</sup>  
(旧規則 5) : 2017 年 9 月 21 日改正<sup>51</sup>  
(旧規則 6) : 2018 年 6 月 25 日改正<sup>52</sup>  
(旧規則 7) : 2018 年 11 月 5 日改正<sup>53</sup>  
(旧規則 8) : 2019 年 6 月 17 日改正<sup>54</sup>  
(旧規則 9) : 2019 年 10 月 30 日改正<sup>55</sup>  
(旧規則 10) : 2021 年 6 月 28 日改正<sup>56</sup>  
(旧規則 11) : 2022 年 3 月 4 日改正<sup>57</sup>  
(旧規則 12) : 2022 年 7 月 1 日改正<sup>58</sup>  
(旧規則 13) : 2022 年 10 月 3 日改正<sup>59</sup>  
(旧規則 14) : 2023 年 6 月 2 日改正<sup>60</sup>  
(旧規則 15) : 2024 年 1 月 1 日改正<sup>61</sup>

- 意匠法<sup>62</sup> <sup>63</sup> : 2018 年 11 月 5 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、現行法である。

---

<sup>49</sup> Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20140401/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>50</sup> Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20140501/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>51</sup> Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20170921/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>52</sup> Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20180625/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>53</sup> Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20181105/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>54</sup> Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20190617/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>55</sup> Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20191030/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>56</sup> Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20210628/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>57</sup> Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20220304/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>58</sup> Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20220701/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>59</sup> Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20221003/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>60</sup> Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20230602/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>61</sup> Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20240101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>62</sup> カナダ意匠法 (日本特許庁ウェブサイト)  
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-ishou.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>63</sup> Industrial Design Act (R.S.C., 1985, c. I-9) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-9/> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

(旧法 1) : 2002 年 12 月 31 日改正<sup>64</sup>

- 意匠規則<sup>65</sup> : 2024 年 1 月 1 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 4 である。

(旧規則 1) : 2008 年 10 月 5 日改正<sup>66</sup>

(旧規則 2) : 2014 年 9 月 26 日改正<sup>67</sup>

(旧規則 3) : 2018 年 6 月 12 日改正<sup>68</sup>

(旧規則 4) : 2018 年 11 月 5 日改正<sup>69</sup>

(旧規則 5) : 2022 年 3 月 4 日改正<sup>70 71</sup>

- 商標法<sup>72</sup> : 2021 年 6 月 28 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 11 である。

(旧法 1) : 2008 年 12 月 31 日改正<sup>73</sup>

(旧法 2) : 2013 年 12 月 31 日改正<sup>74</sup>

(旧法 3) : 2014 年 6 月 19 日改正<sup>75</sup>

(旧法 4) : 2014 年 12 月 9 日改正<sup>76</sup>

(旧法 5) : 2015 年 1 月 1 日改正<sup>77</sup>

(旧法 6) : 2016 年 6 月 24 日改正<sup>78</sup>

---

<sup>64</sup> Industrial Design Act (R.S.C., 1985, c. I-9) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-9/20021231/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>65</sup> Industrial Design Regulations (SOR/2018-120) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>66</sup> Industrial Design Regulations SOR/99-460 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-99-460/20081005/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>67</sup> Industrial Design Regulations SOR/99-460 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-99-460/20140926/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>68</sup> Industrial Design Regulations (SOR/2018-120) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/20180612/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>69</sup> Industrial Design Regulations (SOR/2018-120) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/20181105/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>70</sup> カナダ意匠規則 (日本特許庁ウェブサイト)  
[https://www.ipso.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-ishou\\_kisoku.pdf](https://www.ipso.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-ishou_kisoku.pdf) (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>71</sup> Industrial Design Regulations (SOR/2018-120) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/20220304/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>72</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>73</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20081231/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>74</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20131231/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>75</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20140619/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>76</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20141209/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>77</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20150101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>78</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20160624/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧法 7) : 2017 年 9 月 21 日改正<sup>79</sup>

(旧法 8) : 2018 年 10 月 5 日改正<sup>80</sup>

(旧法 9) : 2018 年 11 月 5 日改正<sup>81</sup>

(旧法 10) : 2018 年 12 月 13 日改正<sup>82</sup>

(旧法 11) : 2018 年 12 月 30 日改正<sup>83</sup>

(旧法 12) : 2019 年 6 月 17 日改正<sup>84</sup>

(旧法 13) : 2019 年 6 月 18 日改正<sup>85</sup>

(旧法 14) : 2020 年 7 月 1 日改正<sup>86 87</sup>

• 商標規則<sup>88 89</sup> : 2024 年 1 月 1 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 1 である。

(旧規則 1) : 2018 年 10 月 30 日改正<sup>90</sup>

(旧規則 2) : 2019 年 6 月 17 日改正<sup>91</sup>

(旧規則 3) : 2021 年 6 月 28 日改正<sup>92</sup>

(旧規則 4) : 2022 年 3 月 4 日改正<sup>93</sup>

• 著作権法<sup>94</sup> : 2023 年 4 月 27 日最終改正

---

<sup>79</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20170921/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>80</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20181005/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>81</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20181105/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>82</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20181213/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>83</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20181230/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>84</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20190617/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>85</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20190618/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>86</sup> カナダ商標法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-shouhyou.pdf> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>87</sup> Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20200701/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>88</sup> Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>89</sup> カナダ商標規則 (日本特許庁ウェブサイト)

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-shouhyou\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-shouhyou_kisoku.pdf) (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>90</sup> Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/20181030/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>91</sup> Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/20190617/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>92</sup> Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/20210628/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>93</sup> Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/20220304/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>94</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

CPTPP 発効日（2018年12月30日）で有効であった改正法は、旧法10である。

（旧法1）：2005年12月12日改正<sup>95</sup>

（旧法2）：2012年11月07日改正<sup>96</sup>

（旧法3）：2014年8月13日改正<sup>97</sup>

（旧法4）：2014年12月9日改正<sup>98</sup>

（旧法5）：2015年1月1日改正<sup>99</sup>

（旧法6）：2015年1月2日改正<sup>100</sup>

（旧法7）：2015年6月23日改正<sup>101</sup>

（旧法8）：2016年6月22日改正<sup>102</sup>

（旧法9）：2017年6月19日改正<sup>103</sup>

（旧法10）：2018年12月13日改正<sup>104</sup>

（旧法11）：2019年4月1日改正<sup>105</sup>

（旧法12）：2019年6月17日改正<sup>106</sup>

（旧法13）：2020年7月1日改正<sup>107</sup>

（旧法14）：2022年12月30日改正<sup>108</sup>

・ 関税法<sup>109</sup>：2024年7月1日改正

CPTPP 発効日（2018年12月30日）で有効であった改正法は、旧法22である。

（旧法1）：2011年8月15日改正<sup>110</sup>

---

<sup>95</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20051212/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>96</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20121107/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>97</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20140813/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>98</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20141209/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>99</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20150101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>100</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20150102/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>101</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20150623/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>102</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20160622/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>103</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20170619/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>104</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20181213/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>105</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20190401/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>106</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20190617/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>107</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20200701/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>108</sup> Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20221230/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>109</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

<sup>110</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20110815/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025年3月7日) .

- (旧法 2) : 2012 年 6 月 29 日改正<sup>111</sup>  
(旧法 3) : 2012 年 8 月 20 日改正<sup>112</sup>  
(旧法 4) : 2012 年 10 月 1 日改正<sup>113</sup>  
(旧法 5) : 2012 年 12 月 14 日改正<sup>114</sup>  
(旧法 6) : 2013 年 4 月 1 日改正<sup>115</sup>  
(旧法 7) : 2013 年 12 月 12 日改正<sup>116</sup>  
(旧法 8) : 2014 年 6 月 19 日改正<sup>117</sup>  
(旧法 9) : 2014 年 10 月 1 日改正<sup>118</sup>  
(旧法 10) : 2014 年 11 月 1 日改正<sup>119</sup>  
(旧法 11) : 2015 年 1 月 1 日改正<sup>120</sup>  
(旧法 12) : 2015 年 2 月 26 日改正<sup>121</sup>  
(旧法 13) : 2015 年 5 月 6 日改正<sup>122</sup>  
(旧法 14) : 2015 年 8 月 1 日改正<sup>123</sup>  
(旧法 15) : 2017 年 5 月 18 日改正<sup>124</sup>  
(旧法 16) : 2017 年 6 月 19 日改正<sup>125</sup>  
(旧法 17) : 2017 年 6 月 22 日改正<sup>126</sup>  
(旧法 18) : 2017 年 8 月 1 日改正<sup>127</sup>

- 
- <sup>111</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20120629/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>112</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20120820/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>113</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20121001/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>114</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20121214/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>115</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20130401/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>116</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20131212/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>117</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20140619/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>118</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20141001/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>119</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20141101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>120</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20150101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>121</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20150226/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>122</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20150506/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>123</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20150801/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>124</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20170518/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>125</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20170619/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>126</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20170622/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>127</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)  
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20170801/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧法 19) : 2017 年 9 月 21 日改正 <sup>128</sup>
- (旧法 20) : 2018 年 6 月 21 日改正 <sup>129</sup>
- (旧法 21) : 2018 年 10 月 17 日改正 <sup>130</sup>
- (旧法 21) : 2018 年 12 月 18 日改正 <sup>131</sup>
- (旧法 22) : 2018 年 12 月 30 日改正 <sup>132</sup>

- ・ 植物育種者権利法 <sup>133</sup> : 2019 年 6 月 17 日改正

2018 年 10 月 25 日、カナダ上院は「カナダ、オーストラリア、ブルネイ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム間の環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定を実施するための法律」(法案 C-79) <sup>134</sup>を可決し、この法案は勅許を受け、法律となった。CPTPP 第 18.76 条に基づく義務に関して、CPTPP 実施法の第 17 条と第 18 条は、商標法第 53 条第 1 項と第 53.1 条第 1 項を改正し、カナダに輸入される「紛らわしいほど類似した」商標商品の留置を認めている <sup>135</sup>。

### (3) 豪州

2010 年 3 月、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の第 1 回会合が豪州で行われた。第 1 回会合の参加国は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナムの 8 カ国であったので、2010 年 3 月時点で有効な改正法から現行法の直前の改正法までを、旧法 (又は旧規則) と記載した。

- ・ 特許法 <sup>136</sup> : 2023 年 11 月 18 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 7 である。

- (旧法 1) : 2007 年 3 月 27 日改正 <sup>137</sup>

<sup>128</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20170921/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>129</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20180621/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>130</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20181017/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>131</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20181218/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>132</sup> Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20181230/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>133</sup> Plant Breeders' Rights Act (S.C. 1990, c. 20) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/p-14.6/fulltext.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>134</sup> Bill C-79 (Royal Assent) October 25, 2018 (Parliament of Canada ウェブサイト) <https://www.parl.ca/DocumentViewer/en/42-1/bill/C-79/royal-assent> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>135</sup> Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership セクション I (2) Canadian Legislation (Government of Canada ウェブサイト) <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>136</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/latest/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>137</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2007-03-27/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧法 2) : 2012 年 5 月 3 日改正<sup>138</sup>
- (旧法 3) : 2013 年 4 月 15 日改正<sup>139</sup>
- (旧法 4) : 2015 年 2 月 26 日改正<sup>140</sup>
- (旧法 5) : 2015 年 8 月 25 日改正<sup>141</sup>
- (旧法 6) : 2017 年 1 月 23 日改正<sup>142</sup>
- (旧法 7) : 2018 年 8 月 25 日改正<sup>143</sup>
- (旧法 8) : 2019 年 2 月 24 日改正<sup>144 145</sup>
- (旧法 9) : 2020 年 2 月 27 日改正<sup>146</sup>
- (旧法 10) : 2020 年 8 月 26 日改正<sup>147</sup>
- (旧法 11) : 2021 年 8 月 26 日改正<sup>148</sup>

・ 特許規則<sup>149</sup> : 2024 年 5 月 17 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 16 である。

- (旧規則 1) : 2010 年 7 月 1 日改正<sup>150</sup>
- (旧規則 2) : 2010 年 8 月 1 日改正<sup>151</sup>
- (旧規則 3) : 2011 年 7 月 1 日改正<sup>152</sup>
- (旧規則 4) : 2011 年 12 月 27 日改正<sup>153</sup>
- (旧規則 5) : 2012 年 1 月 1 日改正<sup>154</sup>

---

<sup>138</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2012-04-16/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>139</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2013-04-15/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>140</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2015-02-26/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>141</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2015-08-25/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>142</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2017-01-23/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>143</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2018-08-25/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>144</sup> 豪州特許法 (日本特許庁ウェブサイト)  
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-tokkyo.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>145</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2019-02-24/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>146</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2020-02-27/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>147</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2020-08-26/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>148</sup> Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2021-08-26/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>149</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/latest/textt> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>150</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2010-07-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>151</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2010-08-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>152</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2011-07-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>153</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2011-12-27/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>154</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2012-01-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧規則 6) : 2012 年 7 月 1 日改正<sup>155</sup>  
(旧規則 7) : 2012 年 9 月 18 日改正<sup>156</sup>  
(旧規則 8) : 2012 年 10 月 1 日改正<sup>157</sup>  
(旧規則 9) : 2013 年 4 月 15 日改正<sup>158</sup>  
(旧規則 10) : 2015 年 6 月 20 日改正<sup>159</sup>  
(旧規則 11) : 2015 年 8 月 25 日改正<sup>160</sup>  
(旧規則 12) : 2016 年 10 月 10 日改正<sup>161</sup>  
(旧規則 13) : 2016 年 11 月 15 日改正<sup>162</sup>  
(旧規則 14) : 2017 年 1 月 23 日改正<sup>163</sup>  
(旧規則 15) : 2017 年 2 月 24 日改正<sup>164</sup>  
(旧規則 16) : 2018 年 10 月 17 日改正<sup>165</sup>  
(旧規則 17) : 2019 年 2 月 24 日改正<sup>166</sup>  
(旧規則 18) : 2019 年 3 月 26 日改正<sup>167</sup>  
(旧規則 19) : 2019 年 9 月 25 日改正<sup>168</sup>  
(旧規則 20) : 2020 年 4 月 4 日改正<sup>169</sup>  
(旧規則 21) : 2020 年 8 月 26 日改正<sup>170</sup>

- 
- <sup>155</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2012-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>156</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2012-09-18/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>157</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2012-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>158</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>159</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2015-06-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>160</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2015-08-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>161</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2016-10-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>162</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2016-11-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>163</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2017-01-23/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>164</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2017-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>165</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2018-10-17/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>166</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2019-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>167</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2019-03-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>168</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2019-09-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>169</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2020-04-04/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>170</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2020-08-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧規則 22) : 2020 年 10 月 1 日改正<sup>171</sup> <sup>172</sup>

(旧規則 23) : 2021 年 8 月 26 日改正<sup>173</sup>

• 意匠法<sup>174</sup> : 2024 年 3 月 20 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 8 である。

(旧法 1) : 2012 年 1 月 30 日改正<sup>175</sup>

(旧法 2) : 2013 年 4 月 15 日改正<sup>176</sup>

(旧法 3) : 2015 年 2 月 26 日改正<sup>177</sup>

(旧法 4) : 2016 年 3 月 5 日改正<sup>178</sup>

(旧法 5) : 2016 年 7 月 1 日改正<sup>179</sup>

(旧法 6) : 2016 年 10 月 21 日改正<sup>180</sup>

(旧法 7) : 2017 年 2 月 24 日改正<sup>181</sup>

(旧法 8) : 2018 年 8 月 25 日改正<sup>182</sup>

(旧法 9) : 2019 年 2 月 24 日改正<sup>183</sup>

(旧法 10) : 2020 年 2 月 27 日改正<sup>184</sup> <sup>185</sup>

(旧法 11) : 2020 年 12 月 16 日改正<sup>186</sup>

(旧法 12) : 2020 年 12 月 18 日改正<sup>187</sup>

---

<sup>171</sup> 豪州特許規則 (日本特許庁ウェブサイト)

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-tokkyo\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-tokkyo_kisoku.pdf) (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>172</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2020-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>173</sup> Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2021-08-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>174</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>175</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2012-01-30/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>176</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>177</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2015-02-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>178</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2016-03-05/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>179</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2016-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>180</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2016-10-21/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>181</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2017-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>182</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2018-08-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>183</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2019-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>184</sup> 豪州意匠法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-ishou.pdf> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>185</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2020-02-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>186</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2020-12-16/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>187</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2020-12-18/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧法 13) : 2021 年 9 月 1 日改正<sup>188</sup>

(旧法 14) : 2021 年 9 月 11 日改正<sup>189</sup>

(旧法 15) : 2022 年 3 月 10 日改正<sup>190</sup>

• 意匠規則<sup>191</sup> : 2024 年 3 月 20 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 10 である。

(旧規則 1) : 2009 年 12 月 12 日改正<sup>192</sup>

(旧規則 2) : 2011 年 7 月 1 日改正<sup>193</sup>

(旧規則 3) : 2011 年 12 月 27 日改正<sup>194</sup>

(旧規則 4) : 2012 年 7 月 1 日改正<sup>195</sup>

(旧規則 5) : 2012 年 10 月 1 日改正<sup>196</sup>

(旧規則 6) : 2013 年 4 月 15 日改正<sup>197</sup>

(旧規則 7) : 2015 年 6 月 20 日改正<sup>198</sup>

(旧規則 8) : 2016 年 10 月 10 日改正<sup>199</sup>

(旧規則 9) : 2017 年 2 月 24 日改正<sup>200</sup>

(旧規則 10) : 2018 年 10 月 17 日改正<sup>201</sup>

(旧規則 11) : 2019 年 2 月 24 日改正<sup>202</sup>

(旧規則 12) : 2019 年 3 月 26 日改正<sup>203</sup>

- 
- <sup>188</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2021-09-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>189</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2021-09-11/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>190</sup> Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2022-03-10/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>191</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/latest/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>192</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2009-12-12/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>193</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2011-07-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>194</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2011-12-27/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>195</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2012-07-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>196</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2012-10-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>197</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2013-04-15/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>198</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2015-06-20/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>199</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2016-10-10/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>200</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2017-02-24/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>201</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2018-10-17/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>202</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2019-02-24/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>203</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2019-03-26/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

(旧規則 13) : 2020 年 10 月 1 日改正 <sup>204</sup>

(旧規則 14) : 2021 年 9 月 1 日改正 <sup>205</sup>

(旧規則 15) : 2021 年 11 月 13 日改正 <sup>206</sup>

(旧規則 16) : 2022 年 3 月 10 日改正 <sup>207 208</sup>

・ 商標法 <sup>209</sup> : 2024 年 5 月 17 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 17 である。

(旧法 1) : 2010 年 2 月 24 日改正 <sup>210</sup>

(旧法 2) : 2010 年 9 月 1 日改正 <sup>211</sup>

(旧法 3) : 2011 年 1 月 14 日改正 <sup>212</sup>

(旧法 4) : 2011 年 12 月 21 日改正 <sup>213</sup>

(旧法 5) : 2011 年 12 月 27 日改正 <sup>214</sup>

(旧法 6) : 2012 年 1 月 5 日改正 <sup>215</sup>

(旧法 7) : 2012 年 1 月 30 日改正 <sup>216</sup>

(旧法 8) : 2013 年 4 月 15 日改正 <sup>217</sup>

(旧法 9) : 2014 年 3 月 12 日改正 <sup>218</sup>

(旧法 10) : 2015 年 2 月 26 日改正 <sup>219</sup>

---

<sup>204</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2020-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>205</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2021-09-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>206</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2021-11-13/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>207</sup> 豪州意匠規則 (日本特許庁ウェブサイト)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-ishou\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-ishou_kisoku.pdf) (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>208</sup> Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2022-03-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>209</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>210</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2010-02-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>211</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2010-09-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>212</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2011-01-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>213</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2011-12-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>214</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2011-12-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>215</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2012-01-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>216</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2012-01-30/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>217</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>218</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2014-03-12/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>219</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2015-02-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧法 11) : 2015 年 7 月 1 日改正 <sup>220</sup>
- (旧法 12) : 2016 年 3 月 5 日改正 <sup>221</sup>
- (旧法 13) : 2016 年 3 月 10 日改正 <sup>222</sup>
- (旧法 14) : 2016 年 7 月 1 日改正 <sup>223</sup>
- (旧法 15) : 2016 年 10 月 21 日改正 <sup>224</sup>
- (旧法 16) : 2017 年 2 月 24 日改正 <sup>225</sup>
- (旧法 17) : 2018 年 8 月 25 日改正 <sup>226</sup>
- (旧法 18) : 2019 年 2 月 24 日改正 <sup>227</sup> <sup>228</sup>
- (旧法 19) : 2020 年 2 月 27 日改正 <sup>229</sup>
- (旧法 20) : 2020 年 12 月 18 日改正 <sup>230</sup>
- (旧法 21) : 2021 年 9 月 1 日改正 <sup>231</sup>
- (旧法 22) : 2023 年 10 月 18 日改正 <sup>232</sup>
- (旧法 23) : 2023 年 11 月 18 日改正 <sup>233</sup>
- (旧法 24) : 2024 年 3 月 20 日改正 <sup>234</sup>
- (旧法 25) : 2024 年 4 月 1 日改正 <sup>235</sup>

・ 商標規則 <sup>236</sup> : 2024 年 5 月 17 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 15 である。

---

<sup>220</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2015-07-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>221</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2016-03-05/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>222</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2016-03-10/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>223</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2016-07-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>224</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2016-10-21/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>225</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2017-02-24/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>226</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2018-08-25/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>227</sup> 豪州商標法 (日本特許庁ウェブサイト)  
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuj/australia-shouhyou.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>228</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2019-02-24/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>229</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2020-02-27/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>230</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2020-12-18/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>231</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2021-09-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>232</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2023-10-18/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>233</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2023-11-18/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>234</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2024-03-20/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>235</sup> Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2024-04-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>236</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/latest/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧規則 1) : 2009 年 12 月 12 日改正<sup>237</sup>  
(旧規則 2) : 2010 年 10 月 16 日改正<sup>238</sup>  
(旧規則 3) : 2011 年 7 月 1 日改正<sup>239</sup>  
(旧規則 4) : 2011 年 12 月 27 日改正<sup>240</sup>  
(旧規則 5) : 2012 年 1 月 1 日改正<sup>241</sup>  
(旧規則 6) : 2012 年 7 月 1 日改正<sup>242</sup>  
(旧規則 7) : 2012 年 10 月 1 日改正<sup>243</sup>  
(旧規則 8) : 2013 年 4 月 15 日改正<sup>244</sup>  
(旧規則 9) : 2015 年 6 月 20 日改正<sup>245</sup>  
(旧規則 10) : 2015 年 7 月 1 日改正<sup>246</sup>  
(旧規則 11) : 2016 年 5 月 7 日改正<sup>247</sup>  
(旧規則 12) : 2016 年 10 月 10 日改正<sup>248</sup>  
(旧規則 13) : 2016 年 11 月 15 日改正<sup>249</sup>  
(旧規則 14) : 2017 年 2 月 24 日改正<sup>250</sup>  
(旧規則 15) : 2018 年 10 月 17 日改正<sup>251</sup>  
(旧規則 16) : 2019 年 2 月 24 日改正<sup>252</sup>  
(旧規則 17) : 2019 年 6 月 13 日改正<sup>253</sup>

- 
- <sup>237</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2009-12-12/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>238</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2010-10-16/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>239</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2011-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>240</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2011-12-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>241</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2012-01-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>242</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2012-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>243</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2012-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>244</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>245</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2015-06-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>246</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2015-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>247</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2016-05-07/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>248</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2016-10-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>249</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2016-11-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>250</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2017-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>251</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2018-10-17/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>252</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2019-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- <sup>253</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2020-06-13/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧規則 18) : 2020 年 10 月 1 日改正 <sup>254</sup> <sup>255</sup>

(旧規則 19) : 2024 年 3 月 20 日改正 <sup>256</sup>

(旧規則 20) : 2024 年 4 月 11 日改正 <sup>257</sup>

• 著作権法 <sup>258</sup> : 2024 年 3 月 26 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 22 である。

(旧法 1) : 2010 年 3 月 24 日改正 <sup>259</sup>

(旧法 2) : 2010 年 7 月 7 日改正 <sup>260</sup>

(旧法 3) : 2011 年 6 月 1 日改正 <sup>261</sup>

(旧法 4) : 2012 年 2 月 21 日改正 <sup>262</sup>

(旧法 5) : 2012 年 11 月 20 日改正 <sup>263</sup>

(旧法 6) : 2012 年 12 月 20 日改正 <sup>264</sup>

(旧法 7) : 2013 年 4 月 12 日改正 <sup>265</sup>

(旧法 8) : 2013 年 4 月 15 日改正 <sup>266</sup>

(旧法 9) : 2014 年 6 月 24 日改正 <sup>267</sup>

(旧法 10) : 2015 年 6 月 27 日改正 <sup>268</sup>

(旧法 11) : 2015 年 7 月 1 日改正 <sup>269</sup>

---

<sup>254</sup> 豪州商標規則 (日本特許庁ウェブサイト)

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-shouhyou\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-shouhyou_kisoku.pdf) (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>255</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2020-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>256</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2024-03-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>257</sup> Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2024-04-11/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>258</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>259</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2010-03-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>260</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2010-06-30/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>261</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2011-05-28/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>262</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2011-12-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>263</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2012-09-22/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>264</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2012-12-03/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>265</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2013-04-12/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>266</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>267</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2014-06-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>268</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2015-06-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>269</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2015-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧法 12) : 2015 年 11 月 27 日改正 <sup>270</sup>  
 (旧法 13) : 2016 年 2 月 17 日改正 <sup>271</sup>  
 (旧法 14) : 2016 年 3 月 5 日改正 <sup>272</sup>  
 (旧法 15) : 2016 年 3 月 10 日改正 <sup>273</sup>  
 (旧法 16) : 2016 年 7 月 1 日改正 <sup>274</sup>  
 (旧法 17) : 2017 年 3 月 22 日改正 <sup>275</sup>  
 (旧法 18) : 2017 年 6 月 23 日改正 <sup>276</sup>  
 (旧法 19) : 2017 年 12 月 22 日改正 <sup>277</sup>  
 (旧法 20) : 2018 年 8 月 25 日改正 <sup>278</sup>  
 (旧法 21) : 2018 年 12 月 11 日改正 <sup>279</sup>  
 (旧法 22) : 2018 年 12 月 29 日改正 <sup>280</sup>  
 (旧法 23) : 2019 年 1 月 1 日改正 <sup>281</sup>  
 (旧法 24) : 2020 年 12 月 18 日改正 <sup>282</sup>  
 (旧法 25) : 2021 年 9 月 1 日改正 <sup>283</sup>  
 (旧法 26) : 2022 年 7 月 1 日改正 <sup>284</sup>  
 ・ 関税法 <sup>285</sup> : 2024 年 7 月 1 日最終改正  
 (旧法 1) : 2018 年 12 月 30 日改正 <sup>286</sup>

---

<sup>270</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2015-11-27/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>271</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2016-03-04/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>272</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2016-03-05/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>273</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2016-03-10/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>274</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2016-07-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>275</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2017-03-22/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>276</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2017-06-23/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>277</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2017-12-22/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>278</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2018-08-25/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>279</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2018-12-11/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>280</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2018-12-29/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>281</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2019-01-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>282</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2020-12-18/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>283</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2021-09-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>284</sup> Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2022-07-01/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>285</sup> Customs Act 1901 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1901A00006/latest/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

<sup>286</sup> Customs Act 1901 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C1901A00006/2018-12-30/text> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

## 第2節 CPTPP 個別規定の履行状況

### 1. 一般規定に関する規定の履行状況

#### (1) 国際協定：(CPTPP 第18・7条)

CPTPPにおいては、PCT、パリ条約、マドリッド協定議定書、ブダペスト条約、シンガポール条約（STLT）、1991年のUPOV条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約の締結が義務付けられている（ただし、マドリッド議定書とシンガポール条約（STLT）はいずれかで可）。（CPTPP第18・7条）

#### 第18・7条 国際協定

1 各締約国は、次に掲げる協定を締結したことを確認する。

- (a) 1979年9月28日に修正された特許協力条約
- (b) パリ条約
- (c) ベルヌ条約

2 各締約国は、次に掲げる協定の締約国となっていない場合には、この協定が当該締約国について効力を生ずる日までに、これらの協定を締結する。

- (a) マドリッド議定書
- (b) ブダペスト条約
- (c) シンガポール条約（注）

注 締約国は、マドリッド議定書又はシンガポール条約のいずれかを締結することにより、(a) 及びこの (c) に規定する義務を満たすことができる。

- (d) 1991年のUPOV条約（注）

注 附属書18-A（第18・7条（国際協定）2の附属書）は、この (d) の規定について適用する。

- (e) WIPO著作権条約
- (f) WIPO実演・レコード条約

#### 【メキシコ、カナダ、豪州、日本（参考）の締結状況】

国際協定	メキシコ (締結日)	カナダ (締結日)	豪州 (締結日)	(参考) 日本 (締結日)
特許協力条約 (PCT) <sup>288</sup>	○ (1995.1.1)	○ (1990.1.2)	○ (1980.3.31)	○ (1978.10.1)

<sup>287</sup> Plant Breeder's Rights Act 1994 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/C2004A04783/latest/text> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>288</sup> WIPO ウェブサイト PCT 締約国 (効力発生日) [https://www.wipo.int/pct/ja/pct\\_contracting\\_states.html](https://www.wipo.int/pct/ja/pct_contracting_states.html) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

パリ条約 <sup>289</sup>	○ (1976.4.21)	○ (1996.2.23) (1970.3.26)	○ (1975.6.26) (1972.5.10)	○ <sup>290</sup> (1975.6.20) (1975.1.20)
マドリッド協定議定書 <sup>291</sup>	○ (2012.11.19)	○ (2019.03.17)	○ (2001.04.11)	○ (1999.12.14)
ブダペスト条約 <sup>292</sup>	○ (2000.12.21)	○ (1996.6.21)	○ (1987.4.7)	○ (1980.5.19)
シンガポール条約 (STLT) <sup>293</sup>	— <sup>294</sup>	○ (2019.3.17)	○ <sup>295</sup> (2008.12.16)	○ (2016.3.11)
特許法条約 (PLT) <sup>296</sup>	—	○ <sup>297</sup> (2019.7.30)	○ (2008.12.16)	○ (2016.3.11)
ハーグ協定ジュネーブ 改正協定 <sup>298</sup>	○ (2020.3.6)	○ (2018.7.16)	—	○ (2015.2.13)
ニース協定 <sup>299</sup>	○ (2000.12.21)	○ (2019.3.17)	○ <sup>300</sup> (1978.1.4)	○ (1989.11.17)
ベルヌ条約 <sup>301</sup>	○ (1967.5.9)	○ <sup>302</sup> (1928.4.10)	○ <sup>303</sup> (1928.4.14)	○ (1899.4.18)
UPOV 条約 1991 年改 正条約 <sup>304</sup>	— <sup>305</sup>	○ (2015.7.19)	○ (2000.1.20)	○ (1998.12.24)

<sup>289</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Paris Convention Stockholm Act (1967)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=A&act\\_id=31](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=31) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>290</sup> 日本は批准日を記載

<sup>291</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Madrid Protocol (Total Members: 115)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=C&treaty\\_id=8](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=8) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>292</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Budapest Treaty (Total Members: 89)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=C&treaty\\_id=7](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=7) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>293</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Singapore Treaty (Total Members: 54)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=C&treaty\\_id=30](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=30) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>294</sup> メキシコは2006年3月28日に署名済。

<sup>295</sup> 豪州は批准日を記載。

<sup>296</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Patent Law Treaty (Total Members: 43)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=C&treaty\\_id=4](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=4) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>297</sup> カナダは批准日を記載。

<sup>298</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Hague Agreement Geneva Act (1999) (Total Members: 73)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=A&act\\_id=7](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=7) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>299</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Nice Agreement Geneva Act (1977) (Total Members: 89)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=A&act\\_id=22](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=22) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>300</sup> 豪州は批准日を記載。

<sup>301</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Berne Convention (Total Members: 181)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=C&treaty\\_id=15](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=15) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>302</sup> カナダは継続申請宣言日を記載。

<sup>303</sup> 豪州は継続申請宣言日を記載。

<sup>304</sup> UPOV ウェブサイト MEMBERS OF THE INTERNATIONAL UNION FOR THE PROTECTION OF NEW VARIETIES OF PLANTS

[https://www.upov.int/edocs/pubdocs/en/upov\\_pub\\_423.pdf](https://www.upov.int/edocs/pubdocs/en/upov_pub_423.pdf) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>305</sup> メキシコは、1997年8月9日に、1978年改正条約を締結。

WIPO 著作権条約 <sup>306</sup>	○ <sup>307</sup> (2000.5.18)	○ <sup>308</sup> (2014.5.13)	○ (2007.4.26)	○ (2000.6.6)
WIPO 実演・レコード条約 <sup>309</sup>	○ <sup>310</sup> (1999.11.17)	○ <sup>311</sup> (2014.5.13)	○ (2007.4.26)	○ (2002.7.9)

## 【メキシコ】

メキシコは、PCT、パリ条約、マドリッド協定議定書、ブダペスト条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約を含め、知的財産権に関する以下の条約を締結している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・特許協力条約（PCT）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
- ・ニース協定
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- ・WIPO著作権条約
- ・WIPO実演・レコード条約

UPOV 条約 1991 年改正条約を締結しておらず、1978 年改正条約は締結している。CPTPP 第 18.83 条第 4 項(c)には、メキシコの経過規定が記載されており、UPOV 条約の 1991 年改正条約の締結についての経過措置期間は、CPTPP 加盟の発効日から 4 年間である。従って、経過措置期間の満了日は、2022 年 12 月 30 日であるが、2024 年 12 月時点で、1991 年改正 UPOV 条約は批准されていないため、メキシコではまだ履行されていない。

シンガポール条約（STLT）は締結していないが、CPTPP第18.7条第2項(c)の（注）により、マドリッド議定書又はシンガポール条約のいずれかの締結でよいこととされている。また、特許法条約（PLT）も締結していないが、CPTPP第18・7条では特許法条約（PLT）の締結は規定されていない。

なお、ハーグ協定ジュネーブ改正協定については、CPTPP第18・7条ではハーグ協定ジュネーブ改正協定の締結は規定されていないが、メキシコが別途締結し2020年7月1日に発効<sup>312</sup>した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）においては、本協定の発効日まで、当該

<sup>306</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties WIPO Copyright Treaty (Total Members: 116)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=C&treaty\\_id=16](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=16)（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>307</sup> メキシコは批准日を記載。

<sup>308</sup> カナダは批准日を記載。

<sup>309</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties WIPO Performances and Phonograms Treaty (Total Members: 112)

[https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=C&treaty\\_id=20](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=20)（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>310</sup> メキシコは批准日を記載。

<sup>311</sup> カナダは批准日を記載。

<sup>312</sup> United States-Mexico-Canada Agreement (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト)

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

協定の当事国でない場合には、批准または加入を行う義務がある（第20.7条第2項）<sup>313</sup>。

### 【カナダ】

カナダは、PCT、パリ条約、マドリッド協定議定書、ブダペスト条約、シンガポール条約（STLT）、1991年のUPOV条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約を含め、知的財産権に関する以下の条約を締結している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・特許協力条約（PCT）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・特許法条約（PLT）
- ・シンガポール条約（STLT）
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
- ・ニース協定
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・UPOV条約 1991年改正条約
- ・特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- ・WIPO著作権条約
- ・WIPO実演・レコード条約

なお、ハーグ協定ジュネーブ改正協定については、CPTPP第18・7条ではハーグ協定ジュネーブ改正協定の締結は規定されていないが、カナダが別途締結し2020年7月1日に発効<sup>314</sup>した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）においては、本協定の発効日までには、当該協定の当事国でない場合には、批准または加入を行う義務がある（第20.7条第2項）<sup>315</sup>。

### 【豪州】

豪州は、PCT、パリ条約、マドリッド協定議定書、ブダペスト条約、シンガポール条約（STLT）、1991年のUPOV条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約を含め、知的財産権に関する以下の条約を締結している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・特許協力条約（PCT）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書

<sup>313</sup> Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text CHAPTER 20 INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/20%20Intellectual%20Property%20Rights.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>314</sup> United States-Mexico-Canada Agreement (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>315</sup> Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text CHAPTER 20 INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/20%20Intellectual%20Property%20Rights.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

- ・特許法条約 (PLT)
- ・シンガポール条約 (STLT)
- ・ニース協定
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・UPOV条約 1991年改正条約
- ・特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- ・WIPO著作権条約
- ・WIPO実演・レコード条約

ハーグ協定ジュネーブ改正協定を締結していない。(ただし、CPTPP第18・7条ではハーグ協定ジュネーブ改正協定の締結は規定されていない。)

## 2. 協力規定に関する規定の履行状況

### (1) 透明性：(CPTPP 第18・9条)

CPTPPでは、登録され又は付与された商標、地理的表示、意匠、特許及び植物の品種に関する権利について公衆が知ることができるようにする上で十分となるよう、それらの登録され、又は付与された権利について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとするのが規定されている (CPTPP第18・9条第3項)。

#### 第18・9条 透明性

1 各締約国は、第二十六・二条 (公表) 及び第十八・七十三条 (知的財産権に関する権利行使の実務) 1 に定めるもののほか、知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令、手続及び行政上の決定をインターネット上で利用可能なものとするよう努める。

2 各締約国は、自国の法令に従い、商標、地理的表示、意匠、特許及び植物の品種に関する権利に係る出願又は申請について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとするよう努める(注1、注2)。

注1 この2及び3の規定は、第十八・二十四条 (電子的な商標のシステム) の規定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

注2 この2の規定は、締約国に対し、関連する出願又は申請に関する一件書類全体をインターネット上で入手可能なものとすることを要求するものではない。

3 各締約国は、自国の法令に従い、登録され、又は付与された商標、地理的表示、意匠、特許及び植物の品種に関する権利について公衆が知ることができるようにする上で十分となるよう、それらの登録され、又は付与された権利について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとする(注)。

注 この3の規定は、締約国に対し、登録され、又は付与された関連する知的財産権に関する一件書類全体をインターネット上で入手可能なものとすることを要求するものではない。

## 【メキシコ】

法令として、登録された権利について公表される情報をインターネット上で入手可能にするような規定は確認できないが、関連する規定がある。メキシコ政府のHPには、官報の情報から特許、意匠、商標、地理的表示の登録を、スペイン語で検索できるインターネットサイト<sup>316</sup> <sup>317</sup> <sup>318</sup>がある。現地法律事務所によれば、植物品種登録に関するインターネットサイトはない。

知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令、手続及び行政上の決定等は、メキシコ政府のウェブサイトに記載されているようだが、アクセスして確認ができなかった<sup>319</sup>。

### 産業財産法第5条：改正

産業財産権に関する行政機関である本庁は、法人格と固有の資産を有する分権組織であり、次の権限を有する。

(略)

(15) 本法で参照される法令を公報に掲載する。

(16) 特許、記録、出版物、指令、認可及びそれに対応する法令、それらに関連するその他から得られた情報を広める。

(略)

(18) 国際条約に反することなく、本法とその規則によって制定された条件で産業財産権の公的な登録を保持する。

(19) 適用される法律の権限に対応して、公衆に対して、役務を普及し、助言し、かつ、提供する。

(20) 次の事項を通して、産業に利用される発明の創作を促進し、それらの工業及び商業における開発と使用を支援し、さらに技術移転を助長する。

(a) 国内及び外国で公開された発明についての書類の開示及びそれらについての相談及び使用に関する助言

(b) 発明及び科学技術研究に係わっている個人及び法人の名簿の作成、更新及び配布

(c) 発明活動、製品の意匠及び表現の創作性を促進する競技会、コンテスト又は博覧会の開催並びにその賞及び認定証の贈呈

(d) 発明の生成並びにその後の工業的及び商業的な利用に関する活動を促進するため、個人、グループ、協会又は研究機関への、より高度な教育、技術、知識及び本法の適用範囲の周知

(e) 工業的及び商業的利用が可能な発明及び創造的活動を促進並びに奨励するための、連邦政府及びその機関並びに国内外の公共及び民間の組織との協力、協調及び調和的活動を規定する協定の締結

<sup>316</sup> 現地事務所によれば、地理的表示は、以下の2つの何れかのサイトで確認できる。

a) [siga.impi.gob.mx](http://siga.impi.gob.mx) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

b) [vidoc.impi.gob.mx](http://vidoc.impi.gob.mx) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>317</sup> Tu Gaceta. Consulta información de marcas y patentes (メキシコ政府ウェブサイト)

<https://siga.impi.gob.mx/> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>318</sup> メキシコにおける特許・意匠・商標公報のアクセス方法 2024年11月26日 (新興国等知財情報データバンク)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/etc/40202/> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>319</sup> WIPO ウェブサイトから、知的財産関連法が確認できた。第1章 1. ④ 対象となる知的財産権・国境措置に関する各国の法律 ④-1.メキシコを参照。

(略)

(22) 国内で公開される発明に関する公報を作成又は更新する。

(23) 技術情報に関する要請に対応し、必要に応じて回答を提供する。

(以下、略)

旧法5 (2018年5月18日) 第6条 (旧法1 (2010年6月29日) 第6条)

発明の特許、および実用新案、意匠、回路配置、商標、商号の登録を処理し、必要に応じて付与する。産業財産権の分野における行政当局であるメキシコ産業財産権庁は、法人格および独自の資産を有する分権的な機関であり、以下の権限を有する。

(略)

III. 産業財産権の認定と保護を目的として、発明特許と実用新案登録、意匠、商標、広告の申請を処理し、商標が周知である旨の宣言を発行し、原産地呼称の保護宣言を発行し、その使用を許可し、商号を公表し、またその更新と譲渡または使用と利用のライセンスを記録し、この法律およびその規則により付与されたその他の権限を行使する。

(略)

X. 官報による法定公告の実施、および特許、登録、商標の周知または著名の宣言、認可および刊行物、およびこの法律により付与された産業財産権に関するその他の事項から派生する情報の普及、ならびに電子通信手段による手続きの管理に関する一般規則の策定およびその実施。

(以下、略)

産業財産法第19条：改正

本庁は、権利の保全に関連するものに加えて、メキシコにおける特許、登録及び刊行物の処理に関連する、本庁が発するあらゆる処分、指令及びその他の行為を、公報を通じて通知する。

電子通信手段を通じて提出された手続において、通知は、その目的のために長官によって発せられる施行令において設定された規則及び細則に従ってなされる。

(以下、略)

旧法5 (2018年5月18日) 第8条 (旧法1 (2010年6月29日) 第8条)

本庁は官報を発行し、この法律で言及されている刊行物を掲載し、産業財産権およびその他の事項に関する関心のある情報を周知する。当該情報機関で記録された行為は、記載した当該刊行物の発行日の翌日から、第三者に対して効力を有する。

産業財産法第272条 (旧法1 (2010年6月29日) 第164条、旧法5 (2018年5月18日) 第164条)

本章に言及されている公告に加えて、本庁によって付与された宣言及び認可は、原産地名又は地理的表示に関連して付与された権利の効力を終了する措置とともに、公報に公告される。

産業財産法第319条：改正

提出された書類が法的要件を満たす場合には、本庁は、以下を官報に公告する：

- (1) 出願人の名称及び国籍
- (2) 原産国における保護を証明する書類に従った、原産地名称又は地理的表示、保護されている商品並びにその抽出及び生産又は仕上を行った領土又は地理上の地域
- (3) 該当する場合には、保護された原産地名称又は地理的表示のスペイン語への翻字又は現代の国際的なローマ字への音訳、及び
- (4) 宣言に関する出願包袋が、公衆に閲覧されることになる場所又はそれに関連する書類が受領されることになる場所の住所。

旧法5（2018年5月18日）第165条の12：改正

前条で言及された決議が、要請された原産地呼称または地理的表示の保護を認める場合、本庁は官報に保護宣言の公表を命じる。宣言は、保護された原産地呼称または地理的表示の要素を最終的に決定し、以下を詳細に説明する。

- I. 完成品または完成品の説明、その特性、成分、抽出および生産または製造プロセスを含む
- II. 製品、その抽出方法、その製造または生産プロセス、および該当する場合はその包装、ラッピング、または梱包方法が準拠しなければならないメキシコ公式規格または基準、および
- III. 保護される地域または地理的地域の境界

## 【カナダ】

法令として、登録された権利について公表される情報をインターネット上で入手可能にするような規定については、植物育種者権利法以外の規定を見出すことはできていないが、関連する規定がある。

カナダ政府のHPには、第1章 1. ④知的財産権・国境措置に関する各国の法律に記載した、特許法、意匠法、商標法、著作権法に関するインターネットサイトがあり、カナダ知的財産庁（The Canadian Intellectual Property Office：CIPO）の情報として、特許<sup>320</sup>、意匠<sup>321</sup>、商標<sup>322</sup>、地理的表示<sup>323</sup>の出願や登録された権利に関する情報を、カナダ食品検査庁（Canadian Food Inspection Agency）の情報として、カナダで登録された作物の種類<sup>324</sup>を検索できるインターネットサイトがある。植物育種家権利局（The Plant Breeders Rights Office：PBRO）は、植物育種家の権利に関する情報を掲載した植物品種ジャーナルを発行している<sup>325</sup>。同

<sup>320</sup> Canadian Patents Database（カナダ政府ウェブサイト）

[Introduction - Canadian Patents Database](#)（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>321</sup> Canadian Industrial Designs Database（カナダ政府ウェブサイト）

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/industrial-designs>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>322</sup> Canadian Trademarks Database（カナダ政府ウェブサイト）

<https://ised-isde.canada.ca/cipo/trademark-search/srch>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>323</sup> List of Geographical Indications（カナダ政府ウェブサイト）

<https://www.ic.gc.ca/cipo/listgiws.nsf/gimenu-eng?readForm>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>324</sup> Varieties of Crop Kinds Registered in Canada（カナダ政府ウェブサイト）

[https://active.inspection.gc.ca/netapp/regvar/regvar\\_lookupe.aspx](https://active.inspection.gc.ca/netapp/regvar/regvar_lookupe.aspx)（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>325</sup> Plant varieties journal（カナダ政府ウェブサイト）

<https://inspection.canada.ca/en/plant-varieties/plant-breeders-rights/plant-varieties-journal>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

誌は四半期ごとに配布される。同誌は、すべての利害関係者が品種に関する情報を確認し、識別性、均一性、安定性の要件、または法のその他の要件が満たされていないと感じた場合、公表された出願／明細書の特定事項に異議を唱える機会を提供する。

特許法第10条 <公衆の閲覧>旧法1（2006年9月21日）第10条、旧法8（2018年12月13日）第10条）

(1)(2)から(6)まで及び第20条に従うことを条件として、特許庁の保有するすべての特許、特許出願及び特許若しくは特許出願に関連する書類は、所定の条件に基づいて特許庁において公衆の閲覧に供されるものとする。

（以下、略）

意匠法第8.3条 <公衆の利用に供される出願及び書類>（2018年11月5日）：改正

(1) 大臣は、所定の日に、意匠登録出願並びに当該出願及び当該意匠登録に関する大臣が所有するすべての書類を公衆の利用に供するものとする。

（以下、略）

商標法第29条 <公衆の利用>（旧法11（2018年12月30日）第29条）

(1) 次のものは、登録官によって定められた時期及び方法により公衆の利用に供されるものとする：

(a) 登録簿

(b) 放棄されたものを含む、すべての商標登録出願

(c) （廃止）

(d) 第11.12条(1)に基づき保持される地理的表示の一覧

(e) 第9条(1)(n)に基づき行われたすべての請求、及び

(f) 登録商標、商標登録出願、第9条(1)(n)に基づく請求、及び第11.13条に基づく異論申立手続に関して登録官に提出されたすべての書類。

（以下、略）

旧法1（2008年12月31日）第29条 <閲覧>

(1)(2)に従うことを条件として、登録簿、その記載事項の基礎となる書類、放棄されたものも含むすべての出願、索引、第11.12条(1)に従って保管される商標代理人のリストおよび地理的表示のリストは、営業時間中に一般に閲覧に供されるものとし、登録官は、請求があり所定の手数料が支払われた場合、登録官が認証した、登記簿、索引、またはリストの記載事項、またはそれらの書類または申請書の写しを、請求に応じて所定の手数料を支払った者に交付しなければならない。

（以下、略）

商標法第11.12条 <一覧>（旧法1（2008年12月31日）第11.12条（但し、(2.1)および(3.1)は記載なし）、旧法11（2018年12月30日）第11.12条）

(1) 登録官の管理の下に、地理的表示一覧及び農産物または食品を特定する地理的表示の場合にはそれらの翻訳を備えなければならない。

<大臣の陳述－表示>

(2) 表示に関して、(3)に規定されている情報を記載した大臣による陳述が、カナダ知的財産庁のウェブサイトに公表されている場合、登録官は、以下の場合、一覧に、表示および陳述に記載された表示の翻訳を入力するものとする：

(a) 第11.13条(1)に従って、異論申立書が提出及び責任機関に送達されず、異論申立書の提出期間が満了している場合、又は

(b) 異論申立書が提出及び送達されたが、これが取り下げられ若しくは第11.13条(6)に基づいて取下とみなされたか、又は第11.13条(7)により拒絶されたか若しくは上訴による最終判決によって拒絶された場合。

<大臣の陳述－翻訳>

(2.1) 農産物又は食品を特定する一覧に含まれる表示の翻訳に関して、(3.1)に規定されている情報を記載した大臣による陳述がカナダ知的財産庁のウェブサイトに公表されている場合、登録官は、以下の場合、一覧に、当該翻訳を入力するものとする：

(a) 第11.13条(1)に従って、異論申立書が提出及び責任機関に送達されず、異論申立書の提出期間が満了している場合、又は

(b) 異論申立書が提出及び送達されたが、これが取り下げられ若しくは第11.13条(6)に基づいて取下とみなされたか、又は第11.13条(7)により拒絶されたか若しくは上訴による最終判決によって拒絶された場合。

<情報－表示>

(3) (2)の適用上、大臣による陳述には、次の情報の全てを記載しなければならない：

(a) 表示及び、該当する場合には、農産物又は食品を特定する表示の場合、当該表示の翻訳を一覧に記入するよう大臣が発議する旨

(b) ぶどう酒若しくは蒸留酒を特定する表示の場合、表示がぶどう酒を特定する旨又は表示が蒸留酒を特定する旨

(b.1) 農産物又は食品を特定する表示の場合、農産物又は食品の一般名称及びそれが属する附則に記載されたカテゴリー

(c) ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品の原産地として特定される領域又は領域内の地域若しくは地方

(d) ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品に関する責任機関の名称、及び責任機関の主たる事務所若しくは営業所がカナダにおいて存在する場合は、その住所、更に、責任機関がカナダに事務所又は営業所を有していない場合は、責任機関自体に送達されるのと同じ効果を以って異議申立に関する書類又は手続を送達することができるカナダの個人又は事務所の名称及び住所

(e) 大臣の見解において地理的表示としての表示適格のあるぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品の品質、評判又はその他の特性

(f) カナダを原産地として、ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品を特定する表示の場合を除いて、表示は、ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品が原産地として特定されている地域に適用される法律によって保護される旨、及び保護の詳細

<情報－翻訳>

(3.1) (2.1)の適用上、大臣による陳述には次のすべての情報を記載しなければならない：

(a) 大臣が翻訳を一覧に記入することを提案する旨

(b) 翻訳に対応する一覧上の表示

(c) 表示が特定する農産物又は食品の一般名称、及びそれが属する附則に記載されたカテゴリー

(d) 農産物又は食品に関連する責任機関の名称、及び責任機関のカナダにおける主たる事務所又は営業所の住所、又は責任機関がカナダに事務所又は営業所を有していない場合は、書類が責任機関自体に送達されるのと同じ効果が得られる、書類を送達できる個人又は事務所の名称及びカナダでの住所。

(以下、略)

#### 植物育種者権利法第67条

(1) 植物育成者権の付与申請書及び当該権利に関連して長官に提出されたその他の文書は、第(3)項に従い、所定の期間保存されるものとする。

(2) コミッショナーは、インターネット上及び委員が適当と認める場合にはその他の手段により、次のものを公衆がアクセスできるようにしなければならない：

(a)登録簿

(b)索引

(c)第(1)項に規定される文書、および委員会の見解において公衆がアクセスできるようにすべきその他の文書。

(以下、略)

### 【豪州】

法令として、登録された権利について公表される情報をインターネット上で入手可能にするような規定を見出していないが、豪州知的財産庁（IP Australia）の情報として、特許<sup>326</sup>、意匠<sup>327</sup>、商標<sup>328</sup>、植物育種者権利<sup>329</sup>について、出願と登録された権利を示す登録簿は、IP Australiaのウェブサイトから入手できる（ただし、現地法律事務所によれば、植物育種家の権利のデータベースは、係属中の出願を含まない）。豪州では、地理的表示は、証明商標（certification trade mark (CTM)）として保護され得る<sup>330</sup>。また、Wine Australiaが管理するRegistered of Protected Geographical Indications<sup>331</sup>に、豪州の法律で保護されているワインの地理的表示が含まれている。

豪州政府のHPには、第1章 1. ④知的財産権・国境措置に関する各国の法律に記載した、特許法、意匠法、商標法、著作権法に関するインターネットサイトがある。

<sup>326</sup> Australian Patent search database（豪州政府ウェブサイト）  
<https://ipsearch.ipaustralia.gov.au/patents/>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>327</sup> Australian Design Search database（豪州政府ウェブサイト）  
<https://search.ipaustralia.gov.au/designs/search/quick>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>328</sup> Australian Trademark Search database（豪州政府ウェブサイト）  
<https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/quick>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>329</sup> Australian Plant breeder's rights search（豪州政府ウェブサイト）  
<https://ipsearch.ipaustralia.gov.au/pbr/>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>330</sup> Geographical indications and certification trade marks（豪州政府ウェブサイト）  
<https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/what-are-trade-marks/kinds-of-trade-marks/geographical-indications-and-trade-marks>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>331</sup> Register of Protected GIs and Other Terms（Wine Australia ウェブサイト）  
<https://www.wineaustralia.com/labelling/register-of-protected-gis-and-other-terms/geographical-indications>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

特許法第55条 <公衆の縦覧に供される文書> (旧法1 (2007年3月27日) 第55条 (但し、(1)から(3)まで)、旧法7 (2018年8月25日) 第55条 (但し、(1)から(3)まで) )

(1) 第54条の規定又は第62条(3)の規定に基づいて公告が発行された場合、当該明細書及び所定のその他の書類がある場合は、公衆の閲覧に供される。

(2) 標準特許の出願に関して第49条(5)(b)の規定に基づき、又は革新特許の付与に関して第62条(2)の規定に基づき公告が行われた場合、次に掲げる文書は公衆の縦覧に供される：

(a) 出願又は特許に関して提出されたすべての書類 (所定の書類を除く) ；

(b) 特許が消滅し、満了し又は取り消された後に、従前の特許に関して提出されたすべての文書 (所定の文書を除く) ；

(c) 局長が出願人若しくは特許権者又は従前の出願人若しくは特許権者に交付した出願又は特許に関連するすべての書類 (所定の書類を除く) の写し；

前記の書類とは、既に公衆の縦覧に供されていないものである。

(3) 第56A条に従うことを条件として、明細書又はその他の文書は、その日前に他の方法で公表されていない限り、縦覧に供されるようになった日に公表されたものとみなす。

(4) 本条は、第56条(3)に従う。

意匠法第60条 <意匠登録出願及び関連書類の縦覧> (旧法1 (2012年1月30日) 第60条、旧法8 (2018年8月25日) 第60条)

(1) 意匠が登録された後、登録官は次の書類を公衆の閲覧に供しなければならない：

(a) 意匠が開示された意匠出願

(b) 意匠出願に含まれるすべての表示

(c) 出願に含まれた意匠の新規性及び識別性の説明書；

(d) 意匠に関して提出された書類 (登録の前後を問わない) ；

(e) 意匠に関連して登録官が出願人又は登録名義人に送付した書類 (登録の前後を問わない) ；

(f) 意匠局が所有する又は所有するようになった意匠出願に関するその他の文書

(g) 規則で定めるその他の書類

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる文書は公衆の閲覧に供されない：

(a) 法律専門家の秘匿特権を理由として法的手続において提出が禁止される文書

(b) 文書または文書中の情報の開示を禁止する裁判所または法廷の命令の対象となる文書；

(c) 第127項(1)(c)に基づき提出が要求される文書。ただし、登録官が当該文書または当該文書中の情報を一般に閲覧されるべきではないと認める場合；

(d) (a)、(b)または(c)項のいずれかが適用される文書から入手した情報を含む文書。

(3) (1)に記載された文書が修正された場合、修正前の文書および修正後の文書は、一般の閲覧に供されなければならない。

(4) ただし、以下の場合はこの限りではない：

(a) 意匠出願において複数の意匠が開示され、かつ、

(b) 次のいずれかに該当する場合：

(i) 1または2以上の意匠を除外するために出願が補正された場合；

(ii) 1または2以上の意匠が出願から取り下げられた場合；

(iii) 1 または 2 以上の意匠が登録されなかった場合；

除外され又は取下げられた意匠、又は登録されていない意匠、並びにこれらの意匠に専ら関連する第60条(1)(b)から(g)に規定される書類又は書類の一部は、(1)に基づき公衆の閲覧に供されない。

商標法第209条 <登録簿の閲覧> (旧法1 (2010年2月24日) 第209条、旧法17 (2018年8月25日) 第209条)

(1) 登録簿は、商標局が開庁している時間内は、何人も閲覧できるように商標局に備え置かなければならない。

(2) 登録簿又は登録簿の一部がコンピュータを使用して保管されている場合、登録簿又は登録簿の一部を閲覧しようとする者が、登録簿又は登録簿の一部に記録された明細書その他の事項を画面上で読むか、又は印刷された写しを入手することができるコンピュータ端末にアクセスすることができれば、(1)を満たす。

商標規則第17A.67条 <閲覧> (旧規則1 (2009年12月12日) 第17A.67条、旧規則15 (2018年10月17日) 第17A.67条)

(1) 国際登録簿は、商標庁が開庁している時間中は、何人も検査できるよう商標庁に備え置かなければならない。

(2) 国際登録簿の閲覧を希望する者に、画面上で閲覧できる、またはその記録された特定事項或いはその他の事項の印刷物を得ることができるコンピュータ端末へのアクセスが提供される場合、(1)の規定は満たされる。

植物育種者権利法第61条 植物品種登録簿

(1) 登録官は、植物品種登録簿と称する登録簿を、登録官の承認する場所に保管しなければならない。

(1A) 登録官は、この法律の目的のために、登録官の植物品種リストとして知られる全植物品種のリストを維持しなければならない。

(1B) 登録官は、そのリストを維持する際、組合が現在品種呼称目的のためのクラスリストとして知られている文書を維持する限り、そのリスト及びそのように維持されているリストの変更に留意しなければならない。

(1C) 登録官が維持する一覧表は、登録簿の一部として保管されなければならない。

(2) 登録簿に含まれる情報への公衆のアクセスを促進するため、登録官はその情報をインターネット上で、または登録官がそのアクセス性を高めることが最も可能であると考えられるその他の方法で公表することができる。

## (2) 特許に関する協力及び作業の共有：(CPTPP 第 18・14 条)

CPTPPでは、締約国は、特許法条約を締結すること又は同条約の目的に適合する手続上の基準を採用し、若しくは維持することに十分な考慮を払うことの重要性を認めることが規定されている。(義務規定ではない)

## 第18・14条 特許に関する協力及び作業の共有

1 締約国は、特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、特許の登録に係る自国の制度の質及び効率性を向上させること並びに自国の特許官庁の事務及び手順を簡素化し、及び合理化することの重要性を認める。

2 締約国は、1の規定を踏まえ、それぞれの特許官庁の間で他の締約国の調査及び審査の作業の共有及び利用を円滑にするために協力するよう努める。この協力には、次のことを含めることができる。

(a)調査及び審査の結果を他の締約国の特許官庁が利用することができるようにすること  
(注)。

注 締約国は、調査及び審査の手順の質の向上並びに出願人及び特許官庁の双方にとっての費用の削減のために、調査及び審査の結果の共有及び利用を促進するための多数国間の努力が重要であることを認める。

(b)特許の審査に係る品質保証に係る制度及び品質基準についての情報を交換すること。

3 締約国は、特許の付与の取得の複雑さ及び費用を減少させるため、それぞれの特許官庁の事務及び手順の差異を減少させることに協力するよう努める。

4 締約国は2000年6月1日にジュネーブで作成された特許法条約を締結すること又は同条約の目的に適合する事務上の基準を採用し、若しくは維持することに十分な考慮を払うことの重要性を認める。

### 【メキシコ】

特許法条約を締結している。

IMPI (Mexican Institute of Industrial Property:メキシコ産業財産権庁) は、2012年から2024年までに、特許審査を加速するために、パシフィックアライアンス (コロンビア、チリ、ペルー)、オーストリア、カナダ、中国、韓国、スペイン、アメリカ、フランス、日本、欧州特許庁、シンガポールと国際協定を締結している<sup>332</sup>。また、オーストリア、カナダ、チリ、中国、欧州特許庁、スペイン、日本、シンガポール、米国とそれぞれ、PCT-PPHを結んでいる<sup>333</sup>。日本とのPPHは、2011年7月1日より実施している<sup>334</sup>。メキシコを第2庁としてPPHが請求された件数は、2023年で753件である<sup>335</sup>。

### 【カナダ】

特許法条約を締結している。

<sup>332</sup> Acuerdos Internacionales firmados por México para acelerar el examen de patentes (メキシコ政府ウェブサイト)  
<https://www.gob.mx/impi/documentos/acuerdos-internacionales-firmados-por-mexico-para-acelerar-el-examen-de-patentes> (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

<sup>333</sup> PCT-Patent Prosecution Highway Program (PCT-PPH and Global PPH) (status on 6 July 2024) (WIPO ウェブサイト)  
[https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

<sup>334</sup> 平成23年7月1日より日メキシコ特許審査ハイウェイを実施中 (日本国特許表ウェブサイト)  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_mexico\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_mexico_highway.html) (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

<sup>335</sup> PPH Portal, Statistics (日本国特許庁ウェブサイト)  
<https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/statistics.html> (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

カナダ知的財産庁(CIPO)は、グローバルPPH(GPPH)パイロットプログラム<sup>336</sup>を通じて25の知的財産(IP)庁と、二国間PPHパイロットプログラムを通じて5つの知財庁とPPHパートナーシップを結んでいる<sup>337</sup>。また、ブラジル、中国、欧州特許庁とそれぞれ、PCT-PPHを結んでいる<sup>338</sup>。日本とのPPHは、2009年7月1日より実施している<sup>339</sup>。

カナダを第2庁としてPPHが請求された件数は、2023年で2,714件である<sup>340</sup>。

## 【豪州】

特許法条約を締結している。

豪州知的財産庁(IP Australia)は、グローバルPPH(GPPH)パイロットプログラム<sup>341</sup>を通じて25の知的財産(IP)庁と、二国間PPHパイロットプログラムを通じて欧州特許庁とPPHパートナーシップを結んでいる<sup>342</sup>。また、欧州特許庁と、PCT-PPHを結んでいる<sup>343</sup>。日本とのPPHは、2009年7月1日より実施している<sup>344</sup>。

豪州を第2庁としてPPHが請求された件数は、2023年で1,116件である<sup>345</sup>。

## 3. 商標に関する規定の履行状況

### (1) 保護の対象：(CPTPP 第18・18条)

CPTPPでは視覚性を要求してはならないこと、音であることのみを理由として登録の拒絶をしてはならないことが規定されている。(CPTPP第18・18条)

#### 第18・18条 商標として登録することができる標識の種類

いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。締約国は、商標の簡潔かつ正確な記述若しくは図式による表示又は場

<sup>336</sup> PPH Portal, Global PPH (日本国特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/globalpph.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>337</sup> Patent Prosecution Highway (Government of Canada, Canadian Intellectual Property Office ウェブサイト)

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/expedited-examination-patent-prosecution-highway> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>338</sup> PCT-Patent Prosecution Highway Program (PCT-PPH and Global PPH) (status on 6 July 2024) (WIPO ウェブサイト)

[https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>339</sup> 日-カナダ特許審査ハイウェイ試行プログラムについて (日本国特許庁ウェブサイト)

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_cipo\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_cipo_highway.html) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>340</sup> PPH Portal, Statistics (日本国特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/statistics.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>341</sup> PPH Portal, Global PPH (日本国特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/globalpph.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>342</sup> Examination under a patent prosecution highway (Australia Government, IP Australia ウェブサイト)

<https://www.ipaustralia.gov.au/international-ip/international-cooperation/the-patent-cooperation-treaty/the-patent-prosecution-highway> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>343</sup> PCT-Patent Prosecution Highway Program (PCT-PPH and Global PPH) (status on 6 July 2024) (WIPO ウェブサイト)

[https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>344</sup> オーストラリアとの特許審査ハイウェイについて (日本国特許庁ウェブサイト)

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_australia\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_australia_highway.html) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>345</sup> PPH Portal, Statistics (日本国特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/statistics.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

合に応じてその双方を要求することができる。

### 【メキシコ】

商標を構成できる標章として、「名称、文字、数字、図形要素、色彩の組合せ及びホログラム、立体の形状、商号及び会社名称又は企業名称、個人の固有名称、音、匂い、並びにこれらの要素の組み合わせ」等が規定されている。音と匂いを含めて、いくつかの項目が2018年5月18日改正産業財産法（旧法5）の改正時に導入されている。

産業財産法第172条（旧法5（2018年5月18日）第89条：改正）

次の標識は、商標を構成することができる。

- (1) 名称、文字、数字、図形要素、色彩の組合せ及びホログラム。
- (2) 立体の形状。
- (3) 商号及び会社名称又は企業名称。ただし、次条に該当するものは除く。
- (4) 個人の固有名称。ただし、登録商標又は公示されている商号と混同しないもの。
- (5) 音。
- (6) 匂い。
- (7) 複数の作用する要素、その中でもサイズ、デザイン、色、形、ラベル、包装、装飾を含むイメージの要素又は組み合わせられたときに市場で商品若しくは役務を区別するその他のすべての要素、及び
- (8) 本条のIからVIまでに記載した標識の組合せ。

産業財産法第214条

商標登録を得るためには、以下の情報を含む出願が本庁へ提出されなければならない。

- (1) ～(5) 略
- (6) 該当する場合には、商標の説明（（2020年11月5日）：改正）
- (7) 以下略

### 【カナダ】

商標法において、標識とは「語、個人名、図案、文字、数字、色彩、図形的要素、立体形状、ホログラム、動画、商品包装の形態、音声、におい、味覚、質感、標識の配置」と規定されている。上記の標識の定義は、2018年12月30日改正商標法（旧法11）では記載されていないが、2019年6月17日改正商標法（旧法12）で導入されている。ただし、音の商標は2012年3月28日から認められていた<sup>346</sup>。匂いの商標は、2019年6月17日の改正商標法施行まで認められていなかった。

商標法第2条 <定義>（旧法12（2019年6月17日）第2条：改正）

「標識」とは、語、個人名、図案、文字、数字、色彩、図形的要素、立体形状、ホログラム、動画、商品包装の形態、音声、におい、味覚、質感、標識の配置を含み、

「商標」とは

- (a) ある者によって、商品又はサービスを他者のそれらと識別する目的で又は識別するため

<sup>346</sup> Archived — Trademark consisting of a sound (カナダ政府ウェブサイト)  
<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/trademarks/practice-notice/archived-trademark-consisting-sound> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

に使用され、又は使用が提案されている標識又は標識の組合せ、又は、  
(b) 証明標章をいう。

商標法第30条 <出願の要件> (旧法12 (2019年6月17日) 第30条 : 改正)

<出願の内容>

(2) 商標登録出願人は、次のものを含む出願を、登録官に提出しなければならない。

(a) ~ (b) 略

(c) 商標を明確に定義することを可能にし、所定の要件を遵守する表示若しくは説明又はその両方、及び

(d) 略

商標規則第30条 <表示又は記載> (旧規則1 (2018年10月30日) 第30条 : 改正)

次の要件が、法第30条(2)(c)の適用上、定められている。

(a) 表示は、商標の2以上の図を含むことができること。ただし、商標を明瞭に定義するために複数の図が必要である場合に限る

(b)~(e) 略

(f) 商標が、その全体又は一部において、音声からなる場合では、表示は、その目的のため許可されるものとして登録官によって指定される様式で、当該音声の録音を含まなければならないこと、及び

(g) 記載は、明瞭、かつ、簡潔でなければならない。

## 【豪州】

「標識は、文字、語、名称、署名、数字、図形、ブランド、表題、ラベル、チケット、包装の外観、形状、色彩、音若しくは匂い」と規定されている。音と匂いについては、2010年2月24日改正商標法（旧法1）の時点で、既に導入されている。

商標法第6条 <定義> (旧法1 (2010年2月24日) 第6条、旧法17 (2018年8月25日) 第6条)

「標識」は文字、語、名称、署名、数字、図形、ブランド、表題、ラベル、チケット、包装の外観、形状、色彩、音若しくは匂い又はそれらの結合を含む。

商標法第17条 <商標とはなにか> (旧法1 (2010年2月24日) 第17条、旧法17 (2018年8月25日) 第17条)

「商標」は、ある者が業として取引又は提供する商品又はサービスを、他人が業として取引又は提供する商品又はサービスから区別するために使用する又は使用する予定である標識である。

商標規則第4.3条 <商標の表示> (旧規則1 (2009年12月12日) 第4.3条、旧規則15 (2018年10月17日) 第4.3条)

(1)~(3) 略

(4) 登録官が、(3)(a)又は(b)が適用される商標の図がその商標のすべての特徴についての適切な審査を行うのに十分でないと合理的に信じるときは、登録官は、通知をもって出願人

に対し、その商標についての適切な審査を行うのに十分な程度にその特徴を示している商標の追加の図を最多6まで、登録官に提出するよう要求することができる。

(5)以下、略

## (2) 団体標章及び証明標章：(CPTPP 第18・19条)

CPTPPでは団体標章、証明標章を商標に含めることが規定されている。また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定めることが規定されている。(CPTPP 第18・19条)

### 第18・19条 団体標章及び証明標章

各締約国は、商標に団体標章及び証明標章を含めることを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める(注)。

注 第18・1条(定義)に定める地理的表示の定義に従い、標識又はその組合せは、地理的表示の保護のための一若しくは二以上の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとする。

### 【メキシコ】

団体商標、証明商標について産業財産法に以下のように規定されている。証明商標及びその地理的表示に関する規定は、2018年5月18日改正産業財産法(旧法5)の改正時または2020年産業財産法改正時に導入されている。

産業財産法第179条(旧法1(2010年6月29日)第96条、旧法5(2018年5月18日)第96条：改正)

合法的に結成された商品の生産業者、製造業者、取引業者又はサービス業者の組織又は団体は、その構成員の商品又は役務が互いに共通の品質又は特徴を有し、かつ、第三者の商品又は役務と異なる場合には、当該商品又は役務を市場において識別するために団体商標の登録を出願することができる。

産業財産法第183条(旧法5(2018年5月18日)第98条：改正)

証明商標とは、商品及び役務の品質又はその他の特徴が、それらの所有者によって証明される当該商品及び役務を区別する標識を意味し、以下のようなものである。

- (1) 商品及び役務の構成要素
- (2) 商品の製造条件、又は役務の提供条件
- (3) 商品又は役務の品質、工程又はその他の特徴、又は
- (4) 商品又は役務の地理的原産地

証明商標の所有者は、使用規則の規定に従って、本条(1)から(4)までで確立された1又は複数の品質又は特性に準拠していることを確認する。

産業財産法第214条：改正(第9項新設)

商標登録を得るためには、以下の情報を含む出願が本庁へ提出されなければならない。  
(略)  
(9) 証明商標が地理的表示を含む場合、その明示が含まれなければならない。  
(以下、略)

## 【カナダ】

証明商標の登録及び定義について、商標法に以下のように規定されており、2008年12月31日改正商標法（旧法1）の時点で、既に導入されている。

団体商標についてはカナダ商標法には明文規定がない。

現地法律事務所によれば、

「「団体商標」という概念は、現在のところカナダ商標法には反映されていない。CPTPP協定第18.19条の義務を履行する規定があるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。」とのことであるが、他方で、「カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、CPTPP協定第18.19条を実施するためのカナダによる措置は必要ないとの立場をとっている。」ともコメントしている。

商標法第23条 <証明標章の登録>（旧法1（2008年12月31日）第23条、旧法11（2018年12月30日）第23条）

(1) 証明標章は、証明標章が付随的に使用される又は使用される予定がある商品の製造、販売、賃貸、賃借又はサービスの提供に従事しない者によってのみ、採用及び登録することができる。

商標法第2条 <定義>（旧法1（2008年12月31日）第2条、旧法11（2018年12月30日）第2条）

本法において、「証明標章」とは、

- (a) 商品又はサービスの特性又は品質、
- (b) 商品が生産され又はサービスが提供される作業条件、
- (c) 商品の生産者又はサービスの提供者の属する部類、又は
- (d) 商品が生産され又はサービスが提供される地域、

に関し、規定基準の商品又はサービスを、その規定基準外の商品又はサービスから識別する目的で又は識別するように使用されるか、又は使用を提案される標識又は標識の組合せをいう。

(略)

「商標」とは

- (a) ある者によって、商品又はサービスを他者のそれらと識別する目的で又は識別するために使用され、又は使用が提案されている標識又は標識の組合せ、又は、
- (b) 証明標章をいう。

カナダの現地法律事務所の記事<sup>347</sup>においては、以下のように、CPTPPと同じように団体商標についての保護を求めている米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の改正に関連して、カナダの商標法に団体商標が反映されていないと指摘されている。

「2019年12月10日、カナダ、米国、メキシコは、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の改正に署名した。この改正案が批准されれば、カナダの知的財産法に多くの変更が必要になる。商標の分野では、改正されたUSMCAは、商標に「団体商標」（協会または団体のメンバーが使用する商標）を含めることを義務付けているが、この概念は現在カナダの商標法に反映されていない。カナダが改正されたUSMCAに準拠するためには、法改正が必要になる可能性がある。」

## 【豪州】

団体商標、証明商標については、団体商標、証明商標が、2010年2月24日改正商標法（旧法1）の時点で、既に導入されている。豪州では、商標法における証明標章で地理的表示の保護を図っている。また、ワイン（及びワインから蒸留されるブランデーを含む）における地理的表示については公社法<sup>348</sup>があり、スピリッツに関しては豪州・ニュージーランド食品基準<sup>349</sup>によって基準項目を置き、スピリッツの地理的表示をTRIPS協定23条に基づいて付与する旨が定められている<sup>350</sup>。

商標法第161条 <この部の目的>（旧法1（2010年2月24日）第161条、旧法17（2018年8月25日）第161条）

この部は、

(a) 団体商標を定義し、かつ、

(b) 商標に関する本法の規定を、何れの範囲で、かつ、どのような修正又は追加を付して、団体商標に適用するかを規定する。

商標法第162条 <団体商標とは何か>（旧法1（2010年2月24日）第162条、旧法17（2018年8月25日）第162条）

「団体商標」とは、団体の構成員が業として取引又は提供する商品又はサービスに関して、その商品またはサービスを、その団体の構成員ではない者が業として取引又は提供する商品又はサービスから識別するために使用されるか又は使用が予定される標識をいう。

商標法第163条 <本法の適用>（旧法1（2010年2月24日）第163条、旧法17（2018年8月

<sup>347</sup> GOWLING WLG ウェブサイト FIVE SIGNIFICANT DEVELOPMENTS FOLLOWING THE JUNE 2019 CHANGES TO CANADIAN TRADEMARK LAW <https://gowlingwlg.com/en/insights-resources/articles/2020/five-changes-to-the-latest-canadian-trademark-law/>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>348</sup> Wine Australia Corporation Act 1980 <https://www.legislation.gov.au/C2004A02362/latest/text>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>349</sup> Australia New Zealand Food Standards Code <https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>350</sup> 令和5年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業 『国際知財制度研究会』報告書 522ページ [https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips\\_chousa\\_houkoku/2023\\_04.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2023_04.pdf)（最終アクセス日：2025年3月7日）。

25日) 第163条)

(1) この部に従うことを条件として、商標に関する本法の規定(第10部—商標の譲渡及び移転を除く)を団体商標に適用するものとし、適用方法は、次のとおりとする。

(a) 商標への言及は、団体商標への言及を含んでいるものとし、また

(b) 商標登録のための行為をする者への言及は、団体商標登録のための行為をする団体への言及を含んでいるものとし、また

(c) ある者によって登録された商標への言及は、ある団体によって登録された団体商標への言及を含んでいるものとする

(2) 本法の適用上、

(a) 団体商標登録出願人である団体の構成員による団体商標の使用は、出願人による団体商標の使用であるとみなし、また

(b) 団体商標登録所有者である団体の構成員による登録団体商標の使用は、登録所有者による団体商標の使用であるとみなす

(3) 第41条(出願人の商品又はサービスを識別しない商標)は、出願人への言及が団体商標登録を出願した団体の構成員への言及でもあるとして、団体商標に適用する。

商標法第168条 <この部の目的> (旧法1(2010年2月24日)第168条、旧法17(2018年8月25日)第168条)

この部は、

(a) 証明商標を定義し、

(b) 商標に関する本法の消え値を、何れの範囲で、かつ、どのような修正又は追加を付して、証明商標に適用するかを規定し、また

(c) 証明商標の規制に関する委員会の役割の概要を定める

商標法第169条 <証明商標とは何か> (旧法1(2010年2月24日)第169条、旧法17(2018年8月25日)第169条)

「証明商標」とは、次の商品又はサービスに関して、すなわち

(a) 業として取引又は提供され、かつ、

(b) ある者(「証明商標の所有者」)又はそのものによって承認された他のものが、(商品の場合は)原産地、原料又は製造方法も含め、品質、精度又はその他の特徴について証明したものを、業として取引又は提供されるが前記の証明を受けていない他の商品又はサービスから識別するために使用されるか又は使用が予定される標識をいう

商標法第170条 <本法の適用> (旧法1(2010年2月24日)第170条、旧法17(2018年8月25日)第170条)

(1) この部に従うことを条件として、商標に関する本法の規定(第8条、第26条、第27条

(1) (b)、第33条、第34条、第41条、第121条、第127条、第9部—不使用による登録簿からの商標の抹消及び第17部—防衛商標、を除く)を証明商標に適用するものとし、適用に際しては、商標への言及は証明商標への言及を含んでいるものとみなす。

### (3) 同一又は類似の標識の使用：(CPTPP 第18・20条)

CPTPPでは、権原のない第三者が、登録商標と同一類似の標章を、当該登録商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスに使用した結果、混同を生じさせる虞がある標識（後に地理的表示となったものを含む）の使用について、当該商標権者が排他的権利を有することを規定する（CPTPP 第18・20条）。

各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識（後に地理的表示となったものを含む。）を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める(注1、注2)。同一の物品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。

注1 この条に規定する排他的権利は、商標が登録されている物品に対する地理的表示の許諾を得ない使用について、当該地理的表示を商業上使用することの結果として当該物品の出所について混同を生じさせるおそれがある場合に適用する。

注2 締約国は、この条の規定が、貿易関連知的所有権協定第二十二条及び第二十三条の規定に基づく自国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解すべきでないことを了解する。

#### 【メキシコ】

登録商標と同一類似の標章を、当該登録商標に係る物品又は役務と同一又は類似の物品又は役務に使用することは、行政上の違反行為として規定されている。

2018年3月13日改正産業財産法（旧法4）の改正時に、商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願、又は、同一若しくは類似の商品若しくは役務に指定されている登録され、現時点で有効な商標若しくは広告スローガンと同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称は、原産地名称又は地理的表示として保護することができない、との規定が導入された。

産業財産法第386条（旧法1（2010年6月29日）第213条、旧法5（2018年5月18日）第213条）  
以下は行政上の違反である。

（略）

(17) 登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を、当該登録商標が指定する同一又は類似する商品又は役務において使用すること。

（以下、略）

産業財産法第271条（旧法4（2018年3月13日）第163条：改正、旧法5（2018年5月18日）第163条）

以下は、原産地名称又は地理的表示として保護することができない。

（略）

(4) 商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願；又は同一若しくは類似の商品若しくは役務に指定されている登録され、現時点で有効な商標若しくは広告スローガンと同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称。

(5) 商号の公示のために先に提出された係属中の出願；又は同一若しくは類似の事業系統に適用され公示され、現時点で有効な商号と同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称。

(以下、略)

なお、産業財産法第174条第11項には、商標として登録することができないものとして、先に地理的表示の登録がある場合の取り扱いを、以下のように定めている。

#### 産業財産法第174条第11項

出願された商品又は役務が、任意の商品の製造若しくは生産又は任意の役務の提供によって特徴づけられる名称若しくは標識のそれと同一又は類似している場合；出願された商品又は役務が、原産地名称若しくは地理的表示によって保護されている商品若しくは役務の提供によって特徴づけられる名称又は標識のそれと同一若しくは類似している場合；これら名称又は標識が同一又は混同を生じる程度に類似する標識。それらは、「種類 (kind)」、「型 (type)」、「様式 (style)」、「模倣品 (imitation)」、「において生産される (produced in)」、「において製造される (manufactured in)」のような表現及び消費者に対して混同を来し又は不正競争を暗示する可能性のある同様な表現を伴うものを含む。

#### 【カナダ】

登録商標は、登録された商品又はサービスに関して使用の排他権が与えられること、登録商標と混同を生じる商標に関連する商品やサービスを販売・流通・広告・販売目的で製造等を行う行為は、侵害とみなされる旨が規定されている。

2017年9月21日改正商標法（旧法7）の改正時に、カナダ政府が作成した地理的表示一覧において、農産物又は食品を特定する表示が(i) 登録商標、(ii) 先にカナダで使用されており、かつ、放棄されていない商標、又は(iii) 登録出願が先にカナダで出願され、係属中の商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願、との混同を生じるとの大臣による陳述が公表された場合には、利害関係人は、異議申立書を登録官へ提出できる、との規定が導入された。

商標法第19条 <登録により付与される権利>（旧法1（2008年12月31日）第19条、旧法11（2018年12月30日）第19条）

第21条、第32条及び第67条に従うことを条件として、商標の所有者には、何れかの商品又はサービスに関するその商標の登録により、無効であることが明らかにされた場合を除き、当該商品又はサービスに関してその商標のカナダ全域での使用の排他権が付与される。

商標法第20条 <侵害>（旧法1（2008年12月31日）第20条、旧法11（2018年12月30日）第20条）

(1) 登録商標所有者の排他的使用の権利は、本法に基づいてその使用の権原を有していない者が以下を行う場合に、侵害されたものとみなす。

- (a) 混同を生じる商標又は商号に関連する商品又はサービスを販売、流通又は広告する場合
- (b) 混同を生じる商標又は商号に関連する商品を、その販売又は流通の目的で製造し、製造させ、所有し、輸入し、輸出し又は輸出を試みる場合

(以下、略)

(1.01) (1)(b)に基づくみなし侵害 (旧法11 (2018年12月30日) に本規定なし)

(1)(b)に基づく侵害は、登録商標を使用する権利がない者が、商品に登録された商標と同一の、又は本質的に識別できない商標が付いた商品を商業ベースで輸入しようとする場合、非侵害が証明されない限り、侵害と推定される。

商標法第11.13条 <異議申立書> (旧法7 (2017年9月21日) 第11.13条 :改正)、旧法11 (2018年12月30日) 第11.13条)

(1) 第11.12条(2)又は(2.1)にいう陳述がカナダ官報に公表された日後2月以内に、利害関係人は、所定の手数料を納付して、異議申立書を登録官へ提出し、かつ、所定の方法で責任機関へ送達することができる。

<理由-表示>

(2) 表示に対する異議申立書は、次の何れかの根拠に基づく。

(略)

(d) 農産物又は食品を特定する表示の場合、表示が次のものとの混同を生じるとの大臣による陳述が公表されたこと

(i) 登録商標

(ii) 先にカナダで使用されており、かつ、放棄されていない商標、又は

(iii) 登録出願が先にカナダで出願され、係属中の商標

(以下、略)

## 【豪州】

登録商標は登録された商品又はサービスに関して使用の排他権が与えられること、登録商標と同一か紛らわしいほど類似する商標を登録された商品やサービスに使用すること、或いは、同類等の商品や同種等のサービスに使用することは、侵害とみなされる旨が規定されている。

豪州では、商標法における証明標章で地理的表示の保護を図っている。証明商標出願に係る商品やサービスと同一・類似の商品やサービスであって、証明商標出願に係る商標と同一・類似である先に出願された商標や先に登録された商標により拒絶される。これらの規定は、2010年2月24日改正商標法(旧法1)の時点で、既に導入されている。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

オーストラリア・ワイン・ブランデー公社法 (Australian Wine and Brandy Corporation Act 1980) 第40RB条に基づき、先行登録商標の登録者は、その商標が提案されたGIと同一の語句、表現、その他の表示から構成されていること、または提案されたGIが当該商標との混同を引き起こす可能性がある場合であることを理由に、提案されたGIの決定に異議を申し立てることができる。

商標法第20条 <商標登録により与えられる権利> (旧法1 (2010年2月24日) 第20条、旧法17 (2018年8月25日) 第20条)

(1) 商標が登録された場合、その商標の登録所有者は、この部に従うことを条件として、その商標の登録に関わる商品および/またはサービスに関して、次の行為を行う排他的権利

を有する。

(a) その商標を使用すること。

(b) 他の者にその商標の使用を認めること。

(2) 商標の登録所有者は、その商標が侵害された場合、本法に基づく救済措置を受ける権利を有する。

(以下、略)

商標法第120条 <登録商標はどのような場合に侵害されるか> (旧法1 (2010年2月24日) 第120条、旧法17 (2018年8月25日) 第120条)

(1) ある者が、登録商標が登録されている商品またはサービスに関して、登録商標と実質的に同一であるか、または紛らわしいほど類似する標章を商標として使用した場合、その者は登録商標を侵害したことになる。

(2) 登録商標と実質的に同一の標章、または登録商標と誤解を招くほど類似した標章を商標として使用した場合、その者は登録商標を侵害したことになる。

(a) 登録商標が登録されている商品 (登録商品) と同じ種類の商品、または

(b) 登録商品と密接に関連するサービス、または

(c) 商標が登録されているサービス (登録役務) と同一の種類の商品、または

(d) 登録役務と密接に関連する商品。

ただし、その者が、その者が使用した標章の使用が誤認や混同を引き起こす可能性がないことを証明した場合は、その者は商標権侵害をしたとはみなされない。

(以下、略)

商標法第169条 <証明商標とは何か> (旧法1 (2010年2月24日) 第169条、旧法17 (2018年8月25日) 第169条)

証明商標とは、商品またはサービスを区別するために使用されている、または使用されることを意図されている標識であり、

(a) 業として取り扱われ、または提供されるものであり、かつ、

(b) 品質、精度、その他の特性 (物品の場合は原産地、材料、製造方法を含む) に関して、ある者 (認証商標の所有者) またはその者が承認する他の者によって認証された、他の取引商品またはサービスと区別するものである。

商標法第176条 <申請の受理または却下> (旧法1 (2010年2月24日) 第176条、旧法17 (2018年8月25日) 第176条)

(1) 登録官は、以下の条件を満たす場合、申請を受理しなければならない。

(a) 申請が本法に従って行われていること。

(b) 申請を却下する理由がないこと。

(c) 委員会が第175条(2)項に基づく証明書を発行していること。

それ以外の場合は、登録官は申請を却下しなければならない。

(1A) ただし、(1)(a)および(b)項の条件の1つまたは両方が満たされていないという理由のみで申請を却下する前に、登録官は申請者に弁明の機会を与えなければならない。

(以下、略)

商標法第44条 <同一等の商標> (旧法1 (2010年2月24日) 第44条、旧法17 (2018年8月25日) 第44条)

(1)(3)および(4)の規定に従うことを条件として、商品(出願人の商品)に関する商標(出願人の商標)の登録申請は、以下の場合には拒絶されなければならない。

(a) 出願人の商標が、

(i) 類似商品または密接に関連するサービスに関して、他人により登録された商標と実質的に同一であるか、または欺瞞的に類似している商標、または

(ii) 類似商品または密接に関連するサービスに関して、他人により登録が求められている商標である商標

と実質的に同一であるか、または欺瞞的に類似している場合であって、かつ、

(b) 出願人の商品に係る出願人の商標登録の優先日が、類似商品または密接に関連するサービスに関して他の商標を登録する優先日より先ではない場合。

(2)(3)および(4)の規定に従うことを条件として、サービス(出願人のサービス)に関する商標(出願人の商標)の登録出願は、以下の場合には拒絶されなければならない。

(a) 出願人の商標が、 :

(i) 類似サービスまたは密接に関連する商品に関して、他人によって登録された商標、または

(ii) 類似サービスまたは密接に関連する商品に関して、他人が商標登録を求めている商標と、実質的に同一であるか、または欺瞞的に類似している場合、かつ、

(b) 出願人のサービスに関する出願人の商標登録の優先日が、類似サービスまたは密接に関連する商品に関する他の商標登録の優先日より先ではない場合。

(以下、略)

商標法第170条 <本法の適用> (旧法1 (2010年2月24日) 第170条、旧法17 (2018年8月25日) 第170条)

この部に従うことを条件として、商標に関する本法の規定(第8条、第26条、第27条(1)(b)、第33条、第34条、第41条、第121条、第127条、第9部—不使用による登録簿からの商標の抹消及び第17部—防護商標、を除く)を証明商標に適用するものとし、適用に際しては、商標への言及は証明商標への言及を含んでいるものとみなす。

#### (4) 例外 : (CPTPP 第18・21条)

CPTPPでは、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、限定的な例外を定めることができることを規定する。(義務規定ではない)

締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

【メキシコ】

登録商標が対抗できない者として、いわゆる先使用权者や、自己の名称、会社名称又は企業名称を、自己が製造又は販売する商品、自己が提供する役務の名称、自己が運営する企業の名称又は自己の商号の一部として使用する者等が規定されている。

産業財産法第 175 条（旧法 1（2010 年 6 月 29 日）第 92 条、旧法 5（2018 年 5 月 18 日）第 92 条）

商標登録は、次の者には対抗力を有しない。

(1) メキシコの領土内において同一又は類似の商品又は役務のために同一又は混同させるほどに類似する商標を使用する善意の第三者であって、その継続した使用を当該商標の出願日又は最先の使用宣誓日より前に開始している者。かかる第三者は、当該商標登録の公示日から 5 年以内に商標登録を請求する権利を有する。その場合、第三者は事前に、当該商標の無効を申請しその無効を取得する必要がある。

(2) 登録商標が使用される商品を、当該商標の所有者又はその使用权者によって合法的に市場に導入した後に、販売、配布、取得又は使用する者。

上記の行為は、本法に基づく規則の適用を条件として、メキシコ国内での使用、配布又は販売のために行われる登録商標使用対象である合法的な商品の輸入も含む。

(3) 個人又は企業を問わず、自己の名称、会社名称又は企業名称を、自己が製造又は販売する商品、自己が提供する役務の名称、自己が運営する企業の名称又は自己の商号の一部として使用する者。ただし、そのような名称は、継続的に使用され、かつ、商標として登録されている又は商号として公示されている同義語と明確に区別できる特性を有することを条件とする。

#### 【カナダ】

登録商標の侵害の例外として、当該商標に付随するのれんの価値を減じる効果を有する可能性のない態様で、その個人名を商標として善意で使用すること等が規定されている。

商標法第 20 条 <侵害>（旧法 1（2008 年 12 月 31 日）第 20 条、旧法 11（2018 年 12 月 30 日）第 20 条）

略

<例外 - 善意の使用>

(1.1) 商標の登録は、ある者が当該商標に付随するのれんの価値を減じる効果を有する可能性のない態様で、以下を行うことを妨げるものではない。

(a) その個人名を商標として善意で使用すること、又は

(b) その事業所の地理的名称又はその物品若しくはサービスの性質若しくは品質の正確な説明の、商標として以外の善意の使用。

<例外 - 実用的特徴>

(1.2) 商標の登録は、ある者が当該商標に具現された実用的特徴を使用することを妨げるものではない。

<例外>

(2) 商標の登録は、ぶどう酒に付随して第 11.18 条(3)にいう何れかの表示、蒸留酒に付随して第 11.18 条(4)にいう何れかの表示又は農産物若しくは食品に付随して第 11.18 条(4.1)にいう何れかの表示を、ある者が使用することを妨げるものではない。

## 【豪州】

その商標の登録日以降に、ある商品、物質又はサービスを記述する標識として、又はその名称として関連する一般に容認された標識からなるか、又はその標識を含む場合には、その商標を使用する独占的権利、または他人に使用を認める独占的権利を有しない旨が規定されている。

商標法第24条 <物品等を説明する標識として容認されている標識からなる商標> (旧法1 (2010年2月24日) 第24条、旧法17 (2018年8月25日) 第24条)

(1) 本条は、登録商標が、その商標の登録日以降に、ある商品、物質又はサービスを記述する標識として、又はその名称として関連する一般に容認された標識からなるか、又はその標識を含む場合に適用される。

(2) 商標が前記の標識からなる場合、その登録商標の所有者は、

(a) 以下のものに関して、その商標を使用する独占的権利、または他人に使用を認める独占的権利を有しない。

(i) 同一の商品または物質、または同種の他の商品

(ii) 同一のサービス、または同種のその他のサービス

(b) 裁判所が(4)に基づき決定する日以降、それらの独占的権利を有していないとみなされる。

(3) 商標が前記の標識を含む場合、その登録商標の所有者は、

(a) 以下のものに関して、その商標を使用する独占的権利、または他人に使用を認める独占的権利を有しない。

(i) 同一の商品または物質、または同種の他の商品、または

(ii) 同一のサービス、または同種のその他のサービス

(b) 裁判所が(4)に基づき決定する日以降、それらの独占的権利を有していないとみなされる。

(4) (2)および(3)の適用上、所定の裁判所は、当該商品、物質、またはサービスを記述する、またはそれらの名称である標識として、最初に一般に容認された日を決定することができる。

## (5) 広く認識されている商標：(CPTPP 第18・22条)

CPTTPでは、「商標が広く認識されていることを決定するための条件として、当該商標が登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標としてあらかじめ認定されていることを要求してはならない」(CPTPP 第18・22条第1項)、「広く認識されている商標によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスであっても、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害される虞がある場合には、その商標の登録を拒絶し、無効とし、及びその使用を禁止する。」(CPTPP 第18・22条第2項)、「広く認識されている商標と同一ま

たは類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせる虞がある場合には、同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める。」（CPTPP 第18・22条第4項）と規定されている。

#### 第18・22条 広く認識されている商標

1 いずれの締約国も、商標が広く認識されていることを決定するための条件として、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で当該商標が登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標としてあらかじめ認定されていることを要求してはならない。

2 パリ条約第6条の2の規定は、広く認識されている商標（登録されているかどうかを問わない。）（注）によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスについて準用する。ただし、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

注 締約国は、商標が自国において広く認識されているものであるかどうかを決定するに当たり、当該商標の社会的評価について関連する物品又はサービスを通常取り扱う公衆を超えて及んでいることを要求することを必要としない。

3 各締約国は、1999年9月20日から29日までのW I P Oの加盟国による各種総会の第34回会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びW I P Oの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認める。

4 各締約国は、広く認識されている商標（注）と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める。締約国は、当該商標が欺くおそれがある場合についても、当該措置を定めることができる。

注 締約国は、広く認識されている商標とは、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に、当該締約国が決定するところに従い既に広く認識されているものであることを了解する。

#### 【メキシコ】

メキシコでは、周知又は著名商標と解する商標の規定があるが、周知又は著名な商標の保護のための拒絶理由は、当該商標が登録又は宣言されているか否かに拘らず独立して準用する、との規定がある。

知的財産権庁が著名であると考える標章又は著名であると認定した標章と同一若しくは混同させるほどに類似している標識は、登録できず、登録無効となり、その使用は行政上の違反行為となる。著名商標と商品・役務が類似か否かは問われない。

周知な商標の標識・標章と同一又は混同させるほどに類似の標識は、周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来す場合や周知商標の名声の喪失を来す場合等の場合には、登録できず、登録無効となり、その使用は行政上の違反行為となる。産業財産法の規

定上、周知・著名商標は、登録・未登録の区別がないので、いずれも対象になる。

これらの規定は、2018年5月18日改正産業財産法（旧法5）で改正され、2020年11月5日改正産業財産法（現行法）でさらに改正されている。

#### 産業財産法第190条：改正

本法の適用上、自己の商品又は役務に関連して商標を使用した者により、メキシコの国内外で行われた営業活動の結果として又はそれらを宣伝、販売促進の結果として、メキシコ国内の公共部門又は市場の特定の分野がその商標を承知している場合、当該商標はメキシコにおいて周知のものと解さなければならない。

消費者の大多数がある商標を承知している場合又は世界的な取引で普及若しくは認識されている場合、当該商標はメキシコにおいて著名であると解さなければならない。

ある商標が周知あるいは著名であることを証明するために、本法によって容認されるあらゆる証拠を用いることができる。

#### 産業財産法第191条：改正

商標が周知又は著名であるとの宣言又はその更新は、本庁が、提供された証拠に基づいて、周知又は著名である条件が処分の行われる期間存続するとの宣言することによって構成される行政処分を行う。第173条(16)及び(17)で規定されている周知又は著名な商標の保護のための拒絶理由は、当該商標が登録又は宣言されているか否かに拘らず独立して準用する。

#### 産業財産法第173条（旧法1（2010年6月29日）第90条、旧法5（2018年5月18日）第90条）

次のものは、商標として登録することができない。

##### (1)～(15) 略

(16) 商品又は役務に適用される本章第3節の見地から、本庁がメキシコ国内において周知商標であると考えられる標識、又は、宣言した標章と同一又は混同させるほどに類似している標識であって、出願商標が以下に該当する場合。

- (a) 周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来すこと
- (b) 周知商標の所有者によって許可されていない使用を構成すること
- (c) 周知商標の名声の喪失を来すこと、又は
- (d) 周知商標の顕著性を希釈化すること

本項は、出願人が周知商標の所有者である場合には適用されない。

(17) 商品又は役務に適用される本章第3節に従って、本庁が著名であると考えられる標章又は著名であると認定した標章と同一若しくは混同させるほどに類似している標識。

本拒絶理由は、登録出願人が著名商標の所有者である場合には適用されない。

#### 産業財産法第258条（旧法1（2010年6月29日）第151条、旧法5（2018年5月18日）第151条）

商標登録は、次の場合は、無効とする。

(1) 登録が、本法又は登録時に効力を有していた法の規定に違反して付与された場合。

本号の規定に拘らず、商標登録無効訴訟は、当該商標登録の出願人の法的代表者に関すること又は出願若しくは維持の手続に関することに基づいてはならない。

（以下、略）

産業財産法386条（旧法1（2010年6月29日）第213条、旧法5（2018年5月18日）第213条）  
以下は行政上の違反である。

(1)～(18) 略

(19) 本法第173条(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)及び(20)にいう名称、  
標識、標章、略称又は紋章を商標として使用すること。また、公序良俗に反するもの、法  
令に違反するものを商標として使用すること。

### 【カナダ】

カナダには、周知商標の一覧表や認定制度を含めて、周知商標に関する特定の規定がない。周知商標も他の商標と同様に、商標法に基づいて判断される<sup>351</sup>。登録商標と混同を生じる商標は拒絶され無効となり、登録商標と混同を生ずる権原の無いものによる商標の使用は、商標権の侵害になる。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

カナダ商標法には、「周知商標」に特別な保護を与える規定は特にない。しかし、商標または商号がどの程度周知になっているかは、商標法第6条第5項(a)において、2つの商標の混同を評価する要素として挙げられている<sup>352</sup>。

カナダがCPTPP協定第18.22条の義務をどのように履行するつもりかについて、公的資料には具体的な記載がない。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18.22条を実施するためにカナダが取るべき措置はないとの立場をとっている<sup>353</sup>。

商標法第6条 <標章又は名称が混同を生じる場合>（旧法1（2008年12月31日）第6条、旧法11（2018年12月30日）第6条）

（略）

<考慮事項>

(5) 裁判所又は場合により登録官は、商標又は商号が混同を生じているか否かを判断するに当たり、次を含むすべての事情について考慮しなければならない。

(a) 商標又は商号に固有の識別性及びそれらが公知となった程度

（以下、略）

商標法第12条 <商標登録可能な場合>（旧法1（2008年12月31日）第12条、旧法11（2018年12月30日）第12条）

(1) 第13条に従うことを条件として、商標は次のものを除き、登録することができる。

(a) ～ (c) （略）

(d) 登録商標と混同を生じるもの

（以下、略）

<sup>351</sup> カナダ商標制度（日本国特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ca.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>352</sup> Famous and Well-Known Marks Practitioner's Toolkit（INTA ウェブサイト）

<https://www.inta.org/wp-content/uploads/public-files/advocacy/committee-reports/Famous-and-Well-Known-Practitioners-Toolkit-2015.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>353</sup> Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership  
<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

商標法第18条 <登録無効の場合> (旧法1 (2008年12月31日) 第18条、旧法11 (2018年12月30日) 第18条)

(1) 商標登録は、次の場合は、無効とする。

(a) その商標が登録日に登録可能なものでなかった場合  
(以下、略)

商標法第20条 <侵害> (旧法1 (2008年12月31日) 第20条、旧法11 (2018年12月30日) 第20条)

(1) 登録商標所有者の排他的使用の権利は、本法に基づいてその使用の権原を有していない者が以下を行う場合に、侵害されたものとみなす。

(a) 混同を生じる商標又は商号に関連する商品又はサービスを販売、流通又は広告する場合

### 【豪州】

豪州では、周知商標の一覧表や認定制度はない。豪州において名声を得ている商標と欺罔または混同を生じる虞のある商標登録に対して異議申立ができること、豪州において周知な商標と同一又は類似の商標を、無関係の商品又はサービスで使用する場合に、当該無関係の商品又は無関係のサービスと商標の登録所有者との関連性を示すものとみなされる虞があり、かつ、そのために登録商標権者の利害に悪影響が及ぶ虞がある場合には、商標権侵害となることが規定されている。また、登録商標に係る商品または役務ではない他の商品または役務に関連して登録商標を使用された場合に、それらの商品またはサービスと商標登録者との間に何らかの関係があることを示すとみなされる虞がある場合には、防護商標登録をすることができることが規定されている。

未登録周知商標の保護としては、詐称通用に関する法律、消費者保護法 (Australian Consumer Law) の規定が適用される<sup>354</sup>。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

豪州では、未登録の周知商標の保護は、主にパッシング・オフのコモンロー上の不法行為とオーストラリア消費者法 (Australian Consumer Law : ACL) によって実現されている。ACLは、一般的に、責任が過失の要素を前提とせず、損失または損害の証明を必要としないため、同様の分野で運用されている不法行為よりも幅広い状況で適用される。ACLは、誤解を招く行為や欺瞞的行為に対する法的保護を提供している。ACL第18条は、事業者が誤解を招いたり欺いたりする行為、あるいは誤解を招いたり欺いたりするおそれのある行為に従事することを禁止している。これは、他の事業者による類似商標の使用が消費者を誤解させる可能性がある場合、未登録商標の保護に利用できる。ACLの請求はさらに、通常コモンローの下で利用可能なものを上回る広範な救済制度を伴う。

パッシング・オフ：このコモン・ロー上の不法行為は、業務上の信用 (the goodwill of a business) を虚偽表示から保護するものである。パッシング・オフの主張を成功させるには、原告は以下のことを証明しなければならない：

<sup>354</sup> オーストラリアにおける未登録周知商標の保護 (新興国等知財情報データバンク)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2016/03/ea000599666afc2350d3ee316433d44d.pdf> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

- ・評判または業務上の信用：事業には市場での評判や業務上の信用がある。
- ・不当表示：被告が原告の商品またはサービスであると偽っていた。
- ・損害：原告は虚偽表示によって損害を被った、または被る可能性がある。

商標法第60条 <オーストラリアにおいて名声を得ている商標に類似する商標>（旧法1（2010年2月24日）第60条、旧法17（2018年8月25日）第60条）

特定の商品又はサービスに関する商標の登録に対しては、以下の理由に基づいて異議申立をすることができる：

- (a) 他の商標が、前記商品又はサービスに関する最初に言及した商標の登録の優先日前に、オーストラリアで名声を得ており、かつ、
- (b) 当該他の商標が有する名声を理由に、最初に言及した商標の使用が、欺罔または混同を生じる虞があること。

商標法第120条 <どのような場合に登録商標が侵害されるか>（旧法1（2010年2月24日）第120条、旧法17（2018年8月25日）第120条）

（略）

(3) 次の場合には、登録商標を侵害する：

- (a) 当該商標がオーストラリア国内で周知であり、かつ
  - (b) その商標と実質的に同一であるか、または欺瞞的に類似する標章を商標として使用した場合であって、
    - (i) 商標が登録されている商品（登録商品）と同種ではない、または商標が登録されているサービス（登録サービス）と密接に関連していない商品（非関連商品）の場合、又は、
    - (ii) 登録サービスと同一でない、または登録商品と密接に関連しないサービス（非関連サービス）の場合、かつ、
  - (c) 当該商標が周知であるため、当該標識が、無関係の商品又は無関係のサービスと商標の登録所有者との関連性を示すものとみなされる虞がある場合、かつ
  - (d) そのために登録商標権者の利害に悪影響が及ぶ虞があること。
- (4) 第(3)項(a)の適用上、ある商標が「オーストラリアにおいて周知」であるか否かを決定するときには、当該商標の普及促進の結果であるかそれ以外の理由であるかを問わず、当該商標が関連する公衆の分野において知られている程度を考慮しなければならない。

商標法第185条 防護商標（旧法1（2010年2月24日）第185条、旧法17（2018年8月25日）第185条）

- (1) 登録商標が登録されている商品または役務のすべてまたは一部に関連して使用されている程度により、他の商品または役務に関連して使用された場合に、それらの商品またはサービスと商標登録者との間に何らかの関係があることを示すとみなされる虞がある場合には、商標登録者は、それらの商品またはサービスすべてまたは一部について、防護商標として商標登録を申請することができる。
- (2) 登録商標の所有者が、特定の商品またはサービスに関連して当該商標を使用していない、または使用する意図がない場合でも、当該商品またはサービスに関して防護商標として登録することができる。
- (3) 特定の商品またはサービスに関して、すでに申請者の名義で防護商標以外のものとし

て登録されている商標であっても、防護商標として登録することができる。

(4) 特定の商品またはサービスに関して防護商標として登録された商標は、その後、同一の商品またはサービスに関して、登録所有者の名義で防護商標以外のものとして登録することができる。

#### (6) 審査、異議申立て及び取消しについての手続上の側面：(CPTPP 第18・23条)

CPTPPでは、商標の審査及び登録のための制度を定め、1) 出願人に対し、商標の登録を拒絶する理由についての書面による通知を行うこと、2) 出願人が、当局からの通知に回答し、当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶について司法上の申立てを行うための機会を提供すること、3) 商標の登録に異議を申し立て、又は商標の取消しを求めるための機会を提供すること、4) 異議申立て及び取消しの手続における行政上の決定について理由が示され、かつ、書面によって行われることを要件とすること、が規定されている。(CPTPP 第18・23条)

##### 第18・23条 審査、異議申立て及び取消しについての手続上の側面

各締約国は、商標の審査及び登録のための制度を定めるものとし、当該制度には、特に次のものを含めるものとする。

(a) 出願人に対し、商標の登録を拒絶する理由についての書面による通知（電子的手段による通知とすることができる。）を行うこと。

(b) 出願人が、権限のある当局からの通知に回答し、当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶について司法上の申立てを行うための機会を提供すること。

(c) 商標の登録に異議を申し立て、又は商標の取消し（注）を求めるための機会を提供すること。

（注）この節の規定の適用上、取消しは、無効化又は抹消の手続により実施することができる。

(d) 異議申立て及び取消しの手続における行政上の決定について理由が示され、かつ、書面によって行われることを要件とすること。書面による決定は、電子的手段により提供することができる。

#### 【メキシコ】

(a)

商標登録出願に拒絶理由が存在する場合は、その旨を出願人へ通知し、登録を拒絶する場合には、当該拒絶査定 of 法的な根拠及び理由を書面で通知すると規定されている。上記は2018年3月13日改正産業財産法（旧法4）及び2018年5月18日改正産業財産法（旧法5）の改正時に導入されている。現地法律事務所によれば、メキシコ憲法第16条により、政府の決定や命令はすべて文書で、その理由とともに行わなければならないと定められている。

##### 産業財産法第225条：改正

本法第221条の1月の期間が経過すると、出願は審査される。

出願又は提示された書類が、法律上若しくは規則上の要件を遵守しない場合又は商標登録

に何らかの拒絶理由が存在する場合、本庁は、書面で、その旨を出願人へ通知する。出願に対する異議申立の場合、出願人が妥当とみなす証拠を述べ、かつ、提示することができるように、当該異議申立について出願人にも通知される。

(以下、略)

旧法5 (2018年5月18日) 第122条 : 改正 (以下の部分を追加)

(略)

本庁は、出願人に書面で通知し、2か月の期間を与え、その期間内に、出願人が行った誤り又は遺漏を是正し、前記の障害及び過去の出来事に関して適切と思われる事項を記載しなければならない。

(以下、略)

産業財産法第230条 (旧法4 (2018年3月13日) 第125条 : 改正)

審査が完了し、法及び規則の要件が充足されると権原が生じる。

本庁は、登録を拒絶する場合、出願人に対して当該拒絶査定の法的な根拠及び理由を述べて、書面で通知する。

本庁は、受理した異議申立に関して判断し、判断に関する法的根拠及び理由を説明しなければならない。

(b)

現地法律事務所によると、行政訴訟手続きに関する連邦法によって、商標登録の最終拒絶について司法上の申し立てを行うことができる。出願人に対して、異議申立又は拒絶理由に関して出願人の権利が妥当なものであることを明示するため、2月の期間を付与するという規定がある。

産業財産法第225条 : 改正

(略)

本庁は、出願人に、要件、異議申立又は拒絶理由に関して出願人の権利が妥当なものであることを明示するために、出願人に2月の期間を付与する。

(以下、略)

旧法5 (2018年5月18日) 第122条 (旧法1 (2010年6月29日) 第122条)

方式審査が完了すると、商標が本法の規定に基づき登録に適格であるか否かを判断するための実体審査が行われる。

提出された願書または出願書類が法的または規制上の要件を満たしていない場合、商標の登録に何らかの障害がある場合、または先の権利が存在する場合、本庁は、出願人に書面で通知し、2か月の期間を与え、その期間内に、出願人が行った誤り又は遺漏を是正し、前記の障害及び過去の出来事に関して適切と思われる事項を記載しなければならない。期限内に回答しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(以下、略)

(c)

商標登録又は公告に対して、利害関係者は異議申立ができることが規定されている。また、商標が期間満了の行政処分申立から直近の3年間連続して使用することを停止している場合には登録が失効すること、無効理由がある場合には無効審判が請求できること、行政処分手続は、法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができることが規定されている。異議申立は2016年6月1日改正産業財産法（旧法3）、異議申立のプロセスの改正と無効理由への悪意の商標の追記は、2018年5月18日改正産業財産法（旧法5）の改正時に導入されている。

産業財産法第221条：改正

出願が受理されると、本庁は、受理後10就業日以内に、当該受理について公報に公開し、公開日から1月までの延長不可能な期間を設定する。利害関係者は、本法第12条及び第173条の規定に基づいて登録又は公告に異議を申し立てることができる。定められた期間後に提出された異議申立は、完全に棄却される。

産業財産法第225条：改正

本法第221条の1月の期間が経過すると、出願は審査される。出願又は提示された書類が、法律上若しくは規則上の要件を遵守しない場合又は商標登録に何らかの拒絶理由が存在する場合、本庁は、書面で、その旨を出願人へ通知する。

出願に対する異議申立の場合、出願人が妥当とみなす証拠を述べ、かつ、提示することができるように、当該異議申立について出願人にも通知される。本庁は、出願人に、要件、異議申立又は拒絶理由に関して出願人の権利が妥当なものであることを明示するために、出願人に2月の期間を付与する。

関係者が付与された期間内に応答しない場合には、出願は放棄されたものとみなされる。

産業財産法第229条：改正

本法第225条にいう2月の期間後、証拠が処理されると、出願人及び異議申立を提出した者に対して手続が利用可能となり、該当する場合には、5日の期間内に意見書を提出できる。その意見書は、本庁によって検討されるものとする。この期間を経過すると、更なる対応する査定が形式的な手続なしで発せられる。

旧法5（2018年5月18日）第120条（旧法3（2016年6月1日）第120条：改正）

本庁は、利害関係を有する第三者が、本法第4条および第90条に規定する状況に該当することを理由として、登録申請または公表に異議を唱えるために、本庁の公報における公表が効力を発する日から数えて1ヶ月の延長不可能な期間を付与する。

異議申立は、各証拠及び対応する手数料の支払証明を添付し、書面で提出しなければならない。

旧法5（2018年5月18日）第120条の2：改正

第120条に定める期間が経過すると、本庁は官報を通じて出願人に通知し、出願人は、通知が有効となった日から1か月間の延長不可期間内に、異議申立に関して適切と思われる内容を書面で提出し、必要に応じて証拠を提示することができる。

旧法5（2018年5月18日）第120条の3：改正

本法第120条の2に定める期間が経過し、証拠調べが終了した後、手続は出願人および異議申立人に開示され、必要に応じて、2日間の期間内に書面による弁論を準備できるようにしなければならない。この期間が経過すると、実体審査は速やかに進められる。

産業財産法第260条（旧法5（2018年5月18日）第152条：改正）

登録は、次の場合に失効する。

- (1) 本法に規定されているとおりに更新がなされない場合
- (2) 商標が期間満了の行政処分申立から直近の3年間、連続して使用することを停止している場合、ただし、正当化される当該不使用についての事由が本庁の見解で存在する場合は除く。また、本庁の見解で正当な事由が存在しない限り、使用が証明されていない商品又は役務に関しては登録が部分的に失効する場合がある。；及び
- (3) 実際かつ有効な使用の宣言が、本法の第233条の条件に基づいてなされていない場合。

産業財産法第258条（旧法5（2018年5月18日）第151条：改正（5項に記載されていた「これを悪意とみなす」の記載を削除し、新たに第6項として、悪意で取得した商標を追記））  
商標登録は、次の場合は、無効とする。

(1) ～(4)（略）

(5) 外国で登録された商標の所有者の代理人、代表者、使用者または販売業者、または所有者と直接的または間接的な関係を有していたその他の者が、外国商標の所有者の明示的な同意なく、自己の名義で当該商標または混同の程度が類似する他の商標の登録を出願し、取得する場合。

(6) 悪意で取得されたもの。

産業財産法第328条（旧法1（2010年6月29日）第187条、旧法5（2018年5月18日）第187条）  
本法に基づく無効、消滅、取消及び侵害に関する行政処分手続の申立は、本章に規定される手続及び本法に定める方法に従って審査され解決される。

産業財産法第329条（旧法1（2010年6月29日）第188条、旧法5（2018年5月18日）第188条）  
本庁による行政処分手続は、職権により、又は、それについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができる。必要な場合には、何人でも、本庁に対し、職権による行政処分手続を開始するに足る情報を提出することができる。

(d)

異議申立に関しては、出願人に通知され、異議申立に関する判断と法的根拠及び理由を説明しなければならないことが規定されている。現地法律事務所によれば、メキシコ憲法第16条により、政府の決定や命令はすべて文書で、その理由とともに行わなければならないと定められている。

産業財産法第225条：改正

(略)

出願に対する異議申立の場合、出願人が妥当とみなす証拠を述べ、かつ、提示することができるように、当該異議申立について出願人にも通知される。

(以下、略)

産業財産法第230条（旧法3（2016年6月1日）第125条：改正）

(略)

本庁は、受理した異議申立に関して判断し、判断に関する法的根拠及び理由を説明しなければならない。

## 【カナダ】

(a)

登録官は、出願に対する自己の異議及びその異議の理由を最初に出願人へ通知せずに、その異議に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならない、と規定されている。

商標法第37条 <出願が拒絶される場合>（旧法1（2008年12月31日）第37条、旧法11（2018年12月30日）第37条）

(1) 登録官は、次のことを認める場合は、その商標登録出願を拒絶する。

(略)

<出願人への通知>

(2) 登録官は、出願に対する自己の異議及びその異議の理由を最初に出願人へ通知せずに、その異議に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならない。

<疑義のある場合>

(3) 登録官は、ある登録商標の存在を理由に、出願で請求される商標を登録することができるか否か疑問であると考える場合は、その登録商標の所有者に書留郵便により、その出願の公告を通知しなければならない。

(b)

登録官は、出願に対する自己の異議及びその異議の理由を最初に出願人へ通知せずに、その異議に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならないこと、本法に基づく登録官の如何なる決定に起因しても、その決定の通知が登録官から出された日から2月以内、又はその2月の満了の前後を問わず、裁判所が許可する延長期間内に連邦裁判所に対して提起することができることが規定されている。

商標法第37条 <出願が拒絶される場合>（旧法1（2008年12月31日）第37条、旧法11（2018年12月30日）第37条）

(略)

(2) 登録官は、出願に対する自己の異議及びその異議の理由を最初に出願人へ通知せずに、その異議に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならない。

(以下、略)

商標法第56条 <上訴> (旧法1 (2008年12月31日) 第56条、旧法11 (2018年12月30日) 第56条)

(1) 上訴は、本法に基づく登録官の如何なる決定に起因しても、その決定の通知が登録官から出された日から2月以内、又はその2月の満了の前後を問わず、裁判所が許可する延長期間内に連邦裁判所に対して提起することができる。

(以下、略)

(c)

商標登録出願の公告後2月以内に、何人も登録官に対して、異議申立書を提出することができること、登録官は、所定の手数料を納付する者の書面による請求に応じて又は自身の主導により、登録に指定されるすべての商品若しくはサービス又は通知で指定されるものについて、商標が通知の日付の直前の3年の期間にカナダで使用されていたか否か、不使用の場合は、最後に使用された日付及びその日付以降当該使用がなかった理由を示す宣誓供述書又は法定宣言書を3月以内に提出することを登録所有者に要請することを通知することが規定されている。

商標法第38条 <異議申立書> (旧法1 (2008年12月31日) 第38条、旧法11 (2018年12月30日) 第38条)

(1) 商標登録出願の公告後2月以内に、何人も、所定の手数料を納付した上で、登録官に対して異議申立書を提出することができる。

(以下、略)

商標法第45条 <登録官は使用者の証拠提出を請求することができる> (旧法1 (2008年12月31日) 第45条、旧法11 (2018年12月30日) 第45条)

(1) 商標が登録された日から開始して3年後、登録官が別段の正当な理由を認めない限り、登録官は、所定の手数料を納付する者の書面による請求に応じて又は自身の主導により、登録に指定されるすべての商品若しくはサービス又は通知で指定されるものについて、商標が通知の日付の直前の3年の期間にカナダで使用されていたか否か、不使用の場合は、最後に使用された日付及びその日付以降当該使用がなかった理由を示す宣誓供述書又は法定宣言書を3月以内に提出することを登録所有者に要請することを商標の登録所有者に通知する。

(以下、略)

(d)

異議申立人及び出願人の証拠及び説明を検討した後、登録官は異議申立を却下するか、又は、出願に指定された1以上の商品又はサービスに関して出願を拒絶しその他に関して異議申立を却下し、その決定及びその理由を当事者に通知すること、不使用を理由に商標登録を抹消又は補正すべきか否かについて登録官が決定に至ったときは、登録官は、その商標の登録所有者及び取り消し請求した者に対し、その決定をその理由と共に通知しなければ

ばならないことが規定されている。

商標法第38条 <異議申立書> (旧法1 (2008年12月31日) 第38条、旧法11 (2018年12月30日) 第38条)

(略)

(12) 異議申立人及び出願人の証拠及び説明を検討した後、登録官は、出願を拒絶し、異議申立を却下し、又は出願に指定された1以上の商品又はサービスに関して出願を拒絶し、及びその他に関して異議申立を却下するものとする。登録官は、決定及びその理由を当事者に通知するものとする。

商標法第45条 <登録官は使用者の証拠提出を請求することができる> (旧法1 (2008年12月31日) 第45条、旧法11 (2018年12月30日) 第45条)

(略)

(4) 商標登録を抹消又は補正すべきか否かについて登録官が決定に至ったときは、登録官は、その商標の登録所有者及び(1)にいう通知を請求した者に対し、その決定をその理由と共に、通知しなければならない。

(以下、略)

## 【豪州】

(a)

登録官が、出願が法律又は本規則に従ってされていないこと又は出願には法律第4部第2節に基づく拒絶理由が存在していることを合理的に信じる場合は、出願人に対し、その所信を報告しなければならない、と規定されている。

商標法第31条 <登録官による出願についての審査及び報告> (旧法1 (2010年2月24日) 第31条、旧法17 (2018年8月25日) 第31条)

登録官は規則に従い、次の事項に関して審査し報告しなければならない。

(a) 出願が本法に従って行われているか否か。

(b) 本法に基づく拒絶理由が存在するか否か。

商標規則第4.8条 <出願審査—出願人への報告> (旧規則1 (2009年12月12日) 第4.8条、旧規則15 (2018年10月17日) 第4.8条)

(1) (審査及び報告について規定している)法律第31条の適用上、登録官が出願審査において、次の事項を合理的に信じる場合は、登録官は、出願人に対し、その所信を報告しなければならない。

(a) 出願が法律又は本規則に従ってされていないこと、又は

(b) 出願には法律第4部第2節に基づく拒絶理由が存在していること

(以下、略)

(b)

出願人は、登録官の出願審査の報告に対し書面をもって応答することができること、登録官による出願を拒絶する決定に対して、連邦裁判所又は連邦巡回・家庭裁判所 (第2部)

に上訴することができることが規定されている。

商標規則第4.9条 <審査一報告に対する出願人の応答> (旧規則1 (2009年12月12日) 第4.9条、旧規則15 (2018年10月17日) 第4.9条)

- (1) 出願人は、規則4.8に基づく登録官の報告に対し書面をもって応答することができる。
  - (2) その応答には、次の内容を含めることができる。
    - (a) 報告書に示されている登録官の所信に反論すること
    - (b) 報告書に記載されている他の事項に反論すること
    - (c) 出願を裏付ける追加の書類又は証拠を提出すること、及び
    - (d) その出願が、法律に従って補正されるよう要求すること
- (以下、略)

商標法第35条<上訴> (旧法1 (2010年2月24日) 第35条、旧法17 (2018年8月25日) 第35条)  
出願人は、登録官による次の決定に対して、連邦裁判所又は連邦巡回・家庭裁判所 (第2部) に上訴することができる。

- (a) その出願を条件又は制限を付して受理する決定、又は、
- (b) その出願を拒絶する決定。

(c)

何人も、異議申立書を提出することにより、商標登録出願、商標登録に対して異議を唱えることができること、登録商標が不使用の場合、何人も、登録されているか又は登録を受けることができる商標を登録簿から削除するよう登録官に申請することができることが規定されている。

商標法第52条 <異議申立> (旧法1 (2010年2月24日) 第52条、旧法17 (2018年8月25日) 第52条)

- (1) 登録官が商標登録出願を受理した場合は、何人も、異議申立書を提出することにより、その登録に異議を唱えることができる。
- (以下、略)

商標法第57条 <拒絶理由と同じ理由に基づいて、登録に対して異議申立をすることができる> (旧法1 (2010年2月24日) 第57条、旧法17 (2018年8月25日) 第57条)

商標登録に対しては、その商標を視覚的に表示することができないという理由を除き、本法に基づいて、商標登録出願を拒絶することができる理由の何れかにより、異議申立をすることができる。

商標法第92条 <登録簿からの商標の抹消を求める申請等> (旧法1 (2010年2月24日) 第92条、旧法17 (2018年8月25日) 第92条)

- (1) 第3項に従うことを条件として、何人も、登録されているか又は登録を受けることができる商標を登録簿から削除するよう登録官に申請することができる。
- (略)

- (3) 商標に関する訴訟が所定の裁判所に係属している場合には、登録官に対して、第1項に

基づく申請を行うことはできないが、裁判所に対し、商標を登録簿から抹消することを登録官に指示する命令を出すよう申請することができる。

(4) 第1項又は第3項に基づく申請（不使用申請）は、次の理由の一方又は両方を根拠とすることができるが、それ以外の理由を根拠とすることはできない。

（以下、略）

(d)

登録官の異議申立及び商標登録取消の決定は、当事者に通知しなければならないと規定されている。

商標規則第5.1条 <第5部の内容>（旧規則8（2013年4月15日）第5.1条：改正、旧規則15（2018年10月17日）第5.1条）

本部では、以下の事項に関する要件を規定している。

- (a) 異議申立通知および関連書類の提出
- (b) 提出書類の訂正
- (c) 異議申立の却下
- (d) 異議申立の冷却期間
- (e) 異議申立の審理
- (f) 関連事項

商標規則第5.4条 <通知および陳述の機会>（旧規則8（2013年4月15日）第5.4条：改正、旧規則15（2018年10月17日）第5.4条）

（略）

(4) 登録官は当事者に決定を通知しなければならない。

商標規則第9.1条 <第9部の内容>（旧規則8（2013年4月15日）第9.1条：改正、旧規則15（2018年10月17日）第9.1条）

本部では、以下の事項に関する要件を規定している。

- (a) 取消申請の作成および通知
- (b) 異議申立通知および関連書類の提出、
- (c) 提出書類の修正、
- (d) 異議申立の却下、
- (e) 異議申立の審理、
- (f) 関連事項。

商標規則第9.4条 <通知および陳述の機会>（旧規則8（2013年4月15日）第9.4条：改正、旧規則15（2018年10月17日）第9.4条）

（略）

(4) 登録官は当事者に登録官の決定を通知しなければならない。

## (7) 電子的な商標のシステム：(CPTPP 第18・24条)

CPTPPでは、電子的に出願、及び維持するためのシステム、及び、商標出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システムの提供について規定する。(CPTPP 第18・24条)

### 第18・24条 電子的な商標のシステム

各締約国は、次に掲げるシステムを提供する。

(a)商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム

(b)商標出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システム（オンラインのデータベースを含む。）

### 【メキシコ】

電子媒体での出願を行うことができ、産業財産庁は、ファイルを保管する電子システムを利用することができる。メキシコ産業財産庁の公報ウェブサイトには、商標閲覧システムがある<sup>355</sup>。

### 産業財産規則第5条の2：改正

出願または申請は、産業財産庁に直接、または省に機関もしくは副機関にいずれに対しても提出することができる。同様に、それらの出願又は申請は、受領確認を伴う書留郵便、宅配便、小包配達、その他同等便、またはこの目的を達成するために産業財産庁長官によって発せられた決定に従う電子通信媒体によって提出することができる。

### 産業財産規則第21条：改正（デジタル化の追加）

産業財産庁は、ファイル中の書類の保管、閲覧、および認証謄本の発行を促進するために、ファイル中での書類の保管、複写及び保存を可能にするデジタル化、光ディスク、データ又は電子記憶媒体への記録等を含む、既知又は未知のいかなる様式または物質的サポートをも利用することができる。

### 【カナダ】

登録官に提出される書類、情報又は手数料は、登録官が指定する電子的形式及び電子的手段で提出することができ、登録官は電子的手段を使用して、書類を保管、公告等を行うことができる。また、カナダ政府のウェブサイトには、商標閲覧システムがある<sup>356</sup>。

### 商標法第64条 <電子的形式及び手段>（旧法12（2019年6月17日）第64条：改正）

(1) 規則に従うことを条件として、本法に基づき登録官に提出される書類、情報又は手数料は、登録官が指定する電子的形式及び電子的手段で提出することができる。

<収集、保管など>

(2) 規則に従うことを条件として、登録官は電子的手段を使用して、書類又は情報を、作成、収集、受領、保管、転送、配布、公告、認証、又はその他の方法で処理することができる。

<sup>355</sup> SIGA (Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial ウェブサイト)

<https://siga.impi.gob.mx/> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>356</sup> Canadian Trademarks Database (Government of Canada ウェブサイト)

<https://ised-isde.canada.ca/cipo/trademark-search/srch/> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<定義>

(3) 本条では、形式又は手段に関して、「電子的」には、光学的、磁氣的及び他の類似の形式又は手段が含まれる。

### 【豪州】

商標に関連する文書を電子的手段で提出できることが規定されており、登録簿はコンピュータで管理されること、登録簿の閲覧はコンピュータによってアクセスできることが規定されている。IP Australiaのウェブサイトには、商標検索システムがある<sup>357</sup>。

商標法第213条 <文書の提出> (旧法18 (2019年2月24日) 第213条 : 改正)

この法律の適用上、文書は、第213A条(1)に定められた手段によって、商標局に提出することができる。

商標法第213A条 <書類の提出についての承認手段> (旧法18 (2019年2月24日) 第213A条 : 改正)

(1) 第213条の適用上、登録官は、文書を商標庁に提出するための1以上の手段を、書面により、判断することができる。

(2) その手段は、電子的手段又はその他のいかなる手段でもあり得る。

(以下、略)

商標法第217A条 <公衆の閲覧に供する商標に関する所定の書類> (旧法1 (2010年2月24日) 第217A条、旧法17 (2018年8月25日) 第217A条)

(1) 登録官は、商標の登録出願に関連する書類が商標局に保管されている間は、第30条に基づき公告された時以降に、商標に関する所定の文書を公衆の閲覧に供することができるようにしなければならない。

(以下、略)

商標法第208条 <登録簿はコンピュータで保管することができる> (旧法1 (2010年2月24日) 第208条、旧法17 (2018年8月25日) 第208条)

(1) 登録簿の全部または一部は、コンピュータを使用して維持管理することができる。

(2) 登録簿を保存する目的でコンピュータを使用して作成された特定事項またはその他の事項の記録は、登録簿への記載とみなされる。

商標法第209条 <登録簿の閲覧> (旧法1 (2010年2月24日) 第209条、旧法17 (2018年8月25日) 第209条)

(1) 登録簿は、商標局の就業時間中、何人も商標局で閲覧できるようにしなければならない。

(2) 登録簿又は登録簿の一部がコンピュータを使用して維持管理されている場合、登録簿又は登録簿の当該部分を閲覧しようとする者が、登録簿又は登録簿の当該部分に記録され

<sup>357</sup> Australian Trademarks Search (Australian Government, IP Australia ウェブサイト)  
<https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/quick> (最終アクセス日 : 2025年3月7日) .

ている明細書その他の事項を画面上で読み、又は印刷された写しを入手することができコンピュータ端末にアクセスすることができるならば、第1項を満たす。

## (8) 物品及びサービスの分類：(CPTPP 第18・25条)

CPTPPでは、商標の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に適合する商標の分類に関する制度を採用、又は維持することを規定する。また、登録及び出願の公告については、ニース分類によって定める類に従って類別された物品及びサービスの名称を表示すること、物品又はサービスについては、ニース分類の同一の類に分類されているという理由によっては互いに類似又は非類似であると認めることができないことが規定されている。(CPTPP 第18・25条)

### 第18・25条 物品及びサービスの分類

各締約国は、1957年6月15日にニースで作成され、その後改正され、及び修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(以下この条において「ニース分類」という。)に適合する商標の分類に関する制度を採用し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。

(a)登録及び出願の公告については、ニース分類によって定める類に従って類別された物品及びサービスの名称を表示すること(注)。

注 ニース分類の翻訳を利用する締約国は、公定訳文が発行され、及び出版されている範囲内で、ニース分類の最新のものに従う。

(b)物品又はサービスについては、登録又は公告においてニース分類の同一の類に分類されているという理由によっては互いに類似するものと認めることができないこと及び登録又は公告においてニース分類の異なる類に分類されているという理由によっては互いに類似するものではないと認めることができないこと。

### 【メキシコ】

商品及びサービスについては、官報で公示されている商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧に従って分類され、商標の商品及びサービスはその分類に従って登録されると規定されている。現地法律事務所によれば、商標の物品又はサービスについて、ニース分類の同一の類に分類されているという理由によって、互いに類似又は非類似であると認めることができないことに関する協定がある<sup>358</sup>。

### 産業財産規則第59条(旧規則1(2011年6月10日)第59条)

法第93条\*にいう商品及び役務の分類は、ニース協定に基づき制定され、標章登録のための有効な商品及び役務の国際分類である。産業財産庁は、各分類に含まれる商品及びサービスの分類を明示したそのアルファベット順の一覧を、各商品又は役務が該当する分類の表示とともに公報に掲載する。分類のアルファベット順の一覧に含まれる商品又はサービスは、類型とみなす。それぞれの分類における商品及びサービスは、その分類を網羅するものではない。産業財産権庁は、この分類の解釈及び適用に関する基準を定める。

<sup>358</sup> Agreement by which the Criteria for Interpretation and Application of the Classification of the Nice Agreement for the Registration of Trademarks for the filing and Examination of Applications for Distinctive Signs before the Mexican Institute of Industrial Property

産業財産法第176条\*（旧法1（2010年6月29日）第93条、旧法5（2018年5月18日）第93条）  
商標は、本法に基づく規則に規定される分類に従い、特定の商品又はサービスに関して登録される。ある商品又はサービスの分類は、最終的には本庁によって定められる。

\*産業財産権規則には法第93条と記載されているが、制定当時（2016年）に有効であった旧産業財産法第93条に対応する規定は、現行の産業財産法では第176条である。

### 【カナダ】

商品及びサービスについては、ニース分類の類に従ってグループ化された、登録商標に付与されている商品又はサービスの名称が、登録簿に登録され、現地法律事務所によれば、商標登録出願の商品又はサービスの陳述において、ニース分類の類に従ってグループ化され、各グループの前には、その商品又はサービスのグループが属するニース分類の分類番号が先立ち、各グループはニース分類の分類順に提示されると規定されている。

また、同一地域内の両方の商標の使用が、それらの商標に関連する商品又はサービスが同一人により製造される等と推定される虞がある場合は、その商品又はサービスが同一の一般分類に属するか又はニース分類の同一の類に掲載されているか否かを問わず、他の商標との混同を生じさせる、と規定されている。

商標法第26条 <登録簿>（旧法12（2019年6月17日）第26条：改正（第2項(e.1)の規定追加））

(1) 登録官の管理の下、各登録商標に関する、商標及び移転、権利の部分放棄、補正、判決並びに命令の登録簿を備えなければならない。

<開示すべき情報>

(2) 登録簿には、各登録商標に関して次を開示しなければならない。

（略）

(e.1) ニース分類の類に従ってグループ化された、登録商標に付与されている商品又はサービスの名称。各グループの前にはそのグループの商品又はサービスが属するニース分類の分類番号が先立ち、各グループはニース分類の分類順に提示され、及び（以下、略）

商標法第30条 <出願の要件>（旧法12（2019年6月17日）第30条：改正（第2項(a)、第3項の規定追加））

（略）

(2) 商標登録出願人は、次のものを含む出願を、登録官に提出しなければならない。

(a) 標章が付随的に使用され又は使用される予定がある特定の商品又はサービスの通常の商用用語での陳述

（略）

(3) (2)(a)にいう商品又はサービスは、ニース分類の類に従ってグループ化され、各グループの前には、その商品又はサービスのグループが属するニース分類の分類番号が先立ち、各グループはニース分類の分類順に提示される。

（以下、略）

商標法第6条 <標章又は名称が混同を生じる場合> (旧法12 (2019年6月17日) 第6条 : 改正 (第2項を修正) )

(略)

(2) 商標の使用は、同一地域内の両方の商標の使用が、それらの商標に関連する商品又はサービスが同一人により製造され、販売され、賃貸され、賃借され、若しくは提供されていると推定されるに至る虞がある場合は、その商品又はサービスが同一の一般分類に属するか又はニース分類の同一の類に掲載されているか否かを問わず、他の商標との混同を生じさせる。

(以下、略)

### 【豪州】

商品及びサービスについては、商品及びサービスが商標規則に記載される別表1に記載される類に分類され、それらはニース分類を反映させるために随時修正される<sup>359</sup>。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

豪州では、ニース分類に基づく同一区分の商品またはサービスは、自動的に類似または非類似とみなされるわけではない。1995年商標法および関連判例法では、商品またはサービスの類似性は、分類のみではなく、その性質、用途、取引経路に基づいて決定されると強調されている。

1995年商標法第14条では、商品が同一または同様の記載である場合、他の商品と類似していると定義している。サービスについても同様である。Energy Beverages LLC v. Cantarella Bros Pty Ltd [2023] FCAFC 44の判例において、裁判所は、商品とサービスの分類は主に管理上の便宜のためであり、登録の範囲を決定する上で決定的なものではないとした。裁判所は、商品やサービスの性質、特徴、取引経路の方がより重要な要素であると強調した。豪州のアプローチは、分類よりも商品またはサービスの実際の性質と使用に焦点を当てることで、CPTPPの第18条25項と整合している。これは、商標の保護が消費者間の混同の可能性に基づくことを保証するものであり、より実際的で公正なアプローチである。

商標規則第3.1条 <商品およびサービスの分類> (旧規則1 (2009年12月12日) 第3.1条、旧規則15 (2018年10月17日) 第3.1条)

- (1)法第19条第3項(商品およびサービスの分類を規定している)の適用上、
- (a)商品が別表1第1部第2欄に記載する商品の類に分類されていること、また、
  - (b)サービスは、別表1の第2部第2欄に記載するサービスの類に分類されていること。
- (2)別表1に記載されている商品またはサービスの各類には、次のものがある。
- (a)別表1第1部又は第2部の第1欄に掲げる当該種類の品目番号に対応する類番号
  - (b)別表1第1部又は第2部の第2欄にあるその類の説明に対応する類の見出し。

## Trade Marks Manual of Practice and Procedure

### 14.2. The classification system

#### 2.1 The classes

<sup>359</sup> Trade Marks Manual of Practice and Procedure, 14.2. The classification system (Australian Government, IP Australia ウェブサイト) <https://manuals.ipaustralia.gov.au/trademark/2.-the-classification-system> (最終アクセス日 : 2025年3月7日) .

### 2.1.1

物品は物品のクラスとサービスのクラスに分けられる。クラスと見出しは、1995年商標規則の別表1に記載されている。この別表は、ニース分類の新版を反映して随時改訂されている（別表A1を参照）。分類の詳細は、世界知的所有権機関（WIPO）が発行する国際商品・サービス分類に記載されている<sup>360</sup>。

商標法第14条 <類似商品および類似サービスの定義>（旧法1（2010年2月24日）第14条、旧法17（2018年8月25日）第14条）

- (1) 本法の目的上、次の場合は、ある商品は他の商品と類似する。
  - (a) 他の商品と同一である場合、または
  - (b) 他の商品と同種である場合。
- (2) 本法の目的上、次の場合は、サービスが他のサービスと類似する。
  - (a) 他のサービスと同一である場合、または
  - (b) 他のサービスと同種である場合。

## （9）商標の保護期間：（CPTPP 第18・26条）

CPTPPでは、「商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を少なくとも10年とすることを定める」と規定されている。（CPTPP 第18・26条）

### 第18・26条 商標の保護期間

各締約国は、商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を少なくとも10年とすることを定める。

#### 【メキシコ】

商標登録の存続期間は出願日から10年とし、同一の存続期間で何回も更新することができる、と規定されている。

### 産業財産法第178条（旧法1（2010年6月29日）第95条、旧法5（2018年5月18日）第95条）

商標登録の存続期間は登録日から10年までとし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

（以下、略）

#### 【カナダ】

商標登録は、登録日から開始して最初の10年間、また、更新ごとに所定の更新料を所定の期間内に納付すればその後の10年ごとの更新期間、登録簿に登録される、と規定されている。

### 商標法第46条 <存続期間>

(1) 商標登録は、本法のその他の規定に従うことを条件として、登録日から開始して最初の

<sup>360</sup> Trade Marks Manual of Practice and Procedure, 14.2. The classification system (Australian Government, IP Australia ウェブサイト)  
<https://manuals.ipaustralia.gov.au/trademark/2.-the-classification-system> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

10年間、また、更新ごとに所定の更新料を所定の期間内に納付すればその後の10年ごとの更新期間、登録簿に登録される。

(以下、略)

旧法11（2018年12月30日）商標法第46条 <更新>

(1) この法律により登録された商標の登録は、登録又は最後の更新の日から15年以内に更新される。

(以下、略)

旧法1（2008年12月31日）商標法第46条 <期間>

(1) 本法の他の規定に従うことを条件として、商標登録は、登録日から10年間の当初期間について、また、更新の都度、所定の更新料が所定の期間内に支払われる場合には、その後10年間の更新期間について、登録簿に登録される。

(以下、略)

### 【豪州】

商標の登録は、出願日から10年間後に満了し、請求により更に10年間登録が更新されることが規定されている。

商標法第72条 <登録日および登録の存続期間>（旧法1（2010年2月24日）第72条、旧法17（2018年8月25日）第72条）

(略)

(3) 商標の登録は、途中で取り消されるか、又は途中で登録簿から削除されない限り、その登録出願に関する出願日から10年後に満了する。

商標法第77条 <登録満了前の更新>（旧法1（2010年2月24日）第77条、旧法17（2018年8月25日）第77条）

(1) 商標の登録更新の請求が第75条に従って行われた場合、登録官は、更新されなければ商標の登録が満了する日から10年間について、その登録を更新しなければならない。

(以下、略)

### (10) 使用権を記録しないこと：(CPTPP 第18・27条)

CPTPPでは、使用権の記録が、当該使用権が有効なものであることを確定することを目的とする場合、又は、使用権の記録を、商標についての権利の取得、維持又は行使に関する手続において使用権者による商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合には、使用権の記録を要求することができないと規定されている。（CPTPP 第18・27条）

第18・27条 使用権を記録しないこと

いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、使用権の記録を要求することができない。

(a) 当該使用権の記録が、当該使用権が有効なものであることを確定することを目的とす

る場合

(b) 当該使用権の記録を、商標についての権利の取得、維持又は行使に関する手続において使用権者による商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合

#### 【メキシコ】

現地法律事務所によれば、CPTPP第18.27条(a)、(b)の状況において、メキシコでは使用権の記録を要求していない。以前は必要だったが、それはライセンスの有効性のためではなく、知的財産権行使のための法的地位のためであった。

#### 【カナダ】

現地法律事務所によれば、カナダは、商標ライセンスの有効性を立証するために商標ライセンスを記録することを義務付けておらず、義務付けたこともない。また、商標の取得、維持、行使に関連する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件としても義務付けておらず、義務付けたこともない。

#### 【豪州】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

豪州は、CPTPP 協定第18.27条(a)および(b)に記載されている状況では、使用記録を義務付けていない。つまり、商標権者は、権利の記録による管理負担なしに、他者に商標の使用を許可する柔軟性を有している。

豪州では、CPTPP協定第18.27条(a)および(b)に基づき、使用権の記録が要求された具体的な記録はない。現在の慣行は、形式的な記録要件よりも商標の実際的な使用と執行を優先する豪州の商標法の一般原則に沿ったものである。

## 4. 特許に関する規定の履行状況

### (1) 特許を受けることができる対象事項：(CPTPP 第18・37条)

CPTPPでは、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明について特許を受けることのできる発明と規定されている。(CPTPP第18・37条第1項) 既知化合物の新規用途・新規方法についても特許が与えられる規定がある(ただし、凍結条項)。(CPTPP第18・37条第2項)

微生物以外の植物を特許の対象から除外することができるが、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する規定がある(「少なくとも」以下の確認規定は、凍結条項)。(CPTPP第18・37条第4項)

#### 第18・37条 特許を受けることができる対象事項

1 各締約国は、3及び4の規定に従うことを条件として、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性(注)のある全ての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について特許を取得することができるようにする。

注この節の規定の適用上、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、

それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。各締約国は、進歩性又は自明のものではないことに関する判断に当たり、請求の範囲に記載されている発明が、当該技術分野の専門家又は当該技術分野における通常の技能を有する者にとって先行技術からみて自明のものであったかどうかを検討する。

2 (凍結：各締約国は、3及び4の規定に従うことを条件として、かつ、1の規定に適合する方法で、少なくとも既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法のうちいずれかとして請求の範囲に記載されている発明について特許が与えられることを確認する。締約国は、当該新たな方法について、当該物の用途自体を請求の範囲に記載していないものに限定することができる。)

3 締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は自然若しくは環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明の特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a)人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b)微生物以外の動物並びに非生物学的な方法及び微生物学的な方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法

4 締約国は、また、微生物以外の植物を特許の対象から除外することができる。（凍結：もともと、各締約国は、1の規定に適合する方法で、かつ、3の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する。）

## 【メキシコ】

CPTPP第18・37条第1項：

特許要件として新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が規定されている。

産業財産法第48条：改正

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある発明は、本法に基づいて、特許を受けることができる。

旧法5（2018年5月18日）第16条（旧法1（2010年6月29日）第16条）

発明は、新規であり、進歩性があり、かつ産業上の利用が可能である場合には、以下の場合を除き、この法律の規定に基づいて特許を受けることができる。

- (1) 植物および動物の生産、繁殖および増殖のための本質的に生物学的なプロセス；
- (2) 自然界に存在する生物学的および遺伝学的物質；
- (3) 動物の品種
- (4) 人体および人体を構成する生体部分
- (5) 植物の品種

CPTPP第18・37条第2項（凍結条項）：

先行技術に含まれる物質、化合物又は組成物は、その使用が新しいものである限り、特

許性は除外されない、と規定されている。CPTPP加入を契機に改正された。旧法5以前においては、既知の物質等の用途は、原則的に発明として認められなかった。

**産業財産法第45条：改正**

本節の適用上、次の各号と解される。

(1) 「新規性」とは、先行技術中になく、先行技術に含まれる物質、化合物又は組成物は、その使用が新しいものである限り、特許性は除外されない。

(以下、略)

**旧法5（2018年5月18日）第19条（旧法1（2010年6月29日）第19条）**

次に掲げるものは、本法における発明とはみなされない：

(1) ～(7) (略)

(8) 公知の発明品または公知の製品の混合物の並置、用途、形状、寸法または材料の変更。ただし、現実には、当業者には自明でない産業上の結果または用途を得るために、それらが別々に機能しないような方法での組合せまたは融合の問題であるか、またはそれらの特徴的な品質または機能が変更される場合を除く。

**CPTPP第18・37条第3項（義務規定ではない）：**

公序良俗に反する発明は特許発明から除外されている。単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として除外する規定は見当たらない。なお、現地法律事務所によれば、産業財産法第12条は、違法とみなされる実施を意味するものではなく、特許付与のために適用されるものである。

**産業財産法第12条（旧法1（2010年6月29日改正）第4条、旧法5（2018年5月18日）第4条）**

その内容が公序良俗に反する場合又はその方式が法の規定に違反する場合は、本法の適用を受ける個人又は法人に対し、特許、登録又は認可の何れも付与されず、また公報での公告も認められない。

**CPTPP第18・37条第4項（義務規定部分は凍結条項）：**

植物品種自体は特許発明から除外されているが、現行の産業財産法においては「自然環境から隔離され、技術的手順を通じて得られた生物学的材料は、それが以前より自然界に既に存在していたとしても、特許性を有する発明の対象となる可能性がある。」と規定されている。

**産業財産法第49条：改正**

次に掲げるものは、特許性を有さない。

(1) 商業的实施が公序に反し又は何らかの法規定に抵触する発明(人間、動物若しくは植物の健康若しくは寿命を保護するため又は環境への深刻な被害を回避するために、実施を禁止する必要がある発明を含む)。詳細には、

(a) ヒトのクローン化の手順及びそれらの産物

(b) ヒトの生殖細胞系列の遺伝子的同一性を改変する手順及びその産物であって、ヒトを創り出す可能性を暗示する場合のもの

(c) 工業的又は商業的目的でのヒトの胚の使用、又は

(d) 動物の遺伝子的同一性を改変する手順(ヒト又は動物に対して実質的な医学的又は獣医学的実用性なしで苦痛を想定させるもの)及び当該手順の結果として産生される動物

(2) 微生物の場合を除く、植物品種及び動物品種

(3) 植物又は動物を得るための本質的に生物学的な手順及びそれらの手順の結果として産生される産物。前記のものは、対象が微生物学的手順若しくはその他の技術的手順又はそのような手順によって得られる産物である発明の特許性に影響を及ぼさない

(4) ヒト若しくは動物の身体の外科学処置又は治療処置の方法及びそれらに適用される診断方法、及び

(5) 構成及び発達の相違する段階における人体並びに全体的又は部分的な遺伝子配列を含む、その要素の単純な発見

自然環境から隔離され、技術的手順を通じて得られた生物学的材料は、それが以前より自然界に既に存在していたとしても、特許性を有する発明の対象となる可能性がある。

全体的若しくは部分的な塩基配列又はタンパク質配列の工業的応用は、特許出願において明示的に開示されなければならない。

旧法5（2018年5月18日）第16条（旧法1（2010年6月29日）第16条）

発明は、新規であり、進歩性があり、かつ産業上の利用が可能である場合には、以下の場合を除き、この法律の規定に基づいて特許を受けることができる。

(1) 植物および動物の生産、繁殖および増殖のための本質的に生物学的なプロセス；

(2) 自然界に存在する生物学的および遺伝学的物質；

(3) 動物の品種

(4) 人体および人体を構成する生体部分

(5) 植物の品種

## 【カナダ】

CPTPP第18・37条第1項：

発明は、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良と規定され、特許要件として新規性及び非自明性が規定されている。

CPTPP第18・37条第2項（凍結条項）：

不特許事由として、「単なる科学的原理又は抽象的定理」が規定されているが、既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法を特許対象から排除する明確な規定はない。なお、カナダ特許審査基準（Manual of Patent Office Practice（MOPOP））には、「発明が既知の化合物の新規かつ自明でない使用に向けられている場合、この既知の化合物に対するクレームは、新規な使用のさらなる引用とともに許容される」ことが記載されている<sup>361</sup>。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

<sup>361</sup> Manual of Patent Office Practice (MOPOP) Chapter 16.10.02 (C¥Government of Canada ウェブサイト)

<https://manuels-manuals.opic-cipo.gc.ca/w/ic/MOPOP-en#!fragment/zoupio-Toc112149496/BQCwhgziBcwMYgK4DsDWszIQewE4BUBTADwBdoAvbRABwEtsBaAfX2zgEYOAmDgFgCcgGwBKADTJspQhACKiOrgCe0AORrxEQmFwIFS1Rq069IAMp5SAIVUAlAKIAZBwDUAggDkAwg-GkwACNoUnZRUSA>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

特許庁実務マニュアルの規定、特許法及び特許規則の規定、並びに最高裁判所の判断は、全体を読めば、18.37条を遵守しているように見える。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18条を実施するためにカナダが取るべき措置はないとの立場をとっている。

CPTPP 第18・37条第3項（義務規定ではない）：

治療または手術の方法や動植物等の多細胞生物は特許発明から除外されているが、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として除外する規定は見当たらない。

CPTPP 第18・37条第4項（義務規定部分は凍結条項）：

植物品種自体は特許発明から除外されているが、生体分子は法定事項として特許の対象である。

現地法律事務所のコメントは、以下の通りである。

特許庁実務マニュアルの規定、特許法及び特許規則の規定、並びに最高裁判所の判断は、全体を読めば、18.37条を遵守しているように見える。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18.37条を実施するためにカナダが取るべき措置はないとの立場をとっている<sup>362</sup>。

特許法第2条 <定義>（旧法1（2006年9月21日第2条、旧法8（2018年12月13日）第2条）

本法律において、別段の定めがない場合は、

（中略）

「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう。

（以下、略）

特許法第28.2条 <クレームの主題が先に開示されてはならない>（旧法1（2006年9月21日第28.2条、旧法8（2018年12月13日）第28.2条）

(1) カナダ特許出願(以下「係属中の出願」と称する)におけるクレームで特定された主題は、次の開示がされていないことを要する。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前に、カナダ又は他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示

(b) クレーム日より前に、(a)に述べた者以外の者によりカナダ若しくは他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示

（以下、略）

特許法第28.3条 <発明は自明であってはならない>（旧法1（2006年9月21日第28.3条、旧法8（2018年12月13日）第28.3条）

カナダ特許出願のクレームで特定された主題は、次の情報から見て、それが関連する技術又は科学分野の熟練者にとってクレーム日において自明でなかったものでなければならな

<sup>362</sup> Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

い。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前にカナダ又は他の場所において、公衆の利用に供される方法で開示された情報、及び

(b) クレーム日より前に、(a)に述べる者以外の者により、カナダ又は他の場所において、公衆の利用に供される方法で開示された情報

特許法第27条 <長官は特許を付与することができる> (旧法1 (2006年9月21日第27条、旧法8 (2018年12月13日) 第27条)

(略)

<特許されないもの>

(8) 単なる科学的原理又は抽象的定理に対しては、特許は付与されないものとする。

カナダ特許審査基準 (Manual of Patent Office Practice (MOPOP))<sup>363</sup>には、以下のような規定がある。

・ 17.03.02 治療または手術の方法

生きている人間や動物に対する手術や治療の方法やプロセスは、特許法第2条に定められた発明の意味の範囲内にあるとは見なされない。

・ 17.03.03 高等生命体

カナダ最高裁判所は、高等生命体は、特許法第2条に規定されている発明の定義の範囲内で物質の製造または組成物ではないという理由で、特許性から除外されると判断した。

・ 23.02.01 高等生命体と下等生命体

特許法第2条の目的のために、生命体は法律の観点から、下等生命体(法定)と高等生命体(法定外)に分けられ、一般的には、その生命体が単細胞(下等)か多細胞(高等)かが区別される。下等生命体は、一般に、一斉に生産され(化合物の調製方法と類似性を持つ)、測定可能な量であれば任意の量が均一な特性と特性を持つほど大量に形成されるため、「製造」または「物質の組成物」のいずれかとして特許法第2条の範囲に入ると見なされる。

高等生命体は、特許法第2条の範囲に該当しない。

・ 23.02.03 生命体を生み出すプロセス

方法またはプロセスの特許性は、方法またはプロセスの製品が法定であるかどうかとは無関係である。したがって、高等生命体、臓器、または組織を生産するプロセスは、法定外の製品を生産するという理由で欠陥があるわけではない。

特に重要な考慮事項は、クレームされたプロセスに具体化された人間の介入の程度である。本質的に自然に従って発生し、人間の介入が著しくないプロセスは、特許性がない。

・ 23.02.04 バイオインフォマティクス

生体分子は化合物であり、核酸、ポリペプチド、タンパク質、ペプチドに対するクレームは、法定事項である。

<sup>363</sup> Manual of Patent Office Practice (MOPOP) (C)Government of Canada ウェブサイト)

<https://manuels-manuals.opic-cipo.gc.ca/w/ic/MOPOP-en#!fragment/zoupio-Toc112149496/BQCwhgziBcwMYgK4DsDWszIQewE4BUBTADwBdoAvbRABwEtsBaAfX2zgEYOAmDgFgCcgGwBKADTJspQhACKiOrgCe0AORrxEQmFwIFS1Rq069IAMp5SAIVUAlAKIAZBwDUAggDkAwg-GkwACNoUnZRUSA> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

## 【豪州】

### CPTPP 第18・37条第1項：

特許要件として新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が規定されている。

特許法第18条 <特許を受けることができる発明> (旧法1 (2007年3月27日) 第18条、旧法7 (2018年8月25日) 第18条)

<標準特許としての特許を受けることができる発明>

(1)(2)に従うことを条件として、発明は、請求の範囲に記載されている限りにおいて、標準特許の目的上特許可能な発明である：

(a) 独占禁止法第6条にいう製造方法であり、かつ

(b) 当該請求項の優先日前に存在した先行技術基準と比較した場合：

(i) 新規性があり

(ii) 進歩性があること。

(c) 有用であり

(d) 特許権者若しくは指名された者又は特許権者若しくは指名された者の権原における前任者によって、若しくは、特許権者若しくは指名された者のために、又は、特許権者若しくは指名された者の権限によって、当該請求項の優先日前に特許分野において秘密に使用されていなかったこと。

### CPTPP 第18・37条第2項（凍結条項）：

既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法を特許対象から排除する明確な規定はない。豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、判例法により、「既知の物質の新たな用途は、その使用がこれまで知られていなかった特性を利用することを条件に、特許性を有する。」ことが記載されている<sup>364</sup>。

### CPTPP 第18・37条第3項（義務規定ではない）：

不特許事由として、「ヒトおよびその生成のための生物学的プロセス」が規定されている。豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、判例法により、「特許法第18条第2項の正しい解釈は、受精卵を生成する過程（またはそれに相当する実体を生じさせる他の過程）から出生の時点まで、ヒトが生成過程にあると認識することによって確認される。」「“人間”の禁止は、受精卵とそれに続くすべての存在を含め、人間の地位を合理的に主張する可能性のあるあらゆる存在の特許の禁止である。」「『生物学的プロセス（ヒトの生成のための）』の禁止は、受精から出産までに適用されるすべての生物学的プロセスを、そのプロセスが本当にヒトの生成に直接関係するものである限り、明らかにカバーする。」と記載されている<sup>365</sup>。

豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、判例法により、「人体

<sup>364</sup> Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.17 New Uses (Australian Government IP Australia ウェブサイト) <https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.17-new-uses> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>365</sup> Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.14 Human Beings and Biological Processes for Their Generation (Australian Government IP Australia ウェブサイト) <https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.14-human-beings-and-biological-processes-for-their-generation> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

の医療処置のための方法（またはプロセス）は、製造方法であり、したがって、特許法第18条第1項(a)の意味における特許可能な発明となり得る。」ことが記載されている<sup>366</sup>。

CPTPP 第18・37条第4項（義務規定部分は凍結条項）：

ヒトおよびその生成のための生物学的プロセスは、特許対象から外れているが、豪州特許審査基準には、微生物は実務上特許対象となる可能性があること、自然界に存在する微生物の生物学的に純粋な培養物が特許対象であることが記載されている。

特許法第18条 <特許を受けることができる発明>（旧法1（2007年3月27日）第18条、旧法7（2018年8月25日）第18条）

<標準特許としての特許を受けることができる発明>

（略）

(2) ヒトおよびその生成のための生物学的プロセスは、特許発明ではない。

（以下、略）

農業と園芸に関する豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、以下のように記載されている<sup>367</sup>。

「判例法により、「農業および園芸のプロセスは、他の「伝統的原則」により除外されない限り、特許可能であり、特許が認められるその他の農業・園芸プロセスには、以下のようなものがある：

イネ科植物の雄性配偶子が成熟するのを防ぐこと；

植物の雄の葯を殺菌すること；

植物を磁場やその他の力場にさらすことによる遺伝的変異の生成；

組織培養技術によるパイナップル植物の無性増殖；

遺伝子選択による雄性不稔トウモロコシの生産。」

「Ranks Hovis McDougall Ltdの出願 [1976] AOJP 3915の判決を考慮すると、新しい植物または動物（天然に存在するものでない場合）は、以下を満たす場合、製造方法と見なされる。

- ・人間の技術的介入を伴うこと、および
- ・経済活動に役立つこと。」

微生物に関する発明については、豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、以下の記載がある<sup>368</sup>。

「一般的に、クレームの対象が遺伝情報ではなく生物である場合、人間の技術的介入によ

<sup>366</sup> Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.13 Treatment of Human Beings (Australian Government IP Australia ウェブサイト)

<https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.13-treatment-of-human-beings>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>367</sup> Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.15 Agriculture and Horticulture (Australian Government IP Australia ウェブサイト)

<https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.15-agriculture-and-horticulture>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>368</sup> Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.12 Micro-Organisms and Other Life Forms (Australian Government IP Australia ウェブサイト)

<https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.12-micro-organisms-and-other-life-forms>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

り自然界では起こりえない人工的な状態が生じた場合（すなわち、物質が「作られた」場合）、その生物は特許可能である可能性がある。

実務上は、自然界に存在する微生物の分離および培養は技術的介入の要件を満たすものとされている。また、自然界に存在する微生物の生物学的に純粋な培養物に対するクレームも認められる。

生物が「人工的」であるかどうかを判断するにあたり、Ranks Hovis McDougall Ltdの出願[1976] AOJP 3915において、次のように判示された。

- ・クレームされた新しい変種は、有用な特性を改善または変化させたものでなければならず、単に生物の機能に影響を与えない形態学的特性を変化させたものであってはならない。
- ・天然に存在する微生物はそれ自体では発見であって発明ではないため特許性を有しない。
- ・微生物の純粋培養に対するクレームは技術的介入の要件を満たす。」

## （２）猶予期間：（CPTPP 第 18・38 条）

CPTPPでは、特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われた開示に関して、いわゆるグレースピリオドとして、12か月を規定する。（CPTPP第18・38条）

### 第18・38条 猶予期間

各締約国は、少なくとも、発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には（注1、注2）、当該情報を考慮に入れない。

注1 いずれの締約国も、特許官庁が公に利用可能なものとし、又は公開した知的財産権の出願又は登録に含まれる情報を考慮に入れないことを要求されない。ただし、誤って公表された場合又は当該情報を直接若しくは間接に発明者から入手した第三者が当該発明者若しくはその承継人の同意なしに出願した場合を除く。

注2 締約国は、この条の規定の適用を発明者若しくは共同発明者によって行われた開示又は発明者若しくは共同発明者から直接若しくは間接に得られた情報の開示に限定することができる。締約国は、この条の規定の適用上、特許出願人から直接又は間接に入手した情報について、当該特許出願人の承諾を得て公衆に開示された情報又は当該特許出願人に由来する公衆に開示された情報とすることができることを定めることができる。

(a) 特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであること。

(b) 当該各締約国の領域における出願の日の前十二箇月以内に行われたものであること。

### 【メキシコ】

産業財産法第52条において、グレースピリオドは12か月（起算日は優先日または出願日）と規定されている。対象については、従来は、発明者又はその権利承継人が、伝達手段、実施又は国内展示会若しくは国際展示会に出品することにより公知となった発明であった

が、2020年11月5日改正法（現行法）により、発明者または出願人から直接または間接的に情報を入手した第三者による主題の開示に適用が広がった。

**産業財産法（2020年11月5日）第52条：改正**

発明者若しくはその権原承継人によって直接的若しくは間接的に又は該当する場合にはそれらの者の何れかから当該情報を入手した第三者によって直接的若しくは間接的に、出願日又は該当する場合には認定された優先権の日前の12月以内に実施された主題の開示は、出願の技術水準の一部とはみなされない。

本庁又は他国の産業財産庁によってなされた出願、特許又は登録における公表は、前項にいう場合には含まれない。ただし、その公表が当該当局に基因する誤りによってなされている場合又は出願が発明者から情報を直接的若しくは間接的に入手した権限を有さない第三者によって提出された場合を除く。

本条にいう権利を認定するためには、出願人は、本法に対して規則を設定する条件を遵守しなければならない。

**旧法1（2010年6月29日）第18条（旧法5（2018年5月18日）第18条）**

発明者又はその権利承継人が、特許出願日又は優先権主張日（該当する場合）前12月以内に、伝達手段、実施又は国内展示会若しくは国際展示会に出品することにより発明を公知とした場合、発明の公開は、その発明の新規性の継続に影響しないものとする。対応する出願は、本法の規定に定める条件の下、補助書類を含むものとする。

特許出願又は外国官庁から付与された特許に含まれる発明の公表は、本条にいう場合に含まれるものとはみなされない。

**【カナダ】**

特許法第28.2条において、出願人により又は出願人から知得した者によって、公衆の利用に供される方法で行われた開示については、グレースピリオドは12か月（起算日は出願日）と規定されている。これらの規定は、2006年9月21日改正特許法（旧法1）の時点で、既に導入されている。

**特許法第28.2条 <クレームの主題が先に開示されてはならない>（旧法1（2006年9月21日）第28.2条、旧法8（2018年12月13日）第28.2条）**

(1) カナダ特許出願(以下「係属中の出願」と称する)におけるクレームで特定された主題は、次の開示がされていないことを要する。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前に、カナダ又は他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示（以下、略）

**【豪州】**

名義人若しくは特許権者又は名義人若しくは特許権者の前権原者によって或いはその同意を得て行われた発明の公開又は使用に起因する公衆の利用に供された情報が、承認された博覧会、学会、発明の合理的な試験、その他の状況においてなされた場合、及び、名義人

若しくは特許権者又は名義人若しくは特許権者の前権原者の同意なく、それらの者から知得した者によって行われた発明の公開又は使用に起因する公衆の利用に供された情報の場合には、グレースピリオドが12か月（起算日は優先日または出願日）であることが規定されている。これらの規定は、2007年3月27日改正特許法（旧法1）、2010年7月1日改正特許規則（旧規則1）の時点で、既に導入されている。

特許法第24条 <一定の情報公開は有効性に影響を与えない>（旧法1（2007年3月27日）第24条）、旧法7（2018年8月25日）第24条）

(1) 発明が新規性、進歩性又は革新性を有しているか否かを決定する目的で、その決定をする者は、次の事項を無視しなければならない。

(a) 公衆が利用することができるようにされた情報であって、名義人若しくは特許権者又は名義人若しくは特許権者の前権原者によって、又はその同意を得て、所定の状況の下で行われた発明の公開又は使用に起因するもの、及び

(b) 公衆が利用することができるようにされた情報であって、名義人若しくは特許権者又は名義人若しくは特許権者の前権原者から情報を取得した他の者が、名義人又は特許権者の同意を得ることなしに行った発明の公開又は使用に起因するもの ただし、前記の規定は、その発明に係わる特許出願が所定の期間内にされる場合に限る。

（以下、略）

特許規則第 2.2 条 <公衆の利用に供する情報：承認された博覧会>（旧規則 1（2010年7月1日）第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16（2018年10月17日）第 2.2 条）

(1) 本規則は、次を記載している：

(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して一名義人、特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又は同意を得て、公衆の利用に供する情報に関連する状況、及び

(b) 法律第 24 条(1)に関して一状況が該当する場合における、発明の完全出願をなすための期間。

(2) 発明が次のものであることを理由として、情報が公衆の利用に供する状況

(a) 承認されている展覧会で展示又は使用されているもの、又は

(b) 発明が展示又は使用された、承認されている博覧会の開催中に公表されたもの

(3) 発明についての完全出願をなすための期間は、次のとおりである

(a) 完全出願が、展示、使用又は公表の日から 6 月内になされた基礎出願に基づき優先権を主張する場合—当該基礎出願がなされた日から 12 月、

(b) 完全出願が展示、使用又は公表の日から 6 月以内になされた仮出願と関連する場合—当該仮出願がなされた日から 12 月、又は

(c) その他の場合—展示、使用又は公表の日から 12 月。

（以下、略）

特許規則第 2.2A 条 <公衆の利用に供する情報：学会>（旧規則 1（2010年7月1日）第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16（2018年10月17日）第 2.2A 条）

(1) 本規則は、次を記載している

(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して一名義人、特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の

前任者によって又は同意を得て、公衆の利用に供する情報に関連する状況、及び  
(b) 法律第 24 条(1)に関して一状況が該当する場合における、発明の完全出願をなすための期間。

<承認されている展覧会で展示又は使用されている状況>

(2) 論文により情報が公衆の利用に供する状況:

- (a) 学会において発表されたもの、又は
- (b) 学会により又はその代理により出版されたもの

<期間>

(3) 発明についての完全出願をなすための期間は、次のとおりである：

- (a) 完全出願が、発表又は公表の日から 6 月以内になされた基礎出願に基づき優先権を主張する場合—当該基礎出願がなされた日から 12 月、
- (b) 完全出願が発表又は公表の日から 6 月以内になされた仮出願と関連する場合—当該仮出願がなされた日から 12 月、又は
- (c) その他の場合—発表又は公表の日から 12 月。

特許規則第 2.2B 条 <公衆の利用に供する情報：発明の合理的な試験>（旧規則 1（2010 年 7 月 1 日）第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16（2018 年 10 月 17 日）第 2.2B 条）

(1) 本規則は、次を記載している：

- (a) 法律第 24 条(1)(a)に関して一名義人、特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又は同意を得て、公衆の利用に供する情報に関連する状況、及び
- (b) 法律第 24 条(1)に関して一状況が該当する場合における、発明の完全出願をなすための期間。

<発明の合理的な試験目的のための発明の実施>

(2)以下の状況：

- (a) 発明が公然実施されたことを理由として情報が公衆の利用に供することになった；
- (b) 発明の実施が、発明の合理的な試験目的のためであった、及び
- (c) 発明の内容の理由で、公然実施が合理的に必要であった。

<期間>

(3) 発明についての完全出願をなすための期間は、次のとおりである：

- (a) 完全出願が、発明の公然実施の開始から 12 月以内になされた基礎出願に基づき優先権を主張する場合—当該基礎出願がなされた日から 12 月、
- (b) 完全出願が、発明の公然実施の開始から 12 月以内になされた仮出願と関連する場合—当該仮出願がなされた日から 12 月、又は
- (c) その他の場合—発明の公然実施の開始から 12 月。

特許規則第 2.2C 条 <公衆の利用に供する情報：その他の状況>（旧規則 1（2010 年 7 月 1 日）第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16（2018 年 10 月 17 日）第 2.2C 条）

(1) 本規則は、次を記載している：

- (a) 法律第 24 条(1)(a)に関して一名義人、特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又はそれらの者の同意を得て、公衆の利用に供する情報に関連する状況、及び

(b) 法律第 24 条(1)に関して一状況が該当する場合における、発明の完全出願をなすための期間。

<状況>

(2) 規則 2.2、2.2A 及び 2.2B に記載された状況以外の事情において、情報が公衆の利用に供する状況。

<期間>

(3) 発明について完全出願をなすための期間は、情報が公衆の利用に供する日から 12 月である。

特許規則第 2.2D 条 <同意なしで公衆の利用に供する情報：期間> (旧規則 1 (2010 年 7 月 1 日) 第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16 (2018 年 10 月 17 日) 第 2.2D 条)

法律第 24 条(1)に関し、法律第 24 条(1)(b)に記述されている状況において公衆の利用に供する情報について、発明に関して完全出願をなすための所定の期間は、情報が公衆の利用に供する日から 12 月である。

### (3) 特許の取消し：(CPTPP 第 18・39 条)

CPTPPでは特許を与えることを拒絶することを正当化する事由によってのみ、特許を取り消し、又は無効にすることができることが規定されている。(CPTPP第18・39条第1項)

#### 第18・39条 特許の取消し

1 各締約国は、特許を与えることを拒絶することを正当化する事由によってのみ、特許を取り消し、又は無効にすることができることを定める。締約国は、また、詐欺、虚偽の表示又は不公正な行為を、特許を取り消し、若しくは無効にする根拠又は特許権を行使することをできなくする根拠とすることができることを定めることができる。

2 締約国は、1の規定にかかわらず、パリ条約第五条Aの規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない方法で行うことを条件として、特許を取り消すことができることを定めることができる。

#### 【メキシコ】

産業財産法第154条に記載される無効理由に含まれる事項については、第1項(第47条：発明該当性、第48条：新規性、進歩性、産業上利用可能性)、第2項(記載要件)、第3項(サポート要件)、第4項(第100条：分割要件)、第5項(第116条：新規事項の追加)、第6項(優先権の誤認による新規性・進歩性判断の誤認)、第7項(第50条：二重特許)、第8項(第38条：冒認出願、共同出願違反)である。他方、産業財産法第47条(発明該当性)、第48条(新規性、進歩性、産業上利用可能性)、第50条(二重特許)、第100条(分割要件違反)は、それぞれ拒絶理由でもある<sup>369</sup>(カッコ内は、当該条文とその説明)。ただ、現地法律事務所によれば、第154条第1項と第4項以外の拒絶理由はない、との意見もある。

旧法5第78条(旧法1第78条)に記載される特許無効理由に含まれる事項としては、第1

<sup>369</sup> 【メキシコ】 知的財産保護の新連邦法(2020年11月5日施行)の特許に関する改正概要(青山特許事務所ウェブサイト)

<https://www.aoyamapat.gr.jp/news/2633> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

項（第16条：新規性、進歩性、産業上利用可能性、不特許事由、第19条：発明該当性、第47条：記載要件）及び第4項（第10条の2：冒認出願、共同出願違反）であり、第1項は拒絶理由でもあるとの記載がある（カッコ内は、当該条文とその説明）。

#### 産業財産法第154条：改正

特許は、次の場合にのみ無効とされる。

- (1) 保護された事項が、本法における発明とは見なされない場合又は発明が本法における新規性、進歩性若しくは産業上の利用可能性が欠如して特許性がない場合。
- (2) 当該技術の熟練者が実施できるように、発明が十分に明確かつ完全な方法で開示されていない場合。
- (3) クレームが、本庁に提出された当初出願に含まれる開示を超える場合。
- (4) 分割出願の結果、本法第100条の規定に違反して行われた事項に対応するクレームを含む場合。
- (5) 本法第122条及び第123条に規定されている補正又は制限の手續の結果、特許によって保護されている範囲が拡大された場合。
- (6) 錯誤又は不注意により、優先権が認められ、それにより、特許によって保護されている事項の新規性又は進歩性が過度に判断された場合。
- (7) 本法第50条に違反して登録された場合、及び
- (8) 本法第38条の規定により、特許を受ける権利を有しない者に付与された場合。

本条で規定されている無効審判は、公報で特許が公開された日からいつでも請求することができる。

無効理由が特許に部分的に影響を及ぼす場合、部分的に無効であると審決しなければならない。部分的に無効とする審決には、それぞれの発明の名称に限定している旨の注釈を入力するように本庁は指令する。この注釈には、その補正内容とその理由が記録される。

#### 産業財産法第47条

以下は発明とはみなされない：

- (1) 発見、科学理論又はそれらの原理；
- (2) 数学的方法；
- (3) 文学、芸術作品又はその他の美的創造物；
- (4) 知的活動の実行、ゲーム、経済活動又は事業を行うための枠組み、計画、規則及び方法；
- (5) コンピュータプログラム；
- (6) 情報提供の方法；
- (7) 自然界に見出される生物学的及び遺伝学的材料；及び
- (8) 公知の発明又は公知の製品の組み合わせの並置。ただし、現実にそれらの結合又は一体化の程度が強くて分離しては機能しない場合及びそれら構成要素の特徴又は機能が大きく変化しており当該技術の熟練者にとっても自明でなかった産業上の結果又は利用法を産み出すように変更している場合は除く。

上記(1)から(8)までに規定されている事項は、出願においてそれ自体が排他的に主張されている場合、発明とはみなされない。

#### 産業財産法第100条

自発的又は本庁の要請により分割出願を行う場合、出願人は以下の要件を充足しなければならない。

(1) 各出願に必要な、説明、クレーム及び図面を提出する。ただし、優先権に基づくクレームに関連する文書とその翻訳文は、原出願にすでに含まれており、必要に応じて、代理人の権限を移管する。表示される図面及び説明は、原出願で考慮された発明を修飾するような変更をしてはならない。

#### 産業財産法第48条

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある発明は、本法に基づいて、特許を受けることができる。

#### 産業財産法第116条

本節記載の要件に従って提示された書類又は出願人の自発的補正によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の追加事項又はクレームを含めることはできない。

(以下、略)

#### 産業財産法第50条

本庁は、審査及び権利付与の手段を通じて、公有領域を確保し、同じ発明に二重に特許することを防止しなければならない。

#### 産業財産法第38条

特許又は登録を得る権利は、第40条に規定に反することなく、それぞれの場合に応じ発明者、創作者又は設計者に属する。発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路設計が複数名により共同でなされた場合は、特許又は登録を得る権利は、それら複数の者すべての共有に属する。

複数の者が同一の発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路設計をそれぞれ独立になした場合は、それぞれの出願を最先に提出する者又は最先の優先権を主張する者が当該出願の特許又は登録を得る優先的権利を有する。ただし、当該出願が出願の取下、放棄又は拒絶された場合は除く。

特許又は登録を得る権利は、慣習法で認められている方法で譲渡することができる。

#### 産業財産法第110条

特許出願が公開されると、本庁は、本法の要件を充足しているか否か、特許査定を下すべきか否か又は本法第47条及び第49条にある問題点が見出されているか否か、を判断するべく実体審査を行う。前述の目的のために、本庁は、説明、クレーム及び必要に応じて、図面、配列表及び生物学的材料の寄託の証明に含まれるもののみを検討する。

(以下、略)

#### 産業財産規則（2016年12月16日）第42条

実体審査の目的は、法第53条に規定される審査に加えて、発明が法第4条および第43条に規定される要件および条件を満たしているかどうかを判断することである。

出願の実体審査において、本庁は、明細書、特許請求の範囲および必要に応じて図面に記載された内容のみを考慮するものとする。

(以下、略)

(現在も有効である2016年改正産業財産規則の制定時に有効であった産業財産法(旧法3)の対応する条文を、参考までに以下に記載する。)

#### 旧法3(2016年6月1日)第53条

特許出願が公開され、対応する手数料が納付されると、本庁は、本法第16条に規定する要件を満たしているか、または本法第16条および第19条に規定する場合に該当するかどうかを判断するために、発明の実体審査を実施する。

#### 旧法3(2016年6月1日)第16条

発明は、新規であり、進歩性の結果であり、かつ産業上の利用が可能である場合、この法律の規定により特許を受けることができる。ただし、以下を除く。：

- (1) 植物および動物の生産、繁殖および増殖のための本質的に生物学的なプロセス；
- (2) 自然界に存在する生物学的および遺伝的物質；
- (3) 動物の品種
- (4) 人体および人体を構成する生体部分
- (5) 植物の品種

#### 旧法3(2016年6月1日)第19条

以下のものは、本法における発明とはみなされない：

- (1) 理論的または科学的原理；
- (2) 自然界に既に存在していたものを、たとえそれが人間にとって未知のものであったとしても、知らしめること、または明らかにすることからなる発見；
- (3) 精神的行為、ゲーム、ビジネス、数学的方法を実行するための計画、計画、規則、方法；
- (4) コンピュータプログラム
- (5) 情報の提示形態
- (6) 美的創作物および芸術的または文学的著作物
- (7) 人体に適用される外科的、治療的または診断的処置の方法、および動物に関するもの
- (8) 公知の発明品または公知の製品の混合物の並置、用途、形状、寸法または材料におけるそれらの変化。ただし、当業者にとって自明でない産業上の結果または用途を得るために、それらが別々に機能しないような方法で、またはそれらの特徴的な性質または機能が変更されるような方法で、それらの組み合わせまたは融合が行われる場合はこの限りでない。

#### 旧法3(2016年6月1日)第4条

その内容が公序良俗に反する場合又はその方式が法の規定に違反する場合は、本法の適用を受ける個人又は法人に対し、特許、登録又は認可の何れも付与されず、また公報での公

告も認められない。

### 旧法3（2016年6月1日）第43条

特許出願は、単一の発明または単一の発明概念を形成するように関連する一群の発明に関するものでなければならない。

（CPTPP加入時に有効であった産業財産法（旧法5）の該当する条文を、以下に記載する）

### 旧法5（2018年5月18日）第78条（旧法1（2010年6月29日）第78条）

第78条 特許又は登録は、次の場合には無効とする：

- (1) 実用新案及び工業意匠、特許又は登録の付与の要件及び条件に関する規定に違反して付与された場合。本節の規定の適用上、特許及び登録の付与の要件及び条件は、第16条、第19条、第27条、第31条及び第47条に定める要件及び条件とみなされる；
- (2) 特許又は登録が付与された時点で有効な法律の規定に違反して付与された場合。本項に基づく無効訴訟は、特許又は登録の出願人の法定代理に対する異議に基づくことはできない。
- (3) 出願が処理の途中で放棄された場合。
- (4) 付与が重大な誤り若しくは不注意によって無効とされた場合、又は付与を受ける権利を有しない者に付与された場合。

### 旧法5（2018年5月18日）第16条（旧法1（2010年6月29日）第16条）

発明は、新規であり、進歩性があり、かつ産業上の利用が可能である場合には、以下の場合を除き、この法律の規定に基づいて特許を受けることができる。

- (1) 植物および動物の生産、繁殖および増殖のための本質的に生物学的なプロセス；
- (2) 自然界に存在する生物学的および遺伝学的物質；
- (3) 動物の品種
- (4) 人体および人体を構成する生体部分
- (5) 植物の品種

### 旧法5（2018年5月18日）第19条（旧法1（2010年6月29日）第19条）

次に掲げるものは、本法における発明とはみなされない：

- (1) 理論的または科学的な原理；
- (2) 自然界にすでに存在していたものを、たとえそれが人間にとって未知のものであったとしても、知らしめること、または明らかにすることからなる発見
- (3) 精神的行為、ゲーム、ビジネス、数学的方法を実行するための計画、計画、規則、方法；
- (4) コンピュータプログラム
- (5) 情報の提示形態
- (6) 美的創作物および芸術的または文学的著作物
- (7) 人体に適用される外科的、治療的または診断的治療方法、および動物に関するもの
- (8) 公知の発明品または公知の製品の混合物の並置、用途、形状、寸法または材料の変更。ただし、現実には、当業者には自明でない産業上の結果または用途を得るために、それら

が別々に機能しないような方法での組合せまたは融合の問題であるか、またはそれらの特徴的な品質または機能が変更される場合を除く。

旧法5（2018年5月18日）第47条（旧法1（2010年6月29日）第47条）

特許出願には、以下が含まなければならない。

(1) 発明の詳細な説明。この説明は、その発明の内容を十分に理解することができ、適切な場合には、その分野における通常の技術及び知識を有する者がその発明を実施するための指針となるよう、十分に明確かつ完全でなければならない。また、発明の説明から明らかでない場合には、発明を実施するための出願人が知っている最良の方法、及び発明の産業上の利用を例示する情報も記載しなければならない。

発明の詳細が記載できない生物材料の場合には、本法の規定の規定に従い、本庁が認める機関に当該材料を寄託していることを証明する書類を願書に添付しなければならない。

(1) 明細書の理解に必要な図面。

(3) 明確かつ簡潔でなければならないが、明細書の内容を超えてはならない1以上の特許請求の範囲。

(4) 発明の明細書の要約。

旧法5（2018年5月18日）第10条の2（旧法1（2010年6月29日）第47条）

特許又は登録を受ける権利は、場合により、発明者又は設計者に帰属し、この法律の第14条の規定を害するものではない。発明、実用新案又は工業デザインが二人以上の者が共同してなされたものである場合、特許又は登録を受ける権利は、その全員に共通して帰属するものとする。

（以下、略）

## 【カナダ】

現地法律事務所によれば、カナダの特許無効制度は以下の通りである。

特許の無効は裁判所を通じて行われる。特許の有効性は、特許侵害に対する抗弁として、あるいは特許を弾劾する訴えや反訴として争うことができる。特許法第60条に基づく無効訴訟において、特許の無効を宣言する専属管轄権はカナダ連邦裁判所にある。連邦裁判所の決定は、連邦控訴裁判所に上訴することができる。各州の上級裁判所とカナダ連邦裁判所は、特許侵害訴訟を同時に管轄する。

無効理由は特許法に以下のように定められている：

- ・非特許対象物：特許法第27条第8項。
- ・新規性の欠如：特許法第2条における「発明」の定義に従って、特許法第28・2条により発明が新規でなければならない。
- ・自明性：特許を受けるためには、特許法28・3条により、請求日時点で発明が自明であってはならない。
- ・有用性の欠如：特許を受けるためには、発明は特許法第2条の「発明」の定義にあるように有用でなければならない。
- ・不十分な開示：特許明細書には、特許法第27条第3項に基づき、発明とその動作を完全かつ明確に記載しなければならない。

- ・過大なクレーム：特許法第27条第4項により、クレームの範囲を発明または開示された発明よりも広くすることはできない。
- ・二重特許：特許法36条1項により、クレームは同一出願人が保有する他の特許と重複することはできない。
- ・詐欺または虚偽表示：特許出願には、特許法第53条第1項により、重要な虚偽表示や不作為を含むことはできない。

連邦裁判所において、請求または反訴の申し立てのいずれかによって特許無効が主張された場合、裁判所の無効判決の効果は、訴訟の当事者だけでなく、すべての人に関して無効の効果及ぶ。

#### <再審査制度>

カナダ特許法には、再審査制度が規定され、何人も（特許権者も含む）特許庁長官宛てに先行技術を提出することにより、特許庁による発行済特許クレームの再審査を請求することができること、当該特許クレームの特許性に影響する実質的かつ新たな問題点がある場合には、特許権は取り消されること、が規定されている。

特許法第60条 <特許又はクレームの無効裁判>（旧法1（2006年9月21日）第60条、旧法8（2018年12月13日）第60条）

(1) 特許又は特許クレームは、カナダ司法長官又は利害関係人の申立により、連邦裁判所は無効を宣言することができる。

（以下、略）

特許法第28.2条 <クレームの主題が先に開示されてはならない>（旧法1（2006年9月21日）第28.2条、旧法8（2018年12月13日）第28.2条）

(1) カナダ特許出願(以下「係属中の出願」と称する)におけるクレームで特定された主題は、次の開示がされていないことを要する。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前に、カナダ又は他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示

(b) クレーム日より前に、(a)に述べた者以外の者によりカナダ若しくは他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示

（以下、略）

特許法第28.3条 <発明は自明であってはならない>（旧法1（2006年9月21日）第28.3条、旧法8（2018年12月13日）第28.3条）

カナダ特許出願のクレームで特定された主題は、次の情報から見て、それが関連する技術又は科学分野の熟練者にとってクレーム日において自明でなかったものでなければならない。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前にカナダ又は他の場所において、公衆の利用に供される方法で開示された情報、及び

(b) クレーム日より前に、(a)に述べる者以外の者により、カナダ又は他の場所において、公衆の利用に供される方法で開示された情報

特許法第2条 <定義> (旧法1 (2006年9月21日) 第2条、旧法8 (2018年12月13日) 第2条)  
「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう。

特許法第27条 <長官は特許を付与することができる> (旧法1 (2006年9月21日) 第27条、旧法8 (2018年12月13日) 第27条)

(1) 長官は、本法律に従ってカナダにおける特許出願がなされ、かつ、本法律に基づいて特許を付与するための他のすべての要件が満たされた場合は、発明者又は発明者の法定代理人に対して発明の特許を付与しなければならない。

(略)

(3) 発明の明細書には、

(a) その発明及び発明者が考えたその作用又は用途について正確かつ十分に記載し、

(b) その発明が属するか又は極めて密接に関係する技術若しくは科学分野における熟練者が、それを製造し、組立て、調合し又は使用することができる程度に、完全、明瞭、簡潔かつ正確な用語で、方法においては各種の工程について、また機械、製造物又は合成物においてはそれを組立て、製造し、合成し若しくは使用する方法について明確に記載し、

(c) 機械の場合は、機械の原理及び発明者がその原理の応用として考える最良の実施態様について説明し、また

(d) 方法の場合は、その発明を他の発明から区別することができるように、もしあれば、種々の工程の必要な順序について説明しなければならない。

(4) 明細書は、排他的特権又は所有権を請求する発明の主題を明確にかつ明示的用語を用いて特定した1又は2以上のクレームで終結しなければならない。

(以下、略)

特許法第36条 <1発明ごとの特許> (旧法1 (2006年9月21日) 第36条、旧法8 (2018年12月13日) 第36条)

(1) 1の特許は1発明のみに対して付与される。ただし、特許は、訴訟その他の手続において、2以上の発明に対して付与されたことのみを理由としては無効とみなしてはならない。

(2) 出願(以下「原出願」と称する)が2以上の発明を記載している場合は、出願人はそのクレームを1発明に限定することができ、開示されたその他の発明は、分割出願が原出願に基づく特許の発行前にされるときは、分割出願の主題とすることができる。

(2.1) 出願(以下「原出願」と称する)が2以上の発明を記載し、かつ、クレームしている場合は、長官の指示に基づいて、出願人はクレームを1発明のみに限定しなければならない。開示されたその他の発明は、分割出願が原出願に基づく特許の発行前にされるときは、分割出願の主題とすることができる。

(以下、略)

特許法第40条 <長官による拒絶> (旧法1 (2006年9月21日) 第40条、旧法8 (2018年12月13日) 第40条)

長官は、出願人が法的に特許の付与を受けると認めたときは、その出

願を拒絶し、出願人に対して当該拒絶及びその根拠又は理由について、出願人又はその代理人あての書留郵便により、通知しなければならない。

特許法第53条 <一定の場合の無効又は一部のみ有効> (旧法1 (2006年9月21日) 第53条、旧法8 (2018年12月13日) 第53条)

(1) 特許に関する出願人の願書の重要な記載が虚偽であり又は明細書若しくは図面がその意図している目的を達成するために必要な程度を越えたものであるか若しくは満たないものであり、かつ、当該省略又は付加が誤認を生じさせる目的で故意にされた場合は、当該特許は無効である。

(以下、略)

特許法第48.1条 <再審査請求> (旧法1 (2006年9月21日) 第48.1条、旧法8 (2018年12月13日) 第48.1条)

(1) 何人も、特許、公衆の閲覧に供された特許出願及び印刷された刊行物からなる先行技術を長官に呈示し、かつ、所定の手数料を納付することにより、特許のクレームの再審査を請求することができる。

(以下、略)

特許法第48.2条 <再審査部の設置> (旧法1 (2006年9月21日) 第48.2条、旧法8 (2018年12月13日) 第48.2条)

(1) (略)

<再審査部による決定>

(2) 再審査部は、その設置の後3月以内に、関係特許の何れかのクレームに影響を及ぼす特許性についての実質的で新たな疑義が再審査請求により提起されているか否かを決定しなければならない。

(略)

<通知>

(4) 再審査部が、再審査請求は関係特許のクレームの特許性に影響を及ぼす実質的で新たな疑義を提起していると決定した場合は、再審査部はその決定及びその理由を特許権者に通知しなければならない。

(以下、略)

## 【豪州】

豪州特許法には、何人も裁判所に対して特許無効を請求できることが規定されている。豪州特許法第138条に記載される無効理由に含まれる事項については、第3項(a) (第15条：特許を受けることができる者)、第3項(b) (第18条：特許を受けることができる発明)、第3項(f) (第40条(2)~(4)：完全明細書に関する要件) は、それぞれ拒絶理由でもある(カッコ内は、当該条文とその説明)。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

オーストラリアの裁判所が特許を無効とする決定を下した場合、この決定を反映させるために、以下の手続きが行われる。

- ・裁判所は特許を取り消す命令を出し、これは法的拘束力を持ち、特許を事実上無効にする。
- ・裁判所の決定は特許を管轄する政府機関であるオーストラリア知的財産局に通知され、同局は記録を更新して特許を取り消し、登録から削除する。
- ・特許の取消しは、オーストラリア特許公報で公表される。この公的な通知により、一般市民やその他の利害関係者に特許が無効になったことが通知される。

特許法第138条 <その他の状況における特許の取消し> (旧法1 (2007年3月27日) 第138条、旧法7 (2018年8月25日) 第138条)

(1) (1A)に従い、大臣又はその他の者は、特許を取り消す命令を所定の裁判所に申請することができる。

(1A) 何人も、特許が認証されていない限り、技術革新特許に関して命令を申請することはできない。

(略)

(3) 裁判所は、出願を審理した後、決定によって、次に掲げる事由の1つ又は2つ以上を理由として、特許の全部又は請求項に関連する限りにおいて、特許を取り消すことができるが、その他の事由を理由とすることはできない：

- (a) 特許権者が特許を受ける権利を有しないこと；
- (b) その発明が特許を受けることができる発明ではないこと；
- (d) 詐欺、虚偽の示唆又は虚偽の陳述によって特許が取得されたこと；
- (e) 詐欺、虚偽の提案又は虚偽の陳述によって特許請求の補正又は明細書全体が作成され、又は取得されたこと；
- (f) 明細書が第40条(2)、(3)又は(3A)に適合していないこと。

(以下、略)

特許法第45条 <審査> (旧法7 (2018年8月25日) 第45条)

(1) (1A)に従うことを条件として、標準特許出願に関する特許請求の範囲および明細書の審査を出願人が求めた場合、長官は当該請求の範囲および明細書を審査し、以下の事項について報告しなければならない。

- (a) 明細書が第40条(2)から(4)項に従っているかどうか。
- (b) 知る限りにおいて、特許請求の範囲に記載された発明が第18条(1)(a)、(b)、(c)項に記載された基準を満たしているかどうか、および
- (c) その発明が第18条(2)項に記載された特許可能な発明であるかどうか、および
- (d) その他 (該当する場合) 規定の事項。

(1A) PCT出願が提出され、所定の要件が満たされていない場合、長官は要件が満たされるまで、(1)項に基づく出願および明細書の審査を拒否することができる。

(以下、略)

特許規則第3.18条 <局長の報告書：審査> (旧規則16 (2018年10月17日) 第3.18条)

(略)

(2) 法第45条第1項第(d)号については、次の事項が所定の事項である。

- (a) 局長が知る限りにおいて、願書及び明細書が次の法の規定に適合しているかどうか

- (i) 第15条（特許を受けることができる者）
- (ii) 第29条（特許出願）
- (iii) 第29B条（特許出願-条約出願に関する特別規則）、
- (iv) 第38条（完全明細書の補完のための期間）、
- (v) 第79B条（特許付与前の分割出願）、
- (vi) 第81条（追加特許の付与）、
- (c) 法律第50条（一定の事情においては、出願または特許付与を拒絶できる）を理由として、拒絶されなければならないか否か。
- (e) 法律第64条(2)項（特許付与：複数出願）を理由として、当該出願に対して特許を付与できないか否か。
- (f) PCT出願の場合、局長の知る限りにおいて、当該出願が規則3.2C(2)および(3)の要件が満たされているかどうか。  
（以下、略）

#### 旧法1（2007年3月27日）第45条 <審査>

- (1) 標準特許出願に関する特許請求の範囲および明細書一式の審査を出願人が求めた場合、局長は当該請求の範囲および明細書を審査し、以下の事項を報告しなければならない。
  - (a) 明細書が第40条に準拠しているかどうか。
  - (b) 知る限りにおいて、特許請求の範囲に記載された発明が第18条第1項(a)に記載された基準を満たしているかどうか、および
  - (c) 知る限りにおいて、特許請求の範囲に記載された発明が、その特許請求の範囲の優先日前に存在していた先行技術と比較した場合に、
    - (i) 新規であり、かつ
    - (ii) 進歩性を有すること、および
  - (d) 規定されているその他の事項（もしあれば）。
- (1A) 第(1)(c)項の目的上、先行技術ベースには、行為（特許対象地域内外を問わず）の実行によってのみ公に利用可能となった情報は含まれない。

#### 旧規則1（2010年7月1日）第3.18条 <局長の報告書：審査>

（略）

- (2) 法第45条第1項(d)又は第48条第1項(c)については、次の事項が所定の事項である。
  - (a) 局長が知る限りにおいて、願書及び明細書が次の法の規定に適合しているかどうか。
    - (i) 第15条（特許を受けることができる者）
    - (ii) 第29条（特許出願）
    - (iii) 第38条（完全明細書の補完のための期間）、
    - (iv) 第79B条（特許付与前の分割出願）、
    - (v) 第81条（追加特許の付与）、
    - (vi) 第94条（条約出願人は条約出願を行うことができる）、
    - (vii) 第95条（条約出願の方式）、
  - (c) 法律第50条に基づき、（一定の事情においては、出願または特許付与を拒絶できる）に基づき、拒絶されなければならないか否か。

- (d) 法律第18条(2) (特許可能な発明) を理由として、当該発明は特許可能な発明ではないかどうか。
- (e) 法律第64条(2) (特許付与：複数出願) を理由として、当該出願に対して特許を付与できないか否か。
- (f) 出願人が、法第89条(3)項 (法の適用変更) を理由として、何らかの措置を講じるよう求める、または自ら何らかの措置を講じることを許可される権利を有するかどうか。

#### (4) 例外：(CPTPP 第18・40条)

CPTPPでは、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができることを規定する。(義務規定ではない)

##### 第18・40条 例外

締約国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

##### 【メキシコ】

試験研究、医薬品の臨床試験記録を取得するためにする必要なテスト(所謂ボーラー一条項)、国内での適法な市場への導入(所謂国内消尽)、国内の一時的な通過、先使用等における特許発明の実施には、特許権の効力が及ばないと規定されている。ボーラー一条項と特許料未納による特許満了後の猶予期間での追納による特許権の回復までの特許発明の実施の例外は、2020年11月5日改正産業財産法(現行法)で追加された。

産業財産法第57条：改正((2)及び(8)を追加) (旧法1(2010年6月29日)第22条、旧法5(2018年5月18日)第22条)

特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。

- (1) 私的又は学術的分野において非営利目的の下に、純粋に実験的、試験的又は教育的な目的で、科学又は技術的な研究活動に従事し、その目的のために特許発明を生産、輸入、又は実施する第三者。
- (2) 人間の健康のための医薬品の臨床試験記録を取得するためにする必要なテスト、情報及び実験的生産を生成する場合における特許製品の、使用、生産、販売の申出又は輸入する第三者。
- (3) 発明がメキシコ国内で適法に市場に導入された後、特許発明を販売し、取得又は使用する者。
- (4) 特許出願日又は該当する場合は承認される優先日より前に、特許発明の方法を使用し、特許発明の物を生産し又はかかる使用若しくは生産の準備を開始した者。
- (5) 特許発明が他国の輸送機関の一部を構成し、かつ当該輸送機関がメキシコ国内を通過する場合、当該輸送機関における当該特許発明の使用。
- (6) 生物に関する特許の場合で、他の物を得るために原種の変種又は増殖の出発材料として特許発明の物を使用する第三者。ただし、かかる使用が繰り返される場合を除く。

(7) 生物からなる物に関する特許の場合において、特許発明の物が特許の所有者又は実施権者によって適法に市場に出された後に増殖又は繁殖以外の目的でそれを使用し、流通させ又は販売する第三者。

(8) 本法第161条にいう回復期間の間に、特許発明を使用する又はその目的のために必要な準備を行った第三者及び同条に企図された活動の実施は、本法の規定に基づく行政上の違反又は犯罪を構成しないものとする。

### 【カナダ】

国内の一時的な通過、特許更新料等の不納付による追納期間前等の善意の特許発明の実施、特許製品の製造等の規制に伴う情報提供の目的（所謂ボーラー条項が含まれる）、試験研究目的、先使用等における特許発明の実施には、特許権の効力が及ばないと規定されている。試験研究の例外（特許法55.3条）は、2018年12月13日改正法（旧法8）で追加された。

特許法第23条 <他国の船舶、航空機等における特許発明>（旧法1（2006年9月21日）第23条、旧法8（2018年12月13日）第23条）

一時的又は偶発的にカナダに入国する他国の船舶、航空機又は陸上車両における発明の実施については、当該発明の実施がその船舶、航空機又は陸上車両の必要のために行われ、かつ、カナダ国内で販売され又はカナダから輸出される物の製造のためには実施されていない場合は、如何なる特許も、当該発明の実施の防止にはその効力が及ばないものとする。

特許法第55.11条 <例外-第三者の権利>（旧法9（2019年10月30日）第55.11条：改正）

(1) 本条は次の特許及び次の特許を記載する補充的保護証明書に関してのみ適用される。

(a) 次の出願に基づいて付与された特許

(i) 第27.1条(3)を考慮せずに、第27.1条(2)にいう所定の手数料が同項にいう適用可能な所定の日以前に納付されなかった出願

(ii) 第35条(4)を考慮せずに第35条(2)にいう請求が行われず、かつ、同項にいう所定の手数料が同項にいう所定の時期内に納付されなかった出願、又は

(iii) 第73条(1)(a)、(b)若しくは(e)に基づいて、本副号の施行前に有効な第73条(1)(f)に基づいて又は第73条(2)に基づいて放棄されたものとみなされた出願

(b) 次の分割出願に基づいて付与された特許

(i) 第36条(2)又は(2.1)に基づいて、本号又は(a)にいう出願である原出願の分割に由来し、かつ

(ii) 原出願に基づいて付与された特許に適用される若しくは特許が付与されるときは適用されるであろう、(2)にいう期間の又は当該期間が早い場合は(3)にいう期間の開始後に提出された分割出願、及び

(c) 第46条(3)を考慮せずに第46条(2)にいう所定の手数料が同項にいう適用可能な所定の日以前に納付されなかった特許

<期間中に行われた行為>

(2) 特許に関する第12条(1)(j.74)に基づく規則によって指定された期間中、ある者が、善意で、特許の侵害を構成する行為を行った場合、当該行為は特許侵害とはならない。

<期間後に行われた行為>

(3) (4)に従うことを条件として、特許に関する第12条(1)(j.75)に基づく規則によって指定された期間中、ある者が、善意で、特許の侵害を構成する行為を行った場合又は行為を行うための真剣かつ効果的な準備を行った場合、その者が期間後に行う行為を行った場合、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<移転>

(4) 業務上、(3)にいう行為が行われ、又は行為を行う準備が行われ、かつ、行為が行われた、又は準備が行われた当該業務又は当該業務の一部が後に移転される場合、

(a) (3)又は場合により(b)は、移転後に移転者によって行われた行為に関して適用されず、かつ

(b) 被移転者が移転後に行う行為を行った場合、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<物品の使用又は販売>

(5) (2)若しくは(3)又は(4)(b)に基づいて、物品を処理した時点で特許又は証明書を侵害することなく物品を販売できた者から直接的又は間接的に物品が取得された場合、物品の使用又は販売は、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<役務の使用>

(6) (2)若しくは(3)又は(4)(b)に基づいて、特許を侵害することなく役務を提供可能である者によって役務が提供される場合、役務の使用は特許侵害とはならない。

<物品の使用>

(7) (8)に従うことを条件として、特許に関する第12条(1)(j.75)に基づく規則によって指定された期間中に、善意で、使用された物品と実質的に同一の物品を使用のために製造若しくは販売し、又は、製造若しくは販売するための真剣かつ効果的な準備を行った者から直接的若しくは間接的に物品が取得された場合、物品の使用は特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<移転>

(8) 業務上、(7)にいう製造若しくは販売がなされ又はそうするための準備が行われ、かつ、製造若しくは販売がなされた又はその準備が行われた当該業務又は当該業務の一部が後に移転される場合、

(a) (7)又は場合により(b)は移転後に移転者によって製造され、又は販売された物品に関して適用されず、また

(b) 移転後に被移転者によって、使用のために製造され、又は販売された場合、(7)にいう使用のための物品の使用は、同項にいう特許又は補充的保護証明書の侵害とならない。

<役務の使用>

(9) (10)に従うことを条件として、役務が、特許に関する第12条(1)(j.75)に基づく規則によって指定された期間中に、使用された役務と実質的に同一の役務を、使用のために、提供し、又は提供するための真剣かつ効果的な準備を行った者によって提供される場合、役務の使用は特許の侵害とならない。

特許法第55.2条 <例外> (旧法1 (2006年9月21日第55.2条、旧法8 (2018年12月13日) 第55.2条)

(1) 何人かが、製品の製造、組立て、使用又は販売を規制するカナダ国、州又はカナダ以外の国の法律に基づいて要求される情報の整備及び提供に合理的に関連する使用のためにのみ、特許発明を製造し、組立てし、使用し又は販売する行為は、特許侵害にはならない。

(略)

<再確認>

(6) 厳密には、(1)は、個人的にかつ非商業的規模で若しくは非商業的目的のためにする行為に関する又は特許の主題に関連した試験の目的のみである、特許発明の使用、製造、組立て若しくは販売に関する法律上存在する特許により付与された排他的所有権又は特権に対する例外には影響を及ぼさない。

特許法第55.3条 <例外-実験> (旧法8 (2018年12月13日) 第55.3条：改正)

(1) 特許の主題に関する実験を目的として行われた行為は、特許侵害とはならない。

(以下、略)

特許法第56条 <例外-先使用> (旧法8 (2018年12月13日) 第56条)

(1)(2)に従うことを条件として、特許クレームのクレーム日前に、ある者が、善意で、当該クレームに関する特許侵害を構成する行為を行った又はそのような行為を行うための真剣かつ効果的な準備を行った場合、その者が同一天行為をクレーム日以後に行ったときは、そのことは、当該クレームに関して、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<移転>

(2) 業務上、(1)にいう行為が行われ、又は行為を行うための準備が行われ、かつ、行為が行われた又は準備が行われた当該業務又は当該業務の一部が後に移転される場合、

(a) (1)又は場合により(b)は、移転後に移転者によって行われた行為には適用されず、また  
(b) 移転後に被移転者が行為を行う場合

には、クレームに関して、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<例外-物品の使用又は販売>

(3) 物品を処理した時点で特許又は証明書を侵害することなく物品を販売できた者から直接的又は間接的に物品が取得された場合、物品の使用又は販売は、

(a) その者が、特許クレームのクレーム日前に、善意で、当該クレームに関する特許侵害を構成する行為を行い、かつ、その者がクレーム日前に物品を処理していたことを理由として、又は

(b) (1)又は(2)(b)に基づき、

特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<例外-役務の使用>

(4) (1)又は(2)(b)に基づいて、特許を侵害することなく役務を提供可能である者によって役務が提供される場合、役務の使用は特許侵害とはならない。

<不適用>

(5) (1)又は(3)(a)は、同項又は場合により同号にいう者が、特許付与が基づいた出願の出願人から直接的又は間接的に、クレームによって定義された主題の知識を取得し、かつ、その者が出願人が知識の出所であったことを知っていたことのみを理由として、行為を行い、又は行為を行うための準備を行うことが可能であった場合、適用されない。

<例外-物品の使用>

(6) (7)に従うことを条件として、クレームのクレーム日前に、善意で、使用された物品と実質的に同一の物品を、使用のために、製造し若しくは販売し又は製造若しくは販売するための真剣かつ効果的な準備を行った者から直接的若しくは間接的に物品が取得された場合、物品の使用は、クレームに関して、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<移転>

(7) 業務上、(6)にいう製造若しくは販売がなされ又はそうするための準備が行われ、かつ、

製造若しくは販売がなされた又は準備が行われた、当該業務又は当該業務の一部が後に移転される場合、

(a) (6)又は場合により(b)は、移転後に移転者によって製造され、又は販売される物品に関しては適用されず、かつ

(b) 物品が移転後に被移転者によって使用のために製造され、又は販売された場合、

(6)にいうクレームに関して、同項にいう使用のために物品を使用することは、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

(略)

<例外-役務の使用>

(9) (10)に従うことを条件として、役務が、クレームのクレーム日前に、善意で、使用された役務と実質的に同一の役務を、使用のために、提供し、又は提供するための真剣かつ効果的な準備を行っていた者によって提供される場合、役務の使用は、クレームに関して、特許侵害とはならない。

(以下、略)

旧法1(2006年9月21日)第56条 <特許は以前の購入者に影響を与えない>

(1) 特許の請求の対象となるクレームの日以前に、クレームで定義された対象を購入、製造、または取得した者はすべて、特許権者または特許権者の法定代理人に対して責任を負うことなく、特許を取得した特定の物品、機械、製造物、または組成物を、使用および他者への販売を行う権利を有する。

<注釈：不適用>

(2) (1)は、(3)または(4)に規定する購入、建設または取得には適用されない。

<注釈：特別の場合>

(3) (1)が施行される直前の特許法第56条の規定は、1989年10月1日から(1)が施行される日前提までの出願に基づいて発行された特許に係る発明の日までに購入、構築、取得されたものに適用される。

<注釈：同条>

(4) 1989年10月1日前の特許法第56条の規定は、1989年10月1日より前に特許が発行された、または1989年10月1日前の出願に基づき1989年10月1日後に発行された特許に係る発明について、(1)が施行された日より前に購入、建設、取得されたものに適用される。

#### 【豪州】

国内の一時的な通過、医薬品の規制上の承認を得るための行為（所謂ボーラー条項）、規制上の承認を得るための行為（非医薬品）、実験目的、先使用等における特許発明の実施は、特許侵害とはならないと規定されている。規制上の承認を得るための行為（非医薬品）（第119B条）と実験目的の行為（第119C条）は、2012年5月3日改正特許法（旧法2）で導入されている。

特許法第118条 <特許権の例外：外国の船舶、航空機、車両における使用>（旧法1（2007年3月27日）第118条、旧法7（2018年8月25日）第118条）

以下の事項によっては、特許権者の権利は侵害されない。

(a) 外国船舶の船体、機械、装備、装置、その他の付属品において特許対象の発明を使用する場合。ただし、特許対象の船舶が特許対象地域に一時的または偶発的に入った場合に限る。または、

(b) 外国の航空機または陸上車両の構造または操作において、あるいは航空機または車両の付属品において、特許発明を使用する場合。ただし、その航空機または車両が特許区域に一時的または偶発的に入る場合に限る。

特許法第119条 <特許権侵害の適用除外：先使用>（旧法1（2007年3月27日）第119条、旧法7（2018年8月25日）第119条）

(1) 何人も、関連する特許請求の範囲の優先日の直前に、その者が、

(a) 特許対象領域における製品、方法、または工程を実施していた、または

(b) 特許対象領域における製品、方法、または工程を実施するために（契約上またはそれ以外の）明確な準備を行っていた場合は、

特許権を侵害することなく、製品、方法、または工程を実施し、この条項とは別に、特許権を侵害する行為を行うことができる。

(2) 優先日前に、その者が

(a) 特許対象領域における製品、方法、または工程の実施を（一時的を除き）中止していた場合、または

(b) 特許対象領域における製品、方法、または工程の実施準備を（一時的を除き）放棄していた場合には、(1)は適用されない。

<特許権者から得る製品、方法、または工程の限度>

(3) (1)項は、特許権者または特許権者の特許発明における権利承継者から得た製品、方法、または工程には適用されない。ただし、その製品、方法、または工程が、

(a) 特許権者または特許権者の権利承継者によって、またはその承諾を得て、かつ、

(b) 第24条(1)(a)項に規定された状況において、

公衆に利用可能な情報から得ていた場合は、この限りではない。

<権利承継人に対する侵害除外>

(4) 何人（処分者）も、特許権を侵害せず実施するための(1)に基づく処分者の権利のすべてを他の者（受領者）に処分することができる。処分者がそうする場合には、本項は(1)、(2)、(3)におけるその者への言及が、次の者への言及として、受領者に適用する。

(a) 処分者」または

(b) 本項を 1 つ以上の前記の項に適用することを理由に、処分者の権限が生じた場合最初の者であって：

(i) 当該特許権を侵害することなく実施する権利を(1)に基づき与えられており（それ自体を適用して）、かつ、

(ii) 処分者の権原が直接的または間接的に帰属する者。

<定義>

(5) 本条において：

「実施する」には以下が含まれる。

(a) 製品に関連して：

(i) 製品の製造、貸与、販売、またはその他の方法で処分すること。

(ii) 製品の製造、貸与、販売、またはその他の方法で処分を申し出ること

(iii) 製品を使用または輸入すること

(iv) (i)、(ii)、(iii)に記載された行為を行う目的で、製品を所持すること

(b) 方法または工程に関連して：

(i) その方法または工程を使用すること、および、

(ii) その方法またはプロセスの使用により生じた製品について、(a)(i)、(ii)、(iii)、(iv)に記載された行為を行うこと

特許法第 119A 条 <特許権侵害とならない場合：医薬品の規制上の承認を得るための行為>（旧法 1（2007 年 3 月 27 日）第 119A 条、旧法 7（2018 年 8 月 25 日）第 119A 条）

(1) 医薬品特許の特許権者の権利は、ある者が特許でクレームされた発明を実施しており、当該実施が、

(a) 以下の商品、即ち、商品がオーストラリア治療用商品登録簿に登録されることに関連する目的

(i) 治療用として意図されているものであり、

(ii) 1989 年治療用品法で定義されている医療機器又は治療機器ではない商品

、または、

(b) 外国または外国の一部の法律に基づいて、同様の規制上の承認を取得することに関連する目的

のみを目的とする場合には、その者により侵害されない。

(2) (1)は、(1)(b)に記載された目的のためのオーストラリアからの物品の輸出には適用しないが、第 6 章第 3 部に従って特許存続期間が延長され、かつ、当該物品が以下を含むか、または以下から構成される場合を除く。

(a) 特許の完全な明細書に開示され、かつ、その明細書のクレームに実質的に含まれる医薬品物質自体、または

(b) 遺伝子組み換え DNA 技術を使用する工程で製造された医薬品物質で、特許の完全な明細書に実質的に開示され、その明細書のクレームの範囲にあるもの。

- (3) 本条において、医薬品特許とは、以下をクレームする特許を意味する。
- (a) 医薬品物質、または
  - (b) 医薬品物質に関連する方法、用途、製品であって、以下のいずれかを含む
    - (i) その物質を製造するのに必要な原料の製造方法
    - (ii) その物質を製造するのに必要な原料である製品
    - (iii) その物質のプロドラッグ、代謝物、誘導体である製品

特許法第 119B 条 <特許権侵害とならない場合：規制上の承認を得るための行為（非医薬品）>（旧法 2（2012 年 5 月 3 日）第 119B 条：改正、旧法 7（2018 年 8 月 25 日）第 119B 条）

- (1) 何人も、本項を除けば特許権侵害となるような行為を、その行為が、以下の目的のみのために実施される場合には、当該特許を侵害することなく行うことができる。
- (a) 製品、方法、または工程の実施のため、連邦法、州法、または準州法により必要とされる承認を得ることに関連する目的、または、
  - (b) 他の国または他の地域の法律に基づく同様の承認を得ることに関連する目的。
- (2) 本条は、第 119A 条(3)の意味での医薬特許には適用されない。

特許法第 119C 条 <特許権侵害とならない場合：実験目的の行為>（旧法 2（2012 年 5 月 3 日）第 119C 条：改正、旧法 7（2018 年 8 月 25 日）第 119C 条）

- (1) 何人も、本項を除けば特許権侵害となるような行為を、その行為が、特許の内容に関する実験目的で実施される場合には、当該特許を侵害することなく行うことができる。
- (2) 本条の適用上、発明の内容に関する「実験目的」には、以下の項目を含むが、これらに限定されない。
- (a) 発明の特性の決定
  - (b) 発明に関するクレームの決定
  - (c) 発明の改良または変更
  - (d) 発明に関する特許またはクレームの有効性の決定
  - (e) ある行為の実施により、東海発明の特許が侵害することになるか、または侵害しているかの決定

## (5) 特許の出願：(CPTPP 第 18・42 条)

CPTPPでは、先願主義を規定する。（CPTPP第18・42条）

### 第18・42条 特許の出願

各締約国は、発明が二以上の発明者によって個別に行われ、かつ、当該発明を請求の範囲に記載している出願が別個に当該各締約国の関係当局に対し、又は当該関係当局宛てに提出された場合には、特許を受けることができる出願であって、最先の出願日又は該当するときは優先日を有するものに当該各締約国が特許を与えることを定める（注1）。ただし、当該出願が公表の前に取り下げられ、放棄され、又は却下されたときは、この限りでない（注2）。

注1 締約国は、冒認出願の場合、この協定が当該締約国について効力を生ずる日の前の有効な出願日を有する少なくとも一の請求項を有し、若しくはいずれかの時に有していた出願である場合又は当該請求項を有し、若しくは有していた出願に対する優先権の主張を伴い、若しくはいずれかの時に伴っていた出願である場合には、この条の規定を適用することを要求されない。

注2 締約国は、先の出願が取り下げられ、放棄され、若しくは却下された場合又は先の出願が後の出願に対する先行技術ではない場合には、特許を受けることができる後の出願に特許を与えることができる。

### 【メキシコ】

メキシコ産業財産法では、複数の者が同一の発明、実用新案等をそれぞれ独立になした場合は、それぞれの出願を最先に提出する者又は最先の優先権を主張する者が当該出願の特許又は登録を得る優先的権利を有することが規定されている。2020年改正法により、ダブルパテントの禁止が明確に規定された。また、冒認出願による特許登録は、特許無効理由である。

なお、CPTPP第18・42条の注1については、現地法律事務所によれば、先願が冒認出願の場合、後の出願は、新規性の欠如と先行出願の存在により、IMPIによって拒絶されるべきである、とのことである。

産業財産法第38条（旧法1（2010年6月29日）第10条の2、旧法5（2018年5月18日）第10条の2）

特許又は登録を得る権利は、第40条に規定に反することなく、それぞれの場合に応じ発明者、創作者又は設計者に属する。発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路設計が複数名により共同でなされた場合は、特許又は登録を得る権利は、それら複数の者すべての共有に属する。

複数の者が同一の発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路設計をそれぞれ独立になした場合は、それぞれの出願を最先に提出する者又は最先の優先権を主張する者が当該出願の特許又は登録を得る優先的権利を有する。ただし、当該出願が出願の取下、放棄又は拒絶された場合は除く。

特許又は登録を得る権利は、慣習法で認められている方法で譲渡することができる。

産業財産法第101条（改正）

出願人が最初の権利の所有者である場合でも、他者によって既に保護されている事項、又は、その本質的な技術的特徴が当該事項によって包括される事項が実質的に変更されていない事項について、特許は付与されない。

旧法5（2018年5月18日）第42条（旧法1（2010年6月29日）第42条）

複数の発明者が互いに独立して同一の発明をした場合、特許を受ける権利は、当該出願が拒絶又は放棄されない限り、最も早い出願日又は認識された優先日を有する出願をした者に帰属する。

産業財産法第105条（旧法1（2010年6月29日）第38条の2、旧法5（2018年5月18日）第38条の2）

本庁は、特許出願が、本法第94条(1)、(4)、(7)、(8)及び(9)の要件に従うことを条件に、願書提出の日時を特許出願日として認定する。

出願日は出願間の優先順位を決める。

特許出願が願書提出の日において上記段落の条件を満たしていない場合には、かかる要件が充足された日を出願日とみなす。

産業財産法第50条：改正

本庁は、審査及び権利付与のを通じて、公有領域を確保し、同じ発明に二重に特許することを防止しなければならない。

産業財産法第154条

特許は、次の場合にのみ無効とされる。

（略）

(8) 本法第38条の規定により、特許を受ける権利を有しない者に付与された場合。：（2020年法改正）

#### 【カナダ】

カナダ特許法では、出願人が異なる場合、2つの出願の出願日が異なる場合は、いずれか一方が特許法第28.2 (c)、(d)の先行技術になり得るため、後願を排除することができる。出願日が同一の場合は、いずれの出願も先行技術にならない。一発明一出願を規定する特許法第36条により1つの発明に対して複数の特許を与えることを禁止していると解釈され、二重特許が禁止されている。

カナダ特許法では、発明者（又は、発明の譲渡を受けた発明の所有者）又は発明者の代理人によって特許出願ができるとされている。現地法律事務所のコメントを以下に記載する。

発明者資格に関する紛争は通常、訴訟で解決される。特許庁は出願人から提供された情報に依拠し、審査中に発明者であることを独自に評価・確認することはない。訴訟において発明者であることの虚偽が証明された場合、特許法第53条第1項により特許が無効になる可能性がある。

特許法第28.2条 <クレームの主題が先に開示されてはならない>（旧法1（2006年9月21日）第28.2条、旧法8（2018年12月23日）第28.2条）

(1) カナダ特許出願(以下「係属中の出願」と称する)におけるクレームで特定された主題は、次の開示がされていないことを要する。

（略）

(c) 出願人以外の者によりされ、かつ、その出願日がクレーム日より前であるカナダ特許出願においてされた開示

(d) 出願人以外の者によりされ、かつ、その出願日がクレーム日以後であるカナダ特許出願(以下「同時係属中の出願」と称する)においてされた開示であって、次の条件に該当するも

の

- (i) 当該同時係属中の出願が、
    - (A) 当該クレームで特定された主題を開示した特許出願をカナダにおいて又は関して先に正規にした者、又はその代理人、法定代理人若しくは前権利者によりされたか、又は
    - (B) カナダが締約国である特許に関する条約又は協定に定める条件に基づいて保護を受ける権利を有する者であって、条約、協定又は法律がカナダ国民に同様な保護を与える他の国において若しくはその国に対して当該クレームで特定された主題を開示している特許出願を先に正規にした者により又はその代理人、法定代理人若しくは前権利者によりされ、
  - (ii) 先に正規にされた出願の出願日が係属中の出願のクレーム日より前であり、
  - (iii) 同時係属中の出願の出願日が先に正規にされた出願の出願日から12月以内であり、かつ
  - (iv) 当該同時係属中の出願に関して、出願人が、先に正規にされた出願に基づいて優先権を主張した場合
- (2) (1)(c)に述べる出願又は(1)(d)に述べる同時係属中の出願は、公衆の閲覧に供される前に取り下げられた場合は、本条の適用上、初めから出願されなかったものとみなす。

特許法第36条 <1発明ごとの特許> (旧法1 (2006年9月21日第36条、旧法8 (2018年12月13日第36条)

- (1) 1の特許は1発明のみに対して付与される。ただし、特許は、訴訟その他の手続において、2以上の発明に対して付与されたことのみを理由としては無効とみなしてはならない。  
(以下、略)

特許法第27条 <長官は特許を付与することができる> (旧法1 (2006年9月21日第27条、旧法8 (2018年12月23日) 第27条)

- (1) 長官は、本法律に従ってカナダにおける特許出願がなされ、かつ、本法律に基づいて特許を付与するための他のすべての要件が満たされた場合は、発明者又は発明者の法定代理人に対して発明の特許を付与しなければならない。  
(以下、略)

## 【豪州】

豪州特許法では、同一発明に関する特許出願について、2つの出願の出願日が異なる場合は、特許法第7条第1項(c) とそこに記載された別表1の先行技術ベースの定義の(b)(ii)の記載から、先願が所謂拡大先願による後願排除効を有する（出願人同一や発明者同一の場合の例外はない）が、出願日が同一の場合は、いずれの出願も先行技術にならず、いずれの出願も拒絶されない。同一発明の二重特許を禁止する明確な規定はないが、2以上の出願が同一発明者により同日に出願された場合には、特許を与えることを禁止している<sup>370</sup>。

特許法第64条 <特許付与：複数の出願> (旧法1 (2007年3月27日) 第64条、旧法7 (2018

<sup>370</sup> 5.6.9.10 Double patenting, Multiple Applications - s64(2), s101B(2)(h) (IP Australia ウェブサイト) <https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.9.10-double-patenting-multiple-applications---s-622-101b2h#requirement-that-inventors-be-the-same> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

年8月25日) 第64条)

(1) 本項に従い、同一又は実質的に同一の発明について2以上の特許出願がある場合、そのうちの1つの出願について特許が付与されても、他の出願について特許が付与されることを妨げない。

(2) 次の場合、

(a) 標準特許の出願が、特許の対象である発明と同一の発明をクレームし、同一の発明者によってなされた場合であって、

(b) 各明細書中の関連する請求項が同一の優先日を有する場合；  
標準特許を付与することはできない。

特許法第7条 <新規性、進歩性、革新性> (旧法1 (2007年3月27日) 第7条、旧法7 (2018年8月25日) 第7条)

<新規性>

(1) この法律の適用上、発明は、次のいずれかの情報に照らして新規性がない場合を除き、先行技術ベースと比較して新規性があるものとみなされる：

(略)

(c)別表1の先行技術ベースの定義の(b)(ii)号に記載された種類の単一の明細書に含まれる先行技術情報。

別表1 (旧法別表1)

先行技術ベースとは

(略)

(b) 発明が新規であるか否かの判断に関連する場合：

(略)

(ii) 完全な出願に関して提出された公開明細書に含まれる情報：

(A) 当該情報が明細書のクレームの対象である場合、又は対象となる場合、当該クレームは検討中のクレームの優先日より早い優先日を有するか、又は有するであろうこと、及び

(B) 当該明細書が、検討中の請求項の優先日以降に発行されたこと、及び、

(C) 当該情報が出願日に明細書に記載されていたこと。

## (6) 補正、補充及び意見：(CPTPP 第18・43条)

CPTPPでは、特許出願人に対し、その出願について補正・補充・意見を述べるための少なくとも一の機会を提供することを規定する。(CPTPP第18・43条)

第18・43条 補正、補充及び意見

各締約国は、特許出願人に対し、その出願について補正し、補充し、及び意見を述べるための少なくとも一の機会を提供する(注)。

注 締約国は、補正が出願日における発明の開示の範囲を超えないことを定めることができる。

## 【メキシコ】

メキシコ産業財産法では、特許の付与に対する拒絶理由が発見された場合、本庁はその権限により、出願人に対して、応答すること、情報又は書類を提示することを要求することができ、必要な場合には、補正することを要求することができる、と規定されている。

なお、CPTPP第18・43条の注については、出願書類又は出願人の自発的補正によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の追加事項又はクレームを含めることはできない、と規定されている。

### 産業財産法第111条

実体審査の結果、請求された特許の付与に対する拒絶理由が発見された場合、本庁はその権限により、出願人に対して、2月の期間内に、応答すること、情報又は書類を提示することを要求することができ、必要な場合には、該当する場合には補正箇所を示して補正することを要求することができる。

(以下、略)

### 旧法5（2018年5月18日）第55条（旧法1（2010年6月29日）第55条）

本庁は、次の場合には、出願人に対し、2月の期間内に、外国官庁が行った調査又は審査に関するものを含め、必要な追加的又は補足的な情報若しくは書類の提出、請求の範囲、明細書、図面の修正、又は適切と思われる説明を行うよう、書面で請求することができる：

- (1) 実体審査の実施に必要であると本庁が判断した場合。
- (2) 実体審査中又は実体審査の結果、出願された発明が特許性の要件を満たしていないこと、又は本法第16条及び第19条に規定する場合のいずれかに該当することが判明した場合。

(以下、略)

### 産業財産法第116条（改正）

本節記載の要件に従って提示された書類又は出願人の自発的補正によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の追加事項又はクレームを含めることはできない。

(以下、略)

### 旧法5（2018年5月18日）第55条の2（旧法1（2010年6月29日）第55条）

本法第50条及び第55条に規定するいずれかの要件に従って提出された書類、又は自発補正の場合には、全体としてみた当初の出願に含まれるものより広い範囲の主題又は請求の範囲を追加して含むことはできない。

(以下、略)

## 【カナダ】

カナダ特許法では、一定要件下で、カナダ特許出願に含まれた明細書及び図面は、特許発行前であれば補正することができる、と規定されている。なお、CPTPP第18・43条の注については、出願に含まれる明細書及び図面は、分割出願を除き、出願日時点の出願に含まれる明細書又は図面から合理的に推論することができない事項を加える補正は許されな

い、と規定されている。

特許法第38.2条 <明細書及び図面の補正>

(1)(2)から(3.1)並びに規則に従うことを条件として、カナダ特許出願に含まれた明細書及び図面は、特許が発行される前に補正することができる。

<制限>

(2) 出願に含まれる明細書及び図面は、分割出願を除き、出願日時点の出願に含まれる明細書又は図面から合理的に推論することができない事項を加える補正は許されない。

英語又はフランス語以外の言語

(3) ただし、出願日時点の出願に含まれる明細書又は図面の文言上の事項の全部又は一部が英語又はフランス語以外の言語による場合、明細書及び図面は、次の両方から合理的に推論することができない事項を加える補正は許されない。

(a) 出願日時点の出願に含まれる明細書又は図面、及び

(b) 規則に従って文言上の事項が英語又はフランス語の翻訳文に差し替えられた直後の出願に含まれる明細書又は図面

旧法8（2018年12月13日）第38.2条 <明細書及び図面の補正>（旧法1（2006年9月21日）第38.2条）

(1) (2)及び(3)並びに規則に従い、カナダにおける特許出願の一部として提出された明細書及び図面は、特許が発行される前に補正することができる。

(2) 明細書は、最初に提出された明細書または図面から合理的に推測されない事項を記載するために補正することはできない。ただし、当該事項が出願に関する先行技術であることが明細書において認められる場合を除く。

(3) 図面は、最初に提出された明細書または図面から合理的に推測できない事項を追加する形で修正することはできない。ただし、その事項が当該出願に対する先行技術であることを明細書で認めている場合はこの限りではない。

【豪州】

豪州特許規則では、出願人は拒絶理由に対して、書面をもって反論するか、願書若しくは完全明細書を補正するための許可を求めることができる、と規定されている。なお、CPTPP第18・43条の注については、完全な明細書の補正は、補正の結果、その明細書が以下の文書に開示されている範囲を超える事項を請求又は開示することになる場合には認められない、と規定されている。

特許規則第3.19条 <審査の実施：標準特許>（旧規則1（2010年7月1日）第3.19条、旧規則16（2018年10月17日）第3.19条）

(1) 局長は、特許願書又は完全明細書に対する合法的な拒絶理由が存在すると合理的に信じるときは、審査に関する報告にその拒絶理由を記載しなければならない。

(2) 出願人は、書面をもってその拒絶に反論するか又は願書若しくは完全明細書を第10章に従って補正するための許可を求めることができる。

(3) 出願人が、法律第45条に基づく報告書に対する応答として又はその報告書を予測して、特許願書又は明細書を補正する許可を求めたときは、局長は、その願書及び明細書を審査

し、各補正提案が実行されたものとして、報告しなければならない。

(4) 出願人が上記拒絶理由に反論したときは、局長は、その願書及び明細書を審査し、かつ、出願人によって提起された事項に留意しなければならない。

特許法第102条 どのような補正が許容されるか（旧法1（2007年3月27日）第102条、旧法7（2018年8月25日）第102条）

補正後の明細書が特定の文書に開示されている範囲を超える事項を請求または開示している場合、明細書全体の補正は認められない。

(1) 完全な明細書の補正は、補正の結果、その明細書が以下の文書に開示されている範囲を超える事項を請求又は開示することになる場合には認められない：

(a)提出された明細書全体

(b)その他の所定の書類（もしあれば）。

（以下、略）

### （7）特許出願の公開：（CPTPP 第 18・44 条）

CPTPPでは、特許出願を、最先の優先日から18か月を経過した後速やかに公開するよう努めることを規定し、出願人による早期出願公開請求ができることを定める。（CPTPP第18・44条第2項、第3項）

#### 第18・44条 特許出願の公開

1 各締約国は、特許制度における透明性が有益であることを認め、公開されていない係属中の特許出願を出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から18箇月を経過した後速やかに公開するよう努める。

2 締約国は、1の規定に従い係属中の出願が速やかに公開されない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。

3 各締約国は、1に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。

#### 【メキシコ】

産業財産法では、方式審査が承認され、出願日から18月まで経過した後、出願が公開されるが、出願人の請求により、18月の満了前に出願が公開されることが規定されている。

#### 産業財産法第107条：改正

方式審査が承認され、出願日から18月までが経過した後、出願日必要に応じて優先日順に、出願を公開する。

（略）

出願人の請求により、次の場合に限り、その期間の満了前に出願を公開することができる。

手続が遵守され、対応する手数料の支払証明が提出された場合。

（以下、略）

旧法5（2018年5月18日）第52条（旧法1（2010年6月29日）第52条）

係属中の特許出願の公開は、認定された優先権の出願日から起算して 18 月の期間の満了後、可能な限り速やかに行わなければならない。出願人の請求により、出願は上記期間の満了前に公開される。

#### 【カナダ】

特許法では、特許出願書類等は、出願人の承認を受けた場合を除き、出願日又は優先日から 18 月の秘密保持期間の満了を待って公衆の閲覧に供される、と規定されている。

特許法第 10 条 <公衆の閲覧> (旧法 1 (2006 年 9 月 21 日) 第 10 条、旧法 8 (2018 年 12 月 13 日) 第 10 条)

(1) (2)から(6)まで及び第 20 条に従うことを条件として、特許庁の保有するすべての特許、特許出願及び特許若しくは特許出願に関連する書類は、所定の条件に基づいて特許庁において公衆の閲覧に供されるものとする。

<秘密保持期間>

(2) 出願人の承認を受けた場合を除き、特許出願又は特許出願に関連して提出された書類は、18 月の秘密保持期間が満了する前に公衆の閲覧に供してはならない。

<秘密保持期間の始期>

(3) 秘密保持期間は、出願がなされた日に開始し、又は出願に関して優先権主張がされている場合は、先に正規にされた出願であって主張の基礎となるものの最先の出願日に開始する。

<主張の取下>

(4) 優先権主張が所定の日以前に取り下げられた場合は、(3)の適用上、かつ、その取り下げられた範囲において、その優先権主張は、最初からされなかったものとみなす。

<出願の取下>

(5) 出願が所定の日以前に規則に従って取り下げられた場合は、当該出願を公衆の閲覧に供してはならない。

<所定の日>

(6) (4)又は(5)にいう所定の日は、秘密保持期間が満了する日以前でなければならない。

#### 【豪州】

特許法及び特許規則では、最先の出願日又は優先日から起算して 18 月後に公開されるが、明細書一式が公衆の縦覧に供されていない場合は、出願人から請求があれば、明細書一式が公衆の縦覧に供されている旨の公告を官報に掲載しなければならない、と規定されている。

特許法第 54 条 <公告の通知> (旧法 1 (2007 年 3 月 27 日) 第 54 条、旧法 7 (2018 年 8 月 25 日) 第 54 条)

(1) 標準特許出願 (PCT 出願を除く) について提出された明細書一式が公衆の縦覧に供されていない場合、局長は、出願人から請求があれば、規則に従って、明細書一式が公衆の縦覧に供されている旨の公告を官報に掲載しなければならない。

(2) 第 41 項(2)が明細書に適用される場合、明細書に第 6 項(c)に記載される明細書が含まれていなければ、出願人は明細書に関して第(1)項に基づく請求を行うことができない。

(3) 以下の場合：

(a) 標準特許出願（PCT 出願を除く）に関して明細書一式が提出された場合。

(b) 所定の期間が終了した場合。

(c) 明細書が公衆の縦覧に供されていない場合；

局長は、出願が失効し、又は拒絶され、若しくは取り下げられた場合を除き、明細書が公開されている旨の通知を官報に公告しなければならない。

（以下、略）

特許規則第 4.2 条 <明細書を公衆の閲覧に供する旨の公告>（旧規則 1（2010 年 7 月 1 日）第 4.2 条、旧規則 16（2018 年 10 月 17 日）第 4.2 条）

(1) 法律第 54 条(1)に基づく請求は、承認された様式によらなければならない。

(2) 法律第 54 条(1)の適用上、局長は、次の事項が行われた後速やかに、公告を行わなければならない。

(a) 出願人が、公告を請求すること、

(b) 関連する要約が、最終的に完成すること、及び

(c) 規則 3.2A(1)に基づく指示が与えられている場合—その指示が遵守されること

(3) 法律第 54 条(3)(b)の適用上、所定の期間は、明細書の提出日から、

(a) 明細書の提出日、又は

(b) 規則 3.12 にいう最先の優先権書類の提出日、

のうち何れか早い方の後 18 月の終了までの期間である。

#### （8）公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報：（CPTPP 第 18・45 条）

CPTPPでは、公開された特許出願及び与えられた特許について、(a) 調査及び審査の結果、(b) 出願人からの秘密でない連絡、(c) 出願人及び関連する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記、に関する情報を、当局が保有し、公衆が利用することができるようにすることを規定する。（CPTPP第18・45条）

第18・45条 公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報

各締約国は、公開された特許出願及び与えられた特許に関し、次の情報が、権限のある当局により保有されており、かつ、この協定が当該各締約国について効力を生ずる日以後に得られたものである限りにおいて、当該特許出願及び当該特許の処理に関する当該各締約国の要件に従い、少なくとも当該情報を公衆が利用することができるようにする。

(a)調査及び審査の結果（関連する先行技術に関する調査の詳細又は当該調査に関連する情報を含む。）

(b)適当な場合には、出願人からの秘密でない連絡

(c)出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記

#### 【メキシコ】

産業財産規則では、特許出願ファイルは閲覧できると規定されている。現地法律事務所によれば、CPTPP第18.45条を担保する規定は、産業財産規則第18条であるとのことである。

メキシコにおける特許および意匠公報は、メキシコ産業財産庁（IMPI）のウェブサイトからアクセスすることができる<sup>371</sup>。現地法律事務所は、以下のようにコメントしている。出願人からの秘密でない連絡、及び、出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記については、このサイトからは閲覧できないが、特許が付与された場合のみ、すべての文書が公開される。公開請求手続き（機密文書の公開を含む）は存在しない。

#### 産業財産規則第18条

ファイルは、閲覧することができ、それらが関係する産業財産権の存続期間中、産業財産庁の書庫に保存されるものとする。ただし、産業財産庁がより長い期間保存すべきと考える場合を除く。

（以下、略）

#### 【カナダ】

特許法では、知的財産局の保有するすべての特許、特許出願及び特許若しくは特許出願に関連する書類は、知的財産局において公衆の閲覧に供されるものとする、と規定されている。

現地法律事務所のコメントは以下のとおりである。

出願人からカナダ知的財産庁(CIPO)への非機密の通信は、秘密保持期間終了後、一般公開される。出願人または関連する第三者によって提出された特許または非特許文書のリストも、出願人によって機微な個人情報を有すると特定されない限り、秘密保持期間が終了すれば、特許庁のデータベース<sup>372</sup>上で一般に閲覧可能となる<sup>373</sup>。さらに、特許出願ファイル上の非機密の通信や文書のコピーは、特許庁に手数料を支払うことで取り寄せることができる<sup>374</sup>。

特許法第 10 条 <公衆の閲覧>（旧法 1（2006 年 9 月 21 日）第 10 条、旧法 7（2018 年 12 月 13 日）第 10 条）

(1)(2)から(6)まで及び第 20 条に従うことを条件として、知的財産局の保有するすべての特許、特許出願及び特許若しくは特許出願に関連する書類は、所定の条件に基づいて知的財産局において公衆の閲覧に供されるものとする。

（以下、略）

#### 【豪州】

特許法では、出願又は特許に関して提出されたすべての書類（所定の書類を除く）や出願又は特許に関連するすべての書類（所定の書類を除く）の写しは、公衆の閲覧に供され

<sup>371</sup> El SIGA (Sistema de Información de la Gaceta de la Propiedad Industrial) (メキシコ政府 IMPI ウェブサイト) <https://siga.impi.gob.mx/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

<sup>372</sup> Canadian Patents Database (カナダ政府ウェブサイト) <https://www.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

<sup>373</sup> MOPOP の 8.02.05a 項を参照 [https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP\\_English.html#\\_Toc185246275](https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc185246275) (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

<sup>374</sup> Order IP documents (カナダ政府ウェブサイト) <https://isid-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/order-ip-documents> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

る、と規定されている。IP Australiaのウェブサイトから特許<sup>375</sup>、商標<sup>376</sup>、意匠<sup>377</sup>のデータベースにアクセス可能である。従って、(a)調査及び審査の結果は、公衆が利用することができる。現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

審査報告書は公開されており、閲覧が可能である。審査応答および補正書は閲覧が可能である。機密性の高い個人情報が含まれている、または著作権やライセンス制限により公開が制限されている情報が記載されているとみなされた文書は、閲覧できない。出願人または他の当事者により提出された特許またはNPL文書のリストは、一般的に公開されていない。

eDossierで公開されていない文書を見たい場合は、1990年特許法第55条に基づき、文書(複数可)の請求を行うことができる。オーストラリア知的財産庁が請求文書を印刷し、手数料を支払った請求者に7営業日以内に郵送する。1990年特許法第55条は、縦覧に供される出願に関するものであり、受理又は付与の前後を問わず、出願又は特許に関して提出されたすべての書類(所定の書類を除く)へのアクセスについて規定している。

特許法第55条 <公衆の閲覧に供される文書> (旧法1 (2007年3月27日) 第55条、旧法7 (2018年8月25日) 第55条)

(1) 第54条の規定又は第62条(3)の規定に基づいて公告が発行された場合、当該する明細書及び所定のその他の書類がある場合には、公衆の閲覧に供される。

(2) 標準特許の出願に関して第49項(5)(b)の規定に基づく公告、又はイノベーション特許の付与に関して第62項(2)の規定に基づく公告が行われた場合、次に掲げる文書は公衆の閲覧に供される：

(a) 出願又は特許に関して提出されたすべての書類(所定の書類を除く)；

(b) 特許が消滅し、満了し又は取り消された後に、従前の特許に関して提出されたすべての文書(所定の文書を除く)；

(c) 局長が出願人若しくは特許権者又は従前の出願人若しくは特許権者に交付した出願又は特許に関連するすべての書類(所定の書類を除く)の写しであって、既に公衆の閲覧に供されていないもの。

(以下、略)

#### (9) 特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整 (凍結条項) : (CPTPP 第18・46条)

CPTPPでは、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整することを定める。不合理な遅延には、少なくとも、締約国の領域において出願した日から5年又はその出願の審査の請求が行われた後3年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含む。(CPTPP

<sup>375</sup> search existing patents (豪州政府 IP Australia ウェブサイト) <https://www.ipaustralia.gov.au/patents/search-existing-patents> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>376</sup> search existing trade marks (豪州政府 IP Australia ウェブサイト) <https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/search-existing-trade-marks> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>377</sup> search existing designs (豪州政府 IP Australia ウェブサイト) <https://www.ipaustralia.gov.au/design-rights/how-to-search-existing-designs> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

## 第18・46条第3項、第4項前段）（凍結条項）

### 第18・46条 特許を与える当局の不合理的遅延についての特許期間の調整（凍結条項）

1 各締約国は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に特許出願を処理するため最善の努力を払う。

2 締約国は、特許出願人の特許出願の審査を迅速に行うことを当該特許出願人が要請するための手続を定めることができる。

3 締約国は、自国における特許の付与において不合理的遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整する（注）。

注 附属書18-D（ペルー）の規定は、この3の規定について適用する。

4 この条の規定の適用上、不合理的遅延には、少なくとも、締約国の領域において出願した日から5年又はその出願の審査の請求が行われた後3年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含む。締約国は、そのような遅延の決定において、特許を与える当局による特許出願の処理（注1）又は審査の間に生じたものではない期間、特許を与える当局が直接に責めに帰せられない（注2）期間及び特許出願人の責めに帰せられる期間を除外することができる（注3）。

注1 この4の規定の適用上、締約国は、処理とは当初の行政上の処理及び付与の時の行政上の処理をいうものと解することができる。

注2 締約国は、「特許を与える当局が直接に責めに帰せられない」遅延を特許を与える当局の指示又は監督の外にある遅延として扱うことができる。

注3 この条の規定は、第18・10条（既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用）の規定にかかわらず、この協定が締約国について効力を生ずる日又はこの協定の署名の2年後の日のうち当該締約国についていずれか遅い日の後に提出された全ての特許出願に適用する。

## 【メキシコ】

### （凍結条項）

メキシコ産業財産法では、出願日から特許付与日まで5年を超える場合であって、審査の遅延が特許庁に起因する遅延である場合、5年を超えない範囲で、2日の遅延ごとに1日の補充的保護証明（特許期間の調整）の申請が可能となると規定されている。

なお、2020年7月1日に発効<sup>378</sup>した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）において、特許付与当局による遅延による特許期間の不合理的短縮について特許権者に補償するための権利期間の調整について、CPTPPと同様の規定が記載されている（第20.44条）。

### 産業財産法第126条：改正

本庁に直接起因する特許審査に不合理的遅延があり、その結果、メキシコでの出願日から特許査定までの期間が5年を超える場合、利害関係者の請求により、その存続期間を調整するために補充証明書を交付することができる。

<sup>378</sup> United States-Mexico-Canada Agreement (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

産業財産法第127条：改正

前条記載の証明書の存続期間は5年を超えてはならない。

産業財産法第128条：改正

本節の目的上、次のように理解される。

- (1) 出願日：本庁が特許出願を受け取った日又は国内段階に入った日。
- (2) 特許審査：メキシコでの出願日から特許査定までに経過する期間。
- (3) 査定日：特許査定が通知された日、及び
- (4) 正式審査の有利な決定日：出願の審査・公開及び必要に応じて実質的に審査を継続するために重要な要素を出願が有することを本庁が通知する日。

産業財産法第129条：改正

所有者は、本法、その施行規則及び補充証明に関するその他の該当規定に定められた要件に準拠する旨を記載した書面により、補充証明書を1回のみ請求できる。

本法第110条の第2段落に規定されている通知を準拠する場合、請求は独立して提出する必要がある。その時点以降に提出された請求は失効と見なされ、棄却される。

産業財産法第130条：改正

請求には以下が含まれていなければならない。

- (1) 出願番号、出願日、本法第110条第2段落に規定されている通知した日。
- (2) 補充証明書に対する請求人の意見、及び
- (3) 対応する手数料の支払証明

本庁が本条記載の要件の何れかに欠如又は欠陥を認めた場合、5日以内に1回、必要とみなすものを特定又は明確にして訂正を請求人に求める。定められた要件が示された期間内に充足しない場合、請求は棄却される。

産業財産法第131条：改正

補充証明の許容性を査定する場合、本庁は以下を行わなければならない。

- (1) 特許審査が5年を超えたかを確認し、それ以外の場合は、請求を棄却する。
- (2) 特許審査がこの期間を超えた場合、合理的な遅延に対応する期間を確定し、特許審査期間からそれを差し引く。結果として生じる期間が5年未満の場合、本庁は請求を棄却する。結果として生じる期間が5年を超える場合、本庁は不合理な遅延に対応する日数を確定する。これにより、不合理な遅延2日ごとに1日の有効な補充証明書が交付される。

産業財産法第132条：改正

前条の目的のために、以下は合理的な遅延とみなす。

- (1) 出願日から正式審査の有利な決定日までに経過する期間。
- (2) 本法第117条に従って用いられる付加期間及び特許審査期間のために、審査を遅らせる傾向がある出願人の作為又は不作為に起因する期間。
- (3) 本庁の作為若しくは不作為に起因しない期間、又は、例えば、管理上若しくは管轄上の異議申立の実施中に経過した期間、若しくはそれらに由来する期間など、本庁の制御が及

ばない期間。

(4) 不可抗力又は天災に起因する期間。

産業財産法第133条：改正

補充証明書が認められた場合、それぞれで調整した期間に対応する手数料と証明書発行に対応した手数料とを、本庁は請求人に1月以内に支払うことを通知する。前項記載の期間が満了しても請求人が要件を遵守しない場合、請求は放棄されたものとみなす。

産業財産法第134条：改正

本庁は、所有者への証拠及び公式の承認として、各補充証明書の権原を発行し、公報に公開する。補充証明書は、それが有効である限り、特許の存続期間20年が切れた翌日に発効する。

産業財産法第135条：改正

補充証明書は、それが由来する特許と同じ権利を付与し、同じ制限と義務が対象となる。本法第57条(2) (a)及び第57条(2) (b)に記載されている要件の場合、これらは補充証明書の存続期間を考慮して計算される。

産業財産法第136条：改正

補充証明書は、その存続期間の満了時に失効し、それが保護する権利は公知技術となる。補充証明書の存続期間の満了は、本庁による指令を必要としない。

## 【カナダ】

カナダは、別途、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づき、2025年までにPTA制度を採用することが義務付けられている。特許法を改正し、一般的な特許期間調整(PTA)のシステムを導入する法案(法案C-47)が、2023年6月22日に承認された<sup>379</sup>。法律C-47は、USMCAに基づくカナダの義務を満たすために特許法を改正するための法律であり、2025年1月1日に発効する<sup>380 381</sup>。

法律C-47

第493条

特許法第46条の次に以下の条項を追加することにより、特許法を改正する。

第46.1条

<sup>379</sup> C-47 An Act to implement certain provisions of the budget tabled in Parliament on March 28, 2023 (カナダ議会ウェブサイト)

<https://www.parl.ca/legisinfo/en/bill/44-1/c-47> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>380</sup> ASSENTED TO June 22, 2023 BILL C-47 (カナダ議会ウェブサイト)

<https://www.parl.ca/documentviewer/en/44-1/bill/C-47/royal-assent> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>381</sup> Patent additional term in Canada (カナダ政府ウェブサイト)

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/patent-additional-term-canada> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

- (1) 特許庁長官は、以下の場合には特許の追加期間の登録をしなければならない。
  - (a) 特許が以下の何れか遅い時期より後に登録されている、かつ
    - (i) 第(2)項に定める期日の5年後。
    - (ii) 第35条(4)項を考慮せずに、特許出願に関して第35条に基づく審査請求がなされた日から3年後。ただし、第35条(1)項に規定される所定の手数料が支払われ、該当する場合には第35条(3)項(a)に規定される所定の遅延手数料が支払われていること。
  - (b) 特許出願の出願日が2020年12月1日以降であること、および
  - (c) 特許権者が規則に従って追加の期間を申請し、特許発行日から3か月以内に所定の手数料を支払うこと。
- (2) (1)(a)(i)の目的のため、適用日は以下である。
  - (a) 分割出願に基づいて発行された特許の場合は、所定の日
  - (b) 特許規則第1条第1項に定義されているPCT国内段階出願に基づいて発行された特許の場合は、所定の日
  - (c) その他の場合は、特許出願の出願日
- (3) 第44条に定める期間が満了した時点で、第46条を考慮せずに追加期間が開始する。ただし、特許がその期間の満了まで有効であり、その満了前に無効にならない場合に限る。
- (4) 特許庁長官は、追加期間の長さを決定するものとし、その期間の長さは、第一項(a)に定める日のうち遅い方の日と特許が発行された日との間の日数から、規則で定める日数を減じた数に等しくなければならない。
- (5) (1)項にかかわらず、(4)項に基づく期間の決定の結果がゼロまたはマイナスとなった場合、本条項に基づく追加期間は認められない。
- (6) 追加期間は、第46.2条に従う。
- (7) 特許庁長官は、特許庁に記録されている特許番号、追加期間、その他の所定の情報を記載した追加保護証明書を発行し、特許権者に送付しなければならない。
- (8) この条および第46.3条および第46.4条の目的上、第47条に基づき特許が再発行された場合、その特許は最初の特許が発行された日に発行されたものとみなされ、その特許の申請は最初の特許の申請とみなされる。

#### 第46.2条

- (1) 第46.1条に基づき認められた追加の期間において特許により付与された権利を有効に維持するためには、所定の期間内に所定の手数料を支払わなければならない。
- (2) 所定の料金が所定の期日までに支払われない場合、
  - (a) 所定の遅延料金が所定の料金に加えて支払われなければならない、
  - (b) 特許庁長官は、所定の料金および遅延料金が、所定の期日後6ヶ月以内および通知の日付後2ヶ月以内のいずれか遅い期日までに支払われない場合、追加の期間が満了したものとみなされる旨を記載した通知を特許権者に送付しなければならない。
- (3) 督促状の発付前に所定の手数料および遅延損害金を納付した場合、または督促状を発付した場合には、所定の期日から6か月を経過した日と発付した日の翌日から2か月を経過した日のいずれか遅い日までに所定の手数料および遅延損害金を納付したときは、所定の手数料は所定の期日に納付したものとみなされる。
- (4) 所定の期日後6ヶ月以内かつ通知の日から2ヶ月以内に所定の手数料および延滞料が支

払われない場合、追加の期間は、所定の期日をもって終了したものとみなされる。

(5) 規定に従い、(4)項に基づき追加の期間が満了したとみなされた場合、以下の場合には、(4)項の効力が発生しなかったことになる。

(a) 特許権者が所定の期間内に、

(i) 追加の期間が満了したとみなされたことがないよう長官に請求し、

(ii) その請求において、所定の期日後6ヶ月以内かつ通知の日付後2ヶ月以内のいずれか遅い日までに所定の手数料および遅延手数料を支払わなかった理由を述べ、

(iii) 所定の手数料、遅延手数料、および追加の所定手数料を支払うこと、および

(b) 特許庁長官が、状況により要求される相当な注意を払ったにもかかわらず不履行が生じたと判断し、その判断を特許権者に通知する。

(6) (5)が適用される場合、連邦裁判所は、以下のいずれかを判断した場合、命令により、追加の期間が適用される所定の日に満了したと宣言することができる。

(a) (5)号(a)(ii)で言及されている理由の説明に、重大な虚偽の申し立てが含まれていると判断した場合、または

(b) 第5項(b)が適用される場合、状況により要求される適切な注意が払われたにもかかわらず、第5項(a)(ii)に言及されている不履行は発生しなかった場合。

#### 第46.3条

(1) 特許庁長官は、自らの判断または何人かの申請に基づき、第46.1条に基づき付与された追加任期の期間を再考することができる。

(2) 再考の申請は、規定に従って所定の手数料を添えて行うものとする。

(3) 再審査の通知は、規定に従って特許権者に送付される。

(4) 特許庁長官が、再考の結果、当該期間が第46.1(4)項で認められた期間よりも長いと判断した場合は、同項に従って追加期間を短縮し、その他の場合は再考を却下する。

(5) 特許庁長官が存続期間の短縮をするときは、特許庁長官は、追加保護証明書の訂正版を発行し、特許権者に送付しなければならない。

(6) 長官は、裁判手続きの結論が出るまで、本条に基づく再考を保留することができる。

#### 第46.4条

(1) 特許権者に対してなされた第46.1条に基づき付与された追加期間の短縮の命令について、連邦裁判所への訴訟を提起することができる。

(2) 裁判所が、その期間が第46.1条(4)項で認められた期間よりも長いと判断した場合、裁判所は命令により、同項に従ってその期間を短縮しなければならない、その場合には、特許庁長官の権限を行使し、または義務もしくは機能を遂行することができる。

(3) 裁判所が期間を短縮した場合、裁判所の登記所の担当官は、裁判所の命令の認証謄本を特許庁長官に送付し、特許庁長官は、追加期間を記載した訂正証明書を発行し、特許権者に送付する。

#### 法律C-47

#### 第494条

特許法第47条 (1) および (1.1) の各項は、以下の条項に置き換えられる。

(1) 特許が、明細書および特許請求の範囲の記載が不十分であること、または特許権者が新規であると主張する権利を有していないにもかかわらず、より多くまたはより少なくを主張したことなどを理由に、欠陥がある、または無効であるとみなされる場合であっても、同時に、その誤りが、詐欺的または欺瞞的な意図を持たずに、不注意、事故、または過失によって生じたことが明らかである場合、特許庁長官は、特許権者が行った修正後の明細書および特許請求の範囲に従って、同一の発明について、当初の特許の第44条または第45条に規定された残存期間（該当する場合、第46.1条に基づき付与された残存期間）について、新特許を発行することができる。

(1.1) 第1項は、補足保護証明書に原特許が記載されており、第44条または第45条に言及されている原特許の期間が満了した場合にも適用される。また、該当する場合は、その期間および第46条1項に基づき付与された追加期間の両方が満了した場合を除く。ただし、その場合、存続期間が満了したままの新特許の発行は、証明書に基づき付与された権利、特権、自由を確立することを目的とする。

#### 法律C-47

##### 第495条

特許法第48.4(3)(c)項は、以下のとおり置き換えられる。

(c) 特許の請求を修正するか、特許に新たな請求を組み込む場合、修正された請求または新たな請求は、証明書の発行日から、特許の有効期間（および該当する場合は特許の追加有効期間）の満了まで有効となる。

#### 法律C-47

##### 第496条

特許法第55.11(1)項は、(b)項の末尾の「及び」を削除し、(c)項の後に以下の文言を追加することにより改正される。

(d) 第46.2項(2)で言及されている所定の手数料が、同項で言及されている適用される所定の期日までに支払われなかった特許。ただし、第46.2項(3)は考慮しないものとする。及び、

(e) 第46条の規定を考慮せずに、第44条に定める期間が満了した後、第46.1条に基づき追加の条件が付与された特許。

#### 法律C-47

##### 第497条

特許法第106条(4)項は、以下の内容に置き換えられる。

(4)(3)項の規定にかかわらず、第46条を考慮せずに、第44条に規定する特許権の存続期間満了前の所定の期間内に、出願を行うことはできない。

#### 法律C-47

##### 第498条

(1) 特許法第116条(2)項は、以下の条項に置き換えられる。

(2) 補足保護証明書は、第46条は考慮せず、証明書に記載された特許の第44条に規定された

期間の満了時に効力を生じる。ただし、特許がその期間の満了まで有効であり、その満了前に無効とならない場合にのみに限る。

(2) 法第116条を次のように改正する。(5)項の次に次の内容を追加する。

(6) より明確にするために、証明書の有効期間は、第46.1条に基づき付与された追加の条件と並行して継続する。

法律C-47

第499条

本規定は、2025年1月1日またはそれ以前の日付で、総督の閣議決定により定められた日付に発効する。

### 【豪州】

豪州特許法において、特許期間調整(PTA)は導入されていない。豪州は、2005年に発効した米国とのFTA(AUSFTA)の第17.9条第8項(a)<sup>382</sup>において、「締約国による特許の発行が不当に遅延する場合には、当該締約国は、特許権者の要請に応じて、当該遅延を補償するために特許の期間を調整する手段を提供するものとし、特許権者の要請に応じて、特許の期間を調整する。不当な遅延には、少なくとも、締約国への出願の日から4年を超える特許の発行の遅延、または出願の審査の請求がなされた後2年のいずれか遅い方の遅延を含むものとする。この段落の適用上、特許出願人または反対する第三者の行為に起因する期間により特許の発行に生じた遅延は、そのような遅延の決定に含める必要はない。」と定められているが、当該FTAの実施法<sup>383</sup>には、PTAの導入については記載がない。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

オーストラリアには、特許期間延長に関する法規定はない。ただし、医薬品物質については例外である。この規定に関連して、1990年特許法（連邦）に修正は加えられていない。報道機関により公表された情報によると、The Australian Department of Foreign Affairs and Tradeは、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の同様の規定に関連して、次のように述べている<sup>384</sup>。

「TPP参加国は、特許庁による特許出願の効率的かつ迅速な処理を約束し、不合理または不必要な遅延を回避することを目指している。特許発行に制度上の不合理な遅延がある場合、TPP参加国は、その遅延を補うために特許期間を調整する手段を提供する。オーストラリアでは、特許発行にそのような遅延は発生していない。」

<sup>382</sup> Australia-United States Free Trade Agreement Chapter Seventeen - Intellectual Property Rights (豪州政府 Department of Foreign Affairs and Trade)  
<https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/trade-investment/australia-united-states-free-trade-agreement/Pages/chapter-seventeen-intellectual-property-rights> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>383</sup> US Free Trade Agreement Implementation Act 2004 (豪州政府ウェブサイト)  
<https://www.legislation.gov.au/C2004A01355/latest/text> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>384</sup> Trade Trans-Pacific-Partnership Agreements Chapter Summary Intellectual Property (豪州政府ウェブサイト)  
<https://perma.cc/TSH4-GTGF> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

## (10) 不合理な短縮についての特許期間の調整：(CPTPP 第18・48条)

CPTPPでは、特許の対象となっている医薬品については、販売承認の手續の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整を利用可能なものとするを定める。(CPTPP第18・48条第2項) (凍結条項)

### 第18・48条 不合理な短縮についての特許期間の調整 (凍結条項)

1 各締約国は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に医薬品の販売承認の申請を処理するため最善の努力を払う。

2 各締約国は、特許の対象となっている医薬品(注1)については、販売承認の手續の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整(注2)を利用可能なものとする(注3、注4)。

注1 締約国は、医薬品又は医薬品の物質に関し、この2に定める義務を履行することができる。

注2 締約国は、この2の規定を適用することに代えて、販売承認の手續の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について補償するための追加の特別の保護の期間を利用可能なものとすることができる。当該特別の保護は、3の規定に基づく条件及び制限に従うことを条件として、特許により与えられる権利を与えるものとする。

注3 この条の規定は、第十八・十条(既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用)の規定にかかわらず、この条の規定が締約国について効力を生ずる日の後に当該締約国に提出される全ての販売承認の申請について適用する。

注4 附属書十八-D(ペルー)の規定は、この2の規定について適用する。

3 各締約国は、この条に定める義務を履行するに当たり、当該各締約国がこの条の規定を引き続き実施することを条件として、条件及び制限を定めることができる。

4 締約国は、有効な特許期間の不合理な短縮を回避することを目的として、販売承認の申請の処理を迅速に行うための手續を採用し、又は維持することができる。

### 【メキシコ】

メキシコの現行産業財産法には、特許の対象となっている医薬品について、販売承認の手續の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整を利用可能なものとする規定はない。

なお、2020年7月1日に発効<sup>385</sup>した米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)において、医薬品の販売承認の手續の結果として生じた、特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するための権利期間の調整について、CPTPPとほぼ同様の規定が記載されており(第20.46条)、USMCA発効から4.5年の移行期間の満了後ただちに実施する義務があることが記載されている(第20.89条)<sup>386</sup>。

<sup>385</sup> United States-Mexico-Canada Agreement (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>386</sup> Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

## 【カナダ】

特許法では、医薬品に関して特許の権利期間の延長保護を認める補充保護証明書について、補充証明書申請に関する要件や補充証明書の期間、効力等が規定されている（第104条～第134条）。

特許法第106条 <申請>（旧法6（2017年9月21日）第106条：改正、旧法8（2018年12月13日）第106条）

(1) 所定の手数料の納付で、特許権者は、次の条件のすべてが満たされる場合には、大臣に対して、特許付与された発明について補充的保護証明書を申請することができる。

(a) 特許が無効ではなく、かつ、如何なる所定の要件にも合致すること

(b) 特許出願の提出日が、1989年10月1日以降であること

(c) 特許が、所定の種類の販売許可が本条の施行日以降に発行された薬品に含有される医薬成分又は医薬成分の組合せに、所定の仕様で、該当すること

(d) 場合により、販売許可が、医薬成分又は医薬成分の組合せに関して発行された最初の販売許可であること

(e) 場合により、その他の補充的保護証明書が、医薬成分又は医薬成分の組合せに関して発行されていないこと

(f) 場合により、販売許可に相当する市販承認の申請が、医薬成分又は医薬成分の組合せに関して、所定の国において、販売許可の申請が大臣へ提出される前に提出された場合には、その販売許可の申請が、市販承認の最初のそのような申請が提出された日に始まる所定の期間の終了前に提出されたこと。

<発行 - (1)(e)>

(2) 他の補充的保護証明書は、当該他の証明書が後日に無効と判示されるか、又は初めから効果を有していないか若しくは効果を有さなくなるとしても、(1)(e)の適用上、発行されたものとみなされる。

<申請が提出される期間>

(3) 補充的保護証明書の申請は、次の時期に始まる所定の期間の終了前に、大臣に提出されるものとする。

(a) 販売許可が発行される日であって、特許がそれ以前に付与されている場合の当該日、又は

(b) 特許が付与される日であって、販売許可が発行された日の後に特許が付与される場合の当該日。

<例外>

(4) (3)に拘らず、申請は、第46条を考慮せずに第44条に基づく特許の存続期間の満了に先立つ所定の期間内に提出されてはならないものとする。

<申請の内容>

(5) 補充的保護証明書の申請は、次を満たすものとする。

(a) 証明書を求められている、特許庁に記録された特許の番号並びに販売許可の医薬成分又は医薬成分の組合せ及び当該販売許可の番号を記載すること

(b) (1)(f)が申請に関して適用される場合には、販売許可に相当する市販承認の最初の申請がなされた日及び当該申請がなされた国を特定すること、並びに

(c) 所定の情報について記載すること。

<各申請につき1の特許>

(6) 各申請は、1の特許のみ記載することが許可される。

特許法第113条 <証明書の発行> (旧法6 (2017年9月21日) 第113条 : 改正、旧法8 (2018年12月13日) 第113条)

大臣は、発行日において次に該当する場合には、特許権者に対して、特許権者の申請に記載された特許付与された発明についての補充的保護証明書を発行するものとする、

(a) 大臣が、第106条に記載されたすべての要件が満たされていると認めること

(b) 申請の提出に係る第106条(3)にいう適用可能な期間が、満了していること

(c) 申請と同一の販売許可について記載し、かつ、当該申請より上位又は同一の優先権を有するその他の係属中の申請が存在していないこと、及び

(d) 当該申請に関して、又は当該申請と同一の販売許可について記載し、かつ、当該申請より上位又は同一の優先権を有する別の係属中の申請に関して、第110条に基づいて提起された裁判所手続が、最終的に処理されていること。

特許法第115条<補充的保護の範囲> (旧法8 (2018年12月13日) 第115条 : 旧法6 (2017年9月21日) 改正で導入)

(1) 補充的保護証明書の発行は、当該証明書の存続期間中、証明書の所有者及びその法定代理人に対して、証明書に記載された医薬成分又は医薬成分の組合せを、それ自体で又はその他の医薬成分に加えて含有している薬品の、製造、組立て、使用及び販売に関してのみ、証明書に記載された特許によって付与されているのと同様の権利、特権及び自由を付与する。

非侵害 - 輸出

(2)(1)に拘らず、何れかの者がカナダからの輸出を目的として、医薬成分又は医薬成分の組合せを製造し、組立し、使用し又は販売することは、補充的保護証明書の侵害とはならない。

特許法第116条 <有効性> (旧法6 (2017年9月21日) 第116条 : 改正、旧法8 (2018年12月13日) 第116条)

(1) 証明書が発行された後は、それに反する証拠がない限り、当該証明書は有効であり、その存続期間中、所有者及びその所有者の法定代理人の利用に供されるものとする。

<効力発生>

(2) 補充的保護証明書は、第46条を考慮せずに当該証明書に記載された特許の第44条に基づく存続期間の満了に対して効果を生じるが、当該証明書は、当該期間の満了まで特許が依然として有効であり、かつ、満了前に無効でない場合に限り、効果を生じる。

<期間の計算>

(3) 証明書の存続期間は、特許出願の提出日に始まり、かつ、証明書に記載された販売許可が発行される日に終了する期間から5年を差し引くことにより計算されるが、何れにしても、最長で2年間である。

<期間の短縮>

(4)(3)に拘らず、証明書に記載された販売許可が発行される者が特許権者でもある場合、大臣は、販売許可を得る過程において、その者による行為の不履行が不当な遅延の期間を生じたとする見解を有するときには、証明書発行時に、証明書の存続期間から当該期間の分量を差し引くことができる。

＜決して効果を生じない場合＞

(5) 発行された補充的保護証明書は、(3)に基づく差引を含む存続期間の計算が、ゼロ又は負の値を生じる場合には、決して効果を生じない。

## 【豪州】

特許法では、医薬品に関して特許の権利期間の延長保護を認める特許期間延長制度について、特許期間の延長に関する要件や延長の期間、効力等が規定されている（特許法第70条～第79A条）。

特許法第70条 <特許延長制度の請求>（旧法1（2007年3月27日）第70条、旧法7（2018年8月25日）第70条）

(1) 標準特許の特許権者は、(2)(3)(4)に定めた要件が満たされているときは、局長に特許存続期間の延長を請求することができる。

(2) 次の条件の一方又は両方が満たされていなければならない。

(a) 1又は2以上の医薬物質それ自体が、その特許の明細書において実質的に開示されていなければならない、かつ、実質的に当該明細書のクレームの範囲内にななければならない。

(b) 組み換えDNA技術の使用を伴う方法によって製造されたときの1又は2以上の医薬品物質が、その特許の明細書において実質的に開示されていなければならない、かつ、実質的に当該明細書のクレームの範囲内にななければならない。

(3) これらの医薬物質の少なくとも1について次の条件の両方が満たされていなければならない。

(a) 当該物質を含んでいる又はそれによって構成されている商品が、オーストラリア治療用品簿に記載されていなければならない。

(b) 当該物質に関し、特許日から規則上の最初の承認日までの期間が少なくとも5年間なければならない。

(4) その特許の存続期間は、この部に基づいて、以前に延長されてはならない。

＜最初の承認日＞

(5) 本条の適用上、医薬品に関する最初の規制上の承認日は、以下の通りである。

(a) 当該物質に関してPre-TGA(治療用品補正法施行前)販売承認が与えられていなかった場合—当該物質を含有する、または物質から構成される商品のオーストラリア治療用品登録簿への最初の登録日、又は

(b) 当該物質に関してPre-TGAの販売承認が与えられていた場合—その最初の承認日。

(5A) 第5条(a)項の適用上、規制上の最初の承認日は、医薬物質を含んでいる又は医薬物質によって構成されている当該医薬品のオーストラリア治療用品登録簿における登録を無視するが、その登録が、下記条件の下で、有資格輸入国の公衆衛生上の問題に対処するためにオーストラリアから当該商品を輸出することのみを目的とする場合に限る。

(a) 輸入国が、国家非常事態その他の極めて緊急の事情がある場合

(b)その商品が公共的、非営利的に使用される場合。

<Pre-TGA製造販売承認>

(6)本条の適用上、医薬物質に関する「Pre-TGA販売承認」とは、大臣または省の長官による以下の事項についての承認(どのように表現されているかを問わない)である。

(a)当該物質または当該物質を含む製品をオーストラリアで販売すること。

(b)一般的販売のために、当該物質又は当該物質を含有する製品をオーストラリアに輸入すること。

特許法第71条 <請求の様式と時期> (旧法1 (2007年3月27日) 第71条、旧法7 (2018年8月25日) 第71条)

<請求>

(1) 標準特許の存続期間の延長の請求は、次のとおりに行わなければならない。

(a) 承認様式であること。

(b) 規則に従って確認される書類がある場合には、それを添付すること。

(c) 規則に従って確認される情報がある場合には、それを添付すること。

この適用上、書類には書類の写しが含まれます。

<請求の時期>

(2) 標準特許の存続期間の延長の請求は、該当する特許の存続期間中であって、次に掲げる日のうち最も遅い日から6ヶ月以内に行わなければならない。

(a) 特許を受けた日

(b) 第70条(3)で規定された医薬品を含んでいるか、またはそれらで構成される商品のオーストラリア治療用品登録簿への最初の登録日。ただし、事情により、第70条(5A)が適用される。

(c) 本条の施行日

特許法第74条 <請求の受理または拒絶> (旧法1 (2007年3月27日) 第74条、旧法7 (2018年8月25日) 第74条)

<受理>

(1) 標準特許の特許権者がその特許の存続期間の延長を申請した場合、局長は、その出願に関して第70条及び第71条の要件が満たされていることを認めるときは、その請求を受理しなければならない。

(2) 局長は請求を受理した場合、以下のことを行わなければならない。

(a) 請求人に当該受理を通知すること。

(b) 公報に当該受理を掲載すること。

<拒絶>

(3) 局長は、その請求に関して第70条および第71条の要件が満たされていると認められなかった場合、請求の受理を拒絶しなければならない。

(4) 局長が請求の受理を拒絶した場合、局長は、以下のことを行わなければならない。

(a) 請求人に対し、当該拒絶の理由を通知すること。

(b) 公報に当該拒絶を掲載すること。

特許法第77条 <延長期間の計算> (旧法1 (2007年3月27日) 第77条、旧法7 (2018年8月25日) 第77条)

(1) 局長が標準特許の存続期間の延長を認めた場合、その延長の存続期間は次のとおりとする。

(a) 特許日に始まり、第70条(2)に規定する医薬品に関連する最も早い最初の規制当局の承認日(第70条で定義)に終わる期間から、

(b) 5年を減ずる(ただし、負数にはならない)。

(2) ただし、延長期間は5年を超えることはできない。

特許法第78条 <延長が認められた場合は、特許権者の独占的権利は制限される> (旧法1 (2007年3月27日) 第78条、旧法7 (2018年8月25日) 第78条)

局長が標準特許の存続期間の延長を認めた場合、その延長期間中において、次の行為については、特許権者の独占的権利の侵害にあたらぬ。

(a) あるものによる、治療目的以外の目的のための以下の実施行為

(i) 特許の完全な明細書に実質的に開示され、かつ、実質的に当該明細書の請求の範囲に含まれる医薬物質それ自体。又は、

(ii) 組換えDNA技術の使用を伴う工程により製造される医薬物質であって、その特許の明細書全体に実質的に開示されており、かつ、その明細書の請求の範囲に実質的に含まれるもの。

又は

(b) あるものによる、次の態様以外のいかなる態様での発明の実施行為

(i) 特許の完全な明細書に実質的に開示され、かつ、実質的に当該明細書の請求の範囲に含まれる医薬物質それ自体。又は、

(ii) 組換えDNA技術の使用を伴う工程により製造される医薬物質であって、その特許の明細書全体に実質的に開示されており、かつ、その明細書の請求の範囲に実質的に含まれるもの。

## 5. 意匠に関する規定の履行状況

### (1) 保護 : (CPTPP 第18・55条)

CPTPPでは、物品の一部に具現化された意匠、或いは、適当な場合には、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠のいずれか(いわゆる部分意匠)を保護対象とすることが規定されている。(CPTPP第18・55条)

#### 第18・55条 保護

1 各締約国は、意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、次に掲げるもののいずれかが意匠としての保護の対象となることを確認する。

(a) 物品の一部に具体化された意匠

(b) 適当な場合には、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第25条及び第26条の規定に従う。

### 【メキシコ】

メキシコ意匠法では、部分意匠の明示的な規定はないが、2018年のCPTPP加盟前から、実質的に少なくとも一部の部分意匠の保護を認めている<sup>387</sup> <sup>388</sup>。具体的には、部分意匠の保護に関しては、産業財産法（旧法5）では、部分意匠という文言が明確に規定されていないが、旧法5の第31条に「工業意匠に付与される保護は、その意匠を組み込んだ製品を、それが一体となっている他の製品と機械的に組立て又は接続することを可能にするために必要な要素又は特徴の正確な再現に及ばないが、この制限は、意匠が、製品の複数の組立て又は接続、又はモジュールシステム内でのそれらの接続を可能にすることを意図した形態にある製品の場合には適用されない。」との規定があり、少なくとも2010年6月29日改正法にも同規定がある。現行法では旧法5の第31条はなく、第68条に「物品の複数の組み立て若しくは接続又はモジュラーシステム内での物品の接続を可能にすることを目的とした方式の意匠若しくは物品の一部に含まれる意匠」の登録が可能であると規定されている。

#### 産業財産法第68条：改正

意匠に付与される保護は、創作者の裁量的寄与を具現していない技術的考慮又は技術機能作用からのみからなる要素又は特性には及ばない。また、かかる要素又は特性が組み込まれた物品を機械的に組み込むこと、及び、一体の部品又は部品を構成する別の物品に接続するために精密な複製を行う必要がある当該の要素又は特性にも及ばない。意匠は、その外観が前段落にいう要素又は特性のみで構成される場合、保護されてはならない。

本法第65条に示されている要件に準拠する限り、物品の複数の組み立て若しくは接続又はモジュラーシステム内での物品の接続を可能にすることを目的とした方式の意匠若しくは物品の一部に含まれる意匠、の登録が可能である。

#### 旧法5（2018年5月18日）第31条（旧法1（2010年6月29日）第31条）

新規で産業上の利用が可能な工業デザインは、登録することができる。

独自に創作され、公知の意匠又は公知の意匠の特徴の組合せと著しく異なる意匠は、新規なものとなされる。

工業意匠に付与される保護は、技術的考察のみ又は技術的機能の遂行のみによって決定され、かつ、設計者の恣意的な入力を含まない要素又は特徴には及ばないものとする；また、その意匠を組み込んだ製品を、それが一体となっている他の製品と機械的に組立て又は接続することを可能にするために必要な要素又は特徴の正確な再現にも及ばない。この制限は、意匠が、製品の複数の組立て又は接続、又はモジュールシステム内でのそれらの

<sup>387</sup> メキシコにおける意匠出願制度概要（新興国等知財情報データベース 2019.02.07）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2019/06/08e75fde9a0f48d02364b35a06c41847.pdf#:~:text=%E3%83%A1%E3%82%AD%E3%82%B7%E3%82%B3%E6%84%8F%E5%8C%A0%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%81%A7%E3%81%AF>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<sup>388</sup> 現地法律事務所の意見は、「旧工業所有権法第31条は、現行法第68条と同様の文言である。そのため、部分的な保護が認められていた。」であった。

接続を可能にすることを意図した形態にある製品の場合には適用されない。  
工業デザインは、その外観が前項にいう要素又は特徴のみからなる場合には保護されない。

### 【カナダ】

部分意匠の保護に関しては、意匠規則により「完成品において視覚に訴え、視覚によってのみ判断される形状、構成、模様又は装飾の特徴の一部のみ、又は完成品の一部のこれらの特徴の一部又は全部のみに関することを明確に示す記載を含む場合、出願はこれらの特徴のみに関する。」ことが規定され、例外的に保護対象となっている。

意匠法第2条（旧法1（2002年12月31日）第2条）

「意匠」又は「工業意匠」とは、完成品における形状、輪郭、模様若しくは装飾の特徴及びそれら特徴の組合せであって、視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものをいう。

意匠規則第17条（旧規則3（2018年6月12日）第17条：改正、旧規則4（2018年11月5日）第17条）

<形状、構成、模様及び装飾の特徴>

(1) 第(2)項から第(4)項に従い、願書は、意匠の表示に示される形状、構成、模様及び装飾の特徴のうち、完成品において視覚に訴え、視覚のみによって判断されるすべての特徴に関連するものとみなされる。

<例外- 限定の記載>

(2) 出願が、完成品において視覚に訴え、視覚によってのみ判断される形状、構成、模様又は装飾の特徴の一部のみ、又は完成品の一部のこれらの特徴の一部又は全部のみに関することを明確に示す記載を含む場合、出願はこれらの特徴のみに関する。

<例外-点線又は破線による特徴>

(3) 出願は、意匠の表現において点線又は破線で示されている特徴については、出願に反対の記載がない限り、関連しないものとみなされる。

<例外-ぼかし又は着色>

(4) ぼかし又は着色の目的が、出願がその特徴に関連しないことを示すためであることが明らかである場合、出願は、ぼかし又は着色によって意匠の表示に示された特徴に関連しないものとみなされる。

### 【豪州】

いわゆる部分意匠制度は、法律上は明確に設けられていない。ただし、実質的には、意匠の名称や、「新規性及び識別性の記載」（Statement of Newness and Distinctiveness）を利用して、保護を求める意匠が部分意匠であることを特定することができる<sup>389</sup>。また、新規性および識別性の記載によって、製品の特定の特徴を強調することが可能であ

<sup>389</sup> 平成24年度産業財産権制度各国比較事調査研究等事業報告書 各国における意匠の表現に関する調査研究報告書 145ページ

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken\\_kouhyou/h24\\_report\\_02.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h24_report_02.pdf)（最終アクセス日：2025年3月7日）。

り、製品の1つ以上の部分が重要または特徴的であり、保護の範囲を決定する際により重視されるべきであると証明するものとされている<sup>390</sup>。

現地法律事務所は、上記の認識は正しいとしたうえで、以下のようにコメントしている。2003年意匠法は、第19条で「新規性および独自性に関する陳述書」(SoND)について規定している。この陳述書は意匠出願の任意の要素であり、出願人が意匠の特定の視覚的特徴を新規かつ独自のものとして特定することを認めるものである。

なお、IP Australiaは、いわゆる部分意匠制度の導入についてのパブリックコメントを2019年10月31日から12月20日に募集した。部分意匠の保護を導入することに賛成する意見が多数を占めたが、IP Australiaは、他の法域との調和は、海外で意匠を出願するオーストラリア人を支援するかもしれないが、部分意匠の保護は、企業にとって、営業の自由を決定したり、関連する意匠の有効性を争ったりする際の複雑さを増す可能性が高いとして、改正を見送り継続検討するとしている<sup>391</sup>。その後、2023年6月13日から8月13日に募集したパブリックコメントの資料においては、部分意匠制度の導入のメリットや他国との比較がされている<sup>392</sup>。

## (2) 意匠の制度の改善：(CPTPP 第18・56条)

CPTPPでは、意匠登録制度の質、効率性の向上と国際的な意匠権取得手続きの円滑化(意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定締結に十分な考慮を払うことを含む)の重要性を認めることが規定されている。(義務規定ではない)

### 第18・56条 意匠の制度の改善

締約国は、自国の意匠登録の制度の質及び効率性を向上させること並びに自国の意匠に係る制度において国境を越えて行われる意匠権の取得の手続を円滑にすること(千九百九十九年七月二日にジュネーブで作成された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結することに十分な考慮を払うことを含む。)の重要性を認める。

### 【メキシコ】

メキシコは、2020年3月6日に、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結している<sup>393</sup>。メキシコ産業財産権庁(IMPI)は、「これにより、メキシコ・米国・カナダ間の条約(T-MEC: USMCAと同義)、メキシコ・欧州連合間の自由貿易協定(EU-メキシコFTA)の近代化、および日本、カナダ、オーストラリア、チリ、ペルー、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、ニュージーランドとの間で署名された環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的協定において知的財産に関して確

<sup>390</sup> Spruson&Ferguson ウェブサイト News Proposed changes to Australia's Designs System <https://www.spruson.com/designs/proposed-changes-to-australias-designs-system/> (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

<sup>391</sup> Australia Government Website Response to public consultation: Implementing accepted recommendations from the Advisory Council on Intellectual Property Review of the Designs System [https://consultation.ipaustralia.gov.au/policy/design-reforms-implement-acip-recs/user\\_uploads/2020-05-08-ip\\_australia\\_response\\_to\\_public\\_consultation-2.pdf](https://consultation.ipaustralia.gov.au/policy/design-reforms-implement-acip-recs/user_uploads/2020-05-08-ip_australia_response_to_public_consultation-2.pdf) (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

<sup>392</sup> Australia Government Website Public Consultation Protection for partial designs [https://consultation.ipaustralia.gov.au/policy/enhancing-australian-design-protection/user\\_uploads/designs-consultation---protect-partial-designs.pdf](https://consultation.ipaustralia.gov.au/policy/enhancing-australian-design-protection/user_uploads/designs-consultation---protect-partial-designs.pdf) (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

<sup>393</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Hague Agreement Geneva Act (1999) (Total Members: 73) [https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=A&act\\_id=7](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=7) (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

立された公約を遵守している。」と表明している<sup>394</sup>。

### 【カナダ】

カナダは、2018年7月16日に、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結している<sup>395</sup>。カナダ知的財産庁は、「これにより、カナダの企業やイノベーターは、世界中で自社の工業デザインを保護するための効率的かつ効果的な手段にアクセスできるようになり、また、これに伴い、カナダの意匠制度を大幅に近代化するための変更（保護期間が10年から15年に延長、煩雑な手続きの削減、強化された電子サービス）が行われた。」と表明している<sup>396</sup>。

### 【豪州】

豪州は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結していない。IP Australiaは、意匠の国際登録に関するハーグ協定の締結について、以下のような表明を行っている。

ハーグ協定を締結することで豪州にもたらされるコストとメリットを調査する経済分析を実施した。2018年3月29日から5月31日まで、IP Australiaはハーグ協定の経済分析報告書に関するパブリックコンサルテーションを実施し、2018年12月12日に提出物に対する回答を発表した。

この回答では、豪州が意匠に関するハーグ協定に参加したことによる影響について、定量化されたコストが、定量化された便益を上回っていると結論付けられている。一方で、定量化されていない他の利点が存在することも認識されている。

2021年、豪州は、英国との自由貿易協定の一環として、意匠の国際登録に関するハーグ協定に参加するために、あらゆる合理的な努力をすることを原則として合意した。

## 6. 権利行使に関する規定の履行状況

### (1) 国境措置に関する特別の要件：(CPTPP 第18・76条)

#### (i) CPTPP 第18・76条 第1項

CPTPPでは、輸入される物品であって、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの引取りを停止、又は当該物品を留置するための申立てについて定めることが規定されている（CPTPP第18.76条第

<sup>394</sup> México se adhiere al Arreglo de La Haya (メキシコ政府 IMPI ウェブサイト) <https://www.gob.mx/impi/prensa/mexico-se-adhiere-al-arreglo-de-la-haya?idiom=es-MX> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>395</sup> WIPO ウェブサイト Contracting Parties Hague Agreement Geneva Act (1999) (Total Members: 73) [https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search\\_what=A&act\\_id=7](https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=7) (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>396</sup> Joining the Hague Agreement and Modernizing Canada's Industrial Design Regime (カナダ政府 Canadian Intellectual Property Office ウェブサイト) <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/public-consultations-proposed-industrial-design-regulations/joining-hague-agreement-and-modernizing-canadas-industrial-design-regime> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

1項)。

#### 第18・76条 国境措置に関する特別の要件

1 各締約国は、当該締約国の領域に輸入される物品であって、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの引取りを停止し、又は当該物品を留置するための申立てについて定める（注）。

注 この条の規定の適用上、

(a) 不正商標物品とは、一の物品について有効に登録されている商標と同一の商標又は当該有効に登録されている商標とその基本的側面において識別することができない商標を許諾なしに付した同様の物品（包装を含む。）であって、そのような商標を付したことをもってこの節の規定に基づく手続を定める締約国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b) 著作権侵害物品とは、権利者又は権利者から一の国において生産することにつき正当に許諾を受けた者の承諾を得ないで一の物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、この節の規定に基づく手続を定める締約国において行われたとしたならば、当該締約国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

#### 【メキシコ】

産業財産法には、産業財産権庁の行政処分手続は、職権により又は法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者による請求により開始できること、登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を付した商品等の輸入・輸出等の停止をする措置を行うことができることが、著作権法には、連邦裁判所およびメキシコ産業財産庁は、貿易に関する侵害の場合、関税法の規定に基づき、国境における外国原産の商品の自由な流通を停止する決定を下す権限を有すること、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続および形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。2018年6月25日改正関税法（旧法3）で、管轄当局が著作権及び工業所有権に関する規定の侵害を推定する場合、税関当局と協働して、外国貿易貨物を留置する規定が導入されている。

産業財産法第329条（旧法1（2010年6月29日）第188条、旧法5（2018年5月18日）第188条）  
本庁による行政処分手続は、職権により、又は、それについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができる。必要な場合には、何人でも、本庁に対し、職権による行政処分手続を開始するに足る情報を提出することができる。

#### 産業財産法第344条：改正

本法によって保護される権利の侵害についての行政処分手続においては、本庁は以下の措置をとることができる。

（略）

(6) 輸入、輸出、輸送又は該当する場合には税関体制に係る商品であって、本法の規定の違反を構成するものの自由な移動を中断することを、関税事項に適用される法的規制に従っ

て命ずること。

旧法5（2018年5月18日）第199条の2（旧法1（2010年6月29日）第199条の2）

本法により保護される権利のいずれかの侵害に関する行政処分手続において、本庁は以下の措置を採ることができる。

- (1) 本法により保護される権利を侵害する商品について、流通からの撤回を命じ、またはそれを防止する；
- (2) 以下のものの流通からの撤去を命じる：
  - (a) 違法に製造又は使用された物品；
  - (b) 本法により保護される権利のいずれかを侵害する物品、包装、容器、包材、文房具、広告物等；
  - (c) 本法により保護される権利を侵害する広告、標識、表示、ラベル、文房具等。
  - (d) 上記(a)、(b)及び(c)号に示すものの製造、加工又は入手を目的とし、又はそのために使用される器具又は機器；
- (3) 本法により保護される権利が侵害された製品の販売または使用を直ちに禁止すること；
- (4) 商品の差押えを命じ、これはBIS第221条から第212条の規定に従って実施されるものとする；
- (5) 侵害者とされる者または第三者に対し、本法の規定の違反となる行為の停止または中止を命じること；
- (6) 前各項に定める措置が、本法により保護される権利の侵害を防止または回避するのに十分でない場合、サービスの提供の停止または施設の閉鎖を命じること。

製品またはサービスが商業に供されている場合、取引業者またはサービス提供者は、決定の通知を受けた日からその販売または提供を中止する義務を負う。

同じ義務が生産者、製造者、輸入者、およびその販売業者にも適用され、これらの者は、すでに商業化されている製品を直ちに回収する責任を負うものとする。

産業財産法第386条（旧法1（2010年6月29日）第213条（第18項）、旧法5（2018年5月18日）第213条（第17項））

以下は行政上の違反である。

（略）

(17) 登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を、当該登録商標が指定する同一又は類似する商品又は役務において使用すること。

（以下、略）

産業財産法第387条：改正

前条の適用上、「使用」とは、製造、生産、模倣、保管、配布、輸入、輸出、販売の申出、販売、輸送又は流通であり、それらに限定して理解してはならない。

著作権法第27条（旧法1（2003年7月23日）第27条、旧法6（2018年6月15日）第27条）

権利の保有者は、以下を許諾または禁止することができる：

(略)

V. 著作者の許諾を得ずに作成された著作物の複製物を国内領土に輸入すること  
(以下、略)

著作権法第234条(旧法1(2003年7月23日)第234条、旧法6(2018年6月15日)第234条)  
メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

著作権法第235条(旧法1(2003年7月23日)第235条、旧法6(2018年6月15日)第235条)  
連邦裁判所およびメキシコ産業財産庁は、貿易に関する侵害の場合、関税法の規定に基づき、国境における外国原産の商品の自由な流通を停止する決定を下す権限を有する。

関税法第144条(旧法3(2018年6月25日)第144条(改正時に第37項を導入))  
事務局は、連邦財政法およびその他の法律で与えられている権限に加え、以下の権限を有する：

(略)

XXXVII. 管轄当局が著作権及び工業所有権に関する規定の侵害を推定する場合、外国貿易貨物を留置すること。この権限を行使する際、税関当局は、著作権及び工業所有権に関する事項に関して、協力協定及びその他の適用される法律規定に定められた条件の下で、管轄当局の補助者として行動する

(以下、略)

関税法第2条(旧法3(2018年6月25日)第2条)

この法律の目的上、以下のものが考慮される：

I. 「事務局」とは、財務省および公的信用省を指す。

(以下、略)

## 【カナダ】

商標法及び関税法では、商標権者の同意なく、登録商標と同一又はその基本的な点において区別することができない商標を付した商品、及び、著作権の存続する著作物またはその他の対象の複製物の著作権侵害品の輸入・輸出を禁止するとともに、輸入され又は輸出されようとする混同を生じさせるほど類似する商標を付した物品について、留置することができること、裁判所は、その商品のカナダでの流通が本法に反することとなることを認めた場合は、商品を留置するために合理的な措置を取るべき旨を大臣に指示すること等の命令を出すことができること、等に関する規定がある。また、著作権法および関税法では、著作権者の同意なく、著作権を侵害する複製物の輸入の禁止し、著作権者の請求により、税関で当該複製物を留置できる規定がある。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.03条に定義される「その（商標が）本質的な部分において区別できない」が、CPTPP協定第18.76条第1項に定義される「混同を生じさせるほど類似する商標」を意味するかどうかについては、公的資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている<sup>397</sup>。

商標法第51.03条 <輸入又は輸出の禁止>（旧法5（2015年1月1日）第51.03条：改正、旧法11（2018年12月30日）第51.03条）

(1) 商品又はそのラベル若しくは包装が一かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。

（以下、略）

商標法第51.04条 <支援請求>（旧法5（2015年1月1日）第51.04条：改正、旧法11（2018年12月30日）第51.04条）

(1) 登録商標所有者は、第51.03条に違反して輸入又は輸出された商品に関して本法に基づく救済を追求するに際し、大臣の定める様式及び方法により支援請求を大臣に提出することができる。

<請求情報>

(2) 支援請求には、商標所有者の名称及びカナダにおける住所並びに大臣が要求するその他の情報(登録商標及び商標が登録された商品に関する情報、又は原産地表示の場合、当該表示によって特定される商品を含む)を含むものとする。

（以下、略）

商標法第51.06条 <救済を追求するための情報の提供>（旧法5（2015年1月1日）第51.06条：改正、旧法11（2018年12月30日）第51.06条）

(1) 関税法第101条に基づいて商品を留置する税関職員は、当該商品の輸入又は輸出が第51.3条に基づいて禁止されていると疑う合理的な理由を有する場合は、その裁量により、当該商品の所有者が提出した関連登録商標に関する支援請求を大臣が受理したときは当該所有者に対し、当該商品の見本及び本法に基づく救済を追求する際に助けとなりうる以下のような当該商品に関する情報を提供することができる。

（略）

<留置>

(2) (3)に従うことを条件として、税関職員は第51.03条を執行する目的で、(1)に基づいて税関職員が見本又は情報を最初に所有者に送付した日又は利用可能にした日から 10営業日

<sup>397</sup> Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

を超えて一又は商品が消耗品の場合は5日を超えて一、当該商品を留置しないものとする。第51.3条を執行する目的で商品が留置されている間になされた所有者の請求により、税関職員は事情を考慮の上、10営業日を超えない更なる期間1回に限り、消耗品でない商品を留置することができる。

＜手続の通知＞

(3) 第 51.03条の執行を目的とする商品の留置が終了する前に、関連登録商標所有者が大臣に対し、大臣が定める方法で、留置商品に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する旨の裁判所に提出した文書の写しを提供した場合、税関職員は、大臣に以下のことが書面で通知されるまで、留置を継続するものとする。

- (a) 手続が最終的に処分、解決又は放棄されたこと
  - (b) 裁判所が手続の目的で商品を留置しないよう指示したこと、又は
  - (c) 商品のかかる留置が終了することに商標所有者が同意したこと。
- (以下、略)

第53条 <一時保管手続> (旧法1 (2008年12月30日) 第53条、旧法11 (2018年12月30日) 第53条：改正)

(1) 裁判所が、何れかの利害関係人の申請により、何らかの登録商標、登録商標と混同を生じる商標又は商号が本法に反することとなる商品の流通方法によりカナダに輸入されたか若しくはカナダで流通されようとする商品に付されているか又は原産地表示が違法に商品に付されていることを認めた場合は、裁判所は、命令を出し、その命令により定める期間内に提起される訴訟においてその輸入又は流通の合法性についての最終決定が出るまで、その商品の一時保管を求めることができる。

(以下、略)

著作権法第44.01条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.01条：改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.01条)

(1) 著作権の存続する、著作物またはその他の対象の複製物は、以下の場合には輸入または輸出してはならない。

- (a) 当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合。
- (b) 著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成した者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合。

(以下、略)

著作権法第44.02条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.02条：改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.02条)

(1) 著作物またはその他の対象の著作権者は、第44.01条に違反して輸入または輸出された複製物に関して、本法に基づく救済を追求する際の援助を求める要請を、大臣の指定する様式および方法により、大臣に提出することができる。

(2) 援助要請には、問題となっている著作物またはその他の対象に関する情報を含め、カナダにおける著作権者の氏名および住所、ならびに大臣が要求するその他の情報を含めなければならない。

(以下、略)

著作権法第44.04条（旧法5（2015年1月1日）第44.04条：改正、旧法10（2018年12月13日）第44.04条）

(1) 関税法第101条に基づき著作物の複製物またはその他の対象物を留置している税関職員で、当該複製物の輸入または輸出が第44.01条により禁止されていると合理的に疑う根拠がある者は、著作権所有者が提出した著作物または対象物に関する支援要請を大臣が受理した場合、税関職員の裁量により、著作権所有者に複製物のサンプルと、本法に基づく救済措置の追求に役立つ可能性のある複製物に関する情報を提供することができる。（略）

<留置>

(2)第(3)項に従い、税関職員は、第44.01条を執行する目的で、税関職員が第(1)項に基づき著作権者に最初に見本又は情報を送付し又は利用可能とした日から10営業日—複製物が腐敗しやすい場合には、5日間—を超えて複製物を留置してはならない。第44.01条を執行する目的で複製物が留置されている間になされた著作権者の請求により、税関職員は、状況を考慮して、腐敗しない複製物を10営業日を超えない追加の1期間留置することができる。

(3) 複製物が第44.01条を執行する目的で留置されなくなる前に、著作権者が、大臣が指定する方法により、留置された複製物に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する裁判所に提出した文書の写しを大臣に提供した場合には、税関職員は、大臣が次の事項を書面で通知されるまで、複製物を留置し続けなければならない。

(a)当該手続が最終的に処理され、解決され又は放棄された場合；

(b)裁判所が、当該手続を目的として当該複製物をもはや留置しないことを命じたとき。

(c)著作権者がコピーをもはや留置しないことに同意したとき。

(以下、略)

関税法第101条 <規制貨物の留置>（旧法1（2011年8月15日）第101条、旧法22（2018年12月30日）第101条）

輸入され又は輸出されようとする物品は、その物品がこの法律及び物品の輸入又は輸出を禁止し、管理し又は規制する他の国会法並びにこれらに基づく規則に従って処理されたことを職員が確信するまで、留置することができる。

2014年12月9日に制定され、2015年1月1日施行された「模倣品・海賊版対策法」(Combating Counterfeit Products Act (CCPA))は、商標権侵害・著作権侵害に関して、カナダの輸出入貨物につき水際取締りを行う権限をカナダ国境サービス庁(税関)に与えた。この「模倣品・海賊版対策法」によって、商標法(2015年1月1日改正法)で上記の商標法第51.03条、第51.04条、第51.06条が、著作権法(2015年1月1日改正法)で、上記の著作権法第44.01条、第44.02条、第44.04条が、それぞれ規定された。これらに規定に基づき、税関は、商標権又は著作権の侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、当該物品に対し、検査・取締りの権限を行使することができる<sup>398</sup>。

<sup>398</sup> 世界の知的財産法 第24回 カナダ (特許ニュース 平成30年12月20日)

[https://www.jiii.or.jp/patent-news/contents18/201812/201812\\_11.pdf](https://www.jiii.or.jp/patent-news/contents18/201812/201812_11.pdf) (最終アクセス日: 2025年3月7日) .

## 【豪州】

商標法では、税関に対して、商標権者が登録商標を侵害する商品の輸入に対して異議を書面で通知することができ、税関で当該商品を差押えることができる規定がある。また、著作権法では、税関に対して、著作権者が著作権対象物の複製物について、オーストラリアへの輸入に反対する通知をすることができ、税関で当該複製物を差押えることができる規定がある。

商標法第120条 <登録商標が侵害されるのはどのような場合か> (旧法1 (2010年2月24日) 第120条、旧法17 (2018年8月25日) 第120条)

- (1) 何人も、登録商標が登録されている商品又は役務に関して、当該商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識を商標として使用する場合は、登録商標を侵害する。
- (2) 何人も、次の商品又は役務に関して、その商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識を商標として使用する場合は、登録商標を侵害する：
  - (a) 商標が登録されている商品（登録商品）と同一の内容の商品。
  - (b) 登録商品と密接に関連する役務。
  - (c) 商標が登録されている役務（登録役務）と同一の役務。
  - (d) 登録役務に密接に関連する商品。

ただし、その標章を使用することが欺瞞や混同を生じさせる可能性がないことを証明した場合は、商標権を侵害したとはみなされない。

- (3) 何人も、次の場合は、登録商標を侵害する：

- (a) 当該商標がオーストラリア国内において周知であり、
- (b) その者が、当該商標と実質的に同一であるか、欺瞞的に類似する標章を商標として、
  - (i) 商標が登録されている商品（登録商品）と同一の説明ではない、または商標が登録されている役務（登録役務）と密接に関連していない商品（非関連商品）、又は、
  - (ii) 登録役務と同一でない、または登録商品と密接に関連しない役務（非関連役務）に関して使用する場合であり、
- (c) 当該商標が周知であるため、当該標識が、関連性のない商品または役務と当該商標の登録所有者との関連を示すものと受け取られる虞があり、
- (d) そのために、登録商標の所有者の利益が害される虞があること。

（以下、略）

商標法第131条 <この部の目的> (旧法1 (2010年2月24日) 第131条、旧法17 (2018年8月25日) 第131条)

この部の目的は、商品の豪州への輸入が登録商標を侵害するか又は侵害する虞がある場合

は、関税庁長官<sup>399</sup>にその輸入商品を差押え、かつ、処分することを認める規定を設けることによって、登録商標を保護することにある。

商標法第132条 <輸入に対する異議通知> (旧法1 (2010年2月24日) 第132条、旧法17 (2018年8月25日) 第132条)

(1) 登録商標の登録名義人は、関税庁長官に対し、当該商標を侵害する商品の通知日後の輸入に対する異議を書面で通知することができる。通知は、所定の文書とともに行わなければならない。

商標法第133条 <関税庁長官は、商標を侵害する商品を差押えることができる> (旧法1 (2010年2月24日) 第133条、旧法17 (2018年8月25日) 第133条)

(1) 本条は、以下のオーストラリア国外で製造された商品に適用される：

(a) オーストラリアに輸入され、かつ

(b) 1901年関税法に基づく税関管理の対象である。

(2) 本条が適用される商品が以下の場合：

(a) 関税庁長官の見解において、届出商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識が、それらに適用され、又はそれらに関連する場合であり、かつ、

(b) 届出商標が登録されている商品である場合には、

関税庁長官は、当該商品の輸入により届出商標が侵害されると信じる合理的な理由がないと認める場合を除き、当該商品を差押えなければならない。

(以下、略)

著作権法第37条 <販売または貸与目的の輸入による侵害> (旧法1 (2010年12月30日) 第37条、旧法22 (2018年12月29日) 第37条)

(1) 第3部に従い、文学的、演劇的、音楽的または美術的作品の著作権は、著作権所有者の許可なく、以下の目的で物品をオーストラリアに輸入する者によって侵害されたものとする。

(a) 当該物品を販売、貸与、または取引として販売または貸与のために提供または展示すること、

(b) 当該物品を、

(i) 取引を目的として、または

(ii) 著作権所有者に不利益をもたらす限度においてその他の目的で、配布すること、  
或いは

(c) 取引を目的として公衆に展示すること。

<sup>399</sup> Comptroller-General of Customs の日本語訳として、下記の日本国特許庁 HP 「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」の「豪州商標法」での記載に従い、「関税庁長官」とした。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-shouhyou.pdf> (最終アクセス日：2025年3月7日)。  
尚、以下の豪州政府 HP の情報によれば、Comptroller-General of Customs は、オーストラリア国境警備局長官 (Australian Border Force Commissioner) の別称であり、その立場で関税法の執行と国境関連歳入の徴収を担当しているとのことである。

<https://www.directory.gov.au/portfolios/home-affairs/department-home-affairs/australian-border-force-commissioner> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

ただし、輸入者が、当該物品が輸入者によってオーストラリアで製造された場合、その物品の製造が著作権侵害にあたることを知っていた、または合理的に知っておくべきであった場合に限る。

(2) 著作物の著作権所有者の許可なく作成された複製物が、その複製物が作成された国において著作権を有する著作物の複製物である物品の付属品である場合、またはその複製物を含む物品の付属品である場合、第1項は、「輸入者が知っていた、または合理的に知っているべきであった」という文言が省略されるものとして適用される。

著作権法第135条 <著作物等の複製物の輸入の制限> (旧法1 (2010年12月30日) 第135条、旧法22 (2018年12月29日) 第135条)

(1) 本項において

(a) オーストラリアへの言及は、外部準州への言及を含まない。

(b) オーストラリアへの輸入への言及は、当該準州からの輸入への言及を含まない。

(2) 何人も、関税庁長官に対し、次の事項を記載した書面による通知を行うことができる：

(a) 当該者が著作物に関する著作権の所有者であること。

(b) 本条が適用される著作権対象物の複製物のオーストラリアへの輸入に反対すること。

(中略)

(4) 本条は、著作権対象物の複製物について、その複製物の作成が、その複製物を輸入する者によってオーストラリア国内で行われた場合に、その著作権対象物の著作権の侵害を構成することになる場合に適用される。

(中略)

(7)

(a) 著作権対象物に関して第(2)項に基づく通知が行われた場合、かつ

(b) その通告が無効であると宣言されておらず、または取り消されておらず、かつ

(c) ある者が、本条が適用される著作権対象物の複製物をオーストラリアに輸入する場合において、

(i) 当該複製物を販売し、貸与し、または取引により販売もしくは貸与のために提供もしくは公開する、又は

(ii) 取引を目的として複製物を頒布する、又は

(iii) 著作権対象物の著作権者に不利な影響を与える程度に、複製物をその他の目的で頒布する、又は

(iv) 取引目的で、公衆の面前で複製物を展示する

ことを目的とする場合であって、

(d) 当該複製物が、1901年関税法に基づく税関管理の対象となる場合には、関税庁長官は、複製物を差押えることができる。

(以下、略)

## (ii) CPTPP 第18・76条 第2項

CPTPPでは、不正商標物品、混同を生じさせるほどの類似商標物品もしくは著作権侵害物品の疑いのある物品の自由な流通を停止するための手続きを行う権利者が、権利者の知

的財産権の侵害の事実があると推定するに足る証拠を提出すること、及び、物品の合理的な識別のため当該権利者が知っていると合理的に予想し得る十分な情報の提供を要求されることを定めると規定されている（CPTPP第18・76条第2項）。

#### 第18・76条 国境措置に関する特別の要件

2 各締約国は、自国の権限のある当局（注）が不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品を自由に流通させるための引取りを停止するための手続を開始する権利者が、当該手続を定める締約国の法令上、当該権利者の知的財産権の侵害の事実があると当該権限のある当局が推定するに足る適切な証拠を提出すること及び当該権限のある当局による当該物品の合理的な識別のため当該権利者が知っているものと合理的に予想し得る十分な情報を提供することを要求されることを定める。当該情報の提供の要求は、当該手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

注 この条の規定の適用上、別段の定めがある場合を除くほか、権限のある当局には、締約国の法令上の適当な司法当局、行政当局又は法執行当局を含めることができる。

#### 【メキシコ】

産業財産法には、産業財産権庁が、登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を付した商品等の輸出入の停止を命ずるような行政処分手続の申立には、申立の証拠となる申立書とその証拠を原本又は認証された複写を提出し、対応する証拠を提出しなければならないこと、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。現地法律事務所によれば、産業財産法331条以外で、CPTPP第18・76条第2項を履行する規定はないとのことである。

産業財産法第331条（旧法1（2010年6月29日）第190条、旧法5（2018年5月18日）第190条）行政処分手続の申立には、申立の証拠となる申立書とその証拠を原本又は認証された複写を提出し、対応する証拠を提出しなければならない。証拠の事後提出は、当該証拠が後日具体化される場合以外認められない。申立人はまた、相手方当事者に渡すために、申立書及び添付書類の単純な複写を提出しなければならない。

本庁の保管室にある書類を証拠とする場合は、申立人は、自己負担で対応する認証謄本の発行又は該当する場合には照合を要求することができる。更に、見つかった書類について、相手方当事者に転送するために単純な複写を要求することができる。

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

#### 【カナダ】

商標法では、商標権者の同意なく、登録商標と同一又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付した商品の輸入の禁止することを要請する場合、登録商標及び商標が登録された商品に関する情報等の所定の情報を所管の大臣に提供することができる規定がある。また、著作権法では、著作権者の同意なく、著作権を侵害する複製物の輸入の禁止することを要請する場合、問題となっている著作物またはその他の対象に関する情報等の所定の情報を担当大臣に提供することができる規定がある。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.04条および著作権法第44.02条がCPTPP協定第18.76条第2項の義務を果たすことを意図しているかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。しかし、商標法第51.04条と著作権法第44.02条はその義務を履行していると思われる。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている<sup>400</sup>。

商標法第51.04条 <支援請求> (旧法5 (2015年1月1日) 第51.04条 : 改正、旧法11 (2018年12月30日) 第51.04条)

(1) 登録商標所有者は、第51.03 条に違反して輸入又は輸出された商品に関して本法に基づく救済を追求するに際し、大臣の定める様式及び方法により支援請求を大臣に提出することができる。

(2) 支援請求には、商標所有者の名称及びカナダにおける住所並びに大臣が要求するその他の情報(登録商標及び商標が登録された商品に関する情報、又は原産地表示の場合、当該表示によって特定される商品を含む)を含むものとする。

(以下、略)

著作権法第44.02条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.02条 : 改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.02条)

(1) 著作物またはその他の対象の著作権者は、第44.01条に違反して輸入または輸出された複製物に関して、本法に基づく救済を追求する際の援助を求める要請を、大臣の指定する様式および方法により、大臣に提出することができる。

(2) 援助要請には、問題となっている著作物またはその他の対象に関する情報を含め、カナダにおける著作権者の氏名および住所、ならびに大臣が要求するその他の情報を含めなければならない。

## 【豪州】

商標法では、商標を侵害する商品の輸入に関して、関税庁長官に対して、異議を書面で通知することができるとの規定がある。また、著作権法では、著作物等の複製物の輸入の制

<sup>400</sup> Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

限に関して、関税庁長官に対し、所定の文書とともに、当該者が著作物に関する著作権の所有者であること及び本条が適用される著作権対象物の複製物の豪州への輸入に反対する書面による通知を行うことができる規定がある。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

1995年商標法第132条では、商標の登録所有者は、その商標を侵害する商品の輸入に異議を申し立てることができる」と規定している。

・登録所有者は、侵害物品の輸入に異議を唱える書面を関税庁長官に提出することができる。

・オーストラリア国境警備局が使用する書式には、商標登録の詳細のコピーを添付するなど、権利の特定が求められる<sup>401</sup>。

1968年著作権法第135条では、著作権保護の対象となる著作物や、その他の主題の複製物の輸入制限について規定している。

・著作権所有者は、著作権のある素材の侵害複製物の輸入に異議を唱える書面による異議通知を税関長に提出することができる。

・オーストラリア国境警備局(Australian Border Force)が使用する通知書には、通知の対象となる著作権対象物のリストを含む権利の特定が必要であり、そのリストは、オーストラリア国境警備局との事前の協議を経た上で、カタログまたは電子媒体の形で提出することができる。侵害品の検出を支援するために、図面や写真などの追加資料を提出することもできる<sup>402</sup>。

商標法第132条 <輸入に対する異議通知> (旧法1 (2010年2月24日) 第132条、旧法17 (2018年8月25日) 第132条)

(1) 登録商標の登録名義人は、関税庁長官に対し、当該商標を侵害する商品の通知日後の輸入に対する異議を書面で通知することができる。通知は、所定の文書とともに行わなければならない。

(以下、略)

著作権法第135条 <著作物等の複製物の輸入の制限> (旧法1 (2010年12月30日) 第135条、旧法22 (2018年12月29日) 第135条)

(略)

(2) 何人も、関税庁長官に対し、次の事項を記載した書面による通知を行うことができる：

(a) 当該者が著作物に関する著作権の所有者であること。

(b) 本条が適用される著作権対象物の複製物のオーストラリアへの輸入に反対すること。

(3) 第(2)項に基づく通知：

(a) 所定の文書とともに行われること。

(b) 所定の手数料がある場合はそれを添付しなければならない。

(以下、略)

<sup>401</sup> Trade Marks Act 1995 NOTICE OF OBJECTION (オーストラリア国境警備局ウェブサイト) <https://www.abf.gov.au/form-listing/forms/b1025.pdf> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>402</sup> Copyright Act 1968 NOTICE OF OBJECTION (オーストラリア国境警備局ウェブサイト) <https://www.abf.gov.au/form-listing/forms/b470.pdf> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

### (iii) CPTPP 第18・76条 第3項

CPTPPでは、自国の権限のある当局が、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有すると規定されている（CPTPP第18・76条第3項）。

#### 第18・76条 国境措置に関する特別の要件

3 各締約国は、自国の権限のある当局が、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定める。各締約国は、当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。締約国は、当該担保については、当該物品が知的財産権を侵害するものではないと権限のある当局が認定する場合には、当該物品の引取りが停止されたことによって生ずる損失又は損害を被申立人に与えないようにする支払の保証によることができることを定めることができる。

#### 【メキシコ】

産業財産法では、行政処分手続（当該輸入商品の自由な移動を制限する命令）において、産業財産権庁が申立人に対して、措置を請求された者に発生したものに対応するのに十分な保証証書又は担保金を与えること、保証証書又は担保金の額を判断するために、申立における手続から生じた要素に加えて、申立人によって提供された諸要素を考慮すること、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。また、関税法では、義務付けられた保証金の支払いをしないと、本法に基づき付与された譲許や認可（留置処分）を取り消すことができることが規定されている。現地法律事務所によれば、産業財産法第345条以外で、CPTPP第18・76条第3項を履行する規定はないとのことである。

産業財産法第345条（旧法1（2010年6月29日）第199条の3、旧法5（2018年5月18日）第199条の3）

本庁は、前条にいう措置の実行を判断するために、良好な法律の状況及び公序良俗規定の非違反と一般の利益が影響を受けないことの加重分析を実施しなければならない。また、本庁は、侵害行為の深刻さ及び請求された措置の性質の検討も行い、そのために、申立人に対して、次のことを要求する。

（略）

(2) 措置を請求された者に発生したものに対応するのに十分な保証証書又は担保金を与えること

本庁は、保証証書又は担保金の額を判断するために、申立における手続から生じた要素に加えて、申立人によって提供された諸要素を考慮する。

本庁は、措置の実行時に、最初に付与された保証証書が、当該措置を請求された者に発生した損害に対応するのに不十分であるとみなす場合には、申立人にその保証証書を拡大することを要求できる。

この要求は、暫定措置の賦課が本庁によって職権で採用される場合には、法的強制力を有さないものとする。

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）  
メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

関税法第144A条（旧法1（2006年2月2日）第144A条、旧法3（2018年6月25日）第144A条）  
税関は、以下の理由により、本法に基づき付与された譲許を取り消し、または認可を取り消すことができる：

I. 保有者が対応する抛出金または手数料を支払わない場合、財務上の義務を履行していない場合、または義務付けられている保証を提供しない場合。

（以下、略）

## 【カナダ】

商標法では、商標権者の同意なく、登録商標と同一又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付した商品につき、税関で留置する場合に、裁判所は、大臣又は手続の当事者の申請に基づいて、関連登録商標の所有者に対し、裁判所が定める金額の担保を提供するよう要求することができること、登録商標の所有者からの申請があり、裁判所が当該商品の輸入が商標法に違反すると認める場合の命令を行う前に、裁判所が指定する金額の保証金提供を申請人に請求することができること、に関する規定がある。また、著作権法では、著作権者の同意なく、著作権を侵害する複製物につき、著作権の所有者が、留置された複製物に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する文書の写しを大臣に提供し、当該手続きが最終的に処分される等まで当該複製物を税関で留置する場合に、裁判所は、大臣又は手続の当事者の申請に基づいて、当該著作権者に対し、裁判所が定める金額の担保を提供するよう要求すること、著作権者からの申請があり、裁判所が当該著作権侵害品の輸入が著作権法に違反すると認める場合の命令を行う前に、裁判所が指定する金額の保証金提供を申請人に請求すること、ができる規定がある。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.11条、第53.1条、著作権法第44.09条、第44.12条がCPTPP協定第18.76条第3項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよ

う商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

商標法第51.11条 <裁判所への申請> (旧法5 (2015年1月1日) 第51.11条:改正、旧法11 (2018年12月30日) 第51.11条)

(略)

<担保>

(5) 第51.06条(3)にいう手続の過程において、裁判所は、大臣又は手続の当事者の申請に基づいて、関連登録商標の所有者に対し、以下の目的で裁判所が定める金額の担保を提供するよう要求することができる。

(a) 関税法第2条(1)に定義される関税、保管及び取扱手数料、並びに商品に対して請求可能となりうるその他の金額を賄うため、又は

(b) 留置を理由として商品の所有者、輸入者、輸出者又は荷受人が被る可能性のある損害に対応するため。

(参考)

商標法第51.06条 <救済を追求するための情報の提供> (旧法5 (2015年1月1日) 第51.06条:改正、旧法11 (2018年12月30日) 第51.06条)

(略)

<手続の通知>

(3) 第51.03条の執行を目的とする商品の留置が終了する前に、関連登録商標所有者が大臣に対し、大臣が定める方法で、留置商品に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する旨の裁判所に提出した文書の写しを提供した場合、税関職員は、大臣に以下のことが書面で通知されるまで、留置を継続するものとする。

(a) 手続が最終的に処分、解決又は放棄されたこと

(b) 裁判所が手続の目的で商品を留置しないよう指示したこと、又は

(c) 商品のかかる留置が終了することに商標所有者が同意したこと。

(以下、略)

(参考)

商標法第51.03条 <輸入又は輸出の禁止> (旧法5 (2015年1月1日) 第51.03条:改正、旧法11 (2018年12月30日) 第51.03条)

(1) 商品又はそのラベル若しくは包装が一かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。

(以下、略)

(参考)

著作権法第44.01条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.01条:改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.01条)

(1) 著作権の存続する、著作物またはその他の対象の複製物は、以下の場合には輸入または輸出してはならない。

- (a) 当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合。  
(b) 著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成した者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合。  
(以下、略)

商標法第53.1条 <大臣による留置手続> (旧法1 (2008年12月30日) 第53.1条、旧法11 (2018年12月30日) 第53.1条 : 改正)

(1) 裁判所は、登録商標の所有者からの申請があり、その登録商標が付された何らかの商品がカナダに輸入されようとし、又はカナダに輸入されたが未だ税関から引取が許可されていないこと、及びその商品のカナダでの流通が本法に反することとなることを認めた場合は、裁判所は、次の命令を出すことができる。

- (a) 大臣からの合理的な要求により申請人から提供された情報に基づいて、商品を留置するために合理的な措置を取るべき旨を大臣に指示すること  
(b) 留置後速やかに、当該留置及び留置の理由について申請人及び所有者又は商品の輸入者に通知すべき旨を大臣に指示すること、及び  
(c) 裁判所が適切とみなすその他の事項を規定すること  
(略)

<裁判所は保証金を要求することができる>

(3) (1)に基づく命令を出す前に、裁判所は、次の事項のために、裁判所が指定する金額の保証金提供を申請人に請求することができる。

- (a) 関税、保管料及び取扱料、並びに商品に対して課されるその他費用を補償すること、及び  
(b) この命令により商品の所有者、輸入者又は荷受人が被ることがある損害を補償すること

著作権法第44.09条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.09条 : 改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.09条)

(略)

<担保>

(5) 第44.04条(3)にいう手続の過程において、裁判所は、大臣または手続の当事者の申請により、著作権者に対し、裁判所が定める額の担保を提供するよう求めることができる。

- (a) 課金、保管料及び取扱手数料並びに複製物に対して課される可能性のあるその他の金額を賄うため。  
(b) 複製物が留置されたために、当該複製物の所有者、輸入者、輸出者又は荷受人が被る可能性のある損害に応じること。

(参考)

著作権法第44.04条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.04条 : 改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.04条)

(略)

(3) 複製物が第44.01条を執行する目的で留置されなくなる前に、著作権者が、大臣が指定

する方法により、留置された複製物に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する裁判所に提出した文書の写しを大臣に提供した場合には、税関職員は、大臣が次の事項を書面で通知されるまで、複製物を留置し続けなければならない。

- (a) 当該手続が最終的に処理され、解決され又は放棄された場合；
  - (b) 裁判所が、当該手続を目的として当該複製物をもはや留置しないことを命じたとき。
  - (c) 著作権者がコピーをもはや留置しないことに同意したとき。
- (以下、略)

著作権法第44.12条（旧法1（2005年12月12日）第44.1条、旧法10（2018年12月13日）第44.12条）

- (1) 裁判所は、以下の事項を満たすと判断した場合、(3)項に定める命令を下すことができる。
  - (a) 著作物の複製物がカナダに輸入されようとしている、またはカナダに輸入されたが頒布されていない場合であって、
  - (b) その複製物が
    - (i) その複製物が作成された国の著作権所有者の同意を得ずに作成された、または
    - (ii) この法律が適用される国以外で作成された場合、
  - (c) 輸入者がカナダで複製した場合に著作権侵害となる場合で、かつ、輸入者がそれを認識しているか、認識すべきであった場合。
- (2) カナダ国内の著作物の著作権所有者の申請に基づき、裁判所は(3)項に定める命令を下すことができる。
- (3) (1)項に基づき下される命令において、裁判所は、
  - (a) 大臣に対し、
    - (i) 大臣が合理的に必要とする情報および申請者から提供された情報を基に、著作物の複製物を留置するための合理的な措置を講じるよう指示し、
    - (ii) 著作物の複製物を留置した直後に、申請者および輸入者に留置の事実および留置の理由を通知すること。
  - (b) 裁判所が適切と考えるその他の事項を規定すること。

(略)
- (5) (1)項に基づく命令を行う前に、裁判所は申請者に裁判所が定める額の担保を要求することができる。
  - (a) 著作物の複製物に対して課金される可能性のある使用料、保管料、取扱手数料、その他の金額を担保するため。
  - (b) 命令により著作物の所有者、輸入者、荷受人が被る可能性のある損害を担保するため。

### 【豪州】

豪州では、関税庁長官が差押える費用を連邦政府に返済するために十分であると認める金額の担保を商標権者や著作権者から得られなければ、商品を差押えないことを決定できること、ここで提供された担保が、関税庁長官が本編の規定に従ってとった措置の結果として連邦政府が負担した費用の支払いに十分でない場合、当該費用と担保の額との差額は、

商標権者や著作権者が連邦政府に対して負う債務となり、管轄裁判所で起こされた訴訟により回収できること、の規定がある。

商標法第133条 < 関税庁長官は、商標権を侵害する物品を差押えることができる > (旧法1 (2010年2月24日) 第133条、旧法17 (2018年8月25日) 第133条)

(略)

(3) (3A)項に従い、関税庁長官は、異議申立人(又は異議申立人の一人又は複数の者)から、関税庁長官が商品を差押えるための費用を連邦に返済することを承諾する書面による約束書を与えられた場合を除き、商品を差押えないことを決定することができる。

(3A) 関税庁長官は、関税庁長官が商品を差押える費用を連邦に返済するのに十分であると認める金額の担保を、異議申立人(または異議申立人の一人又は以上)から書面の約束の代わりに与えられた場合を除き、次の場合には、商品を差押えないことを決定することができる。

(a) 異議申立人(又は異議申立人の一人又は以上)が他の商品に関して行った約束に基づいて支払われるべき金額が、その約束に従って支払われていないこと。

(b) 関税庁長官が、すべての状況において担保を要求することが合理的であると認めるとき。

(以下、略)

商標法第141条 < 担保が不十分な場合 > (旧法1 (2010年2月24日) 第141条、旧法17 (2018年8月25日) 第141条)

第132条に基づき通知を行った商標に関して、第133条(3A)項に基づき単独または複数の異議申立人が提供した担保が、当該通知により関税庁長官が本編の規定に従ってとった措置の結果として連邦政府が負担した費用の支払いに十分でない場合、当該費用と担保の額との差額は、

(a) 単独または複数の異議申立人が連邦政府に対して負う債務、または異議申立人が連邦政府に対して共同で、またはそれぞれ個別に負う債務となり、かつ、

(b) 管轄裁判所で起こされた訴訟により回収できる。

著作権法第135AA条 < 費用が負担されない限り差押しない旨の決定 > (旧法1 (2010年3月24日) 第135AA条、旧法22 (2018年12月29日) 第135AA条)

(1) (2)に従い、関税庁長官は、異議申立人 (又は異議申立人の1人以上) から、写しの差押に要した費用を英連邦に返済することを関税庁長官が受諾する旨の書面による約束がない限り、第135(7)項に基づき複製物を差押しないことを決定することができる。

(2) 関税庁長官は、次の場合には、異議申立人 (又は異議申立人の1人以上) から、引き受けの代わりに、複製物を差押える費用を連邦に返済するのに十分であると関税庁長官がみなす額の担保を提供されない限り、第135条(7)に基づき複製物を差押しないことを決定することができる：

(a) 他の複製物に関して異議申立人 (または異議申立人の1人以上) が行った引き受けに基づき支払うべき金額が、引き受けに従って支払われていない場合。

(b) 関税庁長官が、担保を要求することがあらゆる状況において合理的であると考える場合。

(以下、略)

著作権法第135AJ条 <連邦政府の差押費用を支払わない場合> (旧法1 (2010年3月24日) 第135AJ条、旧法22 (2018年12月29日) 第135AJ条)

(略)

(3) 第135条で規定された通知の対象となる複製物に関して、誓約書に従って支払われた金額が誓約書に従っているものの、通知により本条項に基づき関税庁長官が起こした訴訟の結果として連邦政府が負担した費用の支払いに十分でない場合、その費用と支払われた金額の差額は、

(a) 単独または複数の異議申立人が連邦政府に対して負う債務、または異議申立人が連邦政府に対して共同で、またはそれぞれ個別に負う債務となり、かつ、

(b) 管轄裁判所で起こされた訴訟により回収できる。

(4) 第135条に基づき通知を行った単独または複数の異議申立人が第135AA条(2)項に基づき提供した担保が、当該通知を理由に本条に基づき関税庁長官がとった措置により連邦政府が負担した費用の支払いに十分でない場合、その費用と担保額の差額は、

(a) 単独または複数の異議申立人が連邦政府に対して負う債務、または異議申立人が連邦政府に対して共同で、またはそれぞれ個別に負う債務となり、かつ、

(b) 管轄裁判所で起こされた訴訟により回収できる。

#### (iv) CPTPP 第18・76条 第4項

CPTPPでは、少なくとも輸入物品について、自国の権限のある当局に対し、通常、差押え又は物品が不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から30日以内に、当該物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述等の規定された情報を権利者に提供する権限を付与することが規定されている (CPTPP 18・76条第4項(b))。

#### 第18・76条 国境措置に関する特別の要件

4 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する締約国の法令の適用を妨げることなく、

(a) 自国の権限のある当局が不正商標物品若しくは著作権侵害物品である疑いのある物品を留置し、又は当該物品の引取りを停止した場合には、自国の権限のある当局が権利者に対し当該物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について不当に遅滞することなく通知する権限を有することを定めることができる (注)。

注 締約国は、これらの情報を受領し、又は入手するための合理的な手続を定めることができる。

(b) 侵害の疑いのある物品が留置され、又は引取りを停止されている場合において、(a)に規定する権限を自国の権限のある当局に付与しないときは、少なくとも輸入物品について、自国の権限のある当局に対し、通常、差押え又は物品が不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から三十日以内に(a)に規定する情報を権利者に提供する権限を付与す

る。

### 【メキシコ】

関税法では、知的財産権に関する権限のある行政当局又は司法当局が発した自由な流通を停止する決定の対象である外国原産の商品の留置の際、税関当局は、手続の動機となった外国原産の商品の自由な流通の停止を命ずる決定及び利害関係者に対するその通知を行うこと、及び、その決定には、輸入者の氏名、商品の詳細な説明、15日を超えない商品の通関手続きの予定期間などの情報が含まれることが規定されている。現地法律事務所によれば、関税法148条、149条以外で、CPTPP第18・76条第4項を履行する規定はないとのことである。

関税法第148条（旧法1（2006年2月2日）第148条、旧法3（2018年6月25日）第148条）

知的財産権に関する権限のある行政当局又は司法当局が発した自由な流通を停止する決定の対象である外国原産の商品の場合には、税関当局は、当該商品を留置し、当該権限のある当局が当該目的のために指定する倉庫に当該権限のある当局の処分のために保管する手続を行う。

前項の留置の際、税関当局は、次の事項を記録した状況記録を作成しなければならない：

- I. 手続を実施する当局の特定
- II. 手続の動機となった外国原産の商品の自由な流通の停止を命ずる決定及び利害関係者に対するその通知。
- III. 商品の説明、性質、その他の特徴。
- IV. 管轄当局の処分のために商品が寄託される場所。

（中略）

行政手続又は司法手続が関連する法令に従って継続できるように、手続が行われた者に、記録の写しを、また、管轄の行政当局又は司法当局が発した商品の自由な流通を停止する決定の写しを、それぞれ与えなければならない。

関税法第149条（旧法1（2006年2月2日）第149条、旧法3（2018年6月25日）第149条）

本法第148条の規定は、管轄の行政当局または司法当局が外国原産の商品の自由流通の停止を命じた決定に以下の情報が含まれている場合にのみ適用される：

- I. 輸入者の氏名
- II. 商品の詳細な説明
- III. 商品の通関手続きを行う税関
- IV. 商品の通関手続きの予定期間（15日を超えないこと）。
- V. 所管官庁の処分のために物品が保管される倉庫。
- VI. 倉庫管理人の役割の指定又は受諾表明

### 【カナダ】

商標法では、税関が当該商品の輸入が禁止されていると疑う合理的な理由を有する場合は、商標権者に対し、当該商品に関する情報（商品の説明及びその特徴、商品の所有者、輸入者、輸出者及び荷受人並びに商品を製造した者並びに商品の運搬に関与した者の名称

及び住所、商品の数量、商品の製造国等)を提供することができる」と規定されている。

著作権法では、税関が当該著作物の複製物の輸入が禁止されていると疑う合理的な理由を有する場合は、著作権者に対し、当該複製物に関する情報(複製物およびその特徴の説明、複製物の所有者、輸入者、輸出者及び荷受人並びに複製物を作成した者及び複製物の移動に関与するその他の者の氏名及び住所、その数量、当該複製物が製造された国及び当該複製物が通過した国等)を提供することができる」と規定されている。

不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から30日以内に侵害品に関する特定の情報を権利者に提供する明確な規定が見出せなかったが、現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.03条に定義される「その(商標が)本質的な部分において区別できない」が、CPTPP協定第18.76条第1項に定義される「混同を生じさせるほど類似する商標」を意味するかどうかについては、公的資料には具体的な記載がない。

商標法第51.06条および著作権法第44.04条がCPTPP第18.76条第4項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている<sup>403</sup>。

商標法第51.06条 <救済を追求するための情報の提供> (旧法5(2015年1月1日)第51.06条:改正、旧法11(2018年12月30日)第51.06条)

(1) 関税法第101条に基づいて商品を留置する税関職員は、当該商品の輸入又は輸出が第51.03条に基づいて禁止されていると疑う合理的な理由を有する場合は、その裁量により、当該商標権の所有者が提出した関連登録商標に関する支援請求を大臣が受理したときは当該商標権所有者に対し、当該商品の見本及び本法に基づく救済を追求する際に助けとなりうる以下のような当該商品に関する情報を提供することができる。

(a) 商品の説明及びその特徴

(b) 商品の所有者、輸入者、輸出者及び荷受人並びに商品を製造した者並びに商品の運搬に関与した者の名称及び住所

(c) 商品の数量

(d) 商品の製造国及び通過国、並びに

(e) 該当すれば、商品が輸入された日。

(以下、略)

著作権法第44.04条 (旧法5(2015年1月1日)第44.04条:改正、旧法10(2018年12月13日)第44.04条)

(1) 関税法第101条に基づき著作物又はその他の主題の複製物を留置している税関職員で、

<sup>403</sup> Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html> (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

当該複製物の輸入又は輸出が第 44.01 条に基づき禁止されていると疑うに足りる合理的な理由を有する者は、当該税関職員の裁量により、大臣が当該著作物又は主題の著作権者から提出された当該著作物又は主題に関する援助の要請を受理した場合には、当該著作権者に対し、当該複製物の見本及び当該複製物に関する情報であって、当該著作権者が本法に基づき救済を追求する上で助けとなる以下のような情報を提供することができる。

- (a) 複製物およびその特徴の説明；
- (b) 複製物の所有者、輸入者、輸出者及び荷受人並びに複製物を作成した者及び複製物の移動に関与するその他の者の氏名及び住所
- (c) その数量
- (d) 当該貨物が製造された国及び当該貨物が通過した国
- (e) 該当する場合には、輸入された日  
(以下、略)

### 【豪州】

商標法では、商品が差押えられた後できるだけ速やかに、異議申立人に対して、指定所有者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）の情報を含む差押通知をしなければならず、商品が差押えられた後いつでも、当該商品がオーストラリアに持ち込まれるよう手配した個人又は団体の名称及び事業所又は居住地の住所等を提供できると規定されている。

著作権法では、複製物が差押えられた後できるだけ速やかに、異議申立人に対して、輸入者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）の情報を含む差押通知をしなければならず、複製物が差押えられた後いつでも、当該複製物がオーストラリアに持ち込まれるよう手配した個人又は団体の名称及び事業所又は居住地の住所等を提供できると規定されている。

商標法、著作権法のいずれも、「できるだけ速やかに」、異議申立人に対して所定の差押通知をしなければならないことが規定されているが、差押え又は物品が不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から三十日以内に情報を権利者に提供する権原を税関等に付与する明確な規定は、確認できなかった。

#### 商標法第134条 <差押通知>（旧法17（2018年8月25日）第134条）

- (1) 商品が第133条によって差押えられた後できるだけ速やかに、関税庁長官は、指定所有者および異議申立人に対し、何らかの通信手段（電子的手段によるものを含む）により、商品を特定し、かつ、当該商品が差押えられた旨を記述する通知（差押通知）をしなければならない。
- (2) 差押通知には、以下の条件を満たす場合、当該物品が指定所有者に引き渡される旨を記載しなければならない。
  - (a) 指定所有者が請求期間内に当該物品の引き渡しを請求した場合、であって、
  - (b) 異議申立人が訴訟期間の終了までに、
    - (i) 当該物品に関して通知された商標の侵害訴訟を起こさず、かつ
    - (ii) 関税庁長官にその旨を書面で通知しなかった場合

(3) 差押通知はまた、以下の通りでなければならない。

(a) 商品の請求期間を定める。

(b) 商品の措置期間を定め、指定所有者が商品の解放を請求した場合にのみ措置期間が開始される旨を記載する。

(c) 通知が異議申立人に行われる場合には、関税庁長官が秘密保持の理由からそうすることが望ましくないと認めない限り、指定所有者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）を記載する。

（中略）

(4) 関税庁長官は、物品が差押えられた後いつでも、異議申立人に対し、次の事項を提供することができる：

(a) 当該商品の指定所有者に代わり、当該商品がオーストラリアに持ち込まれるよう手配した個人又は団体（オーストラリア国内外を問わない）の名称及び事業所又は居住地の住所、又は関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて当該個人又は団体の特定及び所在の確認に役立つと信じる情報。

(b) 関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて、当該商品の輸入者を特定し、所在を確認する目的に関連する可能性があるとは確信するあらゆる情報（個人情報を含む）。

(c) 商品の指定所有者を特定し、その所在を確認する目的で、関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて関連する可能性があるとは信じる情報（個人情報を含む）。

旧法1（2010年2月24日）第134条 <差押通知>

関税庁長官は、できる限り速やかに、以下のことを行わなければならない。

(a) 差押えられた物品の指定所有者に、書面で通知を交付（または郵送）し、物品を特定し、第133条に基づき差押えられた旨を通知すること。

(b) 異議申立人、または各異議申立人に、書面で通知を交付（または郵送）し、

(i) 商品が特定され、第133条に基づき差押された旨が記載された通知、および

(ii) 商品の指定所有者の氏名および住所、および関税庁長官が所有し、かつ、合理的な根拠に基づき、商品の輸入者を特定する上で異議申立人の参考になると思われるあらゆる情報が記載された通知、および

(iii) 異議申立人または異議申立人のいずれか（該当する場合）が、通知された商標の侵害に関する訴訟を当該商品に関して起こし、通知を受けた日から10営業日以内に、または関税庁長官が第137条(1)項に基づきその期間を延長した場合はその延長期間内に、関税庁長官にその訴訟について書面で通知しなければ、当該商品は指定所有者に引き渡される旨を記載する。

著作権法第135AC条 差押通知（旧法22（2018年12月29日）第135AC条）

(1) 第135条(7)に基づき複製物が差押えられた後できるだけ速やかに、関税庁長官は、輸入者及び異議申立人に対し、何らかの通信手段（電子的手段を含む）により、複製物を特定し、かつ、特定された複製物が差押えられた旨を記述する通知（差押通知）をしなければならない。

（略）

(3) 差押通知はまた、次のことを行わなければならない：

（略）

(c) 通知が異議申立人に行われる場合、関税庁長官が守秘義務の理由からそうすることが望ましくないと認めない限り、輸入者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）を記載すること。

（中略）

(4) 関税庁長官は、複製物が差押えられた後いつでも、異議申立人に対し、次の事項を提供することができる：

(a) 複製物をオーストラリアに持ち込む手配を輸入者に代わって行った個人若しくは団体（オーストラリア国内外を問わない）の氏名、事業所若しくは居住地の住所、又は関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて当該個人若しくは団体の特定及び所在の確認に役立つと信じる情報。

(b) 関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて、輸入者の特定および所在を確認する目的に関連する可能性があるると信じる情報（個人情報を含む）。

旧法1（2010年3月24日）第135AC条 <差押通知>

(1) 第135条(7)項に基づき複製物が差押された後、できる限り速やかに、関税庁長官は、輸入者および異議申立人に対し、直接手交するか郵送により、当該複製物を特定し、特定した複製物が差押された旨を記載した書面による通知を行わなければならない。

(2) (1)項に基づく通知には、以下の事項も記載しなければならない。

(a) 異議申立人に通知する場合、輸入者の氏名、および（判明している場合は）事業所または住居の所在地。

（略）

(8) 関税庁長官は、複製物が差押された後いつでも、異議申立人に対して、以下を提供する。

(a) 輸入者に代わって当該複製物をオーストラリアに持ち込む手配をした個人または団体の名称および事業所または住居の所在地、または関税庁長官が有し、かつ合理的な理由に基づき、当該個人または団体を特定し、その所在を突き止めるのに役立つ可能性があると考え他の情報、および

(b) 関税庁長官が有し、かつ合理的な理由に基づき、輸入者を特定し、その所在を突き止めるのに役立つ可能性があると考え他の情報。

## （v）CPTPP 第18・76条 第5項

CPTPPでは、税関管理下にある物品であって、不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのあるもの（(a)輸入された物品および(b)輸出されようとしている物品）について、職権で国境措置を開始できることを定めることが規定されている（CPTPP第18.76条第5項）。

### 第18・76条 国境措置に関する特別の要件

5 各締約国は、自国の権限のある当局が税関管理の下にある物品（注1）であって、不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのある次に掲げるものについて職権により（注2）国境措置を開始することができることを定める。

注1 この条の規定の適用上、締約国は、「税関管理の下にある物品」を締約国の税関手続の対象となる物品を意味するものとして取り扱うことができる。

注2 職権による行為は、第三者又は権利者からの告訴を必要としない。

(a)輸入された物品

(b)輸出されようとしている物品（注）

注 この条の規定の適用上、締約国は、「輸出されようとしている」物品を輸出されたものとして取り扱うことができる。

(c)通過物品（注1、注2）

注1 この(c)の規定は、侵害の疑いのある物品であって、当該物品の輸出の発送地となる締約国の領域において他の税関へ運送中のものについて適用する。

注2 締約国は、この(c)の規定に代わるものとして、適当な場合には、不正商標物品又は著作権侵害物品の国際貿易を排除することを目的として、現地の荷受人を伴わずに当該締約国が検査を行った物品であって、当該締約国の領域において積み替えられ、他の締約国の領域に仕向けられるものに関し、他の締約国の領域に到着した際に侵害の疑いのある物品を特定する当該他の締約国の活動に資する知識を与えるため、当該他の締約国に対し、入手可能な情報を提供するよう努める。

### 【メキシコ】

産業財産法には、産業財産権庁の行政処分手続きは、職権により開始できること、産業財産権庁が、輸入、輸出、輸送又は該当する場合には税関体制に係る商品であって、本法の規定の違反を構成するもの（登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を付した商品等）の自由な移動を中断することを命ずることができることが、著作権法では、連邦裁判所およびメキシコ産業財産庁は、著作者の許諾を得ずに作成された著作物の複製物の輸入を禁止できること、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。関税法には、管轄当局（産業財産権庁）が著作権及び工業所有権に関する規定の侵害を推定する場合、税関当局と協働して、外国貿易貨物を留置することが規定されている。

現地法律事務所のコメントによれば、以下のとおりである。

工業所有権法第329条及び第344条並びに関税法第144条が商標権侵害品に適用され、IMPI（産業財産権庁）は法に従い、職権で侵害手続きが提起された場合、税関に留置を求めることができる。上記規定は著作権侵害品にも類推適用され、IMPIは、職権で著作権侵害手続きを提起する権限を有する。ただし、著作権法第27条、第235条により、著作権侵害品の侵害手続きは、輸入にのみ適用される。

尚、現地法律事務所によれば、産業財産法第344条第6項に記載される「輸入、輸出、輸送又は該当する場合」には、CPTPP第18.76条第5項に規定される「通過物品」が含まれると解釈できるとの意見であった。

産業財産法第329条（旧法1（2010年6月29日）第188条、旧法5（2018年5月18日）第188条）本庁による行政処分手続きは、職権により、又は、それについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができる。必要な場合には、何人でも、本庁に対し、職権による行政処分手続きを開始するに足る情報を提出することができる。

産業財産法（2020年11月5日）第344条（改正（(6)、(7)）が新設）

本法によって保護される権利の侵害についての行政処分手続においては、本庁は以下の措置をとることができる。

（略）

(6) 輸入、輸出、輸送又は該当する場合には税関体制に係る商品であって、本法の規定の違反を構成するものの自由な移動を中断することを、関税事項に適用される法的規制に従って命ずること。

産業財産法第386条（旧法1（2010年6月29日）第213条（第18項）、旧法5（2018年5月18日）第213条（第17項））

以下は行政上の違反である。

（略）

(17) 登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を、当該登録商標が指定する同一又は類似する商品又は役務において使用すること。

（以下、略）

産業財産法第387条：改正

前条の適用上、「使用」とは、製造、生産、模倣、保管、配布、輸入、輸出、販売の申出、販売、輸送又は流通であり、それらに限定して理解してはならない。

著作権法第27条（旧法1（2003年7月23日）第27条、旧法6（2018年6月15日）第27条）  
権利の保有者は、以下を許諾または禁止することができる：

（略）

V. 著作者の許諾を得ずに作成された著作物の複製物を国内領土に輸入すること

（以下、略）

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）  
メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

著作権法第235条（旧法1（2003年7月23日）第235条、旧法6（2018年6月15日）第235条）  
連邦裁判所およびメキシコ産業財産庁は、貿易に関する侵害の場合、関税法の規定に基づき、国境における外国原産の商品の自由な流通を停止する決定を下す権限を有する。

関税法第144条（旧法3（2018年6月25日）旧法第144条：改正（第37項を追加））

事務局は、連邦財政法およびその他の法律で与えられている権限に加え、以下の権限を有する：

(略)

XXXVII. 管轄当局が著作権及び工業所有権に関する規定の侵害を推定する場合、外国貿易貨物を留置すること。この権限を行使する際、税関当局は、著作権及び工業所有権に関する事項に関して、協力協定及びその他の適用される法律規定に定められた条件の下で、管轄当局の補助者として行動する

(以下、略)

関税法第2条 (旧法3 (2018年6月25日) 第2条)

この法律の目的上、以下のものが考慮される：

I. 「事務局」とは、財務省および公的信用省を指す。

(以下、略)

### 【カナダ】

商標法及び関税法では、商標権者の同意なく、登録商標と同一又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付した商品の輸入、輸出を禁止するため、税関の職員が納得するまで、当該商品を留置できる規定がある。通過物品については、2020年7月の商標法改正により、禁止の例外から外れたため、上記記載の商標を付した商品は、取り締まりの対象になった。また、著作権法および関税法では、著作権者の同意なく、著作権を侵害する複製物の輸入を禁止し、税関の職員が納得するまで、当該複製物を留置できる規定がある。通過物品については、2020年7月の著作権法改正により、禁止の例外から外れたため、著作権侵害品は、取り締まりの対象になった。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

商標法第51.03条 <輸入又は輸出の禁止>

(1) 商品又はそのラベル若しくは包装が一かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。

<例外>

(2) (1)は以下の場合には適用しない。

(a) 商標が適用される国において、商標所有者の同意を得て当該商標が適用された場合

(b) 商品の、又は商標が商品のラベル又は包装上にある場合は当該ラベル又は包装に関連する商品の販売又は流通が、本法に違反しないこととなる場合

(c) 商品がそれを所持する個人により又はその荷物として輸入又は輸出され、その状況(商品の数を含む)により当該商品が個人使用に限定されることが明らかな場合

(以下、略)

旧法5（2015年1月1日）第51.03条：改正、旧法10（2018年12月13日）第51.03条  
（上記の商標法第51.03条に加えて、例外規定として、以下の第(2)項(d)が存在したが、旧法14（2020年7月1日）の改正で、第(2)項(d)のみが廃止された。）  
(d) 商品がカナダ国外の場所から別の場所へ輸送される間、カナダ国内で税関の管理下にある場合。

#### 著作権法第44.01条

(1)著作権の存続する、著作物またはその他の対象の複製物は、以下の場合には輸入または輸出してはならない。  
(a)当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合。  
(b)著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成した者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合。  
(2) (1)は、以下のものには適用されない。  
個人が所持または手荷物で輸入または輸出する複製物で、複製物の数などから、その複製物が個人的な使用のみを目的としていることが明らかでない場合。

旧法5（2015年1月1日）第44.01条：改正（旧法10（2018年12月13日）第44.01条）  
（上記の著作権法第44.01条に加えて、例外規定として、以下の第(2)項(b)が存在したが、旧法13（2020年7月1日）の改正で、第(2)項(b)のみが廃止された。）  
(b) カナダ国外のある場所から別の場所へ輸送される間、カナダ国内で税関の輸送管理または税関の積み替え管理下にある複製物。

関税法第101条 規制貨物の留置（旧法1（2011年8月15日）第101条、旧法22（2018年12月30日）第101条）  
輸入され又は輸出されようとする物品は、その物品がこの法律及び物品の輸入又は輸出を禁止し、管理し又は規制する他の国会法並びにこれらに基づく規則に従って処理されたことを職員が納得するまで、留置することができる。

#### 【豪州】

商標法では、商標を侵害する商品の通知日後の輸入に対する異議を書面で通知することができ、税関で当該商品を差押えることができる規定がある。また、著作権法では、著作権対象物の複製物について、その複製物の作成が、その複製物を輸入する者によってオーストラリア国内で行われた場合に、その著作権対象物の著作権の侵害を構成することになる場合、税関で当該複製物を差押えることができる規定がある。  
現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。  
オーストラリア国外で製造され、オーストラリアに輸入される商品（1995年商標法第133条第1項）およびオーストラリアに輸入される複製物（1968年著作権法第135条第2項および第4項）に関して、オーストラリア税関（オーストラリア国境警備局）は、知的財産権所有者の有効な異議告知なしに、知的財産権侵害の物品を差押えすることはできない。  
我々は、オーストラリアに輸入される侵害品を差押えるオーストラリア国境警備局の権限

は、以下から発生することを確認している。

- ・著作権法（1968年）第135条第7項、および
- ・商標法（1955年）第133条第1項

我々は、「職権による」措置は、民間団体または権利者からの正式な申立を必要としないと理解している。オーストラリア国境警備局は、特定の輸入品に対する正式な申立がなくても行動する。しかし、国境取締官の権限は、権利者が最初に異議告知書を提出したことを条件とする。異議告知書の提出を要求することは、正式な申立を要求することとは異なると主張する一部の論者もいる。我々は、これがオーストラリア政府の見解であると推測する。これは、後述するTRIPS協定第58条の類似した状況や、APEC協定で見られたアプローチによって裏付けられている。

我々は、「Ajman大学教職員および学生のための知的財産に関するWIPO国内セミナー」（2004年5月5日および6日、Ajman）の資料を入手した<sup>404</sup>。

本稿では、「TRIPS協定に基づく模倣品・海賊版の規制」と、同協定に基づいて予想される国境措置について取り上げている。TRIPS協定第58条が意図する「職権による」措置は、当局がその権限を行使するのに役立つ情報を権利者に求めることを認めている。オーストラリアの異議告知書は、TRIPS協定の下では依然として「職権による」措置に分類されるこのカテゴリーに該当すると思われる。

（仮訳）

#### 4.9 職権による措置

第58条は、知的財産権が侵害されているという一応の証拠がある場合、加盟国が管轄当局に対し、商品の解放を一時停止するという独自の措置をとることを認めることを想定している。このような状況において、同条は、管轄当局が「これらの権限を行使するのに役立つあらゆる情報を権利者に求める」ことを認めている。

オーストラリア原産の輸出品は税関で差押えられることはないが、権利保有者は、1995年商標法または1968年著作権法に基づき、オーストラリアの裁判所に救済を求め、侵害品の輸出を停止させることができる。オーストラリアには、輸送中または輸出時にオーストラリア国境警備局が物品を差し押さえる規定はない。

商標法第133条 < 関税庁長官は、商標を侵害する商品を差押えることができる >（旧法1（2010年2月24日）第133条、旧法17（2018年8月25日）第133条）

(1) 本条は、以下のオーストラリア国外で製造された商品に適用される：

- (a) オーストラリアに輸入され、かつ
- (b) 1901年関税法に基づく税関管理の対象である。

(2) 本条が適用される商品が以下の場合：

- (a) 関税庁長官の見解において、届出商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識が、それらに適用され、又はそれらに関連する場合であり、かつ、

<sup>404</sup> “WIPO NATIONAL SEMINAR ON INTELLECTUAL PROPERTY FOR FACULTY MEMBERS AND STUDENTS OF AJMAN UNIVERSITY” Ajman, May 5 and 6, 2004 (WIPO ウェブサイト)  
[https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.wipo.int%2Fedocs%2Fmdocs%2Farab%2Fen%2Fwipo\\_ip\\_uni\\_dub\\_04%2Fwipo\\_ip\\_uni\\_dub\\_04\\_7.doc&wdOrigin=BROWSELINK](https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.wipo.int%2Fedocs%2Fmdocs%2Farab%2Fen%2Fwipo_ip_uni_dub_04%2Fwipo_ip_uni_dub_04_7.doc&wdOrigin=BROWSELINK)（最終アクセス日：2025年3月7日）。

(b) 届出商標が登録されている商品である場合には、  
関税庁長官は、当該商品の輸入により届出商標が侵害されると信じる合理的な理由がない  
と認める場合を除き、当該商品を差押えなければならない。

著作権法第135条 <著作物等の複製物の輸入の制限> (旧法1 (2010年3月24日) 第135条、  
旧法22 (2018年12月29日) 第135条)

(略)

(2) 何人も、関税庁長官に対し、次の事項を記載した書面による通知を行うことができる：

(a) 当該者が著作物に関する著作権の所有者であること。

(b) 本条が適用される著作権対象物の複製物のオーストラリアへの輸入に反対すること。

(略)

(4) 本条は、著作権対象物の複製物について、その複製物の作成が、その複製物を輸入する  
者によってオーストラリア国内で行われた場合に、その著作権対象物の著作権の侵害を構  
成することになる場合に適用される。

(略)

(7)

(a) 著作権対象物に関して第(2)項に基づく通知が行われた場合、かつ

(b) その通告が無効であると宣言されておらず、または取り消されておらず、かつ

(c) ある者が、本条が適用される著作権対象物の複製物をオーストラリアに輸入する場合に  
おいて、

(i) 当該複製物を販売し、貸与し、または取引により販売もしくは貸与のために提供もしくは  
公開する、又は

(ii) 取引を目的として複製物を頒布する、又は

(iii) 著作権対象物の著作権者に不利な影響を与える程度に、複製物をその他の目的で頒布す  
る、又は

(iv) 取引目的で、公衆の面前で複製物を展示する  
ことを目的とする場合であって、

(d) 当該複製物が、1901年関税法に基づく税関管理の対象となる場合には、  
関税庁長官は、複製物を差押えることができる。

(以下、略)

#### (vi) CPTPP 第18・76条 第6項

CPTPPでは、合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって  
知的財産権が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持す  
ることが規定されている。(CPTPP第18.76条第6項)。

#### 第18・76条 国境措置に関する特別の要件

6 各締約国は、1、5 (a) 及び (b) 並びに該当する場合には5 (c) に定める手続の開  
始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権  
が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する (注)。

締約国は、侵害を認定するための行政上の手続を定める場合には、自国の当局に対し、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政上の罰又は制裁（当該罰又は制裁には、罰金又は侵害物品の差押えを含むことができる。）を科する権限を付与することができる。

注 締約国は、5に定める侵害の疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの判断については、当該侵害の疑いのある物品に虚偽の貿易上の記載がされていることを判断することにより、この条に規定する義務を履行することができる。

### 【メキシコ】

産業財産法において、行政処分手続きは、職権またはそれについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求することができる（第 329 条）、申立の証拠となる申立書とその証拠を提出し（第 331 条）、申立が受理されると産業財産権庁は添付書類を被疑侵害者へ送付し、被疑侵害者は 10 就業日以内に証拠を提出することができ、請求人と被疑侵害者が十分な申立を提出し（第 336 条）、産業財産権庁は関連する前例及び証拠を検討した後に、適切な行政処分を下す（第 342 条）こと、行政処分には、輸出入又は税関内における移動の禁止が含まれ、産業財産権庁は関税事項に適用される法的規制に従って命ずる（第 344 条）こと、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第 6 章（第 328 条～第 385 条）および第 7 章（第 386 条～第 410 条）に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。現地法律事務所によれば、著作権法には特別な規則はなく、産業財産権に関する規則が著作権の権利行使に用いられている。また、現地法律事務所によれば、行政手続きとは別に、刑事手続きを取ることにもできる。その場合には、産業財産法第 402 条が適用される。

現地法律事務所によれば、産業財産権庁ではなく、連邦検察総局（Fiscalía General de la República : FGR）に申し立てを行うこともできる。

産業財産法第 329 条（旧法 1（2010 年 6 月 29 日）第 188 条、旧法 5（2018 年 5 月 18 日）第 188 条）

本庁による行政処分手続きは、職権により、又は、それについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができる。必要な場合には、何人でも、本庁に対し、職権による行政処分手続きを開始するに足る情報を提出することができる。

産業財産法第 331 条（旧法 1（2010 年 6 月 29 日）第 190 条、旧法 5（2018 年 5 月 18 日）第 190 条）

行政処分手続きの申立には、申立の証拠となる申立書とその証拠を原本又は認証された複写を提出し、対応する証拠を提出しなければならない。

（以下、略）

産業財産法第 336 条：改正

行政処分手続きの申立が認められると、本庁は、添付書類とともに当該申立の単純な写しを、関係する所有者又は被疑侵害者へ送付し、それらの者は、次の期間内に、自身の権利に従

って妥当なものを明示し、対応する証拠を提出することができる。

(1) 無効、失効又は取消の行政処分手続の申立である場合には1月、又は

(2) 査察に値しない、又は、該当する場合には第360条(9)の規定に従う侵害の行政処分手続の申立である場合には、10就業日。

通知は、行政処分手続の申立人によって指定された宛先に行われる。当該宛先へ行うことが不可能であった場合には、本法第369条に定められた規定を実施する。

旧法5(2018年5月18日)第190条(旧法1(2010年6月29日)第190条)

行政処分手続には、その請求の根拠となる書類および記録を原本または正当に認証された写しの形で提出しなければならない。また、それらに対応する証拠を提示しなければならない。後に提出された証拠は、新たな証拠でない限り認められない。同様に、申請者は、相手方に送達するために必要な申請書および添付書類の写しを提出しなければならない。本庁のアーカイブにある文書が証拠として提出される場合、申請人はその文書が保管されているファイルを特定し、該当する認証済み写しの発行を請求するか、または必要に応じて、提出された単純コピーと比較し、本庁に当該証拠の単純コピーを所有する関係者を召喚するよう依頼すればよい。

産業財産法第342条：改正

関係する所有者又は被疑侵害者が自身の申立を提出又は該当する場合には申立が示された場合、関連する前例及び必要とする証拠を検討した後に、適切な行政処分が下される。侵害の行政処分手続の場合、同じ処分において、該当する場合には制裁が課せられる。最終処分は、包袋において指定された宛先又は該当する場合には本法第369条の条件により公告によって、利害関係者へ通知される。

産業財産法第344条：改正(第6項、第7項が導入)

本法によって保護される権利の侵害についての行政処分手続においては、本庁は以下の措置をとることができる。

(略)

(6) 輸入、輸出、輸送又は該当する場合には税関体制に係る商品であって、本法の規定の違反を構成するものの自由な移動を中断することを、関税事項に適用される法的規制に従って、命ずること

(略)

産業財産法第402条

次に掲げる行為は、犯罪である。

(1) 商業上の投機目的で商標を模倣すること。本法の適用上、模倣とは、同一商標を使用すること又はその正当な所有者若しくはその使用権者の許諾なしで先に登録された商標若しくは本法によって保護された商標から本質的な諸点で識別できないような仕様で使用して、商品若しくは役務を現物若しくは本物として誤って提示することを意味すると理解すべきである。模倣を立証するためには、商標が同じく使用されていること、又は、登録権原から該当する場合にはその周知性若しくは名声を推定から若しくは行政処分にお

いて提示されているとみなされる方法から本質的な諸点で識別できない仕様で使用されていること、があれば十分である。

(2) 模倣商標を表示する物を製造し、保管し、輸送し、国内へ持ち込み、供給し又は商業上の投機目的で販売すること、また、そのような模倣を表示する物を製造する目的で、原材料又は用品を何らかの方法で故意に寄与又は提供すること。

(中略)

本条第(1)項から第(6)項までに規定される違反は、違反当事者の告訴により訴追されるものとし 第(7)項および第(8)項に規定される違反は、職権または告訴により起訴されるものとする。

旧法5（2018年5月18日）第223条

次に掲げる行為は、犯罪である。

(1) 本法第213条第2項から第22項までに規定される行為において、この理由による最初の行政処分が確定した後に再犯した場合；

(2) 商業的投機を目的として、本法により保護される商標を不正に偽造すること；

(3) 本法により保護される偽造商標が付された物品を、商業的投機を目的として、不正に、生産、保管、輸送、国内への導入、流通、または販売すること、ならびに、本法により保護される偽造商標が付された物品の生産を意図した原材料または投入物を、何らかの方法で故意に提供または供給すること；

(中略)

本条に規定される犯罪は、被害者の告訴により起訴されるものとする。

旧法1（2010年6月29日）第223条

次に掲げる行為は、犯罪である。

(1) 第213条の第2項から第22項までの各項に規定された行為において、この理由による最初の行政処分が確定した後に再犯した場合；

(2) 悪意をもって、商業規模で、本法で保護された商標を偽造すること。

(3) 商業規模で悪意を持って、本法で保護された商標の偽造品を生産、保管、輸送、国内への導入、流通、または販売すること、ならびに、本法により保護される偽造商標が付された物品の生産を意図した原材料または投入物を、何らかの方法で故意に提供または供給すること；

(中略)

本条に規定する犯罪は、被害者の告訴により起訴されるものとする。

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）

メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。

この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

## 【カナダ】

商標法、著作権法では、裁判所は、登録商標の所有者または著作権者等からの申請があり、その商品のカナダでの流通が本法に反することとなることを認めた場合は、商品を留置するために合理的な措置を取るべき旨を大臣に指示すること等の命令を出すことができること、等が規定されている。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第 53.1 条、著作権法第 44.12 条、第 44.2 条、第 44.4 条が CPTPP 協定第 18.76 条第 6 項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。

2020 年 10 月 17 日付の CPTPP 実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関する CPTPP 第 18.76 条に基づく義務に関して、CPTPP 実施法の第 17 条および第 18 条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP 第 18.76 条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

第53.1条 <大臣による留置手続> (旧法1 (2008年12月30日) 第53.1条、旧法11 (2018年12月30日) 第53.1条 : 改正)

(1) 裁判所は、登録商標の所有者からの申請があり、その登録商標が付された何らかの商品がカナダに輸入されようとし、又はカナダに輸入されたが未だ税関から引取が許可されていないこと、及びその商品のカナダでの流通が本法に反することとなることを認めた場合は、裁判所は、次の命令を出すことができる。

(a) 大臣からの合理的な要求により申請人から提供された情報に基づいて、商品を留置するために合理的な措置を取るべき旨を大臣に指示すること

(b) 留置後速やかに、当該留置及び留置の理由について申請人及び所有者又は商品の輸入者に通知すべき旨を大臣に指示すること、及び

(c) 裁判所が適切とみなすその他の事項を規定すること

(中略)

<申請人が提訴しない場合>

(6) (1)に基づく命令によって別段の定めをしない限り、関税法及び商品の輸入又は輸出を禁止、管理若しくは規制する他の議会制定法(any Act of Parliament)に従うことを条件として、(1)(b)に基づいて申請人が通知を受けた後2週間以内に、商品の輸入又は流通の合法性について裁判所の最終判決を求める訴訟が提起された旨の通知を大臣が受けていない場合は、大臣は、申請人に更に通知をすることなく、商品の引取を許可しなければならない。

<裁判所が原告の有利を認めた場合>

(7) 裁判所は、本条に基づいて提起された訴訟において、輸入が本法に反するか又は流通が本法に反することになると認める場合は、商品を破棄若しくは輸出すべき旨又は原告の所有物として原告に無条件で引き渡すべき旨の命令を含めて、裁判所が事情に応じて適切とみなす如何なる命令も出すことができる。

著作権法第44.12条 (旧法1 (2005年12月12日) 第44.1条、旧法10 (2018年12月13日) 第44.12条)

- (1) 裁判所は、以下の事項を満たすと判断した場合、(3)項に定める命令を下すことができる。
- (a) 著作物の複製物がカナダに輸入されようとしている、またはカナダに輸入されたが頒布されていない場合であって、
- (b) その複製物が
- (i) その複製物が作成された国の著作権所有者の同意を得ずに作成された、または
- (ii) この法律が適用される国以外で作成された場合、
- かつ
- (c) 輸入者がカナダで複製した場合に著作権侵害となる場合で、かつ、輸入者がそれを認識しているか、認識すべきであった場合。
- (2) カナダ国内で著作物の著作権を所有する者の申請に基づき、裁判所は(3)項に定める命令を下すことができる。
- (3) (1)項に基づき下される命令において、裁判所は、
- (a) 大臣に対し、
- (i) 大臣が合理的に必要とする情報および申請者から提供された情報を基に、著作物の複製物を留置するための合理的な措置を講じるよう指示し、
- (ii) 著作物の複製物を留置した直後に、申請者および輸入者に留置の事実および留置の理由を通知すること。
- (b) 裁判所が適切と考えるその他の事項を規定すること。
- (中略)
- <申請人が提訴しない場合>
- (8) (1)に基づく命令によって別段の定めをしない限り、関税法及び商品の輸入又は輸出を禁止、管理若しくは規制する他の議会制定法(any Act of Parliament)に従うことを条件として、(3)(a)(ii)に基づいて申請人が通知を受けた後10営業日以内に、第(1)(b)項および(c)項に言及されている問題について、裁判所による最終決定のための手続きを開始した旨を申請人が大臣に通知していない場合は、大臣は、申請人に更に通知をすることなく、商品の引取を許可しなければならない。
- <裁判所が原告の有利を認めた場合>
- (9) 本条に基づき開始された訴訟において、裁判所が第(1)(b)項および(c)項に記載された状況が存在したと判断した場合、裁判所は状況に応じて適切な命令を出すことができる。これには、著作物の複製物を破棄する命令、または著作物の複製物を原告の財産として原告に引き渡す命令が含まれる。

- 著作権法第44.2条(旧法1(2005年12月12日)第44.2条、旧法10(2018年12月13日)第44.2条)
- (1) 裁判所は、本項に従い、以下のいずれかに該当すると判断した書籍に関して、第44.12(3)項に定める命令を下すことができる。
- (a) その書籍の複製物がカナダに輸入されようとしている、またはカナダに輸入されたが未発売である場合、
- (b) 当該書籍の複製物が複製された国において当該書籍の著作権者の同意を得て作成されたが、カナダにおいては当該書籍の著作権者の同意を得ずに輸入された場合、および
- (c) 当該複製物がカナダにおいて輸入者によって作成された場合、著作権侵害となるが、輸

入者はそのことを知っていたか、または知っているべきであった場合。

(以下、略)

著作権法第44.4条(旧法1(2005年12月12日)第44.4条、旧法10(2018年12月13日)第44.4条)第44.12条は、状況に応じて必要な修正を加えた上で、録音物、実演家の実演、または通信信号に関して適用される。

(a) カナダへの輸入が間近である、またはカナダに輸入されたがまだリリースされていない場合であって、

(b) いずれも

(i) 固定または複製が行われた国において、その時点で音源録音、実演、通信信号の著作権を所有していた者の同意を得ずに作成された場合、または

(ii) 第2部が適用される国以外で作成された場合、  
かつ

(c) カナダで輸入者によって作成された場合、音源録音物、実演、通信信号の著作権所有者の権利を侵害することになり、かつ、輸入者がそれを知っているか、または知っているべきである場合。

#### 【豪州】

留置された商品の放出を規定しているのは、商標法第 136D 条である。輸入者が商品の返却を求める場合、異議申立人(権利者)は、そのような放出を回避するために、商標権侵害に関する訴訟を管轄裁判所提起しなければならない。侵害に対する訴訟は、商標法第 137 条に基づいて提起される。商標法第 126 条では、商標権侵害が認められた場合、裁判所は罰則を科し、差止命令を出し、目に余る侵害行為に対して追加損害賠償を命じることができる。

留置された複製物の放出を規定しているのは、著作権法第 135AF 条である。輸入者が商品の返却を求める場合、異議申立人(権利者)は、このような放出を回避するために、著作権侵害に関する訴訟を管轄裁判所に提起しなければならない。侵害に対する訴訟は、著作権法第 115 条および第 132AH 条に基づいて提起され、第 115 条では、著作権侵害があったと認めた裁判所が、罰則を科し、差し止め命令を出し、明白な侵害に対して追加の損害賠償を命じることが認められている。

商標法第136D条 <差押商品の引渡>(旧法8(2013年4月15日)第136D条:改正、旧法17(2018年8月25日)第136D条)

(略)

(3) 関税庁長官は、以下の条件を満たす場合、差押商品を指定所有者に引き渡さなければならない。

(a) 指定所有者が当該商品の引き渡しを請求し、かつ、

(b) 異議申立人が訴訟期間の終了までに、以下のことをしなかった場合。

(i) 差押商品に関して通知商標の侵害訴訟を提起すること、かつ

(ii) 当該書面を関税庁長官に通知すること。

(以下、略)

商標法第137条 <商標侵害訴訟> (旧法1 (2010年2月24日) 第137条、旧法17 (2018年8月25日) 第137条)

(1) 異議申立人は、差押えられた商品に関して、通知商標侵害訴訟を起こすことができる。  
(略)

(3) 本条項とは別に裁判所が認める救済に加え、裁判所は、

(a) 裁判所が正当と考える場合はいつでも、裁判所が課すべきと考える条件 (もしあれば) を付して、差止商品を指定所有者に引き渡すように命じることができ、又は、

(b) 差止商品を連邦政府に没収するよう命じることができる。

(4)

(a) 裁判所が、当該商品の輸入によって商標権が侵害されていないと判断した場合、および

(b) 当該商品の指定所有者、またはその他の被告が、当該商品の差押により損失または損害を被ったことを裁判所に認めさせた場合には、

裁判所は、異議申立人に対して、訴えが提起された日以降に生じた損失または損害のいかなる部分についても、裁判所が決定した金額を指定所有者またはその他の被告に補償するよう命ずることができる。

(略)

商標法第126条 <裁判所からどのような救済を得られるか> (旧法8 (2013年4月15日) 第126条：改正、旧法17 (2018年8月25日) 第126条)

(1) 登録商標の侵害訴訟において裁判所が認める救済措置には、以下が含まれる。

(a) 裁判所が適切と考える条件を付して認める差止命令。

(b) 原告の選択により、ただし第127条に従うことを条件として、損害賠償または利益の返還。

(2) 裁判所は、以下の点を考慮し、妥当であると判断した場合には、登録商標の侵害に対する損害賠償額の評価において、追加の金額を含めることができる。

(a) 侵害の悪質性

(b) 登録商標の同様の侵害行為を抑止する必要性

(c) 登録商標の侵害行為を行った当事者の行為であって、次の状況で生じたもの

(i) 侵害行為に該当する行為の後、または

(ii) その者が登録商標の侵害の疑いがある旨の通知を受けた後、

(d) その者が侵害により得たと認められる利益、および

(e) その他の関連事項。

著作権法第135AF条 <差押えた複製物の輸入者への返却> (旧法8 (2013年4月15日) 第135AF条：改正、旧法22 (2018年12月29日) 第135AF条)

(略)

(3) 関税庁長官は、以下の条件を満たす場合、差押えた複製物を輸入者に引き渡さなければならない。

(a) 輸入者が複製物の引き渡しを請求し、かつ、

(b) 異議申立人が訴訟期間の終了までに、以下のことをしなかった場合。

- (i) 複製物に関して著作権侵害訴訟を提起すること、かつ
- (ii) 当該書面を関税庁長官に通知すること。  
(以下、略)

著作権法第115条 <侵害に対する訴え> (旧法1 (2010年3月24日) 第115条、旧法22 (2018年12月29日) 第115条)

- (1) この法律に従い、著作権者は著作権侵害に対する訴えを起こすことができる。
- (2) この法律に従い、著作権侵害に対する訴えにおいて裁判所が認める救済措置には、差止命令 (裁判所が適切と考える条件に従う) および損害賠償または利益計算が含まれる。  
(略)
- (4) 本条に基づく訴訟において、裁判所は、侵害に対する損害賠償を評価するにあたり、以下を考慮して、適切であると判断する追加的損害賠償を決定することができる。
  - (a) 著作権侵害が立証された場合であって、
  - (b) 裁判所が、以下を考慮した上で、そうすることが適切であると判断した場合。
    - (i) 侵害の悪質性、
    - (ia) 同様の著作権侵害を抑止する必要性、
    - (ib) 侵害を構成する行為の後、または関連する場合、被告が原告の著作権を侵害したとされることを被告が知らされた後の被告の行為、
    - (ii) 侵害が、著作物またはその他の対象物をハードコピーまたはアナログ形式からデジタルまたはその他の電子機械読み取り可能な形式に変換するものであったかどうか、
    - (iii) 侵害により被告に発生したと認められる利益、および
    - (iv) その他の関連事項。  
(以下、略)

著作権法第132AH条 <侵害複製物の商業目的の輸入> (旧法1 (2010年3月24日) 第132AH条、旧法22 (2018年12月29日) 第132AH条)

- (1) 次のいずれかの行為を行う意図をもって、物品をオーストラリアに輸入する者は、犯罪を犯したものとみなす。
  - (a)
    - (i) 販売する、
    - (ii) 貸与する、
    - (iii) 販売または貸与のために提供または展示
    - (iv) 商業上の利益または利益を得るための販売または貸与の申出または展示
    - (v) 商業目的での頒布
    - (vi) 商業上の利益または利益を得るための頒布
    - (vii) 著作物の著作権者、または物品が侵害複製物である他の対象物に悪影響を及ぼす程度の頒布
    - (viii) 商業目的での公衆への展示
    - (ix) 営利上の利益を得るための公衆への展示、および
  - (b) 当該物品が著作物またはその他の対象物を侵害する複製品であること、および
  - (c) 著作権が輸入時に当該著作物またはその他の対象物に存在すること。

(2) 本条に対する違反行為は、有罪判決を受けた場合、650ペナルティ単位以下の罰金、または5年以下の禁固刑、またはその両方により処罰される。

注1：法人には、最高罰金額の5倍までの罰金が科せられる場合がある（1914年犯罪法第4B項（3）参照）。

注2：侵害複製物が、ハードコピーまたはアナログ形式の著作物またはその他の対象物をデジタルまたはその他の電子機械読み取り可能な形式に変換することによって作成された場合、第132AK条により、より重い最高刑が科される加重犯罪となる。

#### (vii) CPTPP 第18・76条 第7項

CPTPPでは、自国の権限のある当局が、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後、当該物品の廃棄を命ずる権限を有することを定めること、当該物品が廃棄されない場合には、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保することが規定されている（CPTPP第18.76条第7項）。

#### 第18・76条 国境措置に関する特別の要件

7 各締約国は、自国の権限のある当局が、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後当該物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。当該物品が廃棄されない場合には、各締約国は、例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への物品の流入を認めることはできない。

#### 【メキシコ】

産業財産法には、行政上の違反が行われたことを宣言する場合、産業財産権庁は、当事者らが差押品の行先に係る合意を明示できるように、当該当事者らへの聴聞から15日までの期間を与え、提案を受領しないときには、それらの賠償を伴わない廃棄を命じることができること、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。

#### 産業財産法第366条

改正本案に関する確定的な処分が、行政上の違反が行われたことを宣言する場合、本庁は、当事者らが差押品の行先に係る合意を明示できるように、当該当事者らへの聴聞から15日までの期間を与える。そして、提案を受領しないときには、本庁は次のことを命じることができる。

- (1) 公共の利益が害されない場合には、連邦行政の機関及び団体、州、地方自治体、公共組織、慈善団体又は社会保障の機関及び団体への資産の寄付
- (2) それらの賠償を伴わない廃棄。前記のことは、当事者らが手続処理中に差押資産の行先に関して到達する合意に影響を与えない。

旧法4（2016年6月1日）第212条の3：改正（旧法5（2018年5月18日）第212条の3）

紛争の事実関係に関する最終決定において行政犯罪が宣言された場合、本庁は、当事者の意見を聴取した上で、被保険商品の行き先について、以下の規則に従って決定する。

(略)

VI. 当事者が、付与された期間内に物品の送付先について書面で合意しない場合、または、最終決定が下されてから 90 日以内に、上記 I から III に記載されたいずれの事例も発生しない場合、本庁は、以下の決定を行うことができる。

- a) 公益に影響を及ぼさない場合、連邦行政機関、連邦政府機関、地方自治体、公共機関、慈善団体、社会保障機関への当該商品の寄付、または、
- b) 当該商品の破棄。

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）  
メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

関税法第 144 条（旧法 1（2006 年 2 月 2 日）第 144 条、旧法 3（2018 年 6 月 25 日）第 144 条）

## XXVIII

知的財産権に関して管轄の行政当局または司法当局が下した決定に従い、自動選択メカニズムが作動した時点で、財政管区内での外国原産の商品の自由流通を一時停止し、直ちに前述の当局が指示した場所にそれらを置く。

## 【カナダ】

商標法には、商標権侵害の救済として、違反している商品、包装、ラベル及び広告素材並びに商品、包装、ラベル又は広告素材を製造するために使用された機器の破棄が規定されている。著作権法には、裁判所が、著作権侵害の救済として、著作権侵害品の破棄を命じることができる規定がある。

商標法第53.2条 <裁判所の救済付与権限>（旧法1（2008年12月30日）第53.2条、旧法11（2018年12月30日）第53.2条）

(1) 裁判所が、利害関係者の申請に基づいて、本法に反して何らかの行為がなされたことに納得した場合、裁判所はその事情において適切と認める命令を出すことができ、これには、差止命令による救済、損害又は利益の回復、懲罰的損害賠償、違反している商品、包装、ラベル及び広告素材並びに商品、包装、ラベル又は広告素材を製造するために使用された機器の破棄又はその他の処分を定める命令を含む。

(以下、略)

著作権法第44.12条（旧法5（2015年1月1日）第44.12条：改正、旧法10（2018年12月13日）第44.12条）

- (1) 裁判所は、以下の事項を満たすと判断した場合、(3)項に定める命令を下すことができる。
- (a) 著作物の複製物がカナダに輸入されようとしている、またはカナダに輸入されたが頒布されていない場合であって、
- (b) その複製物が
- (i) その複製物が作成された国の著作権所有者の同意を得ずに作成された、または
- (ii) この法律が適用される国以外で作成された場合、
- かつ
- (c) 輸入者がカナダで複製した場合に著作権侵害となる場合で、かつ、輸入者がそれを認識しているか、認識すべきであった場合。
- (略)
- (9) 本条に基づき開始された訴訟において、裁判所が第(1)(b)項および(c)項に記載された状況が存在したと判断した場合、裁判所は状況に応じて適切な命令を出すことができる。これには、著作物の複製物を破棄する命令、または著作物のコピーを原告の財産として原告に引き渡す命令が含まれる。
- (以下、略)

#### 【豪州】

商標法、著作権法には、商標権／著作権侵害の救済として、裁判所が差押え品を連邦政府に没収するよう命ずることが規定されている。

商標法第137条 <商標侵害訴訟> (旧法1 (2010年2月24日) 第137条、旧法17 (2018年8月25日) 第137条)

- (1) 異議申立人は、差押えられた商品に関して、通知商標の侵害訴訟を起こすことができる。
- (略)
- (3) 本条項とは別に裁判所が認める救済措置に加え、裁判所は以下を行うことができる。
- (a) いつでも、妥当であると判断した場合は、裁判所が適切と考える条件（もしあれば）に従って、差押品を指定所有者に返却するよう命令すること。
- (b) 差押品を連邦政府に没収するよう命ずること。
- (以下、略)

著作権法第135AG条 <著作権侵害訴訟に関する規定> (旧法1 (2010年3月24日) 第135AG条、旧法22 (2018年12月29日) 第135AG条)

- (1) 本条において、侵害訴訟とは、差押された複製物の輸入により構成される著作権侵害訴訟を意味する。
- (略)
- (4) 本条項とは別に認められる救済措置に加えて、裁判所は以下を行うことができる。
- (a) いつでも、裁判所が適切と考える条件（もしあれば）に従って、差押えされた複製物を輸入者に返却するよう命令する。
- (b) 特定の期間が終了するまで、差押えされた複製物を輸入者に返却しないよう命令する、

または

(c) 商品を連邦政府に没収するよう命令する。

(以下、略)

著作権法第133条 <侵害コピー等の破棄または引き渡し> (旧法1 (2010年3月24日) 第133条、旧法22 (2018年12月29日) 第133条)

(1)本項は、以下の条件に該当する場合に適用される。

(a)本条 (第132AM条を除く) に違反した容疑で裁判所に起訴された場合、その者が違反行為で有罪判決を受けたか否かにかかわらず、

(b)その人物が、裁判所が以下のいずれかに該当するとみなす物品を所有している場合。

(i) 第E項に対する違反行為に使用された、または使用目的である回避装置、

(ii) 侵害複製物、

(iii) 侵害複製物の作成に使用された、または使用目的である装置または機器。

(2) 裁判所は、当該物品を破棄する、当該著作権の所有者に引き渡す、または裁判所が適切と考える方法で処分するよう命令することができる。

#### (viii) CPTPP 第18・76条 第8項

CPTPPでは、国境措置における手数料、保管料又は廃棄費用の設定する場合には、これらの料金は、当該手続の利用を不当に妨げる額に定めてはならないことが規定されている (CPTPP第18.76条第8項)。

第18・76条 国境措置に関する特別の要件

8 締約国がこの条に定める手続に関連して申立てに係る手数料、保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金は、当該手続の利用を不当に妨げる額に定めてはならない。

#### 【メキシコ】

現地法律事務所によれば、メキシコの法律にはCPTPP協定第18.76条第8項に準拠する規定はない。

#### 【カナダ】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

CPTPP協定第18.76条第8項に関連する規定があるかどうかについては、公開されている資料には具体的なものはない。CPTPP協定第18.76条第8項の義務に関連する料金が公表されているかどうかについて、公開資料には具体的なものはない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76

条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

#### 【豪州】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

著作権侵害または商標権侵害に関して、オーストラリア国境警備局に異議告知書を提出する際の手数料は無料である。

商標法 1995 年第 133 条または著作権法 1968 年第 135AA 条に基づき、関税庁長官が商品または画像を差押えるために取った措置の結果、権利保有者が関税庁長官の費用を負担する義務について、当事務所が把握している公表価格は存在しない。

#### (ix) CPTPP 第 18・76 条 第 9 項

CPTPPでは、第18.76条の規定は、小型貨物で送られる商業的な性質の物品についても適用することを規定する。（CPTPP第18.76条第9項）。

##### 第18・76条 国境措置に関する特別の要件

9 この条の規定は、小型貨物で送られる商業的な性質の物品についても適用する。締約国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この条の規定の適用から除外することができる（注）。

注 締約国は、小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品についても、この条の規定の適用から除外することができる。

#### 【メキシコ】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

小型貨物及び手荷物に関する特別な規則はない。したがって、国境措置に関する一般規則が適用される。

#### 【カナダ】

当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している商品、或いは、著作権が存続する著作物その他の物の複製物の輸出入の禁止事項の例外として、当該商品が個人使用に限定されることが明らかな場合等が記載されているが、小型荷物及び手荷物に関する規定はない。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.03条および著作権法第44.01条がCPTPP協定第18.76条第9項の義務を履行することを意図しているかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。その他の規定がCPTPP協定第18.76条第9項を履行するためのものであるかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよ

う商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

商標法第51.03条 <輸入又は輸出の禁止> (旧法5 (2015年1月1日) 第51.03条 : 改正、旧法10 (2018年12月13日) 第51.03条)

(1) 商品又はそのラベル若しくは包装が一かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。

<例外>

(2) (1)は以下の場合には適用しない。

(a) 商標が適用される国において、商標所有者の同意を得て当該商標が適用された場合

(b) 商品の、又は商標が商品のラベル又は包装上にある場合は当該ラベル又は包装に関連する商品の販売又は流通が、本法に違反しないこととなる場合

(c) 商品がそれを所持する個人により又はその荷物として輸入又は輸出され、その状況(商品の数を含む)により当該商品が個人使用に限定されることが明らかな場合

(以下、略)

著作権法第44.01条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.01条 : 改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.01条)

(1) 著作権が存続する著作物その他の物の複製物は、以下の場合には、輸入または輸出できない。

(a) それらが作成された国における著作権所有者の同意なく作成された場合、および

(b) それらが著作権を侵害している、またはそれらがカナダで作成されていない場合であって、作成者がそれらをカナダで作成していた場合に、著作権を侵害することになる場合

<例外>

(2) (1)は、以下のものには適用されない。

個人が所持または手荷物で輸入または輸出する複製物で、複製物の数などから、その複製物が個人的な使用のみを目的としていることが明らかな場合。

(以下、略)

## 【豪州】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

異議告知書 (Notice of Objection) が提出された場合、オーストラリア国境警備局は、数量に関係なく、侵害品を差止め、差押える権限を有する。実際には、オーストラリア国境警備局は、入国する旅客が携帯する個人輸入品として分類される個々の物品というよりも、商業レベルの輸入品を対象とする方針を表明している。明言されている方針については、以下を参照のこと。

”知的財産の保護”<sup>405</sup>

ABF (オーストラリア国境警備局) が知的財産権侵害の疑いのある商品を差押えるこ

<sup>405</sup> PROTECTING INTELLECTUAL PROPERTY (Australian Border Force ウェブサイト)

<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/files/fact-sheets/protecting-intellectual-property.pdf> (最終アクセス日 : 2025年3月7日) .

とができるのは、有効な異議告知書 (Notice of Objection) が提出されている場合に限られる。異議告知書が提出されている場合、ABF (オーストラリア国境警備局) は、商品が知的財産権を侵害している可能性があり、かつ、それが何らかの商業目的で使用されていると疑われる場合、商品を差押えることができる。状況によっては、商業目的に使用されると考えられる場合、1つの商品が差押えの対象となることもある。

## 第2章 CPTPP 知財章の導入が域内の経済・知財保護環境に与える効果

### 第1節 交渉開始以降、CPTPP 知財章と整合するためと思われる、あるいは、CPTPP 知財章の履行に関連すると思われる法改正、条約締結

CPTPP の交渉が始まった 2010 年以降、メキシコ、カナダ、豪州において、CPTPP 加入を見据えて、CPTPP 知財章と整合を取るためと思われる、あるいは、CPTPP 知財章の履行に関連すると思われる法改正、条約締結としては、主なものとして、以下の事項が挙げられる。

#### 1. メキシコ

##### (1) 産業財産権法の改正 (2018 年 5 月 18 日)

- ・新しいタイプの商標を保護対象に追加 (第 89 条 : CPTPP 第 18.18 条に対応)
- ・異議申し立て制度のプロセスの改善 (第 120 条の 2、第 120 条の 3 : CPTPP 第 18.23 条に対応)
- ・証明商標を保護対象に追加 (第 98 条、第 98 条の 2 : CPTPP 第 18.19 条に対応)
- ・周知商標・著名商標の保護プロセスの改善 (第 98 条 TER : CPTPP 第 18.22 条に対応)

##### (2) 関税法の改正 (2018 年 6 月 25 日)

- ・知的財産権侵害が疑われる商品を税関で差し止める権限を、税関に与えた。(第 144 条 : CPTPP 協定第 18.76 条に対応)。

##### (3) 条約締結 (2020 年 3 月 6 日)

- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定 (CPTPP 第 18.56 条に関連)

#### 2. カナダ

##### (1) 商標法の改正 (2015 年 1 月 1 日)

- ・商標権侵害に関して、カナダの輸出入貨物につき水際取締りを行う権限をカナダ国境サービス庁 (税関) に与えた。(商標法第 51.03 条、第 51.04 条、第 51.06 条 : CPTPP 協定第 18.76 条に関連)

##### (2) 著作権法の改正 (2015 年 1 月 1 日)

・著作権侵害に関して、カナダの輸出入貨物につき水際取締りを行う権限をカナダ国境サービス庁（税関）に与えた。（著作権法第 44.01 条、第 44.02 条、第 44.04 条：CPTPP 協定第 18.76 条に関連）

### （3）条約締結（2018 年 7 月 16 日）

・ハーグ協定のジュネーブ改正協定（CPTPP 第 18.56 条に関連）

### （4）商標法の改正（2018 年 10 月 25 日）

・カナダに輸入される「紛らわしいほど類似した」商標商品の留置を認めた。（商標法第 53 条第 1 項と第 53.1 条第 1 項：CPTPP 第 18.76 条に対応）

### （5）商標法の改正（2019 年 6 月 17 日）

・新しいタイプの商標を保護対象に追加（商標法第 2 条：CPTPP 第 18.18 条に対応）  
・ニース国際分類の適用（商標法第 26 条：CPTPP 第 18.25 条に対応）

### （6）条約締結（いずれも 2019 年 6 月 19 日）

・マドリッド協定議定書（CPTPP 第 18.7 条に対応）  
・ニース協定（CPTPP 第 18.25 条に関連）  
・特許法条約（PLT）（CPTPP 第 18.14 条に対応）  
・シンガポール条約（STLT）（CPTPP 第 18.7 条に対応）

## 第 2 節 CPTPP 知財章に関連する統計データ

CPTPP 知財章に関連する統計データのうち、メキシコ、カナダ、豪州において、CPTPP 知財章と整合を取るためと思われる、あるいは、CPTPP 知財章の履行に関連すると思われる法改正や条約締結に関連する統計データであって、入手可能であったものを以下に記載する。

### 1. 一般規定関連

#### （1）国際協定：（CPTPP 第 18・7 条）関連

CPTPP では、各締約国は、マドリッド議定書の締約国となっていない場合には、この協定が当該締約国について効力を生ずる日までに、協定を締結すること、ただし、締約国は、マドリッド議定書又はシンガポール条約のいずれかを締結することにより義務を満たすことができることが規定されている。

マドリッド協定議定書のメキシコ、カナダ、豪州の締結日は、以下の通りである。3カ国全てにおいて、マドリッド協定議定書締結後のマドリッド協定議定書を利用した出願数は、メキシコ、豪州はCPTPPの交渉が始まった2010年頃から、カナダはCPTPP加入後の2019年のマドリッド協定議定書締結後から、おおむね増加傾向で推移し、最近数年間は一定数を維持している。

メキシコ：2012年11月19日

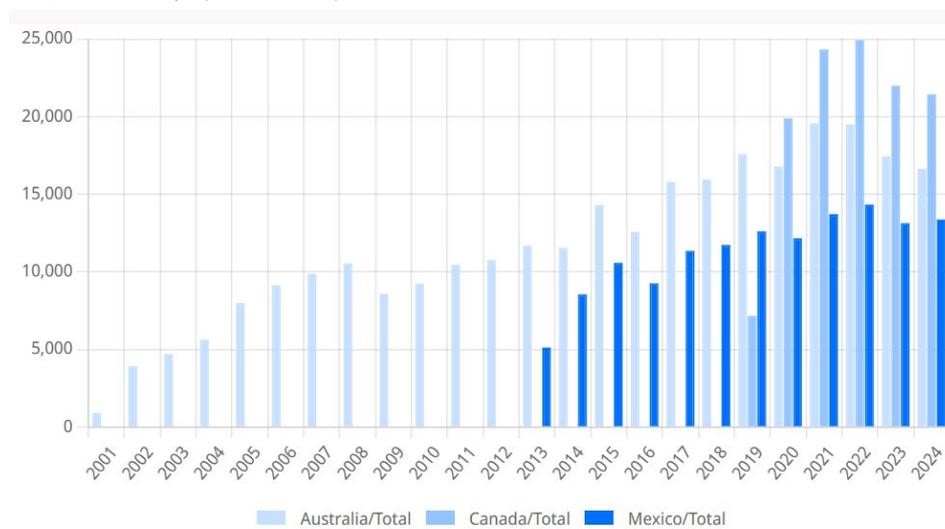
カナダ：2019年3月17日

豪州：2001年4月11日

### 国際商標出願（マドリッド協定議定書）

指標：指定国＋事後指定国が、豪州、カナダ、メキシコであるもの

出願人の居住国：加盟国全体



出典：WIPO IP Statistics Data Center<sup>1</sup>

（年毎に、棒グラフは左から、豪州、カナダ、メキシコの順に記載）

マドリッド協定議定書を利用したメキシコ、カナダ、豪州3カ国への日本からの出願は、メキシコ、豪州はCPTPPの交渉が始まった2010年頃から、カナダはCPTPP加入後の2019年のマドリッド協定議定書締結後から順調に増加し、最近の毎年出願数は、おおむねメキシコに400-500件、カナダ、豪州にそれぞれ700-900件である。

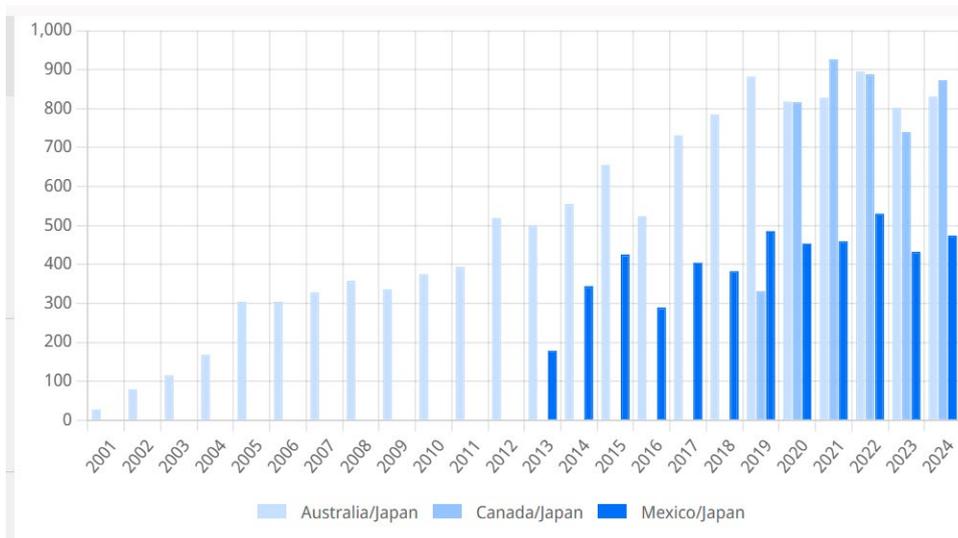
### 国際商標出願（マドリッド協定議定書）

指標：指定国＋事後指定国が、豪州、カナダ、メキシコであるもの

出願人の居住国：日本

<sup>1</sup> WIPO IP Statistics Data Center（WIPO ウェブサイト）

Intellectual property right: Madrid, Year range :2001 – 2024, Reporting type: Yearly statistics, Indicator :6 - Total designations in registrations and subsequent designations, Designated contracting party: Australia, Canada, Mexico, Country of holder: Total <https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid>（最終アクセス日：2025年3月7日）。



出典：WIPO IP Statistics Data Center<sup>2</sup>

(年毎に、棒グラフは左から、豪州、カナダ、メキシコの順に記載)

## 2. 協力規定関連

### (1) 特許に関する協力及び作業の共有：(CPTPP 第18・14条) 関連

CPTPP 協定では、締約国は、特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、特許の登録に係る自国の制度の質及び効率性を向上させること並びに自国の特許官庁の事務及び手順を簡素化し、及び合理化することの重要性を認める。

上記を踏まえて、締約国は、それぞれの特許官庁の間で他の締約国の調査及び審査の作業の共有及び利用を円滑にするために協力するよう努めることが規定され、この協力には、調査及び審査の結果を他の締約国の特許官庁が利用することができるようにすることを含めることができる。

#### (i) PPH

メキシコ、カナダ、豪州のそれぞれが、第2庁として行われたPPH請求数を調査した。3カ国いずれも、USPTO、EPO、JPO等を第1庁として特許出願の審査がなされた結果をPPHとして利用しており、CPTPPの交渉が始まった2010年頃から、おおむね増加傾向で推移し、最近数年間は一定数を維持している。データソースは、PPH Portal Statistics<sup>3</sup>である。

<sup>2</sup> WIPO IP Statistics Data Center (WIPO ウェブサイト)

Intellectual property right: Madrid, Year range :2001 – 2024, Reporting type: Yearly statistics, Indicator :6 - Total designations in registrations and subsequent designations, Designated contracting party: Australia, Canada, Mexico, Country of holder: Japan <https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>3</sup> PPH Portal Statistics (日本国特許庁ウェブサイト)

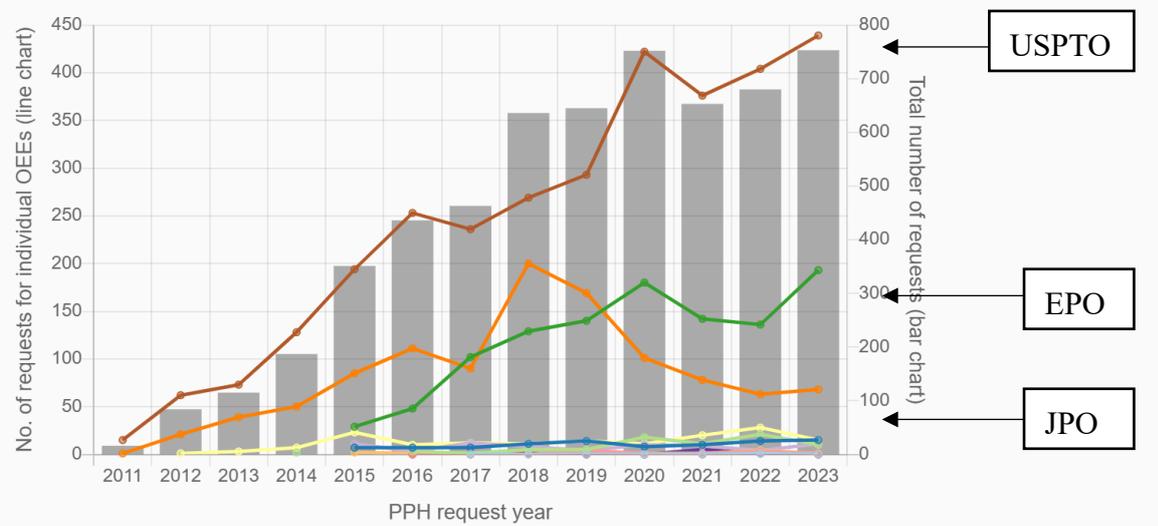
<https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/statistics.html>

Select the Office より、IMPI(Mexico)、CIPO(Canada)、IP Australia(Australia)を選択。

## メキシコ

### Number of PPH requests with IMPI (Mexico) as the Office of Later Examination (OLE)

Point the cursor to the dot on the line chart or the bar to see Office name and/or number of requests.



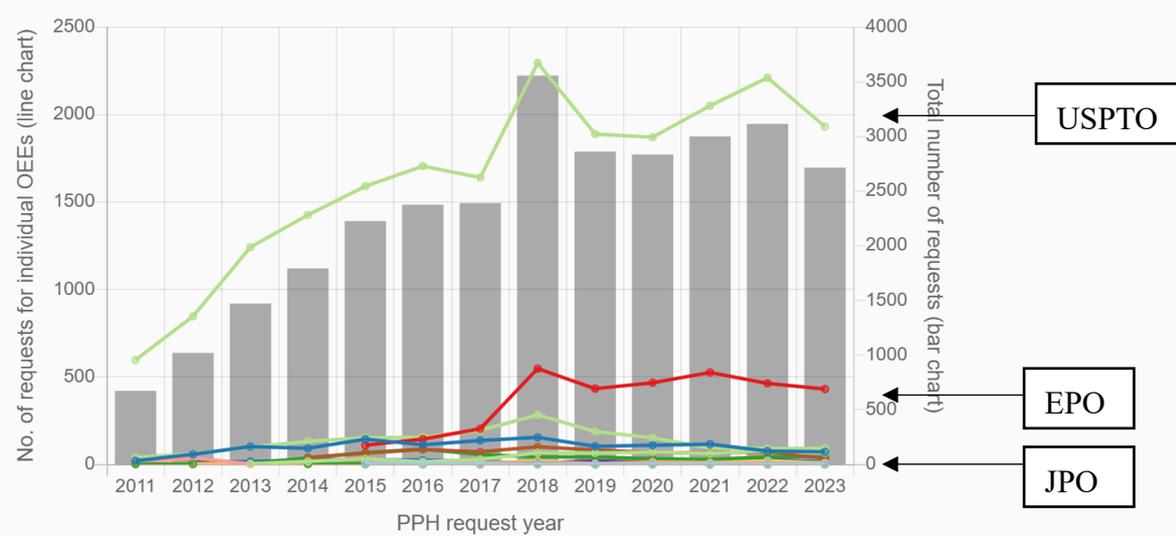
メキシコを第2庁としてPPHが請求された合計数（棒グラフ）とPPHを請求した第1庁のデータ（折れ線グラフ）を示す。第1庁の内訳は、以下の通りである。

2023年（全体753件）：USPTO（439件）、EPO（193件）、JPO（68件）

## カナダ

### Number of PPH requests with CIPO (Canada) as the Office of Later Examination (OLE)

Point the cursor to the dot on the line chart or the bar to see Office name and/or number of requests.



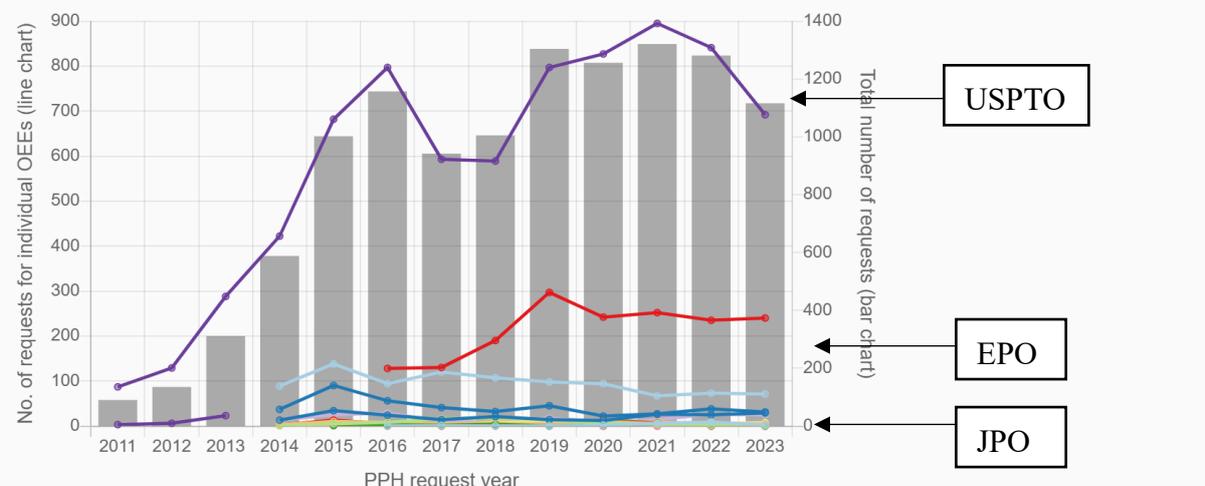
カナダを第2庁としてPPHが請求された合計数（棒グラフ）とPPHを請求した第1庁のデータ（折れ線グラフ）を示す。第1庁の内訳は、以下の通りである。

2023年（全体2,714件）：USPTO（1,931件）、EPO（430件）、JPO（92件）

## 豪州

### Number of PPH requests with IP Australia (Australia) as the Office of Later Examination (OLE)

Point the cursor to the dot on the line chart or the bar to see Office name and/or number of requests.



豪州を第2庁としてPPHが請求された合計数（棒グラフ）とPPHを請求した第1庁のデータ（折れ線グラフ）を示す。第1庁の内訳は、以下の通りである。

2023年（全体1,116件）：USPTO（692件）、EPO（240件）、JPO（71件）

### （ii）審査期間

## カナダ

カナダでは、審査請求から特許付与までの期間についてのみ、2013年以降の統計データが公開されている<sup>4</sup> <sup>5</sup>。CPTPPの交渉が行われていた2013年から、カナダが加入したCPTPPが発効した2018年の間に、審査請求から特許付与までの平均所要期間が10か月程度短縮されていることが分かる。

審査請求から特許付与までの平均所要期間											
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
所要期間(月)	42.7	40.3	38.8	36.7	33.6	32.0	31.1	31.1	30.8	32.5	31.1

## 豪州

現地法律事務所で入手可能なIP Australiaの大量特許データを用いた現地法律事務所の実地分析結果によれば、特許出願（または審査請求）から登録までの期間を、過去13年間のサン

<sup>4</sup> Patent statistics: 2023 to 2024, Figure 3: Average turnaround times for granting a patent after a request for examination (カナダ政府ウェブサイト)

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/canadian-intellectual-property-statistics/patent-statistics-2023-2024#turnaround> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

<sup>5</sup> Patent statistics: 2019 to 2020, Figure 3: Average turnaround times for granting a patent (カナダ政府ウェブサイト)

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/patent-statistics-2019-2020#Turnaround> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

プル年について示したデータでは、CPTPPの交渉が始まった2010年頃から、おおむね短縮傾向で推移していることが分かる。

年度	全分野平均 (月)	化学分野平均 (月)	電気分野平均 (月)	機械分野平均 (月)
2011	37	37	34	37
2015	25	26	23	25
2019	30	30	26	30

### 3. 商標に関する規定関連

#### (1) 保護の対象：(CPTPP 第18・18条) 関連

CPTPPでは、いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならないこと、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払うことが規定されている。

メキシコでは、音と匂いの商標は、2018年5月18日改正産業財産法の改正時に導入されている。カナダでは、音の商標は、2012年3月28日から認められており、匂いの商標は、2019年6月17日の改正商標法施行まで認められていなかった。豪州では、音と匂いの商標は、2010年2月24日改正商標法の時点で、導入されている。

メキシコでは、CPTPPの交渉が始まった2010年から2024年までに、音の商標は7件の出願が確認できたが、日本からの出願は確認できなかった。同時期に、匂いの商標の出願は確認できなかった。

カナダでは、CPTPPの交渉が始まった2010年から2024年までに、音の商標は124件の出願が確認できたが、日本からの出願は1件であった。同時期に、匂いの商標は9件の出願が確認できたが、日本からの出願は確認できなかった。

豪州では、CPTPPの交渉が始まった2010年から2024年までに、音の商標は104件の出願が確認できたが、日本からの出願は確認できなかった。同時期に、匂いの商標は9件の出願が確認できたが、日本からの出願は3件であった。

商標のタイプ：音

指定国：メキシコ

出願人の居住国：全世界

商標出願の期間：2010-2024

合計：7件

<input type="checkbox"/>	APPLICATION DATE	VALUE ↓
<input type="checkbox"/>	2014-02	1
<input type="checkbox"/>	2014-10	1
<input type="checkbox"/>	2018-06	1
<input type="checkbox"/>	2020-06	1
<input type="checkbox"/>	2020-08	1
<input type="checkbox"/>	2022-07	1
<input type="checkbox"/>	2023-11	1

出典：Global Brand Database<sup>6</sup>

商標のタイプ: 音

指定国: メキシコ

出願人の居住国: 日本

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 0件

WIPO

Help English IP Portal login

BRAND NAME BRAND LOGO **ADVANCED SEARCH** EXPLORE VIENNA ASSISTANT G&S EXPLORER REPORTS

Type: Trademark  
and:  
Feature: Sound  
and:  
Designation country: any of (MX) Mexico  
and:  
Application date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024  
and:  
Owner country code: all of (JP) Japan

Edit your search TMview

No results found! Results view Statistics view

出典：Global Brand Database<sup>7</sup>

商標のタイプ: 匂い

<sup>6</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (MX) Mexico, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日: 2025年3月7日)

<sup>7</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (MX) Mexico, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024, Owner country code: all of (JP) Japan

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日: 2025年3月7日)

指定国：メキシコ  
出願人の居住国：全世界  
商標出願の期間：2010-2024  
合計：0件

WIPO

Help English IP Portal login

BRAND NAME BRAND LOGO **ADVANCED SEARCH** EXPLORE VIENNA ASSISTANT G&S EXPLORER REPORTS

Type: Trademark  
and:  
Feature: Olfactory  
and:  
Designation country: all of (MX) Mexico  
and:  
Application date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

Edit your search TMview

No results found! Results view Statistics view

出典：Global Brand Database<sup>8</sup>

商標のタイプ：音  
指定国：カナダ  
出願人の居住国：全世界  
商標出願の期間：2010-2024  
合計：124件



<sup>8</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Olfactory, Designation country: all of (MX) Mexico, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日：2025年3月7日) .

出典：Global Brand Database<sup>9</sup>

商標のタイプ: 音

指定国: カナダ

出願人の居住国: 日本

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 1件

<input type="checkbox"/>	APPLICATION DATE	VALUE ↓
<input type="checkbox"/>	2017-10	1

出典：Global Brand Database<sup>10</sup>

商標のタイプ: 匂い

指定国: カナダ

出願人の居住国: 全世界

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 9件

<input type="checkbox"/>	APPLICATION DATE	VALUE ↓
<input type="checkbox"/>	2019-08	1
<input type="checkbox"/>	2019-09	1
<input type="checkbox"/>	2020-04	1
<input type="checkbox"/>	2021-03	1
<input type="checkbox"/>	2022-09	1
<input type="checkbox"/>	2023-02	1
<input type="checkbox"/>	2023-03	1
<input type="checkbox"/>	2024-01	1
<input type="checkbox"/>	2024-12	1

<sup>9</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (CA) Canada, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日: 2025年3月7日)

<sup>10</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (CA) Canada, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024, Owner country code: all of (JP) Japan

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日: 2025年3月7日)

出典：Global Brand Database<sup>11</sup>

商標のタイプ: 匂い

指定国: カナダ

出願人の居住国: 日本

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 0件

WIPO

Help English IP Portal login

BRAND NAME BRAND LOGO **ADVANCED SEARCH** EXPLORE VIENNA ASSISTANT G&S EXPLORER REPORTS

Type: Trademark  
and:  
Feature: Olfactory  
and:  
Designation country: all of (CA) Canada  
and:  
Owner country code: all of (JP) Japan  
and:  
Application date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

Edit your search TMview

No results found! Results view Statistics view

出典：Global Brand Database<sup>12</sup>

商標のタイプ: 音

指定国: 豪州

出願人の居住国: 全世界

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 104件

<sup>11</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Olfactory, Designation country: all of (CA) Canada, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日: 2025年3月7日) .

<sup>12</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Olfactory, Designation country: all of (CA) Canada, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024, Owner country code: all of (JP) Japan

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日: 2025年3月7日) .



出典：Global Brand Database<sup>13</sup>

商標のタイプ: 音

指定国: 豪州

出願人の居住国: 日本

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 0件

The screenshot shows the WIPO Global Brand Database search results page. The search criteria are: Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (AU) Australia, Owner country code: all of (JP) Japan, Application date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024. The results show "No results found!".

出典：Global Brand Database<sup>14</sup>

<sup>13</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (AU) Australia, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日: 2025年3月7日)

<sup>14</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (AU) Australia, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024, Owner country code: all of (JP) Japan

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日: 2025年3月7日)

商標のタイプ: 匂い  
指定国: 豪州  
出願人の居住国: 全世界  
商標出願の期間: 2010-2024  
合計: 9件

<input type="checkbox"/>	APPLICATION DATE	VALUE ↓
<input type="checkbox"/>	2012-09	3
<input type="checkbox"/>	2014-08	2
<input type="checkbox"/>	2010-10	1
<input type="checkbox"/>	2011-09	1
<input type="checkbox"/>	2014-12	1
<input type="checkbox"/>	2017-07	1

出典: Global Brand Database<sup>15</sup>

商標のタイプ: 匂い  
指定国: 豪州  
出願人の居住国: 日本  
商標出願の期間: 2010-2024  
合計: 3件

<input type="checkbox"/>	APPLICATION DATE	VALUE ↓
<input type="checkbox"/>	2012-09	3

#### 4. 意匠に関する規定関連

##### (1) 意匠の制度の改善: (CPTPP 第 18・56 条) 関連

CPTPPでは、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定締結に十分な考慮を払うことの重要性を認めることが規定されている。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定のメキシコ、カナダの締結日は、以下の通りである。豪州はまた締結していない。

メキシコ: 2020年3月6日

<sup>15</sup> Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Olfactory, Designation country: all of (AU) Australia, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

[https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22\\_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22\\_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&\\_=1739411437569](https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569) (最終アクセス日: 2025年3月7日) .

カナダ：2018年7月16日

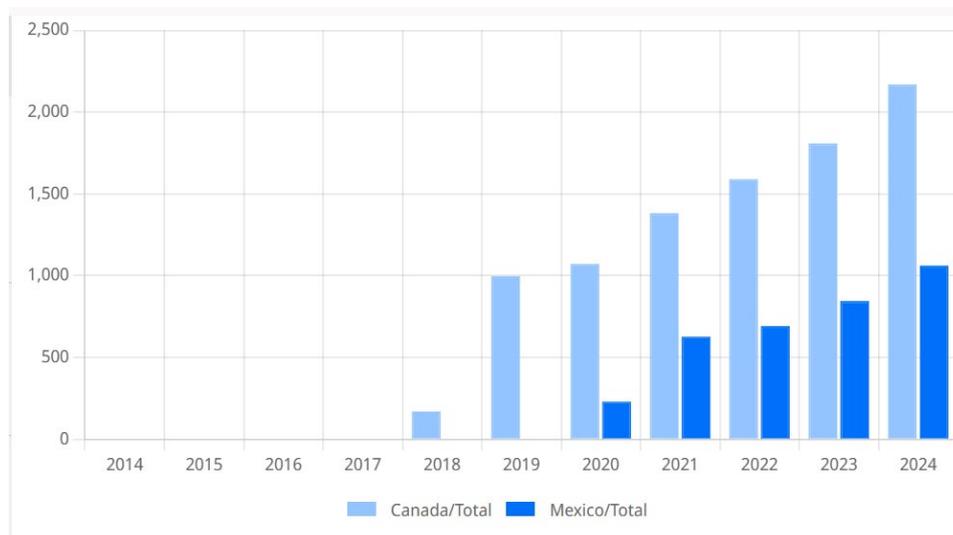
豪州：未締結

ハーグ協定ジュネーブ改正協定を利用したメキシコ、カナダへの日本からの年間出願数は、おおむねメキシコに10-20件、カナダにそれぞれ30-50件である。CPTPPに加入した2018年以降に、メキシコ、カナダは、ハーグ協定ジュネーブ改正協定を締結しており、ハーグ協定ジュネーブ改正協定を利用した出願数は、おおむね増加傾向であることが分かる。

### 国際意匠出願（ハーグ協定ジュネーブ改正協定）

出願国：カナダ、メキシコ

○出願人の居住国：加盟国全体



出典：WIPO IP Statistics Data Center<sup>16</sup>

（年毎に、棒グラフは左から、カナダ、メキシコの順に記載）

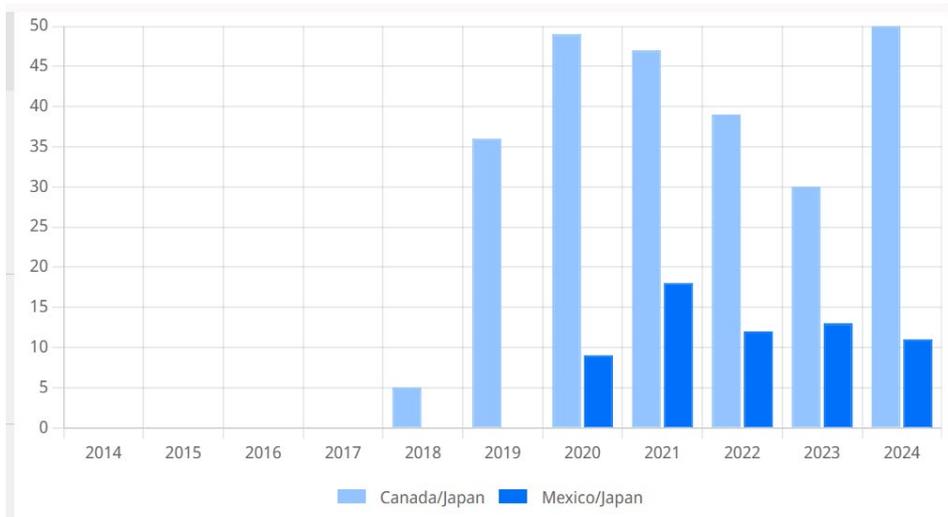
### 国際意匠出願（ハーグ協定ジュネーブ改正協定）

出願国：カナダ、メキシコ

○出願人の居住国：日本

<sup>16</sup> WIPO IP Statistics Data Center（WIPO ウェブサイト）

Intellectual property right: Hague, Year range :2014 – 2024, Reporting type: Yearly statistics, Indicator :7 - Applications by designated office, Designated contracting party: Canada, Mexico, Country of holder: Total  
<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/hague>（最終アクセス日：2025年3月7日）。



出典：WIPO IP Statistics Data Center<sup>17</sup>

(年毎に、棒グラフは左から、カナダ、メキシコの順に記載)

### 第3節 国内企業へのアンケート調査

メキシコ、カナダ、豪州のCPTPP知財章（産業財産権制度、及び、国境措置に係る部分）の履行状況や評価、及び、メキシコ、カナダ、豪州のCPTPP知財章に対応する知財保護の状況に関する情報や評価を収集・分析することを目的として、CPTPPの実施状況について、国内企業向けアンケート調査を実施した。

#### 1. アンケート調査の概要

- ・アンケート期間：令和6年10月4日～11月8日
- ・アンケート送付先と回答率：
  - ① インターネットなどから得られた公開情報に基づき、メキシコ、カナダ、豪州での事業実績があると予想される企業65社
  - ② 2010年以降にメキシコ、カナダ、豪州での特許権、意匠権、商標権の侵害訴訟或いは無効訴訟の経験がある企業29社（①で選定された企業等を除く）
  - ③ メキシコ、カナダ、豪州の知財庁HPの情報から、特許、意匠、商標の出願数ランキングで上位にランクされていることが記載されている、または、新しい商標（音、匂い）を出願している企業10社（①、②で選定された企業等を除く）
    - ・104者の企業を対象にアンケートを送付し、49者から回答を得た（回答率47%）
    - ・回答を得た主たる業種は、機械・電気機械・情報通信機械・電子デバイスが最も多く（約27%）、次いで医薬品（約20%）、輸送機械（約14%）であった。
- ・回答方法：Web上での回答、メールによる回答、書面による郵送

<sup>17</sup> WIPO IP Statistics Data Center（WIPO ウェブサイト）

Intellectual property right: Hague, Year range :2014 – 2024, Reporting type: Yearly statistics, Indicator :7 - Applications by designated office, Designated contracting party: Canada, Mexico, Country of holder: Japan  
<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/hague>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

・質問内容

質問A 回答者の属性等に関する質問

質問B メキシコ、カナダ、豪州における事業状況と事業形態に関する質問

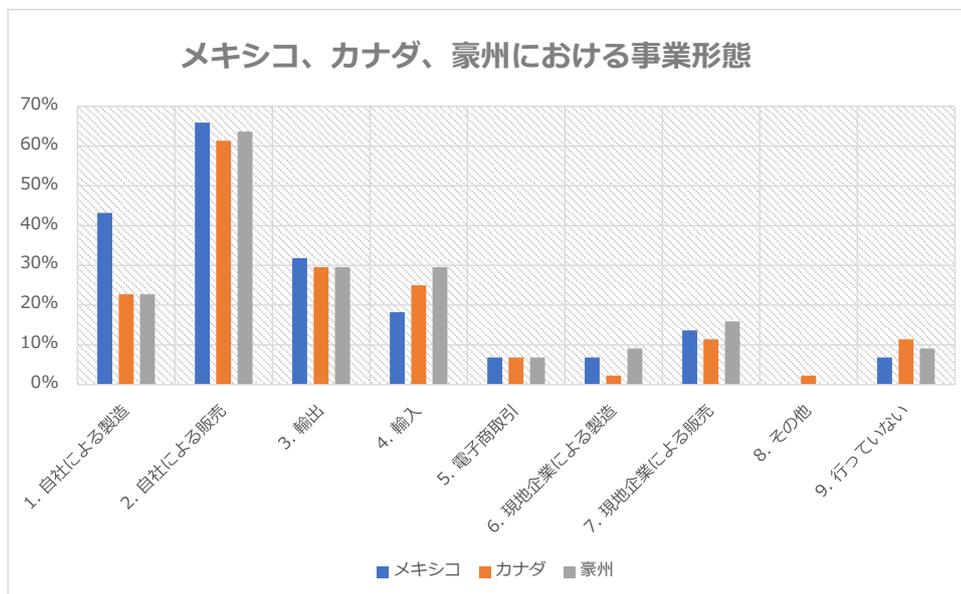
質問C メキシコ、カナダ、豪州における特許・意匠・商標の出願に関する質問

質問D メキシコ、カナダ、豪州における知財活動等に関する質問

## 2. アンケート調査の結果

### (1) メキシコ、カナダ、豪州における事業状況と事業形態

- ・事業形態で最も多いのは、自社による販売（約60%）
- ・カナダ（約20%）、豪州（約20%）と比較して、メキシコ（約40%）は自社による製造が多い。



回答企業数に占める各事業形態の割合/複数回答可

（項目毎に、棒グラフは左から、メキシコ、カナダ、豪州の順に記載）

### (2) メキシコ、カナダ、豪州における特許・意匠・商標の出願

2014～2018年の出願数の合計に対して、2019～2023年の合計出願数の変動は以下の通りである。

- ・3カ国の特許・意匠・商標のいずれも、「3.ほぼかわらない (0～±10件)」が最も多かった。
- ・3カ国いずれも、ほぼかわらないと回答した比率は、意匠→商標→特許の順に高かった。

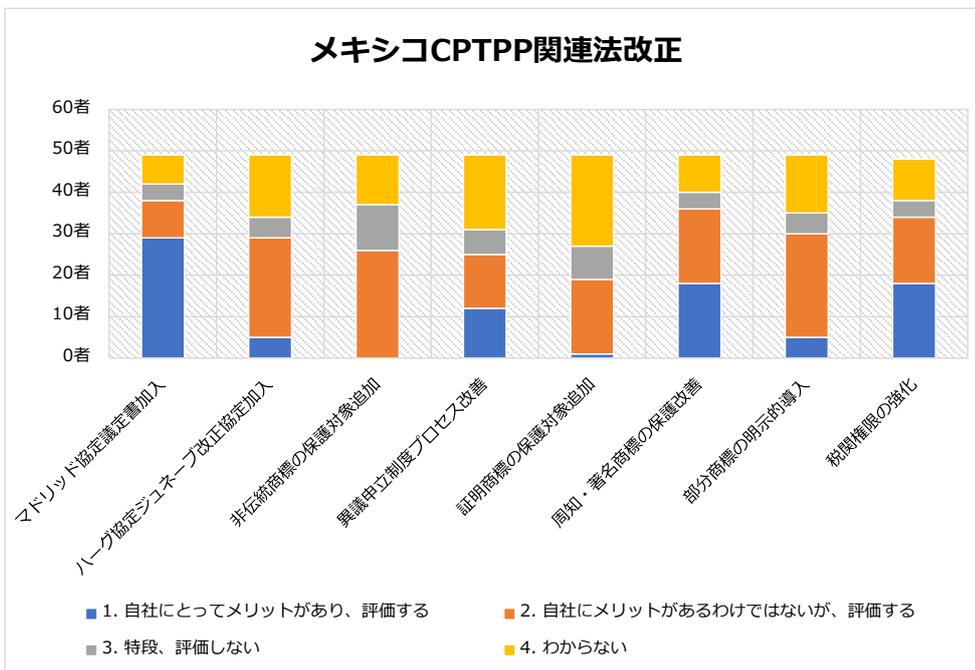
### 3. ほぼかわらない (0~±10件) の回答割合

	特許	意匠	商標
メキシコ	77%	93%	85%
カナダ	68%	93%	80%
豪州	63%	91%	83%

#### (3) メキシコにおける CPTPP 関連の法改正への評価

メキシコでは、CPTPPと整合を取るため、条約への加入、商標の規定（2018年）、意匠の規定（2020年）、関税法（2018年）が改正された。

自社にとってメリットがあり評価するとの回答は、マドリッド協定議定書加入（29者）、周知・著名商標保護プロセス改善（18者）、税関権限の強化（18者）、異議申立制度プロセスの改善（12者）の順に多かった。



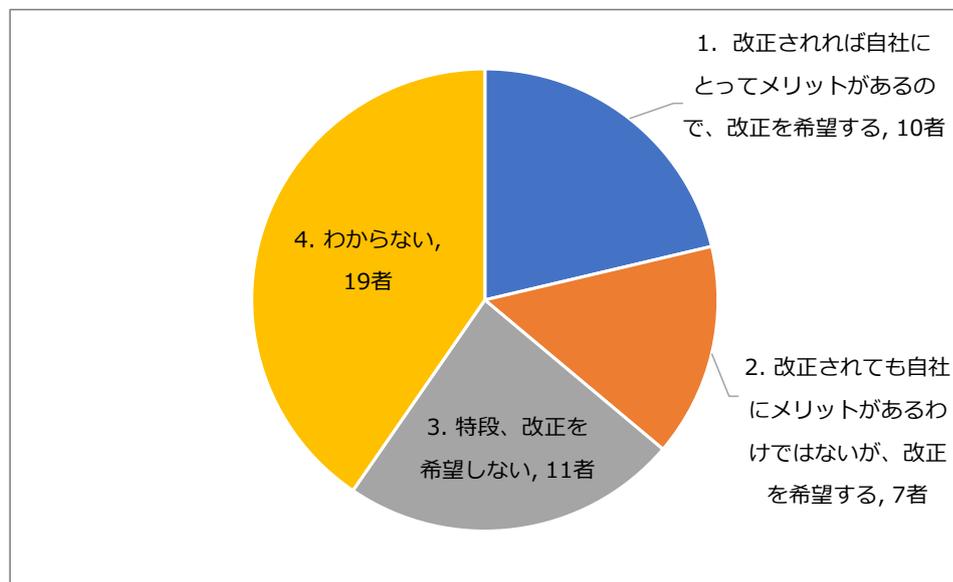
（項目毎に、棒グラフは下から順に、「自社にとってメリットがあり、評価する」、「自社にメリットがあるわけではないが、評価する」、「特段、評価しない」、「わからない」の順に記載）

#### (4) メキシコにおける CPTPP 関連の法改正への要望

メキシコでは、現行の産業財産権法には、医薬品の販売承認の手続きの結果として生じ

た特許期間の不合理な短縮について、特許権者に補償するための権利期間の調整（CPTPP第18・48条：凍結条項）に関する規定はない。

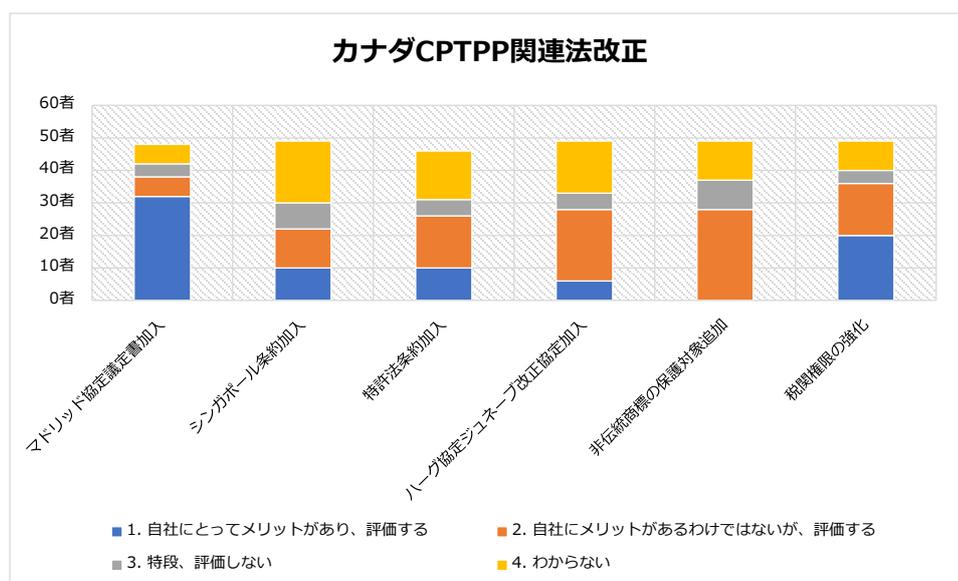
改正されれば自社にとってメリットがあるので、改正を希望すると回答したのは10者で、そのうち9者は、業種が医薬品業であった（医薬品業の全回答者は10者）。



#### (5) カナダにおける CPTPP 関連の法改正への評価

カナダでは、CPTPPと整合を取るため、条約への加入（2018、2019年）、商標法（非伝統的商標導入：2019年）が改正された。また、税関権限の強化のため、商標法、著作権法（2015年）が改正された。

自社にとってメリットがあり評価するとの回答は、マドリッド協定議定書加入（32者）、税関権限の強化（20者）、シンガポール条約加入、特許法条約加入（ともに10者）の順に多かった。



（項目毎に、棒グラフは下から順に、「自社にとってメリットがあり、評価する」、「自社にメリットがあるわけではないが、評価する」、「特段、評価しない」、「わからない」の順に

記載)

## (6) メキシコ、カナダ、豪州における模倣品被害・訴訟経験

- ・知的財産関係（特許、意匠、商標、著作権）で模倣品・海賊版による被害の経験は、カナダ、豪州、メキシコの順に多かった（全回答者は49者）。
- ・知的財産関係（特許、意匠、商標、著作権）で訴訟経験は、カナダ、豪州、メキシコの順に多かった（全回答者は49者）。

	模倣品・海賊版による被害を経験	知的財産権を巡る紛争や訴訟を経験
メキシコ	11者	4者
カナダ	15者	8者
豪州	12者	5者

## (7) マドリッド議定書加盟による効果（カナダ）：クロス分析-その1

カナダのマドリッド協定議定書への加入（2019年）により、マドリッド協定議定書を利用するようになった企業の商標出願数がどのように変動したのかを分析する目的で、以下のクロス分析を行った。

質問：2019年のマドリッド協定議定書への加盟以後、国際出願を利用してカナダに商標登録出願をした経験がありますか。

に対して、全ての回答者を回答群1、「はい」と回答した回答者を回答群2とした。

回答群1（全体：回答者数49） 回答群2（はい：回答者数26）

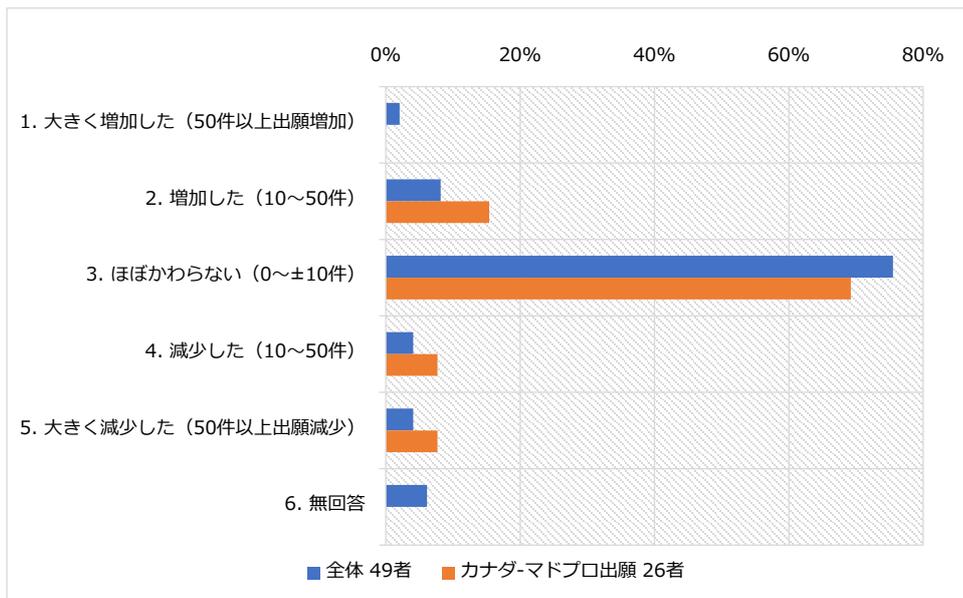
回答群1と2のそれぞれについて、以下の質問に対する回答1～6の比率を算出した。

カナダの商標に関する質問：

2014～2018年の出願件数の合計に対して、2019～2023年の合計出願数の変動を以下の選択肢から回答してください。

1. 大きく増加した（50件以上出願増加）
2. 増加した（10～50件）
3. ほぼ変わらない（0～±10件）
4. 減少した（10～50件）
5. 大きく減少した（50件以上出願減少）
6. 無回答

マドリッド協定議定書を利用した経験のある企業の回答群2と回答者全体の回答群1を比較すると、回答群2は、2019年前と比べて2019年以後の出願数が増加した企業の割合がやや増えた一方で、出願数が減少した企業の割合もやや増加しているという結果となった。



(項目毎に、棒グラフは上から順に、「全体49社 (回答群1)」、「カナダでマドリッド協定議定書を利用した経験のある26者 (回答群2)」の順に記載)

#### (8) マドリッド協定議定書加盟による効果 (カナダ) : クロス分析-その2

カナダのマドリッド協定議定書への加入 (2019年) により、マドリッド協定議定書を利用するようになった企業の事業規模がどのように変動したのかを分析する目的で、以下のクロス分析を行った。

質問：2019年のマドリッド協定議定書への加盟以後、国際出願を利用してカナダに商標登録出願をした経験がありますか。

に対して、回答者数全体を回答群1、「はい」と回答した回答者を回答群2とした。

回答群1 (全体：回答者数 49) 回答群2 (はい：回答者数 26)

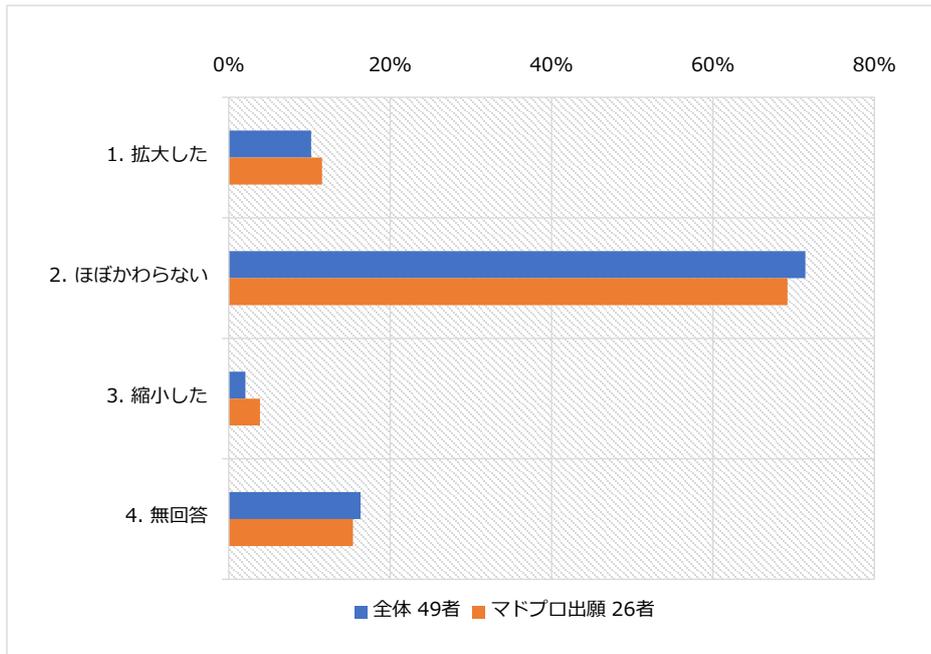
回答群1と2のそれぞれについて、以下の質問に対する回答1~4の比率を算出した。

カナダの商標に関する質問：

2014~2018年の事業の規模に対して、2019~2023年の事業規模の変動を以下の選択肢から回答してください。

1. 拡大した
2. ほぼ変わらない
3. 縮小した
4. 無回答

マドリッド協定議定書を利用した経験のある企業の回答群2と回答者全体の回答群1を比較すると、回答群1と回答群2は、回答1~4の割合がほぼ同じという結果となった。



(項目毎に、棒グラフは上から順に、「全体49社 (回答群1)」、「カナダでマドリッド協定議定書を利用した経験のある26者 (回答群2)」の順に記載)

#### 第4節 国内企業へのヒアリング調査

第3節の国内企業へのアンケート調査によって得られた回答を分析し、回答した49者のうちの6者について、更に詳細な情報の収集を目的として、ヒアリング調査を実施した。

##### 1. ヒアリング調査の概要

- ・ヒアリング実施期間：令和6年12月18日～令和7年1月28日
- ・ヒアリング対象企業  
アンケート結果を参考にして以下の業種から6者のヒアリングを実施した。
  - ・機械・電気機械器具・情報通信機械器具
  - ・医薬品
  - ・鉄鋼・非鉄金属・金属製品

##### 2. ヒアリング調査の結果

###### (1) マドリッド協定議定書を利用する出願のメリットとデメリットについて

###### 回答 (メリット)

###### (a) コストメリット (複数者からの回答あり)

- ・各国に個別出願するよりかなり安い。
- ・多数の国 (10カ国以上) の出願時や、拒絶通報がない場合に、現地代理人費用が抑制される。

- ・拒絶されなければ、1回の手続きで安いコストで出願できること。
  - ・4, 5 カ国以上出願する場合、マドリッド協定議定書の方が直接出願するよりも明らかに安いという感触は持っている。
- (b) 簡便な手続き（複数者からの回答あり）
- ・国際登録されれば、その後の国内審査がない国があるので、手続きが若干楽になるが、体感的に業務量が減ったというほどの感覚はない。
  - ・様式・言語の統一、更新管理の一元化等。
  - ・手続が簡単かつ比較的早期に権利化できる。
- (c) カナダでのニース分類の採用（複数者からの回答あり）
- ・カナダのマドリッド協定議定書加入により、ニース分類による管理が可能になった。
- (d) 事後指定による出願国の追加が可能。

### 回答（デメリット）

- (a) セントラルアタックのリスク（複数者からの回答あり）
- ・セントラルアタックのリスク低減のため、第一国（日本）で権利化後に出願するので、権利化まで時間がかかる点。
  - ・（一般論として）セントラルアタックのリスク。
  - ・一旦セントラルアタックという形で影響を受けてしまうと、随伴性をデメリットとして感じている。基礎出願で拒絶されるリスクが高いと、マドリッド協定議定書を使わないという選択にもなりかねない。
- (b) 現地代理人不関与による不測の事態発生時の対応。
- (c) マドリッド協定議定書に加入していても、アフリカの多くの国では国際登録商標に対応する法整備がされておらず、権利取得において直接出願との先後願の取り扱いがあいまいで、（本来先願であるべき）自社の出願が後願とされた事例があった。

### 回答（その他）

- (a) マドリッド協定議定書の利用について
- ・自社のロゴの保護に利用している。
  - ・出願国がほぼ決まっているので、出願国対象国がマドリッド協定議定書に加入しているかどうかに関わらず、出願国を変えることは基本的にない。マドリッド協定議定書未加入国は、直接出願している。
  - ・マドリッド協定議定書に加盟した国が増えていけば、マドリッド協定議定書で出願するし、加盟していない国で必要な国があれば、直接出願する。コストを下げたいので、マドリッド協定議定書で出願できる国はマドリッド協定議定書を使いたい。
  - ・マドリッド協定議定書を利用したことを理由とする出願国数の変化はない。ビジネスで必要な国に出願するという考えのもとで出願している。個別出願で権利を維持していた国がマドリッド協定議定書に加入したら、権利をマドリッド協定議定書に差し替えることは行っている。
- (b) マドリッド協定議定書を利用しない場合について
- ・各国に直接出願するのは、早期権利化の場合と事業展開が当該国に限定される場合などがある。

・権利行使の際、マドリッド協定議定書を利用した出願と直接出願の違いはないが、模倣品業者が明確な場合等は、権利行使を念頭に当該国に個別出願（言語や指定商品を特定）を行うことがある。

・マドリッド協定議定書の 12 ヶ月、18 ヶ月の期限が、（権利化のタイミングの観点から）やや長いというところがあり、非常に迅速な権利化手続きを行っている国では、直接出願を行うことによって、早いタイミングでの権利化することもある。そのような場合は、マドリッド協定議定書を使わないことがある。

・中国は、マドリッド協定議定書で出願すると、商標登録証が発行されない場合があるということを知ったことがある。模倣品対策や摘発等をやる際に、商標登録証の写しを要求されることがあるので、直接出願をする方がよいかも考えている。（類似の回答あり）

#### (c) その他

・最近では効率的な出願を行う戦略で、実際に使用する権利に絞って出願する傾向がある。今回の 3 カ国で出願数が減少しているのは、出願戦略の変化によるもので、国毎の重要性が変化しているわけではない。

・マドリッド協定議定書を利用するメリットがデメリットを上回ると評価している。

### (2) PLT（特許法条約）、STLT（商標法条約）加入による効果・メリットについて

#### 回答（全般）

・PLT、STLT 加入による手続簡素化等が、マドリッド協定議定書等の加盟国が増えていくことにつながるということに関連するとすれば、1 つの大きなメリットと思われる。

・権利の回復制度は、年金支払期限を徒過した場合の救済措置として、特許権利者にとって大変有難いと感じているが、カナダでは所定要件が従来よりも厳しくなったと理解しており<sup>18</sup>、改善の余地があると思う。

・一般論として、PLT では、言語に指定がないという点で出願しやすいという点、文章や図面の欠落があった時に補完可能等の救済措置がある点は助かる。

・STLT は標章の対象として音商標の追加があるが、当社はあまりメリットを実感しない。しかし、新しいタイプの商標が追加された点は、全体的に見ると、戦略が広がるという意味ではメリットと思われる。電子出願制度に対応いただけるという点、消滅した権利の回復等の救済措置も取られている点は、何かあった時には利用できるなという意味で、今後メリットが受けられるかもしれない。

・特に現状で、メリットを感じているということはない。今のところ、維持年金の払い忘れ等での救済を利用した実績は、特許、商標含めてない。（複数者から回答あり）

・メキシコや豪州における PLT 加盟に伴う国内法改正によりメリットを受けたことはない。

### (3) 非伝統的商標によるビジネス戦略の変化について

#### 回答（全般）

<sup>18</sup> カナダ特許法及び特許規則改正（弁理士法人 R&C ウェブサイト）  
<https://www.rc-iplaw.com/jp/ip/news/detail/225>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

- ・音、動き、ホログラム商標、色彩のみ、香り、味、触覚、肌触りのようないろいろなタイプの商標が増えてきているという点では、戦略の幅は広がっていくと感じている。
- ・事業活動上、あまり非伝統的商標を活用していく意向がなく、特にビジネス戦略に変化はない。(複数者から回答あり)
- ・非伝統的商標が認められた、認められていない、によって、ビジネス側の戦略が大きく変わることはない。将来、音の商標出願の機会はあるかもしれないが、現状はない。
- ・音や匂い等の新しいタイプの商標を活用した保護事例が乏しい。

#### (4) 周知・著名商標の保護について

##### 回答(全般)

- ・社名やそのロゴは、将来使用する可能性が否定できない分野もあるため、幅広い範囲で権利維持している。
- ・具体的に模倣品対策等で周知・著名商標を活用した経験があるわけではないが、周知・著名商標の保護をメキシコが法改正できちんと対応したところは、世界標準に一步近づいたと評価している。

#### (5) ハーグ協定のジュネーブ改正協定を利用した意匠出願を行うことによるメリット・デメリットについて

##### 回答(メリット)

###### (a) 手続簡素化

- ・国際事務局への一つの出願手続で、複数の指定国に出願した場合と同等の効果が得られる。また、一つの国際出願に最大 100 までの意匠を含めることが可能。

###### (b) 権利管理簡便化

- ・国際登録の権利は国際事務局において一元管理されるため、存続期間(5年)の更新や、国際登録の変更に際して、各指定国への手続が省略可能。

###### (c) 経費節減:(複数者から回答あり)

- ・現地代理人への出願手続依頼は任意であるため、出願時コストを削減可能。
- ・コストが安く、同じ権利を取れること。

###### (d) 迅速審査

- ・各指定国が拒絶の理由を発見した場合、国際公表から 6 月(又は、締約国の宣言によって 12 月)以内に国際事務局に対して、拒絶の通報を送付しなければならないため、国際公表から遅くとも 12 ヶ月以内には審査結果を得ることが可能。

##### 回答(デメリット)

###### (a) 意匠の内容公表

- ・原則、国際登録日(通常は出願日)から 12 か月後に国際意匠公報が発行されるため、登録の可否に関わらず、意匠の内容が公表される。

###### (b) 拒絶通報の内容公表

・各指定国で出された拒絶通報の内容が公表されるため、ある指定国の審査結果が他の指定国の審査に影響を与える可能性がある。

(c) 使用可能な言語

・使用できる言語は、英語、フランス語又はスペイン語に限られているため、日本語での出願不可。

(d) 各指定国における事情の違い

・明細書不備、図面不備、保護付与声明不発行、選択／限定要求等が指定国毎に異なる点。  
・願書1通に添付できる図面が1種類しかないこと。各国で図面の運用が異なっていて、ある国では通用する図面を添付したときに、ある国では方式で拒絶されてしまうことがある。方式の段階で代理人費用がかかってしまうと、メリットと思っていたコストメリットを喪失しかねない。

## (6) 模倣品被害の実態・税関取締りの現状と課題について

### 回答（全般）

・模倣品対策の中心は中国であり、メキシコ、カナダ、豪州とは対応のレベルが異なる。  
・メキシコ、カナダ、豪州で模倣品流通を確認したことはあるが、他の途上国、新興国、アメリカや、日本と比べると、数量が非常に少ないので、あまり積極的に対策をしている国ではない。  
・中国とか東南アジア等で、我々の商標を侵害した海賊版製品の取締りに苦慮しているところがあり、カナダ、メキシコ、豪州等で苦労したことがあまりないことから、改善要望が特にあるわけではない。  
・カナダ、メキシコ、豪州については、弊社では税関取締りについては被害を把握していないので、改善要望についても特に意見はない。

### 回答（メキシコ）

・模倣品が見つかり、税関からご連絡がきたことが若干ある。特に税関に事前に商標登録をしたり、税関と関係性を良くするようなことは、特には実施していない。  
・税関で対処する時に、刑事訴訟が要請される。刑事訴訟は、ユーザー側に負荷がかかる対応が必要なので、より簡便な手続きが望ましい。  
・模倣品の水際取締りの件数が増えたか否かのデータは持っていないが、税関の権限が強化されたのは良い。

### 回答（カナダ）

・北米で自社のロゴを無断で使用されている例は把握しているが、現時点で特段の対応はしていない。税関で差し止められるようになると助かる。  
・模倣品の水際取締りの件数が増えたか否かのデータは持っていないが、税関の権限が強化されたのは良い。

## 第5節 国内法律（特許）事務所へのアンケート調査

第3節の国内企業へのアンケート調査、第4節 国内企業へのヒアリング調査を通じ、CPTPP加盟に関連して取られた措置に対する評価やそれらが企業の知財活動に与えた影響、効果について得られた結果を踏まえ、日本企業のメキシコ、カナダ、豪州における知的財産活動に携わってきた国内法律（特許）事務所に対して、企業の立場とは少し異なる立場からの情報の収集を目的として、アンケート調査を実施した。

## 1. アンケート調査の概要

- ・アンケート実施期間：令和7年2月19日～令和7年3月4日
- ・アンケート対象法律（特許）事務所  
インターネットなどから得られた公開情報に基づき、メキシコ、カナダ、豪州での活動実績があると予想される国内法律事務所及び国内特許事務所。

## 2. アンケート調査の結果

### (1) CPTPP加盟後のメキシコ、カナダにおける知財保護環境の変化に関する評価について

特段の改善は感じない。(メキシコ)  
わからない。(カナダ)

### (2) メキシコ、カナダのマドリッド協定議定書への加入についての日本企業の評価や出願行動の変化について

メキシコ、カナダについては、「日本企業にとってメリットがあり、評価する」との回答が得られ、カナダについては「カナダのマドリッド協定議定書への加入したことにより、カナダに商標登録出願がしやすくなった。」との意見があった。

### (3) メキシコ、カナダがマドリッド協定議定書に加入したことによる日本企業のメリット、デメリット

メリットとしては、以下の意見があった。

- ・現地代理人を介しないことによる費用軽減。(メキシコ)
- ・手続きの簡便性。(メキシコ)
- ・費用軽減のほか、手続きの簡便性が増した。(カナダ)

デメリットとしては、以下の意見があった。

- ・セントラルアタックのリスク。(メキシコ)
- ・現地代理人を介しないため、ミスがあった場合にアドバイスが得られない。(メキシコ)

・現地代理人を介さず出願できることより、指定商品・役務についてカナダの登録要件に合わない場合があっても、出願人が気づくことができない。(カナダ)

#### (4) メキシコ、カナダのハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入についての日本企業の評価や出願行動の変化について

日本企業の立場からの評価としては、メキシコについては、「日本企業にとってメリットがあり、評価する」との意見があった。カナダについては、「わからない」との回答であった。

日本企業の出願行動の変化については、特に意見は得られなかった。

#### (5) メキシコ、カナダがハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入したことによる日本企業のメリット、デメリットについて

メリットとしては、以下の意見があった。

- ・費用軽減。(メキシコ)
- ・費用軽減。制度になじみがあり、出願が楽である。(カナダ)
- ・費用軽減のほか、手続きの簡便性が増した。(カナダ)

デメリットとしては、以下の意見があった。

- ・添付できる図面が1種類であること。(メキシコ)
- ・特になし。(カナダ)

#### (6) メキシコが2018年5月18日、CPTPPと整合を取るために行った、産業財産権法の改正における、日本企業の立場からの評価について

日本企業の立場から特に評価できると考えられる改正項目としては、異議申立制度のプロセスの改善と周知商標・著名商標の保護プロセスの改善が挙げられ、「日本企業にとって必ずしも明確でなかった手続きや周知商標の保護について、明確な指針が与えられた点が評価できる。」との意見があった。

#### (7) メキシコが2018年6月25日、CPTPPと整合を取るために行った、関税法の改正における、日本企業の立場からの評価について

「日本企業にとってメリットがあり、評価する」との意見があった。

#### (8) カナダが2019年6月17日、CPTPPと整合を取るために行った、商標法の改正における、日本企業の立場からの評価について

「日本企業にメリットがあるわけではないが、評価する」との意見があった。

## (9) カナダが 2015 年 1 月 1 日、模倣品・海賊版取締強化のために行った、商標法、著作権法の改正における、日本企業の立場からの評価について

「日本企業にとってメリットがあり、評価する」との意見があった一方で、「わからない」という意見もあった。

### 第 6 節 客観的なデータを用いた「CPTPP 知財章の導入が経済・知財保護環境に与える効果」分析方法の予備的、試行的検討

CPTPP 知財章の導入が経済・知財保護環境に与える効果を検討するにあたり、上記の第 3 節、第 4 節、第 5 節では、アンケートやヒアリングにより、主として企業の視点に立った主観的な評価、分析をおこなった。

加えて、客観的なデータを使って経済効果や知財環境保護の効果を経済学的に分析することが可能になれば、より充実した効果分析を行うことが可能になるとともに、今後の二国間・地域的な経済連携協定の効果分析にも資すると考えられるので、委員のアドバイス、ご意見も踏まえながら、以下のような予備的、試行的な検討をおこなった。

具体的に、分析対象としては、今回の対象である CPTPP 知財章のなかでは、マドリッド協定議定書加入の効果が、比較的わかりやすいこと、関連するデータの収集が比較的容易と考えられることから、まずはマドリッド協定議定書加入の効果について、客観的なデータを用いた分析方法を検討することとした。

分析の指標としては、国内商標出願と同じ出願を外国に出願したことによる日本企業の収益等（日本企業の輸出願、現地法人の収益など）の変化を、指標とすることとした。

#### 方法：

商標重要産業と非重要産業を、マドリッド協定議定書加入前時点の 1 社あたり商標出願数で特定し、マドリッド協定議定書加入前後の現地売上高の変化を、加入国における商標重要産業と商標非重要産業の間、及び、商標重要産業におけるマドリッド協定議定書加入国と非加入国の間で比較する。

#### データソース：

- ・知的財産活動調査<sup>19</sup>（業種別・国内商標出願件数）
- ・海外事業活動基本調査<sup>20</sup>（業種別 現地法人売上高）

海外事業活動基本調査を確認したところ、豪州は、集計企業数のデータがない年度が散見されたため、メキシコ、カナダのうち、まずはメキシコを対象として検討してみることにした。

<sup>19</sup> 知的財産活動調査 年度別調査結果の統計表より（日本国特許庁 HP）

[https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/chizai\\_katudo/2023/toukei.html](https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/chizai_katudo/2023/toukei.html)（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

<sup>20</sup> 海外事業活動基本調査 年次別調査結果 現地法人に関する集計表 売上高より（e-Stat 政府統計の総合窓口ウェブサイト）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00550120&kikan=00550&tstat=000001011012>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

## 1. 商標重要産業と非重要産業の特定

知的財産活動調査の「業種別出願件数階級別の産業財産権制度の利用状況について－商標登録出願又は更新申請－」のデータを用いた。時期は、メキシコのマドリッド協定議定書加入の2012年11月19日の1年前の2011年とした。

商標重要産業の指標：海外事業活動基本調査での業種分類方法（医薬品の分類なし）とデータ充実度（食料品、繊維・パルプ、鉄鋼・非金属、金属製品、業務用機械、建設業は、データがない年度が多い）を考慮して、1社あたり出願数の多い産業を商標重要産業、1社あたり出願数の少ない産業を商標非重要産業とする。

id	2011年	N	1社あたり	総数
5	化学工業	216	14.8	3190
2	食品製造業	179	14.2	2549
3	繊維・パルプ・紙製造業	57	14.1	802
4	医薬品製造業	77	13.9	1073
13	その他の製造業	203	6.7	1359
10	電気機械製造業	328	4.9	1598
6	石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	198	4.5	897.5
12	業務用機械器具製造業	89	4.4	390
14	情報通信業	128	4.2	543
15	卸売・小売等	353	3.9	1393
1	建設業	128	3.4	440.9
16	その他の非製造業	242	3.4	817.6
7	鉄鋼・非鉄金属製造業	82	3.3	274.4
11	輸送機械製造業	129	3.2	418
8	金属製品製造業	112	2.3	262
9	機械製造業	205	1.7	345
18	個人・その他	157	1.0	156
17	教育・TLO・公的研究機関・公務	236	0.6	144
	全体	3119	5.3	16652.4

上記データを検討した結果、今回の分析では、化学工業を商標重要産業、輸送機械製造業を商標非重要産業として採用した。

## 2. マドリッド協定議定書加入前後の1社あたり売上高推移の比較

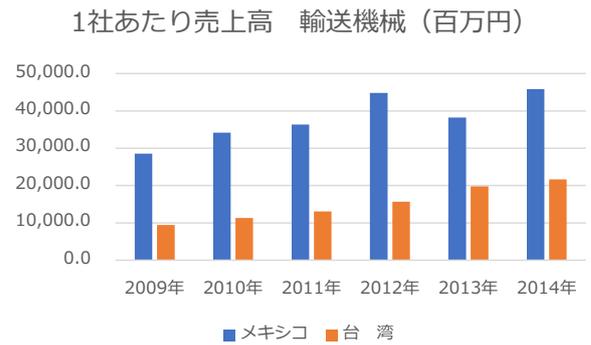
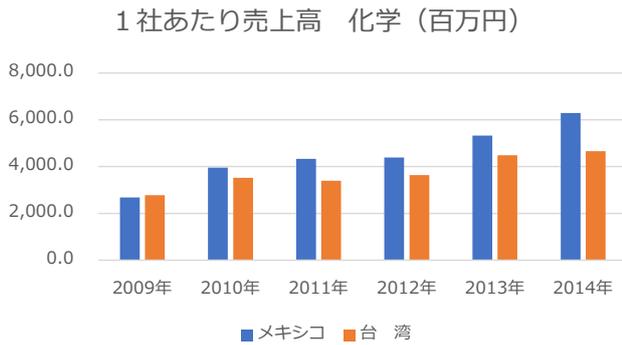
### 検討

マドリッド協定議定書加入年（2012年）の前後3年間（2009年-2014年）の化学工業、輸送機械製造業それぞれにおける1社あたり売上高のデータに着目し、マドリッド協定議定書加入年前3年間のトレンドが比較的似ていることを確認した。

次に、2009年-2011年の1社あたり売上高の平均値から、2012年-2014年の1社あたり売上高の平均値の伸び率を、以下のそれぞれについて算出した。比較対照は、データの充実度を考慮して、マドリッド協定議定書非加盟国・地域である台湾を選んだ。

- (1) メキシコ/化学 (2) メキシコ/輸送機械 (3) 台湾/化学 (4) 台湾/輸送機械

結果を以下に示す。



(年毎に、棒グラフは左から、メキシコ、台湾の順に記載)

2009-11から2012-2014 1社あたり売上高平均値の伸び率		
	メキシコ	台湾
化学	146.0%	132.0%
輸送機械	130.1%	168.9%

商標重要産業 (メキシコ 化学)の1社あたり売上高平均値の伸び率が146.0%であったのに対し、商標非重要産業(メキシコ 輸送機械)の1社あたり売上高平均値の伸び率は130.1%であった。メキシコでは、マドリード協定議定書加入を境として、商標重要産業 (化学)が、商標非重要産業 (輸送機械) より、売上高の伸び率が大きかったことを示唆するデータが得られた。

また、メキシコ (マドリード協定議定書加盟国) での商標重要産業 (メキシコ 化学)の1社あたり売上高平均値の伸び率が146.0%であったのに対し、台湾 (マドリード協定議定書非加盟国) での商標重要産業 (台湾 化学)の1社あたり売上高平均値の伸び率は132.0%であった。マドリード協定議定書加入を境として、メキシコでの商標重要産業 (化学) の売上高の伸び率が、マドリード協定議定書非加盟国の台湾の商標重要産業 (化学) の売上高の伸び率よりも大きかったことを示唆するデータが得られた。

今回の分析は、地域別・国別に集計されたデータのみで比較的簡便に行いうる方法を採用しており、あくまでも予備的、試行的に行ったものである。そのため、今回の分析結果には、サンプル構成の変化や各国・地域の産業に特有の事情などが影響している可能性がある点には注意が必要である。したがって、客観的なデータを用いた「CPTPP 知財章の導入が経済・知財保護環境に与える効果」を厳密に測定するためには、各国・地域、産業の違いに関する影響を取り除きつつ、分析対象企業を固定したうえでマドリード協定議定書加入前後の比較を行うなど、より詳細な分析が必要と考えられる。

以上